

2017 年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向
報 告 書

2018 年 3 月

公益財団法人 笹川平和財団

海 洋 政 策 研 究 所

ごあいさつ

地球表面の7割を占める海洋空間とその資源は、人類の共有財産です。地球上の人口が増加し続けるなかで、人間社会は、海洋への依存をますます強めています。しかし、他方で、その人間社会の旺盛な経済活動や生活が、海洋の環境や生態系に深刻な影響を与え、人類の大切な生存基盤を掘り崩しています。20世紀の後半になって、人間社会はようやくこれに気づき、海洋の総合管理と持続可能な開発に向けて、「海洋の管理」原則に基づく新海洋秩序の構築を企図する国連海洋法条約を採択（1982年、発効1994年）し、また、「持続可能な開発」原則とそのための行動計画「アジェンダ21」を採択（1992年）しました。

海洋は、水で満たされ、沿岸から沖合まで、即ち、各国の領域である領海、各国の主権的権利が及ぶ排他的経済水域、そしてその外側の公海まで、切れ目なく続いている一体的な空間です。「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」を実現するためには、国際的に構築された法的秩序や政策的枠組・行動計画に基づいて各国が互いに協調して必要な施策を実施することにより初めて実効性が担保されます。海洋に関する科学のさらなる推進、科学に基づく政策形成と実施、それらの取組みを国際的に展開するための外交努力が強く期待されます。各国は、国際的に合意した「海洋の総合管理と持続可能な開発」の枠組みの下で、自国の自然・社会・経済的特性を踏まえつつ、海洋の諸問題に取り組むことが求められているのです。

さて、ここで問題になるのは、主として陸域に依拠して発展してきた人間社会は、広大な海洋の諸問題に総合的に取り組むのは初めてであるということです。水で満たされた広大な海洋空間で「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」の取組みを進めるためには、海洋に関する自然科学・社会科学両面からの科学的知見、それを実施することを可能にする技術、それらを組み合わせる施策を効果的に実施する政策的ツールが必要です。しかし、これまで「海洋の自由」原則で海洋に対してきた人間社会には、「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」に必要な知識、経験、ノウハウはいずれも十分蓄積されていませんでした。すなわち、国際社会も、各国もこの取組みを手探りでスタートせざるを得ませんでした。

その時に期せずして始まったのが、各国の政策担当者、海洋各分野の専門家による国際会議の開催、そして、それぞれの海洋に関する政策・施策に関する発表・意見交換・情報共有でした。国際会議や個別の情報・意見交換を通じて先進的施策や先進事例が各国の海洋政策に広がっていき、海洋政策の実施が全体として進展してきたと言っても過言でないでしょう。「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」に関する取組は、ようやくその本格的実施段階の入り口に立った状況ですので、このような「お互いの良いところを学ぶ」ことの必要性は引き続き極めて大きいと思います。

さらに、「海洋の総合管理」や「持続可能な開発」に関する国際社会の動きも引き続き活発です。まずは2015年に様々な分野で大きな動きがありました。9月末には「国連持続可

能な開発サミット」の17の持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）の「パリ協定」採択などです。特に、「2030アジェンダ」が定める「持続可能な開発目標14 海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」は、中央・地方政府、国際機関、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学・学术界などすべての人々が参加して取り組むべき行動計画であり、海の豊かさを子孫に引き継いでいくために私たちは直ちに行動を起こさなければなりません。

2017年6月には「持続可能な開発目標14 海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」の実行について議論する国連ハイレベル「海洋会議」が国連本部で開催されました。同年11月には、ドイツ・ボンにてフィジーが議長国となり気候変動枠組条約第23回締約国会議（UNFCCC COP23）が開催されました。翌12月には、新しい国連決議が採択され「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）」の保全と持続可能な利用に関する法的文書を早期に作成するため、政府間会議を2018年から招集することが決まりました。また、わが国では、2017年度に第2期海洋基本計画の評価とそれを踏まえた第3期海洋基本計画策定に向けた議論が行われました。

2017年度報告書では、従来の各国の海洋政策動向の調査に加え、持続可能な開発目標14実施に係る国際動向と各国関連政策の比較分析、さらに主要国の海洋安全保障活動という重要な海洋政策課題を重点的に取り上げ、国ごとの取組みを比較分析し、これらのテーマごとに見られる傾向や地域的な特色を抽出することを試みました。この「各国及び国際社会の海洋政策の動向」に関する研究が、世界と日本における「海洋の総合管理」と「持続可能な開発」の推進に貢献することを願っています。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2018年3月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長 角南 篤

各国の海洋政策の調査研究

国際会議の共同開催・参画

(2018年3月現在)

研究体制

角南 篤	海洋政策研究所	所長	
寺島 紘士	海洋政策研究所	参与	
吉田 哲朗	海洋政策研究所	副所長	
古川 恵太	海洋政策研究所	海洋研究調査部	部長
倉持 一	海洋政策研究所	海洋研究調査部	主任研究員
小林 正典		同	上
角田 智彦		同	上
前川 美湖 [○]		同	上
高 翔	海洋政策研究所	海洋研究調査部	研究員
村上 悠平		同	上
藤井 麻衣		同	上
本田 悠介		同	上
黄 洗姫 ^{※1}	財団法人與時齋（ヨシゼ）研究委員		
樋口 恵佳 ^{※2}	東北公益文科大学公益学部 講師		

※1：外部執筆者（各国の海洋政策の調査研究プロジェクト）

※2：外部執筆者（各国の海洋政策の調査研究プロジェクト）

注：主任研究員、研究員、外部執筆者は氏名の五十音順、[○]印はチームリーダー

目次

ごあいさつ

研究体制

略語表

第1部 各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国の海洋政策と法制に関する研究	3
第2章 米国における海洋政策の動向	10
第3章 カナダ	18
第4章 欧州連合における海洋政策の動向	25
第5章 フランスにおける海洋政策の動向	35
第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向	46
第7章 中国における海洋政策の動向	53
第8章 韓国における海洋政策の動向	61
第9章 フィリピンの海洋政策の動向	69
第10章 太平洋小島嶼国の海洋政策の動向	76
第11章 持続可能な開発目標（SDG）14 実施に係る国際動向と 各国関連政策の比較分析	89
第12章 主要国の海洋安全保障活動	111

第2部 国際社会における海洋問題への対応

第1章 国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）準備委員会	129
第2章 国連 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第18会期	136
第3章 国連海洋会議（The Ocean Conference）	140
第4章 「私たちの海洋」（Our Ocean）会議	144
第5章 国連気候変動枠組条約第23回締約国会合（COP23）	147

参考資料編 目次

資料 1. 【中国】「一带一路」建設海上協力構想	157
資料 2. 【中国】全国海洋経済発展「第 13 次 5 か年」計画	167
資料 3. 【中国】「国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017 - 2025）」の印刷・配布に 関する農業部の通知	183

— 第 1 部執筆担当者 —

第 1 章	第 2 章～第 10 章執筆者
第 2 章	樋口 恵佳
第 3 章	藤井 麻衣
第 4 章	本田 悠介
第 5 章	前川 美湖
第 6 章	樋口 恵佳
第 7 章	高 翔
第 8 章	黄 洗姫
第 9 章	小林 正典
第 10 章	小林 正典、村上 悠平
第 11 章	藤井 麻衣
第 12 章	倉持 一

略語表

索引	略語	英	日
A	ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
B	BBNJ	marine Biological diversity of areas Beyond National Jurisdiction	国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ)
C	CBD	Convention on Biological Diversity	生物多様性条約
D	DOC	Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea	南シナ海における関係国の行動宣言
E	EEZ	Exclusive Economic Zone	排他的経済水域
F	FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
	FFA	Forum Fisheries Agency	南太平洋フォーラム漁業機関
	FPO	Framework for a Pacific Ocean Space	太平洋海洋空間枠組み
G	GEF	Global Environment Facility	地球環境ファシリティ
H	HLPF	United Nations High-level Political Forum on Sustainable Development	国連ハイレベル政治フォーラム
I	ICC	International Chamber of Commerce	国際商業会議所
	ICM	Integrated Coastal Management	沿岸域総合管理
	IHO	International Hydrographic Organization	国際水路機関
	IMB (ICC)	International Maritime Bureau	国際海事局 (ICC)
	IMO	International Maritime Organization	国際海事機関
	IOC(UNESCO)	Intergovernmental Oceanographic Commission (of UNESCO)	(ユネスコ) 政府間海洋学委員会
	IUCN	International Union for Conservation of Nature	国際自然保護連合
	IUU 漁業	Illegal, Unreported and	違法・無報告・無規制漁業

		Unregulated fishing	
L	LDCs	Least developed country	後発開発途上国
M	MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
	MPA	Marine Protected Area	海洋保護区
	MSP	Marine Spatial Planning	海洋空間計画
N	NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
	NDCs	Nationally Determined Contributions	自国が決定する貢献 (国別目標)
O	OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
	OWG (SDGs)	Open Working Group	作業部会 (SDGs)
P	PASO	Pacific Aviation Safety Office	太平洋航空安全事務所
	PIDP	Pacific Islands Development Program	太平洋島嶼開発プログラム
	PIF	Pacific Islands Forum	太平洋島嶼フォーラム
	PIFS	Pacific Islands Forum Secretariat	太平洋島嶼フォーラム事務局
	POA	Pacific Ocean Alliance	太平洋連合
	POC	Pacific Ocean Commissioner	太平洋海洋コミッショナー
S	SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
	SIDS	Small Island Developing States	小島嶼開発途上国
	SMPA (China)	Special Marine Protected Area	海洋特別保護区 (中国)
	SPC	Secretariat of the Pacific Community	太平洋共同体事務局
	SPREP	Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme	太平洋地域環境プログラム事務局
U	UNCLOS	United Nations Convention on the Law of the Sea	海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約)
	UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ)
	UNGC	United Nations Global Compact	国連グローバル・コンパクト
	UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物犯罪事務所
	USP	University of the South Pacific	南太平洋大学

V	VNRs	Voluntary National Reviews	自発的国家レビュー
W	WCPA (IUCN)	World Commission on Protected Areas	保護地域委員会 (IUCN)
	WCPFC	Western and Central Pacific Fisheries Commission	中西部太平洋まぐろ類委員会
	WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第 1 部

各国の海洋政策と法制に関する研究

第1章 各国の海洋政策と法制に関する研究

1. はじめに

第1部第2章～第10章においては、概ね以下の共通の構成をとり、対象である各国（米国、カナダ、欧州連合、フランス、オーストラリア、中国、韓国、フィリピン、太平洋小島嶼国）の海洋政策および法制度につき、横断的に総覧できるようにした。すなわち、1.海洋（基本）法令、2.海洋（基本）政策、3.海洋政策推進体制、4.領海等の管理（沿岸域総合管理を含む）、5.排他的経済水域（EEZ）等の管理、6.持続可能な開発目標14（SDG14）、7.海洋保護区、8.その他の重要政策（安全保障など）である。

以上の共通項目は、国連海洋法条約や持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的要請に対応するため、各国がこれまで取り組んできた、また今後の我が国において一層の取組みが必要な重要課題である。

これらの共通項目を元に、本章（第1章）は、上記共通項目に基づく各国の法制度一覧表（表1）を付した。各国の法制度一覧表は、上記共通の構成に基づき、各国担当の研究員等の協力を得て、これまで海洋政策研究財団（現：笹川平和財団海洋政策研究所）が出版してきた各年度報告書等を参考に作成された。「領海等の管理」とは、内水、領海及び接続水域を管理すること、「排他的経済水域（EEZ）等の管理」とは、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚を管理することをそれぞれ意味する。

このほか、例年の報告書にはなかった初の試みとして、2つの重要課題：SDG14（第11章）と海洋安全保障（第12章）を個別の章でとりあげ、各国政策の横断比較および国際動向の調査研究を行った。

以上のように各国の取組を整理・把握することは、今後の我が国における政策の立案に重要な示唆を与えるものと考えられる。

表1-1 各国の海洋政策の概要

	日本	米国	カナダ
1. 海洋(基本)法令	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令13547(2010): 下記省庁横断的の海洋政策タスク・フォース最終報告書に基づき基本的施策、国家海洋会議(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画(CMSP)等について規定。 大統領令13795(2017)「米国第一の海洋エネルギー戦略」 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋法(Ocean's Act)(1996): 基本理念、管轄海域、海洋管理戦略、水産海洋大臣の権利・義務・権能等について規定。
2. 海洋(基本)政策	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 21世紀の海洋の青写真(2004): 2000年海洋法に基づき設置された海洋政策審議会の最終報告書。 省庁横断的の海洋政策タスク・フォース最終報告書(2010) 国家海洋政策実施計画(NOC,2013) 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ海洋戦略(Canada's Ocean Strategy)(2002): 海洋法に基づき策定。 海洋行動計画(Ocean Action Plan)(2005): 海洋戦略実施のために策定。
3. 海洋政策推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 総合海洋政策本部(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参与会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家海洋会議(NOC): 国家海洋政策の実施計画立案、政策実施、総合調整等を行う。共同議長は環境会議議長、科学技術政策局長官、委員は海洋関連政府機関高官等。 省庁間海洋資源管理政策委員会、省庁間海洋科学技術政策等がNOCに対し助言支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 水産海洋省(DFO): 海洋法に基づき、連邦政府における海洋に関する主要な役割を担う。 カナダ水産閣僚協議会(CCFAM): 連邦政府及び州政府間の調整の場。
4. 領海等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない) 領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸域管理法(1972/1990): 州が沿岸域管理計画を策定、連邦政府が州に補助金交付。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が沿岸海域を含む管理計画を策定。 大統領令5928(1988): 領海を3海里から12海里に拡大。 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関が領海等を含む管理計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋法(Ocean's Act)(1996)第一部第4条～12条
5. 排他的経済水域(EEZ)等の管理(法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令5030: アメリカ合衆国排他的経済水域(1983) 沿岸海洋空間計画(CMSP)により地域計画機関がEEZ等を含む海域の管理計画を策定。 米国OCS石油・ガスをプログラム(2019-2024)(策定中) 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋法(Ocean's Act)(1996)第一部第13条～16条
6. 持続可能な開発目標14	<ul style="list-style-type: none"> SDG推進本部: 2016年5月、閣議決定により設置(内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする) 実施指針(2016): 推進本部において策定 	<ul style="list-style-type: none"> SDG実施のための省庁横断的のプロセスを設置(2015)。 	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発法(FSDS)(2008) カナダ連邦持続可能な開発戦略(FSDS): 2016年、第三次戦略(2016-2019)を発表。13の長期目標の一つ「健康な沿岸と海洋」の主管省庁は水産海洋省。
7. 海洋保護区(MPA)	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本計画 海洋生物多様性保全戦略(2011): 環境省策定 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令13158、国立野生生物保護区法(1966)、国家海洋サンクチュアリ法(1972)など個別法令に基づく。 国家海洋保護区センター(2000)による各MPA連携。 	<ul style="list-style-type: none"> 「カナダ海洋保護区ネットワークのための国家枠組み」(2011)
8. その他(特筆すべき政策等)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の北極政策(2015) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家海洋政策実施計画(2013): 生態系ベース管理の適用、最先端の科学情報の収集・活用・共有、効率性向上と協働促進、地域による取り組み強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月、大陸棚限界委員会に大西洋側の大陸棚の延長を申請(部分申請)

欧州連合	英国 (2016年度報告書から未更新)	フランス	ドイツ (2016年度報告書から未更新)
<p>海洋全般にわたる基本法令はなく、分野ごとにEU加盟国を拘束する法令を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業: 共通漁業政策 (EU規則、2013) ・海洋環境保護: 海洋戦略枠組指令 (EU指令、2008) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋及び沿岸アクセス法 (MCAA) (2009): 海洋管理機構 (MMO) の設立、海洋計画の策定、海洋における活動の許認可、海洋保護区 (MCZs) の指定等について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※海洋環境を包含した環境に関する法律として、「環境グルネルの実施に関するプログラム法律 (グルネル実施法1) (2009)」「環境のための国家の義務を定める法律 (グルネル実施法2) (2010)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋全般にわたる基本法令はない。
<p>EUのための統合的海洋政策 (2007)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋政策声明 (2011): MCAAに基づき策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋国家戦略青書 (2009) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋の持続的な利用と保護のための国家戦略 (国家海洋戦略) (2008) ・海洋開発計画: 統合的ドイツ海洋政策のための戦略 (2011)
<ul style="list-style-type: none"> ・海事・漁業総局 (DG MARE): 漁業分野 ・環境総局 (DG ENV): 海洋環境保護分野 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋管理機構 (MMO): MCAAに基づき設立された政策遂行型政府外公共機関、環境食糧地域省 (DEFRA) が運営管理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋関係閣僚委員会 (委員長: 首相)、海洋総合事務局 ・エコロジー・持続可能開発・エネルギー省 (MEDDE) ・海洋沿岸国民評議会 (CNML) が国家レベルの海洋政策諮問機関として設置される (2013) 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はない。 ※分野別に各省庁が所管する。
<ul style="list-style-type: none"> ※EU独自の領海・排他的経済水域等はない。 ・統合的沿岸域管理に関する勧告 (2002) ※法的拘束力なし。 ・海洋空間計画枠組指令 (2014) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東部沿岸及び東部沖合に関する海洋計画: 2011年より策定手続に入り2014年4月に採択、公表された。 ・南部沿岸及び南部沖合に関する海洋計画: 2013年より策定手続に入り2015-16年の採択を目指す。 ・領水管轄権法 (1878) ・領海法 (1987) 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域法 (Loi Littoral) (1986): 市町村 (communes) 中心の沿岸域管理 ※近年はグルネル法に基づき国主導で沿岸域総合管理が推進されている。 ・フランス領海の画定に関する法律 (1971) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合的沿岸管理のための国家戦略 (2006) ・ドイツ領海の拡張に関する連邦政府宣言 (1994): 領海幅員を12海里へ拡大。 ・連邦空間整序法 (2008最終改正): 各州が領土・領海に対する管轄権を有する。
<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域及び大陸棚の海域設定は、各加盟国が主権的権利を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大陸棚法 (1964) ・MCAA (2009): 排他的経済水域の設定について言及。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共和国の沖合の経済水域および生態系保護水域に関する法律 (1976) ・大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ (2013) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府宣言 (1964) で大陸棚を設定し大陸棚に関する権利についての暫定決定 (1964、1974改正)。 ・北海及びバルト海にドイツ排他的経済水域を設定する宣言 (1994) ・連邦空間整序法 (2008最終改正): 連邦が排他的経済水域に対する管轄権を有する。
<p>持続可能な欧州の未来に向けた次のステップ (2016)</p> <p>※EUの各政策と関連付けられており、主に、海事・漁業総局や環境総局、国際協力・開発総局が担当する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・多年度開発国際社会連帯政策法 (2014) ・SDGs達成のために持続可能な開発のための省庁代表者会議 (DIDD) 設置。 	
<p>海洋戦略枠組指令 (2008)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性・自然・景観回復法 (2016) ・フランス生物多様性庁 (AFB) 設立 (2017) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ブルー・エコノミー: 欧州2020戦略 (2010) に基づき、2012年に「ブルー成長 (Blue Growth)」戦略を採択。 ・北極政策: 「EU統合北極政策」 (2016) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウン・エステート法 (1964): 前浜の一部並びに領海の海底及びその下が王室財産であることを規定。 ・エネルギー法 (2004): 領海を超える海域を再生可能エネルギー海域 (REZ) として指定可能にすることを規定。 	<p>海洋再生可能エネルギーに関する研究報告書 (MEDDE他、2013) に法制度の整理がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海オフショア計画 (2013): 送電網に関する海洋空間計画 ・再生可能エネルギー法 (2014最終改正、EEG2.0): 洋上風力発電設備の設置目標が盛り込まれた

表1-2 各国の海洋政策の概要

	日本(再掲)	ロシア (2016年度報告書より未更新)	オーストラリア
1. 海洋(基本)法令	・海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。	・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海洋全般にわたる基本法令はない。 ※環境保護及び生物多様性保全法(EPBC法、1999)が、海洋における生物や生息域保護について規定。
2. 海洋(基本)政策	・海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。	・ロシア連邦海洋ドクトリン(2015)	オーストラリア海洋政策(AOP;1998): 海洋に関わる国家的指針を示す。
3. 海洋政策推進体制	・総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。 (内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理) 総合海洋政策本部に参加会議を設置。	・ロシア連邦政府海洋協議会: 海洋政策に関わる省庁・機関の代表、国営企業の代表等が参加し、海洋政策を協議。各機関の意思決定、協議、連絡調整の場として機能。	・環境エネルギー省、農林水産省、国防省、産業・イノベーション科学省、州・準州政府、漁業管理局、海上安全局など
4. 領海等の管理 (法令、計画等)	法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない) ・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・ロシア連邦の内水、領海、接続水域に関する連邦法(1998)	・沿岸(州管轄)水域(1980) ・オーストラリア連邦沿岸政策(1995) ・沿岸域総合管理のための国家的協働アプローチフレームワーク及び実施計画(2006) ・1973年海域および水没地法(SSL法)(1973、1990)
5. 排他的経済水域 (EEZ)等の管理 (法令、計画等)	・排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) ・排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない)	・ロシア連邦の排他的経済水域に関する連邦法(1998) ・ロシア連邦の大陸棚に関する連邦法(1995)	・EPBC法に基づく海洋バイオリージョン計画 ・南西部海域、北西部海域、北部海域、東南部海域、温帯東部海域、サンゴ礁海域の10か年管理計画案を公表(2012)
6. 持続可能な開発目標14	SDG推進本部: 2016年5月、閣議決定により設置(内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする) 実施指針(2016): 推進本部において策定		・環境エネルギー省による管轄(SDG14) ・環境とエネルギーに関する目標達成のためのオンライン事例集(Online Compendium)(2017~)
7. 海洋保護区(MPA)	・海洋基本計画 ・海洋生物多様性保全戦略(2011): 環境省策定 ・自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等		・連邦海洋保護区→海洋公園へ名称変更(2017) ・南東海域を除く各海洋区域ごとの海洋保護区管理計画案(2017、未承認) ・根拠法: EPBC法
8. その他 (特筆すべき政策等)	・我が国の北極政策(2015)	・2030年までのロシア港湾インフラ開発戦略(2010) ・2020年までのロシア連邦北極域開発および国家安全保障戦略(2013) ・ロシア連邦の海洋活動の国家管理に関する連邦法(2016年2月、ロシア下院に法案提出予定)	・北極圏戦略(2013)

ニュージーランド (2016年度報告書より未更新)	インド (2016年度報告書より未更新)	中 国	韓 国
・海洋全般にわたる基本法令はない。	・海洋全般にわたる基本法令はない。	海洋全般にわたる基本法令はない。 ※ただし、全人代に提出された「第13次5カ年計画(2016-2020)」(草案)には、「海洋基本法」を2020年までに制定することが明記された(2016年3月5日)。	海洋水産発展基本法(2002) 海洋水産発展基本計画、海洋水産発展委員会、基本的施策等について規定。
・海洋全般にわたる基本政策はない。	・海洋政策声明(海洋開発局、1982)	・全国海洋経済発展計画要綱(2008)に基づき、国家海洋事業発展第12次5カ年計画(2011-2015)を策定(2013)	第二次海洋水産発展基本計画(2011～2020):通称Ocean Korea 21。 海洋水産発展基本法第6条に基づき、10年個毎に見直し。 海洋水産発展施行計画
・主たる所掌機関:環境省、環境保護局、第一次産業省、環境保全省(DOC)、交通省、NZ海事局(MNZ)、広域自治体、国家海洋調整機関、ビジネス・イノベーション・雇用省(MBIE)、NZ石油・鉱物局	・首相直轄の海洋開発局が設立(1981):外務省、地球科学省、国防省(インド海軍、沿岸警備隊)、海運省、環境森林省、農業省、科学技術省、商工省	・国家海洋委員会:国家海洋発展戦略の策定、海洋の重大事項の調整等を行うため、2013年新たに設立 ・国家海洋局:従来からの海島管理、海域管理、海洋環境保護等に海洋警察、漁業管理等を加え、法執行機能を統一。	海洋水産部(2013年の省庁再編により発足。) 海洋水産発展委員会: 海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構。下位組織として海洋水産発展実務委員会を設置。
・NZ沿岸域政策声明(NZCPS)(1994、2010改訂) ・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977)	・全体を統括する法律はない。 ※環境保護法(1986)に基づき沿岸域における活動規則や各州の沿岸域管理計画が作成されている。 ・領海、大陸棚、排他的経済水域及びその他の海域法(1976)	・中国領海及び接続水域法(1992) ・中国海域使用管理法(2001):内水・領海における機能別の区画の設定、海域使用権等について規定 ・全国海洋機能区画(2011-2020)(第2期:2012策定) ・全国海洋主体機能区計画(2015) ・中国国家安全法(2015)	領海法(1977) 上記沿岸管理法は領海外側限界まで適用される。 領海および接続水域法
・領海、接続水域及び排他的経済水域法(1977) ・トケラウ(領海及び排他的経済水域)法(1977) ・排他的経済水域及び大陸棚(環境影響)法(2012)	・自国のEEZ内では、軍事演習だけでなく機器の設置も含め、沿岸国の同意が必要との立場。	・中国排他的経済水域及び大陸棚法(1998) ・全国海洋機能区画2011-2020(2012) ・全国海洋主体機能区計画(2015)には計画範囲にEEZ等を含む	排他的経済水域法(1996)、排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律(1996) 海洋環境管理法(2007年制定、2013年最終改訂)
/	/	・中国の持続可能な発展のための2030アジェンダに関するポジションペーパー(2016)	第3次持続可能開発基本計画(2016～2035年)
/	/	・海洋自然保護区管理弁法(1995) ・海洋特別保護区管理弁法(2010)	「海洋生態系の保全および管理に関する法律」(2007制定) 「海洋空間計画法」2018年中制定予定
・国家鉱物法(CMA)(1991) ・資源管理法(RMA)(1991):NZが管轄権を有する海域における資源管理に関する法律	・地球科学省を中心に、北極海への関心が高まっている。	・中国海島保護法(2009)に基づき、中国海島保護計画(2011-2020)策定(2012) ・海洋再生資源発展綱要2013-2016(2013) ・深海底底区域の資源探査開発法(2016) ・全国海洋経済発展13次5カ年計画(2017) ・中国の北極政策(2018)	

表1-3 各国の海洋政策の概要

	日本(再掲)	ブラジル (2016年度報告書より未更新)	フィリピン
1. 海洋(基本)法令	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本法(2007): 基本理念、海洋基本計画、基本的施策、総合海洋政策本部等について規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令1994年第1.265号(国家海洋政策に関する大統領令) 	<p>1935年憲法で管轄権海域を規定。基線法(1961年)で基線を確定、1968年、2009年と改正。</p>
2. 海洋(基本)政策	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本計画(2008、2013): 海洋基本法に基づき策定。5年毎に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令1980、2005年第5.377号改訂(国家海洋資源政策に関する大統領令) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家海洋政策(2004年)
3. 海洋政策推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 総合海洋政策本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・海洋政策担当大臣)による総合調整。(内閣官房総合海洋政策本部事務局が事務を処理)総合海洋政策本部に参加会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋資源省庁間委員会(CIRM)(1974) 国家環境審議会(CONAMA)(1981) 	<ul style="list-style-type: none"> 外務省 海事・海洋センター(MOAC)が関係省庁と連携して海洋政策を推進。
4. 領海等の管理 (法令、計画等)	<p>法律: なし。 指針: 沿岸域圏総合管理計画策定のための指針(2000) (具体的な沿岸域総合管理計画の策定は殆どない) ・領海及び接続水域に関する法律(1977)(領海等を総合的に管理するための法令、計画等はない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国家沿岸管理計画(1988): 法律1988年7.661号(国家沿岸管理計画に関する法律) 法律1993年第8.617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律) 	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸資源管理プロジェクト(1996-2004)を実施。 沿岸域管理法は2016年より国会で審議中。
5. 排他的経済水域 (EEZ)等の管理 (法令、計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(1996) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備に関する法律(2010) (排他的経済水域等を総合的に管理するための法令、計画等はない) 	<ul style="list-style-type: none"> 法律1993年第8617号(領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸に関する法律) 法律1989年第98145号(大陸棚調査計画に関する法律) 	<ul style="list-style-type: none"> 大統領令No.1599(1978)で規定。
6. 持続可能な開発目標14	<p>SDG推進本部: 2016年5月、閣議決定により設置(内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部長とする) 実施指針(2016): 推進本部において策定</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> MPOネットワークを200万haとする目標を掲げる。 フィリピン・ライズ海底のMPA指定構想中。
7. 海洋保護区(MPA)	<ul style="list-style-type: none"> 海洋基本計画 海洋生物多様性保全戦略(2011): 環境省策定 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法、種の保存法、文化財保護法、水産資源保護法、漁業法等 	/	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法(1998年)で沿岸域の15%を禁漁区に、海洋禁漁区戦略(2004)でサンゴ礁のある海域10%を禁漁海洋保護区とする目標を設定。
8. その他 (特筆すべき政策等)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の北極政策(2015) 		<ul style="list-style-type: none"> 南シナ海については、中国と二国間協議メカニズムを設定し、2018年2月に第2回会合を開催。

フィジー	キリバス	マーシャル諸島	
<ul style="list-style-type: none"> 海洋空間法 (Marine Spaces Act) (1978): フィジーの主権の及ぶ群島水域および領海ならびに排他的経済水域 (EEZ) の範囲を画定。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋区域 (宣言) 法 (Marine Zones (Declaration) Act) (1983): 基線から12カイリの範囲の領海および200カイリの範囲のEEZを定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 1984年に国家環境保護法 (NEPA) にて海洋・沿岸域を含む管理の法制度的枠組みを規定。 	
<ul style="list-style-type: none"> 緑の発展枠組み (Green Growth Framework) (2014): 環境の柱の下に「持続可能な島嶼および海洋資源 (Sustainable Island and Ocean Resources)」を位置づける。 	/	<ul style="list-style-type: none"> レイマンロック国家自然保護計画 (2008年) は海洋・沿岸環境保全に向けた具体的な施策を提示。 	
<ul style="list-style-type: none"> 海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はないが、戦略計画・国家開発・統計省が「緑の発展枠組み」を含む持続可能な開発に向けた取組みを主導している。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋分野を専門・総合的に所管する省庁はないが、漁業海洋資源開発省 (MFMRD) が、基線から3~11カイリの範囲の海域における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している一方、各島評議会が、基線から3カイリ以内の範囲における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋資源庁を設立を1997年に法制化し、海洋資源管理の推進体制を整備。 	
<ul style="list-style-type: none"> 海洋空間法 (Marine Spaces Act) (1978), 統合沿岸域管理枠組み (ICM Framework) (2011) 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋区域 (宣言) 法 (Marine Zones (Declaration) Act) (1983) 	<ul style="list-style-type: none"> 海域法 (1984) で規定し、その後、2016年に国連に追加の寄託を行っている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 海洋空間法 (Marine Spaces Act) (1978) 	<ul style="list-style-type: none"> 海洋区域 (宣言) 法 (Marine Zones (Declaration) Act) (1983) 	<ul style="list-style-type: none"> 海域法 (1984) で規定し、その後、2016年に国連に追加の寄託を行っている。 	
/	<ul style="list-style-type: none"> キリバス開発計画2016-2019 	<ul style="list-style-type: none"> アジェンダ2020で行動計画を規定。 SDG14に関連し、4件の任意的約束を表明している。 	
<ul style="list-style-type: none"> 漁業法 (Fisheries Act) 第9条: 漁業森林大臣が禁漁期の設定、漁獲可能なサイズ等に関する規則を制定することができる」と規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境法 (Environment Act) (2007) 第43条1項 	<ul style="list-style-type: none"> サメ禁漁区指定 (2011年) 自然保護区ネットワーク法 (2015) 制定 	
/	/	<ul style="list-style-type: none"> 国連会議で沈没観戦や不発弾、核実験による汚染等の問題を提起している。 	

第2章 米国における海洋政策の動向

米国は 19,924km の海岸線を有し、本土の 48 州と、飛び州のアラスカとハワイの 2 州、連邦直属の首都ワシントン D.C.から構成される。すべてが島で構成されるハワイ州は、8 つの島と 100 以上の小島からなる。さらに、海外領土としてプエルトリコ、アメリカ領サモア、グアム、ヴァージン諸島など多くの島嶼を所有し、全体の管轄海域（延長大陸棚を除く、領海、排他的経済水域（EEZ））の面積は約 1167 万 6600 km² である。人口は 3 億 2140 万人。

米国ではオバマ前大統領(2009年-2017年)による包括的な国家海洋政策が推進されてきたが、2017年1月20日に就任したトランプ大統領はエネルギー政策に重点を置いているため、関連する海洋政策に関して政策転換が注目される。

本章では、大統領の交替による政策転換の有無、持続可能な開発目標(SDGs)に関する政策、海洋保護区に焦点を当てる。

2018年3月現在、米国は国連海洋法条約（UNCLOS）を批准していないが、UNCLOS の下、1995年に採択された国連公海漁業協定は1996年8月に批准している。

1. 海洋（基本）法令

米国には基本となる海洋法は存在せず、個別の政策に応じて個別の法律が規定しており、1つの政策に複数の既存の法律が関連することも少なくない。例えば漁業に関してはマグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法 (MSA)¹を漁業管理の基本法とするが、ほかに持続可能な漁業法²(SFA)、絶滅の危機に瀕する種の保存に関する法律³ (ESA)、海産哺乳類保護法⁴(MMPA)、国家環境政策法⁵(NEPA)、沿岸域管理法⁶(CZMA)、大西洋まぐろ条約法⁷(ATCA)、違法・無報告・無規制漁業執行法⁸等の多くの法律⁹が漁業管理に関わっている。また、沿岸の生態系保全や海洋保護区の設定の根拠法としても利用される沿岸域管理法のように、複数の政策分野で利用される法律も少なくない。

¹ Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act (1976年制定) .

² Sustainable Fisheries Act (1996年制定).

³ Endangered Species Act (1973年制定).

⁴ Marine Mammal Protection Act (1972年制定).

⁵ National Environmental Policy Act (1969年制定) .

⁶ Coastal Zone Management Act (1972年制定).

⁷ The Atlantic Tunas Convention Act (1975年制定).

⁸ Illegal, Unreported, and Unregulated Fishing Enforcement Act (2015年制定).

⁹ “NOAA Fisheries, Laws & Policies “ <https://www.fisheries.noaa.gov/topic/laws-policies#magnuson-stevens-act> (2018年2月7日アクセス).

このような膨大な法律群は、大統領令(Executive Order, Presidential Memoranda)や大統領布告(Proclamations)等によって個別の政策に紐づけられ、実施されている。

2. 海洋（基本）政策

上述のように、個別の法律は大統領令等によって個別の政策に紐づけられ、実施される。

現在のアメリカの海洋政策は、オバマ前大統領による 2010 年の大統領令 13547¹⁰において示された国家海洋政策¹¹(NOP) に基づいて実施されている。同大統領令に基づく国家海洋政策は、沿岸域・海洋についての基本的施策、国家海洋会議¹²(NOC)の設置、沿岸海洋空間計画¹³(CMSP)等の推進事項を包括的に示したものである。その後国家海洋会議は、国家海洋政策の実施のために国家海洋政策実施計画¹⁴(NOPIP)、および国家海洋政策実施報告書¹⁵(2015 年) を公表している。

ただし現トランプ大統領は、海洋について安全保障や経済に関する領域であるとの認識を強く打ち出しており、これは環境保護や生物多様性の保全を積極的に進めてきたオバマ前大統領の姿勢とは大きく異なる。例えばトランプ大統領の大統領令 13795「米国第 1 の海洋・エネルギー戦略」は、オバマ前大統領のもとで行われた北極海や大西洋における海底資源開発規制、および過去 10 年間で設置された海洋保護区を見直すよう指示がなされている¹⁶。他の海洋政策に関する布告でも、環境保全や生物多様性の保全に関する言及は見られない¹⁷。

¹⁰ 同大統領令の元になった省庁間海洋政策タスク・フォース最終報告書については、笹川平和財団海洋政策研究所『平成 22 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書（参考資料編）』（2011 年 3 月）を参照のこと。

¹¹ National Ocean Policy. オバマ前大統領の一連の海洋政策については、笹川平和財団海洋政策研究所『2016 年度 総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向 報告書』（2017 年 3 月）30-42 頁参照。

¹² National Ocean Council

¹³ Coastal and Marine Spatial Planning

¹⁴ National Ocean Policy Implementation Plan (2013 年策定). at https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/national_ocean_policy_implementation_plan.pdf (2018 年 2 月 7 日アクセス).

¹⁵ Report on the Implementation of the National Ocean Policy (2015). at https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/docs/nop_highlights__annual_report_final_-_150310.pdf (2018 年 2 月 7 日アクセス)

¹⁶ Executive Order 13795 of April 29, 2017, “Implementing an America-First Offshore Energy Strategy”.

¹⁷ 例えばトランプ大統領は国家海洋月間のイベントの際に米国の海洋政策について言及しているが、EEZ を含む海洋における石油やガス田開発、風力や波力発電の可能性、海産物貿易、観光業等についての言及がなされる一方で、環境保全や多様性の保全についての言及はない。; “President Donald J. Trump Proclaims June 2017 as National Ocean Month” (2017 May, 31). at <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/president-donald-j-trump-proclaims-june-2017-national-ocean-month/> (2018 年 2 月 7 日アクセス).

3. 海洋政策推進体制

2. で触れたように、オバマ前大統領のもとで設立された国家海洋会議が国家海洋政策の政策調整および実施機関としての機能を担っている。

トランプ大統領のもとでは合衆国科学技術政策局において気候変動にかかわる人員の削減が行われており、これに伴って国家海洋会議の日常的な業務を担う局長が、合衆国科学技術政策局の自然災害レジリエンス局長補佐を兼務することになった¹⁸。

4. 領海等の管理（法令、計画等）

米国は1988年12月27日、大統領布告5928により、国際法に基づく基線から12海里の領海の設定を宣言しており¹⁹、設定した領海内において「1982年の国連海洋法条約の適用可能な条文に反映された国際法に基づき」無害通航権等の権利を享受する旨を宣言している。接続水域については、1999年9月2日の大統領布告7219により、基線から24海里の海域に設定している²⁰。

内水から領海に至る海域には、1972年の沿岸域管理法に基づき、沿岸各州が主体となり、沿岸域に関する沿岸域管理計画を策定し、実施してきた。1972年の沿岸域管理法の「沿岸域」とは、海岸線から3海里までの州の管轄水域および、海との関係の深い陸域を含む領域を指す²¹。

沿岸域管理法は以下3つの国家プログラムを準備しており、米国海洋大気庁(NOAA)²²の元で実施されている。①陸域と沿岸海域の管理計画の調整を行うための国家沿岸域管理プログラム²³、②汽水域研究のために領域を保全しておくための国家汽水研究保護制度²⁴の他、州と地方政府による、③沿岸・汽水域の所有権等の取得のための資金獲得を促す沿岸および汽水域の陸地保全プログラム（CELCP）²⁵などがある。

¹⁸ WHITE HOUSE Climate, energy jobs vanish at science office, E&E News (Friday, August 4, 2017) at <https://www.eenews.net/stories/1060058414> (2018年2月8日アクセス).

¹⁹ Proclamation 5928 of December 27, 1988 "Territorial Sea of the United States of America," 103 STAT. pp. 2981-2982.

²⁰ "Proclamation 7219—Contiguous Zone of the United States," September 2, 1999. Weekly Compilation of Presidential Documents Vol.35, Issue 35(September 6, 1999) pp 1684-1685. <http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=56452> (2018年2月8日アクセス) .

²¹合衆国では一定の権限を除き、沿岸3海里は州の権限に属する(例外に、テキサス州とフロリダ州、ルイジアナ州)。

²² National Oceanic and Atmospheric Administration

²³ National Coastal Zone Management Program.

²⁴ National Estuarine Research Reserve System.

²⁵ Coastal and Estuarine Land Conservation Program.

5. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）

米国は1983年の大統領布告5030²⁶により、200海里的EEZを、大陸棚については1953年の外縁大陸棚法²⁷により、海底とその地下資源の領有について定めている。

EEZにおける漁業については、マグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法等により規律される。管理と運用は、NOAAの漁業部、およびマグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法によって設置された8つの地域漁業管理委員会、および3つの州横断的漁業管理委員会が共同で行っている²⁸。

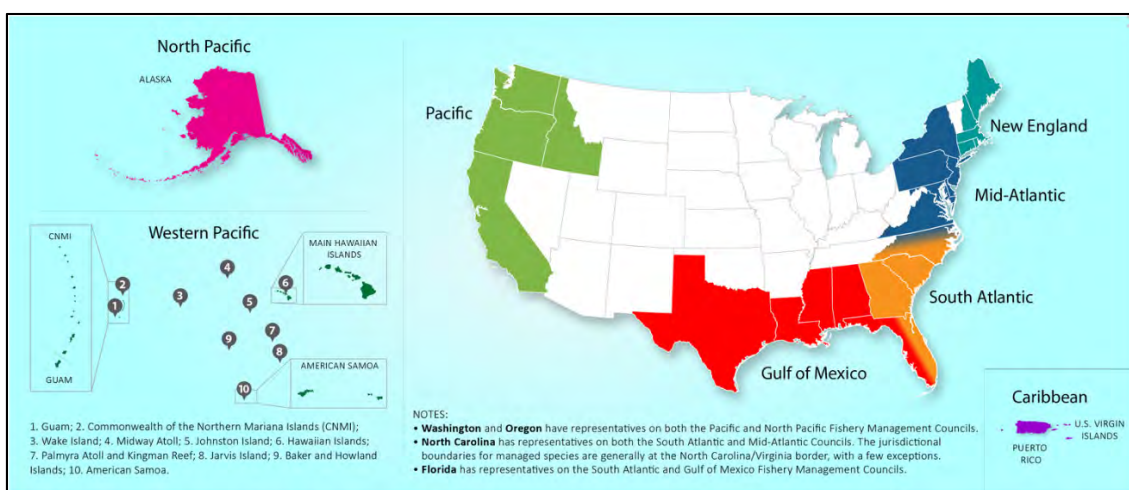


図1: 米国の地域管理漁業委員会（出典：連邦地域漁業管理委員会ウェブサイト²⁹より）

EEZにおける地下資源の開発については、2016年11月18日に公表された「米国OCS石油・ガスリース・プログラム(2017-2022)」に基づき、連邦内務省海洋エネルギー管理局(BOEM)が開発の管理運営を行っている³⁰。このような国家による資源採掘プログラムは、各段階で国家環境政策法に規律される環境影響評価が行われる。

²⁶ Proclamation 5030 of March 10, 1983 "Exclusive Economic Zone of the United States of America" 97 STAT. 1557-1558.

²⁷ Outer Continental Shelf Lands Act of 1953, as amended through P.L. 113-67, Enacted December 26, 2013.

²⁸ "Fisheries Management in the United States" at <https://www.fisheries.noaa.gov/insight/fisheries-management-united-states> (2018年2月8日アクセス).

²⁹ <http://www.fisherycouncils.org/> (2018年2月8日アクセス).

³⁰ "National OCS Oil and Gas Leasing Program" at <https://www.boem.gov/National-OCS-Program/> (2018年2月8日アクセス).

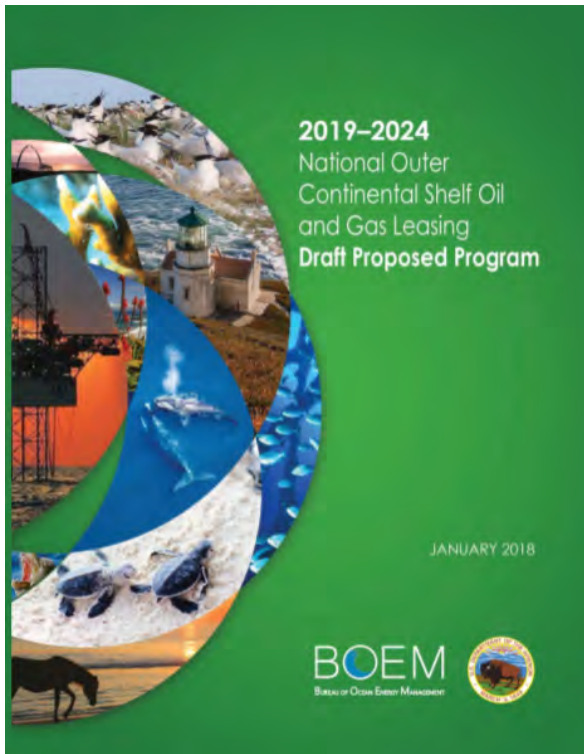


図 2: BOEM による見直し計画草案

トランプ大統領は、前述の大統領令 13795「米国第 1 の海洋・エネルギー戦略」に基づき、オバマ前大統領が退任直前に公表した「米国 OCS 石油・ガスリース・プログラム(2017-2022)」の見直しを連邦内務省海洋エネルギー管理局 (BOEM) に求めている。連邦内務省海洋エネルギー管理局はこの大統領令を受け、同プログラム(2017-2022)に置き換わるプログラムとして、新たに「米国 OCS 石油・ガスリース・プログラム(2019-2024)」を策定している。2018 年 1 月 4 日にはこの見直し計画草案³¹が公表されているが、オバマ前大統領の元では大陸棚の約 94%で禁止されていた石油・ガス採掘が、米国の主張する大陸棚のほぼ全域で可能となる可能性がある。

6. 持続可能な開発目標 14

米国は、持続可能な開発目標(SDGs)の実施のために、省庁横断的なプロセスを設置し、取組みを進めている³²。国内の取組みについての国家戦略や取組みを示すためのウェブサイトが設置されており、そこで目標ごとの取組や達成状況を確認することができる³³。

持続可能な開発目標の中の目標 14 については、IUU 漁業対策および漁業管理に関する取組みが主眼とされており³⁴、中でも米国は国連食糧農業機関 (FAO) の枠組みの下で行われる寄港国措置に関する運用で主導的な立場を築いているとされる³⁵。

ただし前述のウェブサイトにおいては、目標 14 に関して取組みに関するデータは、2018

³¹ Draft Proposed Program, 2018 Jan, 4. at <https://www.boem.gov/NP-Draft-Proposed-Program-2019-2024/> (2018 年 2 月 8 日アクセス)。

³² Gearing up for the Post-2015 Agenda: Will we be ready to hit the ground running? (June 30, 2015) at <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/8021Implementing%20the%20Post-2015%20Agenda.pdf> (2018 年 2 月 8 日アクセス)。

³³ <https://sdg.data.gov/> (2018 年 2 月 8 日アクセス)。

³⁴ <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/24229usa.pdf> (2018 年 2 月 8 日アクセス)

³⁵ *Id.*

年月上旬の時点で2種類しか公表されていない(14.4.1 漁業資源の配分、14.5.1 海洋保護区)。

7. 海洋保護区 (MPA)

米国の海洋保護区 (MPA) は1700カ所以上に上り³⁶、面積は2016年の時点で320万km²である。MPAのうち85%は多目的利用が許可されている一方で、商業漁業は80%の区域で禁止される³⁷。

米国には「海洋保護区」という区域を個別に指定する制度はなく、7種の保護・規制区域を海洋保護区としている。よって米国では、13の海洋サンクチュアリ (Marine sanctuary)、28の国家汽水調査区域 (National estuarine research reserves)、国立公園等を全て含めて「海洋保護区」と呼ぶ。このため関係法令は多岐にわたり、大統領令13158³⁸ (MPA設置推進)のほか、国家海洋サンクチュアリ法³⁹、国立野生生物保護区法⁴⁰、国立公園局設置法⁴¹、マグナソンスティープンス漁業保存法、沿岸域管理法等が制度の根拠となっている。

各保護区域の設置は個別の法律に基づいており、保護区によって管理責任者が異なる。例えばNOAAは、国家汽水研究保護制度(沿岸域管理法)や国家海洋サンクチュアリ制度(国家海洋サンクチュアリ法)等を、内務省は国立公園局(国立公園局設置法)や海洋国家モニュメント(遺跡保存法)等を担当する(表1参照)。

表1: 米国のMPA管理者 NOAA ウェブサイト⁴²より筆者作成

区分	運用主体	運用制度・体制	根拠法
連邦 (Federal) MPA	商務省 (NOAA)	国家汽水研究保護制度 (National Estuarine Research Reserve System)	沿岸域管理法
		国家海洋サンクチュアリ制度 (National Marine Sanctuary System)	国家海洋サンクチュアリ法

³⁶ Framework for the National System of Marine Protected Areas of the United States of America (2015), p. 1.

³⁷ “Status of U.S. Marine Protected Areas”, National Marine Protected Center - <https://marineprotectedareas.noaa.gov/aboutmpas/status-of-usa-mpas-2016.html> (2018年2月8日アクセス).

³⁸ Executive Order 13158 of May 26, 2000.

³⁹ National Marine Sanctuaries Act (1972、最終改正 2000).

⁴⁰ National Wildlife Refuge System Administration Act of 1966 (1966、最終改正 1997).

⁴¹ National Park Service Organic Act (1916).

⁴² “MPA Programs” at <https://marineprotectedareas.noaa.gov/aboutmpas/programs/> (2018年2月8日アクセス).

		国家海洋漁業局 (National Marine Fisheries Service)	マグナソン-ステイ ーブンス漁業保存・ 管理法
	内務省	国立公園局 (National Park Service)	国立公園局設置法 (National Park Service Organic Act)
		国立野生生物保護区制度 (National Wildlife Refuge System)	国立野生生物保護 区改善法 (National Wildlife Refuge System Improvement Act)
NOAA と内務 省の共同	海洋国家モニュメント (Marine National Monuments)	遺跡保存法 (Antiquities Act)	
州・テリトリー (State, Territorial)MPA	州・テリトリー 政府	沿岸域管理計画	沿岸域管理法
		州水中文化財	州水中文化財法 (State Submerged Cultural Resources Laws)
部族 (Tribal)MPA	部族	個別の権利に基づく管理	大統領令 13175 (2000)など

2000年には、大統領令 13158に基づき、米
国海洋大気庁(NOAA)と内務省との協力体制
の元で、各 MPA の連携強化のために「国家海
洋保護区センター」が設立された。国家海洋保
護区センターは米国海洋大気庁(NOAA)の国
家海洋サンクチュアリ局の中に設置されてお
り、連邦・州・テリトリー・部族の計画に対
して海洋保護区のデザインや管理の改善を行
ったり、各計画の連携を支援したり、海洋保護
区の周知のための広報活動などを行っている⁴³。

米国では以上のように海洋保護区設置に関
する一連の取組みがなされてきたが、2017 年
4月28日の大統領令 13795「米国第1の海洋・



図3：国家海洋保護区センターイメージ図
(出典：国家海洋保護区センターHP)

⁴³ National MPA Center, <https://marineprotectedareas.noaa.gov/aboutmpas/mpacenter/>
(2018年2月8日アクセス).

エネルギー戦略」では、合衆国商務省に対して、内務省がエネルギーや鉱物資源に対する保護区設置の影響を検討し終えるまでは、国家海洋サンクチュアリ法の下での国家海洋サンクチュアリの設置を控えるよう求めている。さらに商務省は、防衛省、内務省、合衆国国土安全保障長官との協議のもとで過去 10 年で設置されたすべての国家海洋サンクチュアリ、海洋国立モニュメントについて見直し(review)を行うことが求められ、このような見直しにあたっては、これら海洋保護区の管理にかかるコストや、エネルギーや鉱物資源開発に対する影響などを考慮するものとされている。

8. パリ協定からの脱退意思の表明

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において採択された「パリ協定」は、その前文において生態系の重要な一部として海洋に触れるなど、海洋政策にとっても重要な国際文書であり、協定の実現担保のために各国に NDCs⁴⁴の提出を求め、その実施状況について 5 年毎の国連への報告義務を課すなどの画期的なシステムも含んでいる。パリ協定は米中をはじめとした各国の積極的批准により、わずか 1 年足らずで 2016 年 11 月 4 日に発効にこぎ着けたが、2017 年 6 月 1 日、トランプ大統領はパリ協定からの脱退意思を表明した。

パリ協定は、第 28 条(1)において「締約国は、この協定が自国について効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定から脱退することができる」と定めており、第 28(2)によれば通告から一年を経過すると脱退通告の効力が発生する。米国が正式に脱退の通告を行うことができるのは 2019 年 11 月 4 日以降となり、脱退の完了は最短での 2020 年 11 月 4 日となる。

トランプ大統領はパリ協定からの脱退意思表明にあたって、米国の参加形式について再交渉をする意思がある旨を表明していた。これに対して気候変動枠組条約事務局は、「パリ協定は 195 カ国の締約国によって署名され、146 カ国および EU によって批准された歴史的な条約であり、単独の締約国の要請に基づいて再交渉が許されるものではない」と声明を出している⁴⁵。

⁴⁴ Nationally Determined Contributions、パリ協定 4 章 2 節により締約国が登録を求められている。

⁴⁵ “UNFCCC Statement on the US Decision to Withdraw from the Paris Agreement” at newsroom.unfccc.int/unfccc-newsroom/unfccc-statement-on-the-us-decision-to-withdraw-from-paris-agreement/ (2018 年 2 月 8 日アクセス)。

第3章 カナダ

カナダは大西洋、北極海、太平洋という3つの海に囲まれた海洋国家であり、海岸線の長さ約2,440,000 km（世界第1位）、管轄海域（延長大陸棚を除く、内水、領海、排他的経済水域（EEZ））の面積は約6,000,000 km²に達する。人口は約3670万人（2017年時点）である。

カナダは連邦制（10州、3準州¹）であり、立憲君主制（英連邦）の下、議会制民主主義をとっており、連邦議会は上院と下院（二院制）で構成されている。連邦議会は、下院を基盤とし下院に対して責任を負う首相とその内閣が行政を担う。国王（英女王）の代理たる総督は、首相の助言によりその権限を行使する。

カナダでは単一の憲法典はなく、1867年憲法法をはじめとする複数の法令や習律・慣習（書かれざる憲法）が、カナダの政府の基本的な在り方を定めている。

カナダは国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国（2003年11月批准）である。

1. 海洋基本法令－海洋法

カナダの海洋法制及び政策の中心に位置するのが、1996年制定、翌年より施行された「海洋法²」である。海洋法は全109条から成る包括的な法律であり、前文で海洋管理に係るカナダ政府の理念を示したうえで、カナダの管轄海域（第1部）、海洋管理戦略（第2部）、水産海洋大臣の権限・義務・機能（第3部）について規定している。第1部では、UNCLOSの規定に沿う形でカナダの管轄する海域の範囲を定義し、領海（基線から12海里）以外に、接続水域（領海の外12海里）、排他的経済水域（基線から200海里）、大陸棚（基線から200海里又は大陸棚の外縁、いずれか広い方）を設定した。第2部では、カナダの国家海洋戦略の基本原則として①持続可能な開発、②総合的管理、③予防的アプローチの3つを掲げ、水産海洋大臣に対し、統合管理戦略の策定を義務付けている（第29条及び第31条）。また、第3部では、海洋全般を主管する水産海洋大臣に、連邦議会在権限を有し且つ他省庁に権限が与えられていない海洋関連のすべての事項に権限・義務・権能を有することなどが定められた。

海洋法制定以前から、カナダには「領海及び漁業海域法³」や「漁業法⁴」などの個別法は存在したが、海洋法の制定により、これまで個別の機関が実施していた海洋政策に対して共通指針が提示され、海洋問題を統合的に捉えられるようになった。

¹ オンタリオ州、ケベック州、ノヴァ・スコシア州、ニュー・ブランズウィック州、プリンス・エドワード・アイランド州（以上、大西洋沿海諸州）、マニトバ州、ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、アルバータ州（以上、西部諸州）、ニューファンドランド&ラブラドル州、ユーコン準州、ノースウェスト準州、ヌナヴト準州

² Oceans Act, S.C.1996, c.31 (1996年制定)

³ Fisheries Act, R.S.C., 1985, c. F-14 (1985年制定)

⁴ Territorial Sea and Fishing Zones Act, R.S., c. T-7, s. 1.(1970年制定)

2. 海洋基本政策

海洋法第2部の規定を受け、2002年、河口、沿岸、海洋における生態系管理のための構想、原則、政策目標を示すものとして「カナダ海洋戦略⁵」が発表された。同戦略において、カナダ政府は、統合的アプローチによる海洋のガバナンスを約束し、海洋環境の保護と理解、持続可能な経済的機会の支援、国際的リーダーシップの提供に関する政策を支援していくことを示している。

2005年には「海洋行動計画⁶」を公表し、4つの柱として①国際リーダーシップ、主権及び安全保障、②持続可能な開発のための統合的海洋管理、③海洋の健康、④海洋科学と技術の4つの柱を掲げた。この4つの柱は、2016年に発表された「海洋保護計画 (Ocean Protection Plan)」にも共通している⁷。

海洋行動計画では、2005年から2007年までをフェーズ1と位置づけ、18件の省庁横断のイニチアチブ実施等のために2,850万カナダドルを拠出した。予定されていたフェーズ2は政権交代により実施されず、海洋資源の管理及び保全のための拠出は、2007年から2014年3月までは国家水戦略の下の「海洋の健康プログラム (HOTO)⁸」において実施された。2014年5月には新たに5か年の「国家保全計画⁹」が公表され、海洋・沿岸域保全に対する3,700万カナダドルの拠出が表明された。

3. 海洋政策推進体制

海洋法に基づき、連邦政府における海洋に関する主要な役割は水産海洋省 (DFO)¹⁰が担う。水産海洋大臣は、各連邦機関・州・準州政府、先住民団体等と協力して、河口・沿岸・海洋の生態系管理のための国家戦略を策定し実施するために主導的役割を負う (同29条)。DFOを含めて30の省庁・機関が海洋関連活動を所管しており、それらを合計したおおよその予算額は38億カナダドル/年であるとされている (2009年時)。

5つのテーマ (①主権、海洋安全保障、領土保全、②経済発展、貿易、海外援助、③健康と環境、④輸送、⑤不動産と供給サービス) ごとの関連省庁・機関は以下の通り¹¹。

⁵ Canada Ocean Strategy, <http://waves-vagues.dfo-mpo.gc.ca/Library/264675.pdf> (2018年3月1日アクセス)

⁶ Ocean Action Plan, <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/publications/oap-pao/index-eng.html> (2018年3月1日アクセス)

⁷ 同計画において、カナダ政府は海洋安全保障、海洋生態系保全・回復、先住民社会との共同管理等のために15億ドルを拠出すると発表した。

⁸ Health of the Oceans Programme.

⁹ Natural Conservation Plan.

¹⁰ Department of Fisheries and Oceans

¹¹ The Role of the Canadian Government in the Ocean Sector, Appendix 1, <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/publications/cg-gc/index-eng.html> (2018年3月1日アクセス)

表 1：カナダにおける海洋政策推進体制

全般	水産海洋省
① 主権 海洋安全保障 領土保全	外務及び国際貿易省 (Department of Foreign Affairs and International Trade)、法務省 (Department of Justice)、国防省 (The Department of National Defence)、水産海洋省等
② 経済発展 貿易 海外援助	産業省 (Industry Canada)、先住民及び北部開発 (Indian and Northern Affairs Canada)、農業及び農作物省 (Agriculture and Agri-Food Canada)、天然資源省 (Natural Resources Canada)、水産海洋省 (漁業) 等
③ 健康 環境	保健省 (Health Canada) (水産物の消費)、環境省 (Environment Canada) (環境)、先住民及び北部開発省 (北極環境) 等
④ 輸送	交通省 (Transport Canada) (海事セクター) 等
⑤ 不動産 供給サービス	公務及び政府庶務省 (Public Works and Government Services Canada) 等

(公開情報を基に著者作成)

海洋及び海洋資源の管理については、連邦政府が広範な権限を有しているが、州政府も重要な役割を担っている。連邦政府と州政府の権限配分は 1867 年憲法に定められており、連邦が海洋に関して排他的権限を有する事項としては漁業、航行、安全保障等に関する事項が明記されており (第 91 条)、州政府が排他的権限を有する事項としては教育、財産・市民権、州内の天然資源等があげられている (第 92 条)。

海洋法において、領海に対して州法の適用を認める (第 9 条) など、資源開発に関する権限配分が必ずしも明確でなく、大陸棚の開発の権限をめぐって連邦と州で対立が生じたが、判例によって、一部の例外を除き、低潮線以遠の領海と海底 (大陸棚) に関する権限は連邦政府にあることが示された¹²。

4. 管轄海域の管理

(1) 領海・接続水域・排他的経済水域等の管理

前述した海洋法が、国連海洋法条約及び国家実行に整合的かつ既存の管轄海域に関する制定法を束ねる形で、領海とともに接続水域・排他的経済水域・大陸棚に関する管轄権を設定し、元となる基線を明確にしている。領海・接続水域に関しては、領海は基線から 12 海里、接続水域は領海の外 12 海里とすることが定められており (海洋法第 4 条から第 12 条)、排他的経済水域に関しては、基線から 200 海里とすることが定められている (同 13 条から 16 条)。基線については、カナダは大西洋・北極海・太平洋の 3 つすべての海域において直線基線方式を採用し領海の範囲を測定しており、具体的な基点経緯度は海洋法の下に位置

¹² 田中祐美子「第 2 章カナダ」海洋政策研究財団『平成 18 年度各国及び国際社会の海洋政策の動向』22-23 頁。

づけられる2つの領海地理座標指令¹³によって定められている。

(2) 総合的管理

カナダ政府は、海洋法、海洋戦略及び海洋行動計画に基づき、2005年より広域海洋管理海域（LOMAs）¹⁴を設定し、海洋の統合的管理を実施している。LOMAsはカナダの5つの大規模海域¹⁵に設定され、各LOMAは総合的管理計画地域調整委員会等の組織などを通して、連邦政府、州政府、専門家、海洋産業セクター、先住民団体などが共同でガバナンスに関与する仕組みが整えられている¹⁶。2017年までに、5つすべてのLOMAで総合的管理計画が策定・公表された。

5. 持続可能な開発目標 14

(1) 持続可能な開発目標の実施体制

カナダは2008年より3年ごとに「カナダ連邦持続可能な開発戦略(FSDS)¹⁷」を策定・公表しており、2016年には第三次戦略となる2016-2019年FSDS¹⁸を公表した。FSDSはカナダが「国連持続可能な開発目標（以下、SDGs）」を実施するための基礎であるとされ、SDGs達成のためのカナダの13の野心的(aspirational)長期目標とそのための優先事項や具体的施策等が示されている。

なお、カナダは2008年に「持続可能な開発法(FSDA)¹⁹」を制定しており、同法が上記戦略の根拠法となっている。

持続可能な開発やSDGs全体を管轄するのは環境気候変動省²⁰であるが、FSDSでは、持続可能な開発は政府全体で取り組むものとし、ほかの省庁（Financial Administration Act Schedule Iに掲載されている省庁）に対してFSDSに基づく持続可能な開発戦略の策定や環境気候変動省との協力が定められている。

2016-2019年FSDSでは、SDGsを踏まえてカナダの13の野心的長期目標が掲げられ、それぞれの主管省庁が定められている。その中には「健康な沿岸と海洋」（主管省庁は水産海洋省）も含まれる。「健康な沿岸と海洋」を達成するための優先事項として、海洋保護区

¹³ The Territorial Sea Geographical Coordinates (Area7) Order, S.O.R.85-872(1985年制定), The Territorial Sea Geographical Coordinates Order, C.R.C., c 1550 (1978年制定)

¹⁴ Large Oceans Management Areas

¹⁵ 大西洋北岸、ボーフォート海、セントローレンス湾、スコティア大陸棚東部、プラセンティア湾及びグランドバンクスの5海域。

¹⁶ Policy and Operational Framework for Integrated Management of Estuarine, Coastal and Marine Environments in Canada, <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/publications/cosframework-cadresoc/page01-eng.html> (2018年3月1日アクセス)

¹⁷ A Federal Sustainable Development Strategy for Canada

¹⁸ <http://fsds-sfdd.ca/index.html#/en/goals/> (2017年10月18日アクセス)

¹⁹ Federal Sustainable Development Act, <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-8.6/page-1.html> (2017年10月18日アクセス)

²⁰ Ministry of Environment and Climate Change

(MPA) の指定、汚染からの保護、持続可能な漁業（科学に基づく予防的アプローチ・生態系に基づくアプローチの適用、地方・先住民漁業・遊漁への支援強化等）、海洋・淡水科学への支援強化などを挙げている。

(2) 持続可能な開発目標 14 に関する具体的取り組み

2017 年 6 月に米国ニューヨークの国連本部で開催された国連海洋会議では、セネガルとともにカナダ水産海洋大臣がパートナーシップダイアログ 4（持続可能な漁業）の共同議長を務め、漁業を持続可能にすることはカナダ政府の優先課題の一つであると述べた²¹。

カナダ政府は、SDG 目標 14 に関連して、FSDS で定める野心的長期目標「健康な沿岸と海洋」において、短期目標(milestone)と中期目標(target)を定めており、短期目標については①2017 年までに 5%の沿岸・海洋域を保護域及びその他の実効的なエリアに基づく保全措置を通して保全する、②2016～2019 年にカナダの海洋投棄サイトをモニタリングし、そのうち高割合のサイトが持続的に利用されるよう確保する、中期目標については③2020 年までに 10%の沿岸・海洋域を保護域及びその他の実効的なエリアに基づく保全措置を通して保全する、④2020 年までにすべての水産物を持続可能に、法的に且つ生態系に基づくアプローチで管理及び漁獲する（2015 年時点では 96%）ことを目標に掲げている。カナダ政府は、国連海洋会議のウェブサイトにおいて計 17 件の自発的約束を登録している²²。また、カナダ政府は 2018 年に国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において自発的国定レビュー(VNRs)²³を受ける予定である。

6. 海洋保護区 (MPA)

2011 年、カナダ水産閣僚協議会²⁴が「カナダ海洋保護区ネットワークのための国家枠組み²⁵」を公表した。

カナダは、海洋保護区の定義として、国際自然保護連合(IUCN)保護地域委員会(WCPA)の定義²⁶を採用し、「自然とそれに伴う生態系サービス・文化的価値の長期的保護を目的として、法的に若しくは他の効果的手法により認可、奉仕及び管理される、明確に定義された地理的範囲」と定めている。また、「海洋保護区ネットワーク」も、IUCN の定義を採用し、「単独の MPA では為しえない生態的目標をより効果的・総合的に達成できる MPA のグル

²¹https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/24294LeBlanc_FINAL_ENGLISH_ONLY.pdf (2017 年 10 月 19 日アクセス)

²² <https://oceanconference.un.org/commitments/> (2017 年 10 月 19 日アクセス) 2018 年 2 月現在、世界中から 1420 件の登録あり。

²³ Voluntary National Reviews、国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダで実施することが要請されている国家が主導する取組みについての評価（79 節）、HLPF にて報告が義務付けられている（84 節）。

²⁴ the Canadian Council of Fisheries and Aquaculture Ministers

²⁵ National Framework for Canada's Network of Marine Protected Areas, Government of Canada. 2011. National Framework for Canada's Network of Marine Protected Areas. Fisheries and Oceans Canada, Ottawa. 31 pp.

²⁶ Dudley, N. (Editor). 2008. Guidelines for Applying Protected Area Management Categories. Gland, Switzerland:IUCN. x + 86pp. (<http://data.iucn.org/dbtw-wpd/edocs/PAPS-016.pdf>).

ープであり、社会経済的利益のためのネットワークも含まれる」と定めている。

カナダの海洋保護区は、水産海洋省が所管する①海洋保護区（海洋基本法）、環境気候変動省が所管する②野生生物区と③渡り鳥サンクチュアリ、環境気候変動省の下に設置されている国立公園管理局²⁷が所管する④海洋保全区（カナダ海洋保全区法²⁸）、⑤州レベルの保護区がある。これに加えて、⑥保全のために有効なその他のエリア（OEABCMs²⁹）も下記の数値目標の達成に用いられる³⁰。

カナダ政府は、①2017年までに5%、②2020年までに10%の沿岸・海洋域を保護域及びその他の実効的なエリアに基づく保全措置を通して保全することを目標に掲げている³¹。

カナダ水産海洋省のウェブサイトによると、2017年10月28日時点で、カナダの海洋保護区の面積はおよそ300,200平方キロメートル、全海洋沿岸域の5.22%となり、カナダ政府は短期目標を達成した³²。

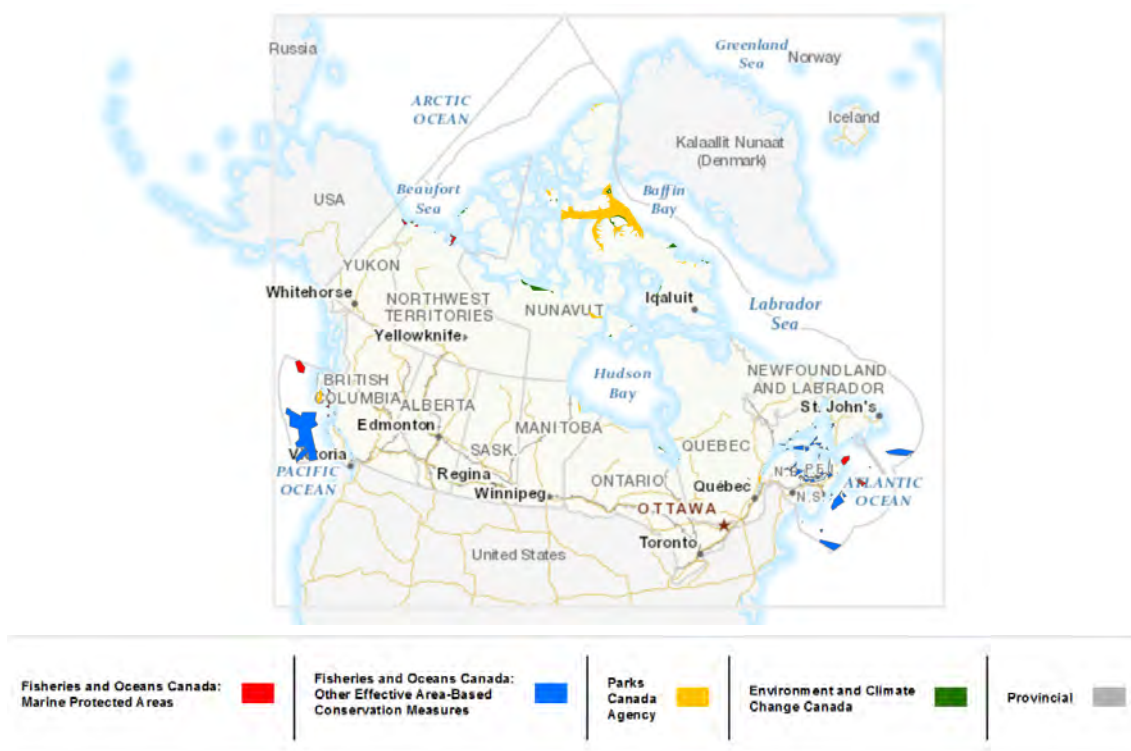


図1：カナダにおける保護された海域マップ（最終修正2017年11月17日）³³

²⁷ Parks Canada

²⁸ Canada National Marine Conservation Areas Act, S.C. 2002, c. 18 (2002年制定).

²⁹ Other Effective Area Based Conservation Measures

³⁰ <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/publications/mct-ocm/five-cinq-eng.html> (2017年11月28日アクセス)

2016年6月、カナダ政府は目標達成のための5点計画の一つとしてOEABCMsの強化をあげた。

³¹ <http://fsds-sfdd.ca/index.html#/en/goals/>, p.38 (2017年11月28日アクセス)

³² <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/oeabcm-amcepz/refuges/index-eng.html> (2017年11月28日アクセス)

³³ <http://www.dfo-mpo.gc.ca/oceans/maps-cartes/conservation-eng.html> (2018年3月1日アクセス)

7. その他（特筆すべき政策等）

(1) 大陸棚延長申請

カナダは、申請期限直前の 2013 年 12 月、大陸棚限界委員会に大西洋側の大陸棚の延長を申請した（部分申請）³⁴。これに対して、フランスより、大西洋沿岸に位置するフランス海外領であるサンピエール島及びミクロン島周辺の海域及びその延長大陸棚に関する異議が提起されている。2017 年 2 月現在、カナダは上記申請に関する委員会でのプレゼンテーションを未だ行っておらず、審査は進んでいない。

³⁴ 当該申請のエグゼクティブ・サマリーにおいて、北極海の大陸棚延長申請は後日行うと声明している。
参考：Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS) Outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines: Submissions to the Commission: Partial Submission by Canada,
http://www.un.org/depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_can_70_2013.htm（2018 年 3 月 1 日アクセス）

第4章 欧州連合における海洋政策の動向

欧州連合¹ (European Union: EU) は、2018年3月末現在、28カ国から構成されており²、その総面積は約430万km²、総人口は2017年の暫定値で約5億1152万人となっている³。28カ国中、海岸線を有するのは23カ国であり、総延長は10万kmを超える⁴。排他的経済水域 (EEZ) の総面積は、加盟国の海外領土・遠隔地域⁵のEEZを合わせて2千万km²を超え⁶、EU領土の5倍に及ぶ。

EUは固有の領域及び主権を有する国家ではないものの、1984年12月7日に国連海洋法条約 (UNCLOS) を署名、1998年4月1日には「正式確認 (official confirmation) ⁷」し、条約への加入を果たしている⁸。EU加盟国である各主権国家がUNCLOSを批准する中、なぜ、EUが改めて条約に加入する必要があったのか。それには、EUと加盟国間での権限配分が関係している。

EUは、(当時「欧州経済共同体 (EEC⁹)」) 1970年代から漁業政策につき加盟国間で共通の政

¹ 1993年11月発効の「マーストリヒト条約」(欧州連合条約)により発足した地域的な政治・経済の統合体(国際機関)。2009年12月発効の「リスボン条約」(欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約)により国家と同等の法人格が与えられた。

² ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スロヴァキア、フィンランド、スウェーデン、英国。なお現在、英国は、2016年6月23日の国民投票の結果を受けEU脱退に向けて交渉中であり、2019年3月にEUの加盟国ではなくなる見込みである。

³ 欧州委員会統計局 (Eurostat) 各ページ参照。(いずれも2018年3月15日アクセス)

面積：http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Land_cover_statistics

人口：<http://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&plugin=1&language=en&pcode=tps00001>

⁴ Policy Research Corporation, *The economics of climate change adaptation in EU coastal areas (Final Report)*, Study done on behalf of the European Commission, 2009. Available: https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/documentation/studies/climate_change_en (2018年3月15日アクセス)

なお、EUの海岸線については様々な数値がある。EU環境機関 (EEA) のホームページ等含め、約68,000kmが2006年当時の情報として多い。これに2007年以降EUに加盟したブルガリアやクロアチアの情報を加えると、75,000kmが実際の海岸線の長さであると考えられるが、本文では資料に準拠した。

⁵ EU加盟国の海外領土 (overseas countries and territories: OCTs) : ニューカレドニアやフレンチ・ポリネシア、グリーンランド、ケイマン諸島、ピトケアン諸島等のいわゆる自治領であり、フランス、オランダ、デンマーク、イギリスが有する。遠隔地域 (outermost regions: ORs) : カナリヤ諸島、アゾレス諸島、レユニオン島等のいわゆる海外県であり、フランス、ポルトガル、スペインが有する。主な違いは、EU法の適用範囲の問題である。

⁶ ただし、EUの公式資料では統計の根拠は示されていない。この他にも、欧州議会の資料や研究論文の中には約「2千450万km²」と表記するものもあり、正確なEEZの面積についての情報はない。See e.g., Biliana Cicin-Sain, David Vanderzwaag, Miriam C. Balgos eds. *Routledge Handbook of National and Regional Ocean Policies* (Routledge, 2015), p.8.

⁷ 「批准」と同義。UNCLOS第306条参照。

⁸ なお、1994年のUNCLOS第11部実施協定も、1998年4月1日に正式確認しており、1995年の国連公海漁業実施協定についても、2003年12月19日に批准している。

⁹ European Economic Community. 1957年設立。原加盟国は、ベルギー、フランス、西ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6ヶ国。その後1973年に、デンマーク、アイルランド、英国が、1981年にはギリシャが加入。1986年にはポルトガルとスペインが加わり、12カ国まで拡大。EECは、1967年発効の合併条約により、執行機関を統合し「欧州諸共同体 (European Communities: EC)」へと改称。ただし、それぞれの機関は存続。UNCLOSの交渉が行われた1973年から1982年当時、UNCLOSに関連する事項に関してはEECが権限を有しており、共同体を代表して交渉に参加していた。

策をとっており、漁業資源の管理と保全については EEC の排他的権限に属していた。これが当時交渉されていた EEZ の設定を含めた漁業管理等につき定める UNCLOS との関係で問題となり得た。つまり、漁業資源の管理と保全に関する EEC 独自の権限の行使と EEC と加盟国間での権限の調整のために、共同体として UNCLOS を批准する必要が出てきたのである¹⁰。

では、EU と加盟国間での権限配分はどのようになっているのか。EU と加盟国との権限配分については、前述のとおり、EU が排他的権限を有する政策分野と、EU と加盟国とで権限を共有する政策分野に分けられており¹¹、条約に基づき、「共通漁業政策に関連する海洋生物資源の保全」に関しては EU が排他的権限を、「海洋生物資源の保全を除く漁業」や「環境」「エネルギー」等に関しては EU と加盟国で権限を共有すると定められている¹²。

その EU において、政策立案や実施、立法の準備作業を担当するのは、EU の政府・内閣に該当する「欧州委員会 (European Commission)」であり、その組織は、日本における「省庁」に該当する「総局 (Director-General)」によって構成されている。その総局において、海洋関連政策に主な権限を有するのが「海事・漁業総局 (Maritime Affairs and Fisheries: DG MARE)」と「環境総局 (Environment: DG ENV)」である。EU では主にこの 2 つの総局の下で、EU 各加盟国に関連する EU 全体としての海洋政策の立案・実施が進められている。

このように、EU における海洋政策は、非常に複雑かつ重層的な規制体系であることを認識しつつ、以下本稿においては、海洋分野における最近の EU の動向を含む、今日における EU の海洋政策について概観する。

1. 海洋基本法令

前述のとおり、EU は条約により設立された国際機関（超国家的機関）であるが、その独自の法体系により、各加盟国の国内法以外にも、加盟国の政府や企業、個人を直接拘束する法令を EU は定めることができる。それらは、「規則 (Regulation)」、「指令 (Directive)」、「決定 (Decision)」という形で採択されており、基本的に、加盟国の国内法に優先する¹³。

¹⁰ 詳細については以下の文献を参照。Esa Paasivirta “The European Union and the United Nations Convention on the Law of the Sea” *Fordham International Law Journal*, Vol.38 (2015), pp.1045-1071.

¹¹ 欧州委員会ホームページ参照：<http://ec.europa.eu/citizens-initiative/public/competences/faq> (2018 年 3 月 15 日アクセス)

なお、EU の排他的権限の生成過程に関しては、以下の文献を参照。中西優美子「EU の排他的権限の生成—海洋生物資源保護分野の権限を中心に」『一橋法学』第 13 卷 2 号 (2014 年)、53—91 頁参照。

¹² EU 運営条約（または「EU 機能条約」：Treaty on the Functioning of European Union）第 3 条 1 項(d)及び第 4 条 2 項参照。2009 年 12 月 1 日発効。なお、海洋生物資源の保全が EU (EC) の排他的権限であるということが法的に確認されたのは、1981 年 5 月の EC 理事会対英国事件 (Case 804/79) に関する欧州司法裁判所の判決であるとされている。中西 (2014)、82 頁参照。他方で、どこまでが排他的権限であり、どこからが共有権限となるのかについては、関連条約、法令、政策では言及されておらず、依然として不明なままである。同、53、89 頁参照。

¹³ 「規則」や「決定」は、加盟国の国内法に優先し、加盟国の政府や企業、個人を直接拘束する。そのため、加盟国の国内立法は不要。それに対して、「指令」は、加盟国政府を直接拘束するものの、達成すべき目標を定めるもので、企業、個人には直接適用されず、そのためには各国での国内法化が必要となる。https://europa.eu/european-union/eu-law/legal-acts_en 参照。(2018 年 3 月 15 日アクセス)

この EU 法体系に基づき、EU でも独自に海洋に関連する法令を複数採択しているが、「海洋全般」に関する基本法令というものは存在しない。敢えて挙げるとすれば、最もその体系に近いのは、漁業に関する「共通漁業政策（Common Fisheries Policy: CFP）」と、海洋環境と天然資源の保護を目的とした「海洋戦略枠組指令（Marine Strategy Framework Directive: MSFD）」である。

「共通漁業政策」（以下、CFP）は、1970 年 10 月 20 日に当時 EEC の理事会により初めて導入された「規則」であり、実質的には法令に該当する¹⁴。その後、1983 年 1 月 25 日に、現在の CFP の原型となった「漁業資源の保全と管理のための共同体システムの設立」に関する理事会規則 170/83 が採択され、以後、およそ 10 年ごとに改正がされている¹⁵。最新の CFP は、2013 年 12 月 11 日採択の欧州議会と理事会規則¹⁶1380/2013 であり、2014 年 1 月 1 日から施行されている¹⁷。その CFP は、全 51 条からなり、EU 水域における（海外領土・遠隔地域の水域を除く）海洋生物資源の保全並びに漁業（沿岸漁業、水産養殖含む）等に関して、総則や手続き事項を含め、EU の各国水域へのアクセス、海洋生物資源の保全及び持続可能な開発のための措置、漁業能力の管理、漁業能力の科学的根拠、対外政策、水産養殖、共通市場組織、管理及び執行、財政手段、諮問機関等について定めている。CFP の特徴は、EU 加盟国を旗国とする漁船の各加盟国の水域における漁業活動の規制や各国の漁船の漁獲量の上限について細かく定めている点であり、これは「漁業政策に関連する海洋生物資源の保全」が EU の排他的権利であることをよく表している¹⁸。

CFP に関する 2017 年の動向の一つとしては、2017 年 1 月 1 日から加盟国に対して、「不法投棄（illegal discarding）」に対する違反点数制度（penalty point system¹⁹）の導入が義務付けられたことである²⁰。漁獲の「不法投棄」とは、水揚げ量を漁獲可能量（TAC）の枠内に収めるため、混獲や過剰漁獲の水揚げを海上で投棄するという慣行であり、結局のところ、そのような慣行は漁業資源の保全に資さず、過剰漁獲の抑制にならないということで、

¹⁴ Regulation (EEC) No 2141/70 of the Council of 20 October 1970 laying down a common structural policy for the fishing industry.

¹⁵ Council Regulation (EEC) No 170/83 of 25 January 1983 establishing a Community system for the conservation and management of fishery resources; Council Regulation (EEC) No 3760/92 of 20 December 1992 establishing a Community system for fisheries and aquaculture; Council Regulation (EC) No 2371/2002 of 20 December 2002 on the conservation and sustainable exploitation of fisheries resources under the Common Fisheries Policy. EU の共通漁業政策の形成過程については、以下の文献を参照。大橋貴則「新たな社会へ向けた EU の共通漁業政策」『水産振興』第 525 号（2011 年）、特に 25-41 頁参照。

¹⁶ 2009 年のリスボン条約の発効により、EU における立法は、欧州委員会の提案を欧州議会（European Parliament）と EU 理事会（Council of the EU）が共同で決定（採択）することになっている。

¹⁷ Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy. なお、和訳に関しては、海洋政策研究財団『平成 25 年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究：各国および国際社会の海洋政策の動向報告書（参考資料編）』（2014 年）33 頁以下参照。

¹⁸ CFP 第 2 部及び第 5 部並びに関連する附属書 I 及び II を参照。

¹⁹ 点数制度自体は、2012 年 1 月 1 日から実施されている。Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy, 第 92 条参照。

²⁰ https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/fishing_rules/discards_en（2018 年 3 月 9 日アクセス）

すべての漁獲の水揚げの報告が義務付けられることになっている²¹。今回の施行では、地中海における底生魚種の追加と、各国における不法投棄に対する点数制度の導入が義務付けられることになった。

もう一つの「海洋戦略枠組指令」（以下、MSFD）は、欧州の海洋環境及び天然資源の保護や海洋の持続可能な利用、特に、海洋生物多様性に関して包括的に定めた法令であり、2008年6月17日に欧州議会と理事会により採択された²²。MSFDは、全27条からなり、総則や手続き事項を含め、海洋戦略の準備、環境影響評価や海洋保護区を含む措置計画、情報公開及び報告等につき定める。MSFDは、2020年までにEUの海洋域の「良好な環境状況（Good Environmental Status：GES）」²³を達成・維持するため、加盟国に必要な措置を取るよう求めるものであり、これまで各国で個別に分かれていた海洋環境保護に関する取り組みや国内法の整合性の確保を図ることによって、EU全体としての海洋環境の保護の実効性を高めることを目的としている。したがって、EU各加盟国は、MSFDを実施するための何らかの措置を講じなければならない²⁴。

この「良好な環境状況」に関する基準や手法については、加盟国の政府、企業、個人を直接拘束する「決定」という形で定められており、2017年5月に最新版の基準・手法が採択されている²⁵。なお、同じく法令ではあるものの、MSFDが前述の共通漁業政策の場合と同じく「規則」ではなく「指令」となっているのは、MSFDが一義的には「環境」に関する問題であり、EU法上、EUと加盟国の共同権限に該当するからであると考えられる。また、MSFDの規定にあるように、海洋環境保護に関しては、その各海域における特徴を加味した政策をとることが重要であり、したがって、既に存在する地域的海洋条約との整合性の観点から比較的各国の裁量が大きい「指令」という形をとっていると考えられる²⁶。

このように、EUにおける海洋基本法令の体系は、EU条約に定められた権限を根拠として、漁業と海洋環境保護の側面からEU加盟国全体を調整する制度がとられている。

²¹ 実際には、海域ごとに漁獲や投棄に関する例外などの詳細が定められている。脚注21参照。

²² Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive).

²³ 定義については、Directive 2008/56/ECの第5条参照。

²⁴ EU加盟国からの実施状況の報告の最新版（2017年）については、以下を参照。なお、マルタ、ギリシャ、ポーランドの3カ国が期限までに報告書を提出しておらず、評価に間に合っていない。Report from the Commission to the European Parliament and the Council assessing Member States' monitoring programmes under the Marine Strategy Framework Directive (COM(2017) 3 final).

²⁵ Commission Decision (EU) 2017/848 of 17 May 2017 laying down criteria and methodological standards on good environmental status of marine waters and specifications and standardised methods for monitoring and assessment, and repealing Decision 2010/477/EU.

²⁶ 海洋戦略枠組指令が定める海洋域・小地域（第4条）は、北東大西洋を範囲とするオスパーラ条約、バルト海を対象とするヘルシンキ条約、地中海を対象とするバルセロナ条約等の地域海条約に対応している。

2. 海洋基本政策

前述のとおり、EUにおける海洋政策は、主に漁業と海洋環境保護の2つの側面からEU法を軸にEU及び各国の双方で実施をする体制となっており、それらの最も上位の枠組みが、上記の「共通漁業政策(CFP)」や2000年10月の「水枠組指令(EU Water Framework Directive)²⁷」である。しかしながら、これらは海洋問題の一側面しか対応していないとして、すべての欧州沿岸域及び海洋域の保護のための包括的かつ統合的なアプローチを提供するため、沿岸域に関しては2002年5月に「統合的沿岸域管理に関する勧告²⁸」が、2008年にはMSFDがEU法として採択された。これに関連し、欧州における海洋基本政策に該当する文書として、2007年10月に欧州委員会が採択した「EUのための統合的海洋政策(Integrated Marine Policy)²⁹」(「ブルー・ブック」とも呼ばれる)がある³⁰。EUは現在、この統合的海洋政策の下、以下の5つの分野横断的政策に取り組んでいる³¹：①ブルー成長(Blue growth)、②海洋知識2020(Marine knowledge 2020)、③海洋空間計画(Maritime spatial planning)、④統合的海洋監視(Integrated maritime surveillance)、⑤海盆地域戦略(Sea basin regional strategies)。なお、2017年は、特にこれらの統合的海洋政策に関する各分野の政策文書というものは採択されていない。

3. 海洋政策推進体制

EUにおける海洋政策の推進体制は、前述のとおり、欧州委員会が政策や立法の提案をし、その組織である各総局が欧州委員会の政策優先事項に従った各分野の政策の実施や法案の準備等を担当している。その総局において、海洋関連政策に主な権限を有するのが「海事・漁業総局」と「環境総局」である。

2018年3月現在、海事・漁業総局と環境総局の双方の「委員(commissioner)³²」を、マルタのカルメヌ・ヴェッラ(Karmenu Vella)氏が務めている。これは、2014年11月に発足したユンカー委員会³³の方針として経済成長があり、環境及び海洋保全政策は、雇用創出、

²⁷ Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy.

²⁸ Recommendation of the European Parliament and of the Council of 30 May 2002 concerning the implementation of Integrated Coastal Zone Management in Europe. なお、「勧告(recommendation)」には法的拘束力がなく、あくまでも欧州委員会が各国に対する提案となっている。

²⁹ An Integrated Maritime Policy for the European Union (COM(2007) 575).

³⁰ IMPの概要については過去の『各国および国際社会の海洋政策の動向』報告書を参照。例えば、中島明里「EU海洋政策」『平成19年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』(2008年)、11-16頁、及び大西富士夫「欧州連合における海洋政策の動向」『平成24年度総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』(2013年)17-24頁。

³¹ https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy_en (2018年3月9日アクセス)

³² 「閣僚(大臣)」に相当。委員会の委員は、EU加盟国から1名ずつ任命される。任期は5年。

³³ ジャン=クロード・ユンカー委員長をトップとする委員会であり、「内閣」にあたる。

資源の保存、成長及び投資促進にとっての重要な役割を担うべきであるという認識の下、「ブルー」及び「グリーン」成長という双子のロジックを反映させるため、双方を同一の政治的リーダーシップの下に置くことになったとされている³⁴。

前述のとおり、EUにおける海洋政策の推進体制は、海事・漁業総局と環境総局の双方が担っており、法令・政策ともに相互に関連するものが多い。そのような中で、政策枠組みとしては、基本的に「海洋戦略枠組指令（MSFD）」の実施の一環としての取り組みがされている。EUは、このMSFDの実施枠組みとして、EU加盟国の海洋政策につき共通・整合化を図るため2013年にMSFDのための「共通実施戦略（Common Implementation Strategy: CIS）」³⁵を加盟国の代表で合意し、その枠組みの下、専門家で構成される「海洋戦略調整グループ（Marine Strategy Coordination Group）」を設置し、そこでの議論を通じて、各加盟国間でのMSFDの共有の実施方法を検討している。2018年現在、3つの作業部会と3つの技術部会が設置されている。このうち、2つの技術部会（海洋ごみ及び海中騒音）は、2017年の欧州委員会の決定に基づき設置されたものである³⁶。



図1：共通実施戦略（CIS）のイメージ
【出典：欧州委員会環境総局ホームページ】

³⁴ European Commission Press Release (IP/14/984), 10 September 2014, The Juncker Commission: A strong and experienced.

³⁵ The Common Implementation Strategy for the Marine Strategy Framework Directive (2013): <http://ec.europa.eu/environment/marine/eu-coast-and-marine-policy/implementation/pdf/MSFD%20CIS%20future%20work%20programme%202014.pdf> (2018年3月9日アクセス)

³⁶ Commission Decision (EU) 2017/848 of 17 May 2017 laying down criteria and methodological standards on good environmental status of marine waters and specifications and standardised methods for monitoring and assessment.

4. 海域管理

EU 固有の沿岸域、領海、EEZ というものはないが、EU は沿岸域や海域管理に関する法令・施策を講じている。沿岸域に関しては、2002 年の「統合的沿岸域管理に関する勧告」が統合的沿岸域管理に関する戦略的アプローチや諸原則、国内措置の再検討、加盟国間の協力等につき定めている。ただし、これは前述のとおりいかなる法的拘束力もない。EU は、長らくその勧告の下で加盟国間の沿岸域管理の調整を実施してきたが、加盟国間での海洋利用の効率化及び安全かつ持続的な利用を確保するため、2014 年 7 月に「海洋空間計画枠組指令³⁷⁾」を採択し、EU としての規制強化を図った。

海洋空間計画枠組指令 (MSP 指令) は、全 17 条からなり、加盟国に対する MSP の設置及び実施の義務、そのための最小要件 (考慮事項)、陸域と海洋の相互作用、情報公開やデータ共有等について定めている。その主な目的は、漁業、エネルギー、海上交通、軍事演習、科学的調査、観光といった海洋利用に関する加盟国間での衝突を避けかつ分野横断的な協力を促進することで、投資促進といった経済成長や海洋環境の保護に繋げることを目的としている³⁸⁾。MSP 指令の最終的目標は、2021 年 3 月 31 日までに全加盟国で MSP 制度の導入を完了することであり³⁹⁾、現在 EU はそのための様々な支援策を講じている。その一つが、2015 年から実施している各加盟国での MSP 制度の整備の支援を目的としたプロジェクトベースの資金援助であり、海域ごとのプロジェクトが複数実施されている。

5. 持続可能な開発目標 14

国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献することは EU の国際戦略の一つに位置づけられている。SDGs は EU の 2015 年から 2019 年までの 10 の優先事項と関連づけられており⁴⁰⁾、したがって、SDGs の実施は EU の国内・国際政策の実施に繋がる。

EU は、2016 年 11 月に SDGs を含む 2030 アジェンダの実施に対する戦略的アプローチである「持続可能な欧州の未来に向けた次のステップ⁴¹⁾」を策定した。同文書は、2030 アジェンダの実施のため、SDGs の EU 政策への統合、2017 年の時点で EU の取り組み進捗状況の定期報告を提供、EU 外部との協力、共同立法者である欧州理事会及び欧州議会を含む EU 関連機関等との関与、SDGs 実施のベストプラクティスに関するフォローアップ等のためのマルチステークホルダー・プラットフォームの設立、2020 年以降の長期的なヴィジョンの

³⁷⁾ Directive 2014/89/EU of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning.

³⁸⁾ https://ec.europa.eu/maritimeaffairs/policy/maritime_spatial_planning_en (2018 年 3 月 9 日アクセス)

³⁹⁾ MSP 指令第 15 条 3 項参照。

⁴⁰⁾ ①雇用、経済成長そして投資、②単一デジタル市場、③エネルギー同盟と気候変動対策、④域内市場、⑤より公正な経済通貨同盟、⑥バランスの取れた合理的な貿易同盟、⑦司法及び基本的人権、⑧移民、⑨国際舞台での強力な役割、⑩民主的な変化。

⁴¹⁾ Next steps for a sustainable European future European action for sustainability (COM(2016) 739 final).

策定を重点的活動として挙げている。右文書に基づき EU は、欧州委員会への助言・支援と全てのステークホルダーの SDGs 実施への関与のため、2017 年 5 月 22 日に、SDGs に関するマルチステークホルダー・プラットフォームを設置した⁴²。プラットフォームのメンバーは、欧州委員会の第一副委員長であるフランス・ティーマーマンス（オランダ）氏を議長とし、30 名の個人資格の有識者から構成されている。

SDGs の目標 14 の実施に関して、EU は、目標 14 のターゲットごとに EU の政策及び行動を関連づけており、前述の「共通漁業政策（CFP）」や「海洋戦略枠組指令（MSFD）」、「統合的海洋政策」、「海洋空間計画枠組指令」の他、「生物多様性戦略⁴³」や「ホライズン 2020⁴⁴」等、その内容は多岐にわたっている⁴⁵。また EU 内における達成状況については、欧州委員会統計局（Eurostat）が数値化をしているが、目標 14 に関しては、過去 5 年間の比較可能な情報データが不足しているとして、現時点で達成状況についての評価は出されていない⁴⁶。



図 2 : SDGs ・ 目標 14 の EU における達成状況の評価

【出典：欧州委員会統計局（Eurostat）】

⁴² Commission Decision on setting up the multi-stakeholder platform on the implementation of the Sustainable Development Goals in the EU (C(2017) 2941 final).

⁴³ Our life insurance, our natural capital: an EU Biodiversity Strategy to 2020 (COM(2011) 244).

⁴⁴ EU が 2014 年から 2020 年までの 7 年間で実施する、総額 800 億ユーロ規模の EU 研究・イノベーション枠組み計画。http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en (2018 年 3 月 12 日アクセス)

⁴⁵ https://ec.europa.eu/sustainable-development/goal14_en (2018 年 3 月 12 日アクセス)

⁴⁶ 同様に、目標 6,13,16 についても評価は出していない。http://ec.europa.eu/eurostat/web/sdi/key-findings (2018 年 3 月 12 日アクセス)

6. 海洋保護区

EU は、2008 年の「海洋戦略枠組指令（MSFD）」に基づき欧州全体として海洋保護区の調整をしている。諸外国と同様に、EU も海洋保護区の数値目標として、2010 年の生物多様性条約（CBD）の下で採択された「愛知目標」の 10%を掲げている。欧州環境機関（EEA）の報告によれば、2012 年の時点で EU の 200 海里内に設置されている海洋保護区の面積は約 338,000 km²であり、これは EU 海域の 5.9%を占める。この数値は 2016 年の時点でも変わっておらず、EU における海洋保護区の設置は停滞している。また、EU 域内における MPA の達成状況は加盟国及び海域により大きく異なっており、地中海や北海、バルト海における達成状況は良好なもの、マカロネシア（北アフリカに隣接する大西洋）やビスケー湾・イベリア半島等の大西洋では総じて MPA の設定状況が低い状況が続いている。

表 1：EU の MPA ネットワークの概要

Regional seas surrounding Europe	Regional sea surface area (km ²)	EU MS share of sea surface area of regional sea (km ²)	EU MS share of sea surface area of regional sea (%)	Area covered by MPAs in EU waters within 200 nm (km ²)	% covered by MPAs of EU waters within 200 nm	Total no of sites
Baltic Sea	394 000	370 000	93,9	50105	13,5	3050
North-east Atlantic Ocean *	7 835 000	4 076 000	52	171174	4,2	3203
Celtic Sea	920 000	916 000	99,6	40457	4,4	1194
Greater North Sea	670 000	503 000	75,1	90257	17,9	1534
Bay of Biscay and the Iberian Coast	804 000	804 000	100	25930	3,2	334
Macaronesia	1 853 000	1 853 000	100	14530	0,8	163
Mediterranean Sea	2 517 000	1 210 000	48,1	114461	9,5	1410
Western Mediterranean Sea	846 000	660 000	78	103196	15,6	724
Ionian Sea and Central Mediterranean Sea	773 000	240 000	31	3875	1,6	274
Adriatic Sea	140 000	120 000	87,7	2441	2	199
Aegean-Levantine Sea	758 000	190 000	25,1	4949	2,6	221
Black Sea	474 000	64 000	13,5	2883	4,5	62
Total	11 311 000	5 720 000	51	338 623	5,9	7725

【出典：EEA Report, No.3/2015⁴⁷】

⁴⁷ Marine protected areas in Europe's seas: An overview and perspectives for the future (2015), p.5.

7. その他

(1) ブルー・エコノミー

EUは、2010年3月に採択された「欧州2020⁴⁸」の戦略に基づき、2012年に「ブルー成長⁴⁹」の行動計画を採択した。「ブルー成長（Blue growth）」は、ブルー・エコノミー分野における技術革新と持続的な経済成長戦略の考え方として導入されたものであり、EUにおける540万人の雇用、年間5000億ユーロの価値を創出し、欧州の経済成長戦略にとっても重要な位置づけとされている。ブルー成長のための重点分野としては、①海洋エネルギー、②水産養殖、③海洋・沿岸観光、④海洋鉱物資源、⑤海洋バイオテクノロジー、の5つが挙げられており、それぞれの分野で様々な取り組みや積極的な投資が行われている。

2017年には、2013年から2016年までのブルー成長分野におけるEUの取り組みの評価文書が公表されており、特に、海洋再生エネルギー分野における雇用創出への貢献をしており、ブルー・エコノミー分野は2030年には1兆3000億ユーロの規模になるという展望が示されている。他方で、ブルー・エコノミー分野への研究への資金支援と民間投資の間のギャップが依然として問題であるとして、官民両方の投資の強化が今後の課題であるとしている⁵⁰。EUはまた、海域（海盆）ごとのブルー成長戦略にも取り組んでおり⁵¹、2017年には、「西地中海におけるブルー・エコノミーの持続可能な開発のためのイニシアチブ⁵²」を採択し、個別の海域におけるブルー成長戦略の更なる推進に力を入れている。

(2) 北極政策

北極海は、EUの海盆地域戦略の対象にもなっており、海洋政策の一つにも位置づけられている。他方で、EUにおける北極政策は対外的な要素も強いいため、欧州委員会に加えて欧州対外行動庁（EEAS）が政策立案と実施に深く関与している⁵³。

EUは、2008年11月にEUとして初の北極政策文書「EUと北極地域⁵⁴」を発表したが、2014年の欧州議会とEU理事会による要請を受け、2016年4月に欧州委員会（海事・漁業総局）と欧州対外行動庁が共同で「EU統合北極政策⁵⁵」を策定した。EU統合北極政策は、北極圏における諸問題に対応するため、「気候変動・環境保護」「持続可能な開発」「国際協力」の3つの分野を重点課題分野として掲げており、気候変動に関するパリ協定やSDGs・

⁴⁸ EUROPE 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth (COM(2010) 2020).

⁴⁹ Blue Growth opportunities for marine and maritime sustainable growth (COM(2012) 494 final).

⁵⁰ Report on the Blue Growth Strategy Towards more sustainable growth and jobs in the blue economy (SWD(2017) 128 final).

⁵¹ 海盆地域戦略の、アドリア・イオニア海、北極海、大西洋、バルト海、黒海、地中海、北海の7つの海域。

⁵² Initiative for the sustainable development of the blue economy in the western Mediterranean (COM(2017) 183 final).

⁵³ EUの北極政策につき、欧州対外行動庁のホームページ参照。

https://eeas.europa.eu/arctic-policy/eu-arctic-policy_en (2018年2月13日アクセス)

⁵⁴ The European Union and the arctic region (COM(2008) 763 final).

⁵⁵ An integrated European Union policy for the Arctic (JOIN(2016) 21 final).

2030 アジェンダの実施とも関連づけた施策が講じられている。

また EU は、フィンランドが北極評議会の議長国に就任したことを受け、2017 年 7 月に、「第 2 回北極科学大臣会合 (2nd Arctic Science Ministerial: ASM 2)」をホストすることを発表。2018 年 10 月 25-26 日にベルリンで開催されることが予定されている⁵⁶。

⁵⁶ <https://ec.europa.eu/research/index.cfm?pg=events&eventcode=187D5765-E38F-9AFC-958DA987ECDD0613>
(2018 年 3 月 13 日アクセス)

第5章 フランスにおける海洋政策の動向

フランスは欧州連合（EU）最大の国土面積を誇り、風景も変化に富んでいる。2017年時点で、人口は、約 6,699 万人、フランス本土の面積は、54 万 4,000 km²である¹。本土領土はヨーロッパの西端に位置し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する約 5,500 km の海岸線に囲まれている。複数の島が点在し、中でも地中海に浮かぶコルス（コルシカ）島が最大である。さらに、多数の島を含む海外領土を有する。

フランスは、1,100 万 km² の海洋空間を有しており世界でも有数の海洋国家を自負している。海洋の潜在的な可能性について科学的な解明を進め、さらに国家の富の創造のために海洋空間を開発利用し、かつ環境に配慮した海洋に依拠したブルー経済を推進することを国家としてうたっている。また、パリ協定に明記された気候変動対策を実施する上で、海洋管理を有効に行っていくという方向性を明確に示している。

2014年4月2日に社会党・左派のフランソワ・オランド大統領の下、マニュエル・ヴァルス内閣のエコロジー・持続可能開発・エネルギー（MEDDE）²大臣として入閣したセゴレーヌ＝ロワイヤル国民議会議員（社会党）は、ブルー成長および気候変動対策を中心に据えた海洋に関わる行動計画について海洋関連の会議等の場を通じて具体的に提示した。

2017年5月14日には、中道政党・共和国前進のエマニュエル・マクロン大統領が就任し（任期5年）、エドゥアール・フィリップ首相のもと、環境保護活動家およびジャーナリストとして著名なニコラ・ユロ氏が国務大臣、環境連帯移行大臣に任命された。

1. フランスの海洋（基本）法令および海洋政策

フランスにおける海洋および沿岸域に関わる法整備や政策に関しては、国際、地域、国家のレベルで分類し捉えることができ、その主要な法的背景を、表1にまとめた。欧州においては、フランスに先行するかたちで、総合的な海洋政策や安全保障戦略、ブルーエコノミー推進等の総合的な政策方針が打ち出されており、フランスもそれらを受け国内法整備を進めている状況である。

その他、2014年には「欧州連合海洋安全保障戦略³」や「海洋空間計画の枠組構築に係る2014年7月23日の欧州議会及び理事会指令第2014/89/EU号⁴」等がそれぞれ採択されている。フランスもこれに呼応し、国内における関連法整備を進めている。2015年に発行された「欧州連合海洋安全保障戦略」をフランスの文脈で捉え策定した「海洋安全保障

¹ 仏国立統計経済研究所

² Ministère de l'Écologie, du Développement durable et de l'Énergie

³ 同戦略は、2014年6月24日に採択された。なお、同戦略の正式名称は、EUROPEAN UNION MARITIME SECURITY STRATEGY である。

⁴ 同指令は、2014年7月23日に署名・採択、及び、同年9月18日に発効した。なお、同指令の正式名称は、DIRECTIVE 2014/89/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 July 2014 establishing a framework for maritime spatial planning である。

戦略⁵」が同年発表されている。

全国海洋会議が 2015 年 8 月 31 日および 2016 年 4 月 8 日に開催され、国家海洋沿岸諮問委員会⁶が再設置された。さらに、国家海洋沿岸戦略の策定作業が進んでいる。同国の海洋保護の柱として、一つ目は法律を通じて生物多様性、自然および景観を捉えなおすこと、二つ目はグリーン成長のためのエネルギー移行法が挙げられている。

また、現在、海洋空間計画についても国内計画策定のための作業が進められている。ブルーエコノミー法⁷も 2016 年 6 月に成立した。同国では、総合的な海洋基本法の制定は依然なされていないが、省庁やセクター横断的に海洋政策を立案実施する政府内の組織的な編成や取り組みは着実に進んでいる。同法は、欧州連合（EU）によって 2010 年 3 月に採択された「欧州 2020」の戦略、および 2012 年に採択された「ブルー成長」の行動計画などを受けて、海洋に関わるフランスの経済活動の競争力強化を主たる目的として制定された。例えば、海洋再生可能エネルギー開発への投資環境を整えるために陸上でのエネルギー開発とは異なる条件での保険制度の導入を可能にするなどの措置がとられている。

以下に、海洋政策の全般的動向に関わる法体系と組織概要について紹介する。

(1) 環境グルネル (Grenelle de l'environnement)

2007年から2012年まで政権を担ったニコラ・サルコジ大統領は、環境と調和した経済発展、すなわち「持続可能な開発 (développement durable)」を実現するための政策の一環として、就任から間もなく「環境グルネル」政策を開始した⁸。その要点は、多様な利害関係者（中央政府、地方自治体、環境NGO、雇用者、被雇用者の5グループ）を政策形成過程に関与させることで、当該政策の実効性および民主的正統性を高めることにあると言える⁹。具体的な法令としては、2009年8月3日の「環境グルネルの実施に関するプログラム法律（グルネル実施法1）」¹⁰、2010年7月12日の「環境のための国家の義務を定める法律（グルネル実施法2）」¹¹が制定され、海洋政策を含めた環境政策全般の推進のための基礎を提供している。

(2) 国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン

2008年1月から6月までの間、海洋および沿岸域の統合的管理を専門に扱う実行委員会（COMOP12）が設置され、グルネル実施法案に海洋に関する条項を設けるための作業

⁵ Stratégie nationale de sûreté des espaces maritimes

⁶ Conseil national de la mer et du littoral, National Board for the sea and coastline

⁷ Loi no 2016-816 du 20 juin 2016 pour l'économie bleue (1)

⁸ 海洋政策研究財団、平成 20 年度 各国および国際社会の海洋政策の動向、第 1 部第 1 章参照。

⁹ 「グルネル」の語源は、パリのグルネル通りにある労働省において締結された 1968 年の労使協定「グルネル協定」であり（当財団 20 年度報告書、第 1 部第 1 章、p.5）、そこでの交渉過程で見られた「多様な利害関係者の参加」という要素が「グルネル」という言葉に込められるようになった。

¹⁰ Loi n° 2009-967 du 3 août 2009 de programmation relative à la mise en oeuvre du Grenelle de l'environnement (1).

¹¹ Loi n° 2010-788 du 12 juillet 2010 portant engagement national pour l'environnement (1).

がおこなわれた。COMOP12 のメンバーは、フランス国民議会議員（委員長）、全仏県連合会、全仏州連合、海洋事務総局、エコロジー・持続可能開発及び国土整備省、海洋保護区庁、国家沿岸域審議会、土木総評議会、国立海洋開発研究所、国立自然史博物館、海洋漁業・養殖業国家委員会等の代表で構成され、10 回の全体会合が開催された。COMOP12 における具体的な検討項目は、第 1 に、沿岸域を生態系アプローチに基づき統合的に管理すること、第 2 に、漁業資源の持続可能な管理、第 3 に、陸上活動に起因する海洋汚染の削減と防止、である。COMOP12 が作成した法律案には、第 1 に、国家レベルでは、国家海洋・沿岸域戦略ガイドラインを 2010 年までに策定し、地域レベルでは、沿岸地域戦略を策定すること（計画の策定）、第 2 に、国家レベルでは国家海洋・沿岸域審議会を設置し、地域レベルでは海洋・沿岸域審議会を設置すること（多機関調整）、第 3 に、海洋・沿岸域管理国家基金を創設すること（資金調達）が盛り込まれた。ちなみに、フランスの漁業政策は、1970 年 10 月 20 日に導入された EU の法制度である「共通漁業政策（Common Fisheries Policy : CFP）」に依拠している。

現在、フランス環境連帯移行省は、2019 年上半期の最終決定を目指して「国内の海洋・沿岸域に関する戦略」策定作業を進めており、2018 年 1 月から 3 月まで、国民の意見を募集している。地域の海洋・沿岸域の課題や自然保護、再生可能エネルギー、漁業等の指定海域などの問題が扱われており、海洋生態系に配慮しながら、海洋・沿岸域での様々な活動を調和させるという方針が示されている¹²。

(3) 海洋グルネル（Grenelle de la mer）

上記(1)の環境グルネルは、海洋分野に限定されない広範な分野の政策を扱うものであったが、海洋分野に特化して環境グルネルを補完するものとして、「海洋グルネル」政策の開始が2009 年2 月に宣言された¹³。その成果物として、2009年7月10日、15日の最終会合において、137 のコミットメントを盛り込んだ政策提言文書「海洋グルネルコミットメント青書¹⁴」が発表された。

(4) 海洋国家戦略青書（Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan）

「海洋グルネルコミットメント青書」発表の翌日（2009 年 7 月 16 日）、サルコジ大統領は、ルアーブルにおいて海洋政策に関する講演¹⁵を行い、同青書を土台として、年内にフランスの海洋戦略に関する青書を作成する旨を述べた。その後、海洋総合事務局¹⁶にお

¹² <http://www.eic.or.jp/news/?act=view&word=&category=&oversea=1&serial=40462>（2018 年 3 月 20 日アクセス）。

¹³ 海洋政策研究財団、平成 21 年度 各国および国際社会の海洋政策の動向、第 1 部第 4 章参照。

¹⁴ Le Livre Bleu des engagements du Grenelle de la Mer (10 et 15 juillet 2009).

¹⁵ Discours de M. Le Président de la République Sur la Politique Maritime de la France (Le Havre, 16 juillet 2009).

¹⁶ Secrétariat général de la mer, 本稿第 2 節で後述

ける戦略策定作業、海洋関係閣僚委員会¹⁷の採択を経て、12月8日、フィヨン首相によって「海洋国家戦略青書」¹⁸が発表された。海洋グルネルコミットメント青書の内容をほぼ踏襲している。「海洋国家戦略青書」は戦略的優先課題とガバナンスという2つの項目から構成されており、4つの優先課題として、(1) 海洋知識の醸成や海洋教育等を通じた将来への投資、(2) 持続可能な海洋経済の構築、(3) 海外領土における海事関連活動の促進、(4) 国際的な場におけるフランスの地位確立、が挙げられている。さらにガバナンスの改善と題した項目では、海洋政策のより効果的な実施を目的としたガバナンスの拡張、中央政府の責任についても触れ、そのリソースの増加の必要性も含めて指摘している。海洋政策の分野でのフランスの国際的な貢献の重要性についても記載されている¹⁹。

(5) 生物多様性・自然・景観回復法 (Loi pour la reconquête de la biodiversité, de la nature et des paysages)

2016年8月9日に「生物多様性・自然・景観回復法」²⁰が公布された。同法は法的原則として、環境に与えた損害の補償(汚染者負担)、生態系の相互依存性、環境保護における後退禁止を打ち出し、生物多様性に関する国の専門機関としてフランス生物多様性庁の設置を定めた。また、絶滅危惧種や脆弱な地域の環境を保護するため、国の保護計画の強化や広大な新海洋保護区の設置のほか、海洋ごみを減らすため化粧品のプラスチック製マイクロビーズ禁止(2018年)などを定めている²¹。

表1：フランスを巡る海洋および沿岸域の統合的管理の法的背景

国際レベル	地域レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国連海洋法条約 ・ IMO (国際海事機関) 関連条約 ・ 生物多様性条約 ・ リオ地球サミット・アジェンダ 21 ・ ヨハネスブルグサミット実施計画 ・ ラムサール条約 ・ MDGs (ミレニアム開発目標) ・ 2030アジェンダ (持続可能な開発目標 <SDGs>) ・ パリ協定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パルセロナ条約 ・ ベルン条約 ・ オスパー条約 ・ ボン条約 ・ カルタヘナ条約 ・ CCAMLR (南極の海洋生物資源の保存に関する条約) ・ ナイロビ条約 ・ ヌメア条約

¹⁷ Comité interministériel de la mer, 本稿第2節で後述

¹⁸ Livre Bleu : Stratégie Nationale pour la Mer et les Océan (8 décembre 2009).

¹⁹ 2013年3月に発行された「海洋国家戦略青書」第2期報告書に、2009年から2011年までの成果が報告されている。

²⁰ Loi n° 2016-1087 du 8 août 2016 parue au JO n° 0184 du 9 août 2016 (rectificatif paru au JO n° 0223 du 24 septembre 2016)

²¹ <http://tenbou.nics.go.jp/news/fnews/detail.php?i=19623> (2018年3月8日アクセス)

EU レベル	国家レベル (本文参照)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野鳥指令 ・ 共通漁業政策 ・ 生息地指令 (ナチュール 2020 ネットワーク) ・ 水枠組み指令 ・ 沿岸域総合管理の実施に関する勧告 ・ 通達「欧州持続可能な開発戦略」 ・ グリーンペーパー ・ ブルーブック ・ 海洋戦略枠組み指令 ・ 通達「海洋政策の統合的アプローチのためのガイドライン」 ・ リスボン戦略 ・ 統合的海事政策 ・ ヨーロッパ 2020 戦略 ・ 海洋空間計画の枠組構築に係る指令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境グルネル ・ 国家海洋・沿岸域戦略ガイドライン ・ 海洋グルネル ・ 海洋国家戦略青書 ・ 海洋安全保障戦略 ・ ブルーエコノミー法 ・ 生物多様性・自然・景観回復法

2. 海洋政策推進体制

海洋に関する政策項目は多岐にわたり、それらを担当する行政機関も多いが、以下では海洋政策を担当する主要な行政機関について、当財団報告書（平成 23 年度第 1 部第 4 章）に基づき記述する。

(1) 海洋関係閣僚委員会 (CIMer/CIMER)

海洋関係閣僚委員会 (CIMer)²²については、1995年11月22日のデクレ 95-1232²³に詳しく規定されている。CIMerの任務は、国家の海洋政策を決定し、海洋におけるあらゆる分野の国家活動—とりわけ、海洋空間の利用、海域の保護、海洋資源の利用および持続可能な管理—の指針を定めることである。加えて、沿岸警備については、そこに含まれる活動について定義し、優先順位を定め、当該業務を担当する様々な機関の調整を行う。さらに、海洋政策に関わる国際的および共同体 (EU) 的な立法案を承認することができる (1条)。CIMer の議長は首相が務め、海洋政策に関係のある多くの閣僚が参加する。事務局は、政府事務総局 (le secrétariat général du Gouvernement) に置かれる (2条)。

(2) 海洋総合事務局 (SGMer/SGM)

海洋総合事務局 (SGMer)²⁴についても同様に、1995年11月22日のデクレ 95-1232に詳しく規定されている。SGMer は首相の権限の下に創設される。事務局長は閣議を経たデクレによって指名され、CIMer の会合に参加する (3条)。SGMer の任務は、概略以下の通りである。① CIMer の討議の準備、そこでの決定の執行、海洋に関する国家政策の策

²² Comité interministériel de la mer

²³ Décret n° 95-1232 du 22 novembre 1995 relatif au comité interministériel de la mer et au、デクレ (décret) とは、共和国大統領または首相によって署名された、一般的効力を有する行政立法または個別的効力を有する執行的決定。

²⁴ Secrétariat général de la mer

定作業の促進および調整、②海洋政策に関する統制、評価、調査業務の執行（海洋に関する種々の委員会への参加など）、③海洋における国家活動の調整（海軍軍管区長官、海外領土の政府代表の活動の促進および調整など）、④沿岸警備政策の策定作業の促進および調整、⑤国際法、共同体法の発展を考慮して、海洋に関する文書の調査およびその必要な変更の提案がなされるよう確保する、⑥海洋政策および海洋に関する国家活動についての報告書を毎年作成し、首相に提出する（4条）。

(3)環境連帯移行省(Ministère de la Transition écologique et solidaire)

環境連帯移行省は、海洋問題を担当する主要官庁である。同省は、環境と持続可能な発展のための総合評議会と海事問題総監に加え、事務局および持続可能な開発のための一般委員会という横断的な組織構造の下に、①エネルギー・気候事務局、②インフラストラクチャー、交通、海洋事務局、③計画、住宅、自然事務局、④リスク予防事務局、⑤民間航空総局（DGAC）の5つの事務局から構成されている。大臣は、持続可能な開発、気候、交通分野などと並んで、海洋分野についての国家政策を準備し実施する権限を有する（ただし、漁業、海洋文化、造船分野は除かれる）。また、首相の委任の下、CIMerの議長を務めることができる。その他、様々な官庁が海洋政策を担当しており、漁業については「農業・食料省²⁹」が、海上防衛、沿岸警備については「軍事省（Ministère de la Défense）」が、海外県・海外領土については「海外県・海外領土省（Ministère des Outre-Mer）」が所管している。

(4)州際海洋局（directions interrégionales de la mer < Les DIRM >）

州際海洋局は、環境連帯移行省に属する中央の出先機関（le service déconcentré）であり、その組織および任務については、2010年2月11日のデクレ 2010-130³⁰によって規定されている。管轄海域は、以下の4つ—①英仏海峡東部から北海（本部：ルーブル）、②大西洋北部から英仏海峡西部（本部：ナント）、③大西洋南部（本部：ボルドー）、④地中海（本部：マルセイユ）—に区分されている（1-I条）。州際海洋局は、州の海洋担当部局を統合して創設される（2条）。その任務は、州知事および海軍軍管区長官の権限の下でなされ、具体的には、海洋における持続可能な開発、海洋資源管理、海洋活動の規制についての国家政策の指揮、および、海洋・沿岸域活動の規制についての（地方レベルも含めた）政策の調整などである（3-I-1条）。

(5)海軍軍管区（la préfecture maritime）

前述の通り、本土の沿岸海域のうち、港湾・河口部分を除いた海岸線（低潮線）の外側は、地方ではなく国の管轄である。海域ごとに、以下の3つの海軍軍管区—①大西洋軍

²⁹ Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation

³⁰ Décret n° 2010-130 du 11 février 2010 relatif à l'organisation et aux missions des directions interrégionales de la mer.

管区（本部：ブレスト）、②英仏海峡・北海軍管区（本部：シェルブール）、③地中海軍管区（本部：トゥーロン）—に区分されており、それぞれの軍管区の長たる海軍軍管区長官（le préfet maritime）は、当該海域の海洋政策について国家を代表する（海洋における国家活動に関する 2004 年 2 月 6 日のデクレ 2004-112³¹、1 条）。

海軍軍管区長官は管轄海域における一般警察権限を有し、海洋におけるあらゆる国家活動—とりわけ、防衛、秩序維持、人や財産の保護、環境保護、違法行為への対処活動の調整など—について法令を執行する（1 条）。

(6) フランス生物多様性局 (Agence française pour la biodiversité)

「2006 年 4 月 14 日の国立公園、海洋自然公園、地方自然公園に関する法律」の 18 条によって環境法典の L.334 条が改正され、海洋保護区局³³が創設された（L.334-1 条 I）。同局は、フランスにおける海洋保護区の活性化および国際的レベルでの海洋保護区の創設・管理へのフランスの参画に貢献するものとされていた（L.334-1 条 II）。2016 年 8 月に公布された「生物多様性・自然・景観回復法」に基づき、2017 年 1 月にフランス生物多様性庁（Agence française pour la biodiversité : AFB）が設立された。AFB はフランスの環境の保護と再生の中心機関として、データの収集・公開、調査研究の実施、国や自治体への技術支援、パートナーシップ活動への資金支援、国の戦略の推進、意識啓発や職業訓練の実施、保護地区の管理の支援、侵略性外来種対策など広範な任務を与えられている。このような活動を遂行するため、これらの分野ですでに経験と専門知識をもつ海洋保護区庁、水・水生環境庁（ONEMA）、自然地域に関する技術ワークショップ（ATEN）、フランス国立公園の 4 機関が AFB に編成された。AFB の拠点はブレスト、モンペリエ、ヴァンセンヌの 3 か所に置かれる³⁴。海洋保護区の現状については、本稿 6 節にて解説する。

3. フランスの海外領土

フランス共和国は、コルシカを含むフランス本土だけでなく、海外にも領土を有している。現在、海外の領土としては、海外県(DOM)³⁵、旧来の海外領土(TOM)³⁶を含むその他の海外公共団体(collectivité d'outre-mer)、さらに、フランスが領有を宣言している南極大陸および南極圏領土(Terres australes et antarctiques françaises)がある。海域を含む海外領土は表 2 の通り。現在、フランスは、国連大陸棚申請委員会に対して、仏領ポリネシア海域の 200 海里以遠の大陸棚申請を提出しており、これが承認されると仏領ポリネシアの排他的経済水域（EEZ）面積は 470 万 km² となりフランスが管轄権を有する海域の約半分となる。

³¹ Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer.

³³ Agence des aires marines protégée

³⁴ <http://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=38243> (2018 年 3 月 8 日アクセス)

³⁵ départements d'outre-mer

³⁶ territoires d'outre-mer

現在、海外県の地位を付与されているのは、カリブ海のグアドループ(Guadeloupe)およびマルティニーク(Martinique)、インド洋のレユニオン(Réunion)、南米のフランス領ギアナ(Guyane)の4つである。海外県には含まれないフランス領ポリネシア(Polynésie française)、南太平洋のワリス・エ・フツナ(Wallis et Futuna)、マダガスカル北西のマヨット(Mayotte)、カナダ沖のサン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-Pierre-et-Miquelon)については、組織法律によってその地位が規定され法適用の条件等が定められている。これらの海外公共団体には海外県と比べてより広範な権限が認められている。

ニューカレドニア(Nouvelle-Calédonie)については、1998年のヌメア協定を経て、主権の分割・共有が認められるとともに、将来、独立の是非を問う住民投票が実施されることを前提として、フランス本国からニューカレドニアへの権限移譲が定められた。そして、同協定に基づき2018年11月4日にフランスからの独立の是非を問う住民投票の実施が決定されている。

4. 排他的経済水域 (EEZ) 等の管理

フランスは、世界第2位の排他的経済水域 (EEZ) を有しており、その規模は11,035,000 km²に及ぶ。その大半(97%)は、海外領土に属している。EEZには、共和国の沖合の経済水域及び生態系保護水域に関する法律(1976)、大陸棚及び排他的経済水域における人工島・施設・構築物及び付帯施設並びに海底ケーブル・パイプラインに適用可能な規制に関するデクレ等が適用される。EEZの管理と利用については、個別法令の適用と改正により対応しており、EEZ等の総合的な開発、利用、保全等を推進していくための総合的な法整備は整っていない。

表2: フランス海外領土が占める海域と人口の割合

領土	海域	人口
仏領ポリネシア	46.22%	0.41%
ニューカレドニア	12.85%	0.48%
ケルゲレン諸島	5.64%	0.00%
クローゼー諸島	5.33%	0.00%
サンポール島・アムステルダム島	4.78%	0.00%
フランス本土/コルシカ	4.51%	95.85%
クリッパートン島	4.09%	0.00%
フランス領インド洋無人島群	3.67%	0.00%
レユニオン	2.91%	1.26%
トロメリン島	2.87%	0.00%
ウォリス・フツナ	2.53%	0.02%
フランス領ギアナ	1.31%	0.36%
アデリーランド	1.09%	0.00%
グアドループ	0.90%	0.61%
マヨット	0.61%	0.33%
マルティニーク	0.50%	0.59%
サン・ピエール・エ・ミクロン島	0.12%	0.01%
サン・バルテルミー島	0.04%	0.01%
サン・マルタン	0.02%	0.05%

(出典: 海洋安全保障戦略、2015年)



図1: フランスの海域

http://www2.developpement-durable.gouv.fr/IMG/pdf/DP_Our_Ocean_v5_EN.pdf

また、国連海洋法条約第 76 条に基づいて、フランスによる大陸棚申請が行われており、特に海外領土における大陸棚の境界決定に資する海洋探査や科学的プログラムとして EXTRAPLAC³⁷という取り組みを開始することが、1998 年 4 月 1 日に CIMer により発表された。EXTRAPLAC の下、大陸棚限界委員会に提出した申請により、既に 66 万 km²の追加的な大陸棚の延長に成功した。延長が承認された大陸棚での資源開発等について、2014 年 1 月 1 日に財政法・鉱業法が改正され、沖合の炭化水素探査に関して、最大で生産価値の 12%のロイヤルティを現地の代表らに支払うこととなり、海外領土における資源開発へのインセンティブが設定された。

5. 持続可能な開発目標 14 (SDG14)

2014 年 7 月に「多年度開発国際社会連帯政策法」(Pluriannual Development and International Solidarity Policy Act) が国会で通過し、経済成長、貧困削減、地球保護等の持続可能な開発の多面的要素を内包し、統合的アプローチおよび非政府主体の参加の必要性を謳っている。フランスは、首相の指令のもと SDGs 達成のために持続可能な開発のための省庁代表者会議 (DIDD)³⁸を設けており、国際的な局面においては、欧州・外務省 (MEAE)³⁹と密接に連携しながら政府内での SDGs に関連する業務の調整を行っている。また、SDGs のターゲットや指標に関するデータ構築については、国立統計経済学研究所 (INSEE)⁴⁰が各省庁と連携しながら行っている。

「海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」を目指す持続可能な開発目標 (SDG14) に関しては、環境連帯移行省が所管する。その中心的戦略として、①フランス国内外であらゆる種類の海洋汚染の削減に取り組む、②海洋生物多様性の保護、特に公海での保護および外来種への対応を強化する、③持続可能な漁業と経済的便益の公正な配分、④海洋・沿岸域生態系の利用と保全のバランスを追求、⑤酸性化を含む気候変動の海洋への影響を抑制する、が挙げられている⁴¹。

2017 年 6 月に米国ニューヨークの国連本部で開催された国連海洋会議で、フランス政府は、海洋の持続的管理およびパリ協定の実施の重要性を呼びかけた。フランス政府は、国連海洋会議のウェブサイトにおいて計 9 件の自発的約束を登録し幅広い内容のプロジェクトが展開されている。SDG14 に関する具体的取り組みとして、以下の方向性が示されている。それは、①国内の既存の 7 つ海洋保護区に加え、Corsica Cape、Martinique、the Normandy-Brittany Gulf の 3 つの海洋保護区が新設される。②汚染対策として栄養塩削減

³⁷ Programme français d'extension du plateau continental

³⁸ the Interministerial Delegate for Sustainable Development

³⁹ the Ministry for Europe and Foreign Affairs

⁴⁰ the National Institute for Statistics and Economic Studies

⁴¹ Republic of France, Report on the Implementation of Sustainable Development Goals by France on the occasion of France's national voluntary review to the United Nations High-Level Political Forum on Sustainable Development July 2016 – New York,

<<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/10726Report%20SDGs%20France.pdf>>

および使い捨てビニール袋・食器の禁止、③国家生物多様性戦略（2011～2020年）に基づく違法漁業の規制や国家海洋沿岸戦略（National Strategy for the Sea and the Coast）に基づき長期的総合的な保全および海洋沿岸管理の推進、④地中海における石油ガス開発のモラトリアムの実施、⑤再生可能エネルギーを含むブルーエコノミーを対象とした研究投資の推進などである。

6. 海洋保護区（MPA）

海洋保護区を含む保護区は、フランス生物多様性局（AFB）が所管する。現在フランスには合計15種類の海洋保護区が存在しており、2020年までに管轄海域の20パーセントの海域を海洋保護区にすることを政策目標としている。AFBの管理対象となる海洋保護区として、①海域を有する国立公園、②海域を有する自然保護区、③海域を有するビオトープ条例区、④海洋自然公園、⑤海域を有するNatura2000サイト、⑥沿岸域整備機構に属する区域の海域部分の6種類が列挙されている。さらに、2011年6月3日のアレテ12⁴³によって、以下の9種類の海域が海洋保護区として追加された。⑦湿地に関するラムサール条約（1971年）の適用対象海域、⑧ユネスコ世界遺産条約（1972年）の適用対象海域、⑨ユネスコの生物圏保存地域に関するセヴィリア戦略を承認する決議（1995年）の適用対象海域、⑩地中海の海洋環境と沿岸地域の保護に関するバルセロナ条約（1995年）の適用対象海域、⑪北東大西洋の海洋環境保全に関する条約（OSPAR条約）の付属書V（1998年）の適用対象海域、⑫カリブ海の特別保護地域および野生生物に関するカルタヘナ条約議定書（1990年）の適用対象範囲、⑬東部アフリカの保護地域および野生動物に関するナイロビ条約（1985年）の適用対象海域、⑭環境保護に関する南極条約議定書（1991年）の適用対象範囲、そして⑮海域を有する国立禁猟区である。

イロワーズ海洋自然公園は、海洋自然公園の第1号として2007年に創設され、最も長い活動実績を有する。続いて、2010年にマイヨット海洋自然公園（インド洋）、2011年にリヨン海洋自然公園、2012年2月グロリューズ海洋自然公園（マダガスカル北西沖）、2012年12月11日のデクレ13によってピカール河口・オパール海海洋自然公園（フランス北部、パド＝カレー県の西部沿岸海域）が創設された。さらに2014年4月に設立されたヌヴェルカレカレドニ（ニューカレドニア）海洋公園（Marine Park）の設立により、フランスが2020年までに管轄海域の20パーセントを保護区として指定するという目的は早くも達成されたことになる。さらに、同国は、2016年12月12日にフランスが主張する海外領地の一つであるフランス領南方・南極地域（TAAF: Terres australes et antarctiques françaises）に禁漁区を含む672,696平方キロメートル（そのうち7,700平方キロメートルは陸地）の海洋保護区を設置することを発表した。

⁴³ アレテとは、1もしくは複数の大臣、または他の行政庁が発する一般的または個別的な効力範囲を持つ執行的決定。

第6章 オーストラリアにおける海洋政策の動向

オーストラリアは世界有数の国土面積と海岸線の長さを誇り、かつ南極大陸の領有を主張する国家の1つである。南極については、南極大陸の約 5,896,500 km²、南極大陸の海岸線 7,272 km、およびその海岸線から 200 海里の EEZ、ならびに南極大陸を基にする大陸棚に対する主権的権利を宣言している。管轄海域（延長大陸棚を除く、内水、領海、排他的経済水域（EEZ））の面積は南極大陸からの EEZ を含めずとも約 820 万 km² に達する。人口 2380 万人。

オーストラリアは 1998 年、世界に先駆けて海洋に関する包括的政策指針である「オーストラリアの海洋政策」を策定したことで一躍海洋管理の先駆者となった。ただしその後の実施状況は依然として複雑化・分権化の状態にある。また、包括的な海洋法が存在しないことから、政権交代によるリーダーの交替が、海洋政策にも大きく影響している。

2007 年以降、オーストラリアの海洋政策方針は環境保護・保全を中心に据えていたが、近年の保守連合政党による海洋政策は、沿岸の石油・ガス開発や漁業権者の利益を重視するものに変化してきている。

オーストラリアは国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国（1994 年 10 月批准）である。

1. 海洋（基本）法令

包括的な海洋基本法は存在しない。環境をベースとした海洋管理に関する法律として、海洋バイオリージョナル計画(MBPs)の根拠法となっている環境保護生物多様性保護法(EPBC 法、1999 年)¹がある。

領海や排他的経済水域等を定める法律としては、海洋及び水没地法²(1973 年)が領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚に関する管轄権を設定している。

漁業については漁業管理法³(1991 年)が規律しており、同法の下で漁業許可や生態系に配慮した資源管理を行っている。

2. 海洋（基本）政策

オーストラリアは、1998 年にハワード首相のもと、海洋政策の基本的な指針として「オーストラリアの海洋政策(Australia's Oceans Policy)」を発表した。その後同政策は抜本的な見直しを受け、海洋政策は環境保護・保全政策の下で行われてきた。現在、オースト

¹ Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 (amended 2016), No. 91 of 1999. (1999 年制定) 同法とオーストラリア政府による地域海洋計画(RMPs)および海洋バイオリージョナル計画(MBPs)との関係については、海洋政策研究所、2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、163 頁参照。

² Seas and Submerged Lands Act 1973 (amended 2008), No. 161 of 1973.

³ Fisheries Management Act 1991 (amended 2017), No. 162 of 1991,

ラリア連邦政府の海洋部門における活動は、EPBC 法の下で行われる海洋バイオリージョナル計画の元で指針が提供されているのみであり、その他の部門では、セクター毎の実施がなされている⁴。

オーストラリアにおける政権交代は、特に近年のオーストラリアにおける海洋政策の推移に大きく関わっている。はじめハワード首相の元で作成された「オーストラリアの海洋政策」に基づく省庁横断的な政策は、政策の調整による決定遅延等の多くの問題⁵を理由として見直しを受け、その後は各省庁による分権的な海洋管理が行われている。

ハワード元首相後に成立した労働党政権では、環境保護・生物多様性保全政策のもとで海洋政策が取られてきたが、2013年に着任したアボット前首相以降は、海洋保護区等の海洋環境保全政策について漁業やエネルギー開発をも考慮した見直し政策を行っている⁶。一方で、環境政策で批判を浴びたアボット前首相に代わるターンブル現首相も、二酸化炭素の削減のためのエネルギー政策やグレート・バリア・リーフの長期保全管理計画などについての成果をアピールしており、環境政策に無関心というわけではない⁷。

⁴ Jonna Vince et al, “Australia’s Oceans Policy: Past, Present and Future,” *Marine Policy*, 57, (2015), p.1. 「オーストラリアの海洋政策」の策定および見直しの経緯については、海洋政策研究所、2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書など参照。

⁵ *Ibid* (Jonna Vince et al), p. 3.

⁶ アボット政権における見直し政策については、海洋政策研究所、2015年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、41-42頁参照。

⁷ The Department of the Environment and Energy Annual Report 2016–17, p. 2. at <http://www.environment.gov.au/about-us/accountability-reporting/annual-reports> (2018年2月9日アクセス).; 自由党のウェブサイトでもこれらの環境政策について推進する旨の言及があるものの、政策のナンバリングは1) 雇用と経済、2) 中小企業支援、3) エネルギー政策、4) 労組対策、5) インフラ投資、6) 労働環境改善、7) 生活の質向上、8) 安全保障、9) テロ対策、10) 国境警備、11) 薬物対策、12) 福祉、13) 家族支援、14) 若者支援、15) 女性支援、16) 地方支援、17) 環境保護、18) 通信となっており、他の政策項目に比べると環境保護の順位は低いとみることできる。“Delivering Our Plan,” at <https://www.liberal.org.au/our-plan> (2018年2月9日アクセス).

表 1：オーストラリアにおける政権交代と主要な海洋政策

出典：外務省 web サイト⁸、オーストラリア選挙管理委員会 Web サイト⁹より作成

選挙	年	首相（党）	政策等
1998 年 2001 年 2004 年	1996 年～2007 年	ハワード (保守連合[自由党・国民党])	「オーストラリアの海洋政策」公表(1998 年) 「オーストラリアの海洋政策」見直し(2004 年～2007 年) MBPs の始動(2005 年) MBPs が IMCRAv4.0 へ発展(2006 年)
2007 年	2007 年～2010 年	ラッド (労働党)	(※)2010 年、総選挙前にギラード首相へ交替
2010 年	2010 年～2013 年	ギラード (労働党)	連邦海洋保護区ネットワーク承認(2012 年) (※)2013 年、再びラッド首相へ交替
	2013 年	ラッド(労働党)	
2013 年	2013 年～2015 年	アボット (保守連合[自由党等])	グレートバリアリーフへの浚渫土砂投棄計画→白紙に戻し、将来において禁止(2013 年) 連邦海洋保護区の見直し(2014 年～) (※)2015 年、ターンブル首相へ交替
2016 年	2015 年～	ターンブル (保守連合[自由党等])	漁業可能な海洋保護区の面積拡大を計画(2017 年)

3. 海洋政策推進体制

前述の通り、現在「オーストラリアの海洋政策」の下で設立された省庁横断的機関はほぼ廃止されており¹⁰、オーストラリアの海洋政策は省庁ごとに立案、実施されている。

ターンブル政権下では、2016 年の選挙の後に国家海洋局を吸収した環境・水・資源省の後継である環境エネルギー省が設置され、これまでの環境に関わる事項（海洋生態系保全、連邦海洋保護区の設置および管理、気候変動対策等）に加え、再生エネルギーや資源管理を含むエネルギー政策を所掌することになった¹¹。海洋保護区や生態系保護などの海洋に関わる事項は、環境保護事務次官の下、管轄されている¹²。

⁸ 「オーストラリア連邦（Commonwealth of Australia）基礎データ」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

⁹ “Official election results” at <http://results.aec.gov.au/> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

¹⁰ 具体的な機関の構成およびその展開については、海洋政策研究所、2016 年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、167 頁参照。

¹¹ Administrative Arrangements Order – amendment made 19 July 2016. at <https://www.pmc.gov.au/resource-centre/government/aao-amendment-19-july-2016> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

¹² Department of the Environment and Energy Structure Chart – January 2018. at <http://www.environment.gov.au/about-us/departmental-structure> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

漁業資源管理、IUU 漁業の取締については、農林水産省¹⁴(DAWR)、および漁業管理法によって設立され、漁業許可や国境管理を担う漁業管理局(AFMA)が共同で行っている。

船舶航行の安全確保、その他海洋における法執行については、オーストラリア海上安全局(AMSA)が担う。

4. 領海等の管理

前述のとおり、オーストラリアは海洋及び水没地法(1973年)により領海等を設定する。

国内の権限配分としては、オーストラリアの沿岸から3海里までの沿岸水域(Coastal Waters)は、州政府が管轄権を有し、領海からEEZ、大陸棚については連邦政府が管轄権を有する¹⁷。

例えば沿岸3海里までの区域を含むグレート・バリア・リーフ国立公園は、クイーンズランド州政府と連邦政府が、実施機関であるグレート・バリア・リーフ国立公園局(GBRMPA)¹⁸と共に政府間合意¹⁹を交わして共同で管理を行っている。グレート・バリア・リーフについては、「リーフ2050計画」と呼ばれる管理計画がクイーンズランド州と連邦政府の連名で公表されて²¹おり、管理計画の実施確保や評価プロセスの監督のため、双方政府からの閣僚で構成される「グレート・バリア・リーフ閣僚フォーラム」が開催されている²²。

5. 排他的経済水域 (EEZ) 等の管理

オーストラリアは、前述のEPBC法に基づき、オーストラリアの海域を区分し、海洋管理計画を作成して海洋管理を行っている²³。現在は、海洋バイオリージョナル計画(MBPs)に基づいた海洋計画が対象の全ての海域(サンゴ海以外の5海域)で策定されている。

計画の策定権限者は環境エネルギー大臣(Minister)である。連邦の管轄する海域以外にも、連邦の管轄海域以外の海域が含まれる場合は、適宜州政府、準州政府、あるいはその他のステークホルダーと協力することで、その海域に対しても計画を作成することができる²⁴。

¹⁴ Department of Agriculture and Water Resources.

¹⁷ Offshore constitutional settlement A milestone in co-operative federalism, (Australian Government Publishing Service, 1980). 沿岸から領海に至るまでの水域に関する権限配分の詳細と経緯については、海洋政策研究所、2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、163-164頁参照。

¹⁸ Great Barrier Reef Marine Park Authority

¹⁹ 1979年にエメラルド合意、2009年にグレート・バリア・リーフ政府間合意2009、2015年にグレートバリアリーフ政府間合意2015が公表されている。“Great Barrier Reef Intergovernmental Agreement” at <http://www.gbrmpa.gov.au/aboutus/gbr-intergovernmental-agreement> (2018年2月9日アクセス)。

²¹ “The Reef 2050 Plan” at <http://www.environment.gov.au/marine/gbr/long-term-sustainability-plan> (2018年2月9日アクセス)。

²² 初開催は2011年で、開催の頻度は少なくとも年1回。実際に海域利用許可証の発行、管理、モニタリング、報告等の業務を行っているのは、グレート・バリア・リーフ国立公園局(GBRMPA)である。詳細については、海洋政策研究所、2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、172頁参照。

²³ うち4つの海域は海洋バイオリージョナル計画(MBPs)、南東海域はMBPsの前身である地域海計画(RMPs)によって海洋計画を策定している。詳しくは、海洋政策研究所、2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、169頁参照。

²⁴ *Supra* note 1 (EPBC Act), Section 176 (2).

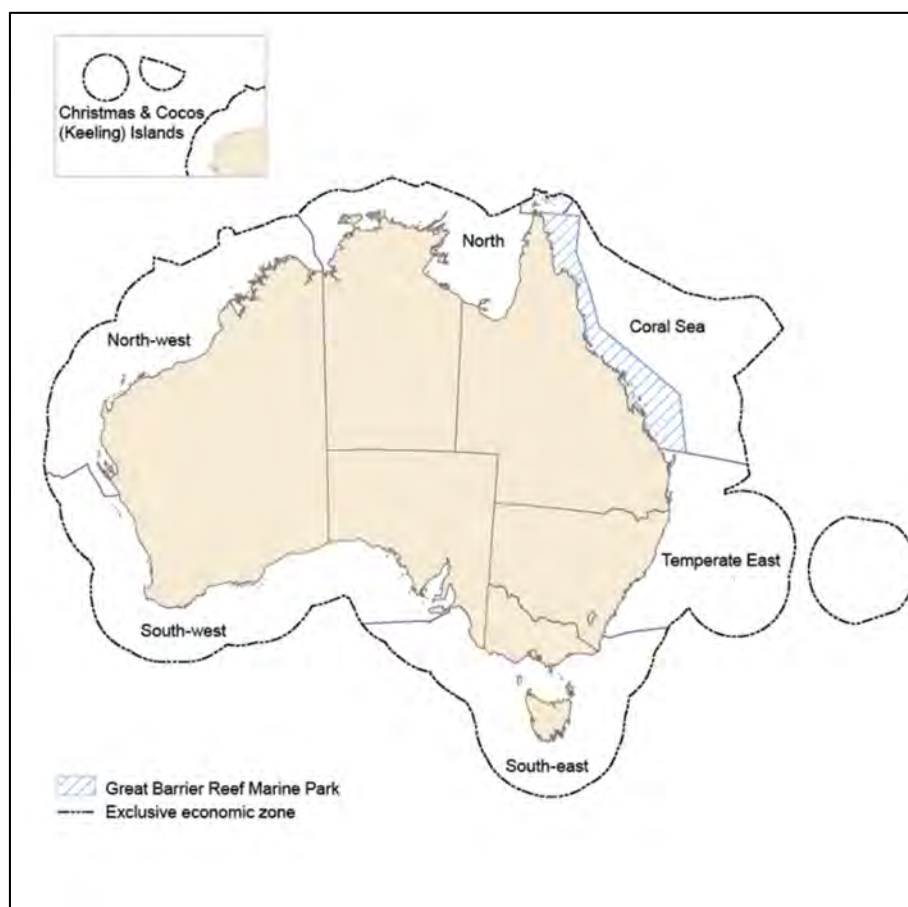


図 1: オーストラリアの 6 つの海洋区域

出典：オーストラリア State of Environment 2016 ウェブサイト²⁵

6. 持続可能な開発目標 14

オーストラリア国内において、持続可能な開発目標 14 について主要な責任を有する省庁 (Lead Department) のは環境エネルギー省であり、副次的な責任を有する省庁 (Supporting Department) は農林水産省、移民国境管理省、インフラ・地域発展省である²⁶。

オーストラリアは世界第 1 位 (330 万平方 km) の海洋保護区を有しており、海洋汚染から海を保護するために各種の海洋環境保護プログラムへ資金的支援を行っているほか、IUU 漁業対策やサンゴ礁の保護のための科学的発展にも注力している。また、気候変動や IUU 漁業対策を国際的に推進するため、他国の遵守の取組みに対する支援も行っている。

²⁵ “Marine regions, Australia State of Environment 2016” at <https://soe.environment.gov.au/theme/marine-environment/topic/2016/marine-regions> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

²⁶ “Commonwealth Department Domestic responsibilities” at <http://dfat.gov.au/aid/topics/development-issues/2030-agenda/Pages/voluntary-national-review.aspx#responsibilities> (2018 年 2 月 9 日アクセス)。

国連海洋会議におけるウェブサイトでは、20件の自発的約束が登録されている²⁷。14.2(海



図 2: オーストラリア外務省の SDG 特設ページ²⁹

洋・沿岸生態系の保全)、14.7(小島嶼国や開発途上国)、14.a(科学的知見や技術移転を通じた途上国支援)、14.c(国際法)に関するコミットメントが多いが、14.b(小規模・伝統的漁業者)を除く全ての項目に対して何らかのコミットメントを登録している。

オーストラリアは、国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) において自発的国家レビュー(VNRs)²⁸を受ける予定である。

7. 海洋保護区 (MPA)

オーストラリアの海洋保護区(MPA)は、2017年10月11日に、旧名である連邦海洋保護区(Commonwealth marine reserves)から呼び名が変更され、現在は海洋公園(Marine Parks)と呼ばれる。これにより、58の「海洋保護区(Marine Reserves)」が「海洋公園」へと改名することになった。根拠法は EPBC 法であり、手続き等は環境保護及び生物多様性保全規則(EPBC 規則, 2000年)による。区域設定および管理目的には、IUCNの7種のカテゴリを採用している³⁰。

これまでの(旧)連邦海洋保護区は、連邦の権限において、連邦の管轄水域に対して設置されている。ただし1998年以降政府が取り組んでいる海洋保護区ネットワーク化³¹(NRSMPA)構想により、州や準州においてもそれぞれの管轄水域内において海洋保護区の設置が行われてきた。このような海洋保護区ネットワークには、以上のように連邦によって設置された海洋保護区、各州や準州によって設置された海洋保護区、連邦と州の共管であるグレート・バリア・リーフ等を含んでいる³²。

新たなオーストラリア海洋公園(Marine Parks)も、通常連邦の海域に設置され、沿岸から3

²⁷ At <https://oceanconference.un.org/commitments/> (2018年2月9日アクセス)。

²⁸ Voluntary National Reviews、国連持続可能な開発のための2030アジェンダで実施することが要請されている国家が主導する取り組みについての評価(79節)、HLPFにて報告が義務付けられている(84節)。

²⁹ “2030 Agenda for Sustainable Development” at <http://dfat.gov.au/aid/topics/development-issues/2030-agenda/Pages/sustainable-development-goals.aspx#fourteen> (2018年2月9日アクセス)。

³⁰ Australian Marine Parks – Legal framework (Australian Government, Department of the Environmental and Energy), at <http://www.environment.gov.au/topics/marine/marine-reserves/overview/legal-framework> (2018年2月9日アクセス)。

³¹ National Representative System of Marine Protected Areas

³² Director of National Parks 2017, Draft Coral Sea Commonwealth Marine Reserve Management Plan 2017, Director of National Parks, Canberra. p. 6.

海里の海域には、州あるいは準州の責任で海洋公園が設置される。これらの海洋公園の管理は、国立公園局長による管理計画に基づいて行われる。

当該管理計画については、アボット前首相による海洋保護区の見直し宣言以降、No-take zone³³の見直しを中心として検討が進められてきた³⁴。2017年7月21日に、南東海域を除く各海洋区域ごとに公表された5つの新たな管理計画案³⁵はこの流れに沿っており、漁業可能区域を大幅に拡大(64%→80%)するものであった³⁶。

現在は、当該計画についてのパブリックコメントを集約中である³⁷。当該計画の最終案は、最終的に資源エネルギー大臣によって承認されることになっており、一度管理計画が承認されたならば、10年の間有効となる³⁸。

³³ 全ての生物の採捕を許さない厳密な保護区域

³⁴ 2013年9月の連邦議会総選挙における大きな争点であり、科学的な根拠、および漁業者の意見を反映した連邦海洋保護区の見直しを掲げ、アボット前首相は政権を奪取した、という経緯がある。経緯および見直しの具体的なプロセスについては、海洋政策研究所、平成26年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書、44-47頁参照。

³⁵ それぞれの管理計画案は、北部ネットワーク、サンゴ海海洋公園、南西ネットワーク、北西ネットワーク、温帯東部ネットワークの5つ。“ネットワーク”という用語は、連邦の海洋公園だけではなく、州あるいは準州の設置した海洋公園も含めた管理計画であることを指す。

³⁶ “Draft management plans” at <https://parksaustralia.gov.au/marine/management/draft-plans/> (2018年2月9日アクセス)。

³⁷ “Australian Marine Parks – The work so far...” at <https://parksaustralia.gov.au/marine/management/background/> (2018年2月9日アクセス)。

³⁸ “How are marine parks managed ?” at <http://www.environment.gov.au/topics/marine/marine-reserves/overview> (2018年2月9日アクセス)。

第7章 中国における海洋政策の動向

世界第3位の広さの国土面積（960万km²）と第1位の人口数（13億8,271万）を持つ中華人民共和国（以下、中国）は、海岸線の長さは約1.8万km、面積が500m²を超える海島は6,500あまりある。1996年5月15日、「国連海洋法条約」（UNCLOS）が全国人民代表大会常務委員会にて決定され、6月7日に批准、7月7日より中国に対して効力を有することとなった。UNCLOSの規定によれば、中国が管轄する内水・領海の面積は38万km²、管轄する海域の総面積は約300万km²ある¹。

中国の政治体制について、中国の憲法によれば、中国の中央国家機構は、全国人民代表大会とその常務委員会、国家主席、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院の6つから構成されている。国家主席、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院の構成員は、いずれも全国人民代表大会によって選出されるとともに、全国人民代表大会とその常務委員会に対して責任を負う。

現在、「海洋強国の建設」は中国の国家戦略の一つとなっている。その中に、主に①海洋資源の開発能力を高めること、②海洋経済を発展させること、③海洋生態環境を保護すること、④国家海洋権益を守ることの4つの内容が含まれている。



図1 中華人民共和国領土概念図²

¹ 中国の概況にかかわる各基本指数は、中国国家統計局ウェブサイト<<http://data.stats.gov.cn/search.htm?s=总人口>>、「中国海洋アジェンダ21」を参照されたい。中国の人口数は、2016年末時点の統計である。

² 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト
<<http://www.gov.cn/guoqing/index.htm>>（2018年3月1日アクセス）

1. 海洋（基本）法令

現在、中国には包括的な海洋基本法はないが、2016年3月に発表された「中華人民共和国国民経済・社会発展の第13次5カ年計画綱要（2016年～2020年）（13次5カ年計画）」において、初めて「海洋基本法」を制定すると発表された。その後、2017年5月12日に配布された「2017年全国海洋立法作業計画（立法作業計画）」のなかで、海洋基本法の制定に関する言及があった³。2017年の立法作業計画では、大きく分けて、4件の立法案件を含む年内完了項目と10件の立法案件を含む研究起草、適宜提出項目の2つの項目に分けられている。海洋基本法の研究・制定については、研究起草、適宜提出項目の中の國務院が審査する法律草案の項目に「海洋の保護と合理的利用のため、沿海の経済社会の持続かつ健康的な発展を促進し、海洋生態文明の建設を推進し、国家海洋権益と海洋安全を維持・保護し、海洋強国の建設を保障するため、『海洋基本法』を研究・制定する」として含まれていた。「海洋基本法」の研究と起草する業務は、国家海洋局の戦略計画及び経済司が担当することとなっている。

2. 海洋（基本）政策⁴

国連海洋法条約（UNCLOS）とアジェンダ21に基づき、中国は「中国アジェンダ21」白書（1994）を発行した。その中の1つの重要アクションとして、海洋分野における中国の海洋の持続可能な発展戦略・対策と主な行動分野を示す「中国海洋アジェンダ21」（1996）を制定した。

また、中国の90年代までに行ってきた海洋分野にかかわる基本政策の取組状況は、「中国海洋事業の発展」と題する白書（1998）でまとめられ、海洋環境保護、海洋資源と海洋環境に対する調査、人材育成等の進展状が紹介された。

さらに、中国は、「国民経済・社会発展の第12次5カ年計画（2011～2015）（12次5カ年計画）」の方針のもと、海洋分野にかかわる「国家海洋事業発展12次5カ年計画」（2013）を制定した。その中身は2020年まで展望する内容となっている。

3. 海洋政策推進体制

2017年度の中国の海洋政策の推進体制には、大きな変化がなく、海洋政策を推進する体制は、2013年に行われた行政システム改革の後に構成された体制である⁵。現在の中国の海洋政策の推進に係る行政部門は、農業部、外交部、国家海洋局、国家海洋委員会がある。

4. 領海等の管理（法令、計画等）⁶

中国の領海に係る法令および政府の公式見解について、主な政策文書は、以下3件がある。それは、

³ 「国家海洋局關於印發2017年全国海洋立法工作計劃的通知」、国家海洋局ウェブサイト
<http://www.soa.gov.cn/zwgk/zcgh/fzdy/201705/t20170517_56119.html>（2017年5月23日アクセス）。

⁴ 2017年度において、中国の海洋基本政策には、大きな変化がなかった。中国の海洋基本政策に関するまとめについて、海洋政策研究所『2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参考されたい。

⁵ 詳細について、海洋政策研究所『2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参照されたい。

⁶ 2017年度における中国の領海等の管理に係る法令等には、大きな変化がなかった。中国の領海等の管理に係る法令・政策等のまとめについては、海洋政策研究所『2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参照されたい。

1958年9月に公表された「領海に関する中華人民共和国の声明」、1992年2月に公布・施行された「領海に関する声明」、2012年9月に発表された「釣魚島及びその付属島嶼の領海基線に関する中華人民共和国の政府声明」白書である。

5. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）⁷

中国の排他的経済水域（EEZ）の管理に係る法令と政策は、以下3件がある。それは、1998年6月26日に、採択・施行されたEEZにおける主権的権利と管轄権を定める「排他的経済水域および大陸棚法」、2012年3月に発表された海洋空間計画策定の根拠となる「全国海洋機能区画2011□2020」、これに依拠し2015年8月に発表された「全国海洋主体機能区計画」である。

6. 持続可能な開発目標14に関する具体的取り組み

中国は、2016年4月、「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダに関するポジションペーパー」⁸、同年9月「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダの実施に関する国別方案」⁹を作成・公表した。また、持続可能な開発目標を13次5ヵ年計画の中に取り入れている。

中国のSDGs政策や施策を総括的に管理している単一の省庁はない。SDGsに関する国際会議への出席や政策の作成・公表を行っている行政部門は、主に国務院と外交部である。SDG14に係る各種の活動は、国家海洋局が中心となって進められている。一方、中国はSDGsの実現を図るプロセスにおいて、各種の取組を円滑的に推進させるために、43の行政部門がそれぞれの責務を遂行することとなっているが、国内における協調体制の構築も実現させようとしている¹⁰。

優先課題として位置付けている個別目標は、目標1「貧困の撲滅」である。2016年からの先の5年間、貧困撲滅で農村にある5575万の貧困人口を無くすことが、中国の持続可能な発展のための2030アジェンダの実施における重要な一歩であるという。

2017年6月、国連海洋会議の場で、中国政府代表団団長である国家海洋局副局長林山青氏は、「持続可能な発展のための2030アジェンダ」の実施に対して、3つの提唱を行なった。それは、①ブルー・パートナーシップ関係の構築、海洋ガバナンスにおける相互信頼の促進、②ブルーエコノミーの発展、③海洋生態文明建設の推進であった。

また、中国政府は、国連海洋会議のウェブサイトにおいて計5件の自発的約束を登録している¹¹。それらは、「持続可能な海洋経済の発展」、「アジア太平洋地域における国際海洋協力の推進」、「科学技術

⁷ 2017年度における中国の排他的経済水域等の管理に係る法令・政策には、大きな変化がなかった。中国の排他的経済水域等の管理に係る法令・政策等のまとめについて、海洋政策研究所『2016年度各国および国際社会の海洋政策の動向報告書』を参照されたい。

⁸ 外交部ウェブサイト

<http://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/zl_674979/dnzt_674981/qtzt/2030kcxzfzyc_686343/t1357699.shtml> (2017年12月1日アクセス)。

⁹ 外交部ウェブサイト

<http://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/zl_674979/dnzt_674981/qtzt/2030kcxzfzyc_686343/P020161012716447531526.pdf> (2017年12月1日アクセス)

¹⁰ 「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダに関するポジションペーパー」を参照。

¹¹ <<https://oceanconference.un.org/commitments/#>> (2017年12月1日アクセス)。

イノベーションとその国際協力の強化」、「海洋保全と早期警戒と防災・減災能力の構築」、「海洋生態環境保全の強化」である¹²。

その他、政策的な動きとして、中国政府は2016年の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）において、自発的国家レビュー（VNRs）を受けた¹³。2016年12月、国務院より「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダに関するイノベーションモデル区建設方案」が公表されている¹⁴。

達成する数値目標の制定について、2017年10月にマルタで開催された「我々の海洋（Our Ocean）2017」会議において、2020年までに、少なくとも沿岸66箇所の湾において、「Blue Bay」イノベーション・プロジェクトを実施すること、大凡70%の沿岸水域の水質を中国国家水質スタンダードの優秀な或いは良好なグレード（グレード□或いは□）に達成することを、自発的約束として申告した¹⁵。また、少なくとも35%の自然海岸が維持できるように、海岸線の自然の保全をさらに強化していくことを報告した¹⁶。

2017年8月、外交部より「持続可能な発展のための2030アジェンダの実施に関する進展報告」が公表された¹⁷。本報告書では、主に2015年9月以後から2016年までの中国の2030アジェンダの実施に関する中国の取組と今後予定している取組について、報告されている。SDG14に関係する部分では、行ってきた取組として、①海洋生態レッドライン制度¹⁸の制定、生態システムに基づく海洋総合管理の取組、②近海汚染対策の展開、③海洋環境保護と海洋資源の開発・利用能力の向上、④海洋保護区の制定と管理、⑤漁獲資源の保護、⑥海洋分野における国際交流と協力の展開といった6つのテーマにかかわる取組が報告された。次のステップにおける取組としては、海洋開発に存在する潜在的なリスクや予測不可能な自然災害がもたらされる災害の頻発や防災の難しさといった背景が強調された。また、目標設定として、2020年までに、海洋保護区の面積を中国管轄海域の面積の5%以上に達すること、自然海岸線の保有率を35%より以下にさせなければならないこと、沿岸海域の水質の優良度の比例は70%に達することを明言した。

7. 海洋保護区（MPA）

中国では、海洋保護区（MPA）に係る国家レベルの法令がなく、国務院に属する国家行政部門（国家海洋局）が作成・公表した行政レベルの政策指導文書のみがある。主な政策文書は以下の2件である。

1995年5月、国家海洋局より「海洋自然保護区管理弁法」が作成・公表された。管理方法は、海洋

¹² 同上

¹³ <<https://sustainabledevelopment.un.org/memberstates/china>>（2017年12月1日アクセス）

¹⁴ 中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト<http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/13/content_5147412.htm>（2017年12月1日アクセス）

¹⁵ <<http://ourocean2017.org/our-ocean-commitments>>（2017年12月1日アクセス）。

¹⁶ 同上

¹⁷ 外交部ウェブサイト<http://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/zl_674979/dnzt_674981/qtzt/2030kcxzfzyc_686343/>（2017年12月1日アクセス）。

¹⁸ 「海洋生態レッドライン制度」というのは、重点生態機能区、生態環境機微区及び生態環境脆弱区のエリアを海洋生態保護レッドラインで線引きし、従来の海洋生態環境と生物多様性の管理制度の効力と比べ、より強化されている管理制度である。

自然環境と資源を保護することを目的としている。また、2010年8月、国家海洋局が「海洋特別保護区管理弁法」を作成・公表した。同管理方法は、特定の海洋区域の生態システムとその機能を保護・回復すること、科学的、合理的に海洋資源を利用すること、海洋経済と社会の持続的発展を促進することを目的とし、「海洋環境保護法」、「海島保護法」の規定に基づき作成された。

「海洋自然保護区管理弁法」では、海洋自然保護区について、海洋自然環境と資源を保護する目的で、法に基づき、保護対象を含む一定面積を有する海岸、汽水域、島嶼、湿地、海域を区分し、特殊な保護と管理を行う区域のことでありと定義している。そして、海洋自然保護区を核心エリア、緩和エリア、実験エリアの3つのエリアに分けられている。

一方、「海洋特別保護区管理弁法」では、「海洋特別保護区とは、特殊な地理的条件、特殊な生態システム、生物と非生物資源および海洋開発利用における特殊な要求を持ち、有効な保護措置と科学的な開発方法に基づく特別な管理が必要とされる区域のことであり」と定義している。海洋特別保護区の類型について、特殊地理条件保護区、海洋生態保護区、海洋資源保護区、海洋公園の4つの類型がある。

全国の海洋特別保護区に対する監督管理の業務を行う行政機関は国家海洋局である。国家海洋局は沿海省・自治区・直轄市の人民政府、國務院に直属する行政部門と共に、国家レベルの海洋特別保護区の建設発展計画を制定し、監督業務を行う。また、地方レベルの海洋特別保護区の建設発展に対して指導業務を行う。

中国における海洋保護区の取組に関する数値目標の制定について、「全国海洋機能区画計画 2011～2020」は、2020年までに、海洋保護区の総面積は中国の管轄海域面積の5%以上にし、近海海洋保護区的面積は管轄海域面積の11%以上にすることを目標として掲げている。

国家级海洋特别保护区分布示意图



图2：中国国家级海洋特别保护区分布图*

出典：中国自然保护区标本データベース (<http://www.papc.cn/html/report/13110032-1.htm>) (2017年12月22日アクセス)

*地図上でリストアップされた保護区の数、2011年5月末時点のものである。また、ピンク色の○マークがついてあるのが各種の国家級海洋特別保護区であり、緑色の○マークがついてあるのが国家級海洋特別保護区の1種類である国家級海洋公園である。番号の前に*が付いてあるのが、この地図が刊行された時点で新たに国家級海洋特別保護区として認定された海洋特別保護区である。

8. その他（2017年における特筆すべき政策等）

(1) 5月22日 国家海洋局 『中国の南極事業』報告書¹⁹

5月22日、国家海洋局は記者会見を開き、「中国の南極事業」をタイトルとする報告書を発表した。本報告書は白書的な性格をもち、1984年から30年余りの中国の南極における活動と成果を全面的に記述している。

報告書では、中国は既に陸海空、氷上、海底をベースとする国家南極観測ネットワーク、極地観測船「雪竜号」、南極における4箇所の観測ステーション、上海極地観測国内基地を中心とする南極観測プラットフォームが構築されていることや、国内における南極科学研究レベルの向上、南極に関する文化・教育が推進されている現状が強調された。また、中国による南極の環境・生態システムに対する保護活動、南極に関するグローバルガバナンスにおける国際交流・協力の展開も紹介された。

(2) 5月10日 国家発展改革委員会、国家海洋局「全国海洋経済発展13次5カ年計画」²⁰

5月10日、国家発展改革委員会と国家海洋局が「全国海洋経済発展13次5カ年計画」を発表した。同計画は12次5カ年計画のもとで、実施されてきた海洋経済発展分野で得られた成果をまとめたうえ、13次5カ年計画の期間中における海洋経済の発展に対して全面的に計画を行った。その13次5カ年計画の期間中において、6つの海洋経済発展に関する重要任務が提起された²¹。重要任務の具体的内容は、①海洋経済発展のレイアウトの最適化、②海洋産業の最適化とレベルアップ、③海洋経済のイノベーションの促進、④海洋生態文明の建設を強化、⑤海洋経済における協力と発展の加速、⑥海洋経済のシステム改革を深化することとされている。

(3) 6月20日 国家発展改革委員会、国家海洋局「一带一路海上協力構想」²²

6月20日、中国国家開発改革委員会と国家海洋局は、共同で「一带一路海上協力構想」を発表した。同構想は、中国政府は2015年3月28日に発表した「シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードを推進し共に構築するビジョンと行動」の後継として、また2017年5月に北京で開催された一带一路国際協力サミットの会議の成果の一つとして位置づけている。同構想は「一带一路」における海上協力の中国案として発表された。

一带一路海上協力構想では、平和、協力、開放、包摂、共栄というシルクロードの精神を強調し、

¹⁹ 『中国の南極事業』報告書の英語版は、国家海洋局ウェブサイト
<http://www.soa.gov.cn/xw/hyww_90/201705/t20170523_56194.html>（2017年5月23日アクセス）で確認できる。

²⁰ 「全国海洋経済発展13次5カ年計画」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参考されたい。

²¹ 『「十三五」我国海洋経済这样发展』『中国海洋報』、2017年5月17日付。

²² 「一带一路海上協力構想」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参照されたい。

中国がこの精神に基づき、マーケットの運行と多国の参加を促すとしている。また、共同利益を共有するという原則によって、国連が採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の海洋分野における施策に力を入れ、21世紀海上シルクロードの関係国と全方位かつ多分野の協力を進め、互惠共栄のパートナー関係を構築し、持続可能な発展を図る。

一帯一路海上協力構想は3本の海上シルクロードを重点的に建設することを提起している。第1に、中国沿海の経済ベルトの支えとして、中国とインドシナ半島経済回廊を連結し、南シナ海を経て西に向かってインド洋に入り、中国・パキスタンとバングラデシュとバングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊と繋ぎ、中国—インド洋—アフリカ—地中海海上シルクロードを共同建設する。第2に、南シナ海を経て南へ向かって太平洋に入り、中国—オセアニア南太平洋海上シルクロードを共同建設する。第3に、北極海を経て欧州を繋ぐ海上シルクロードの共同建設を積極的に推進する。

また、中国は人類と海洋との調和のとれた共同発展を実現するため、海洋というブルー空間の共有とブルーエコノミーの発展を主軸に、「構想」の実行を通して、海洋生態環境の保護、海上シルクロード沿線国との海上での互惠・相互接続の実現、海洋経済の発展の促進、海上の安全維持、海洋科学研究の深化、文化交流の展開、海洋ガバナンスへの共同参画などの協力について強調した。

(4) 10月30日 農業部「国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017—2025）」²³

10月30日、中国農業部は編成した「国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017—2025）」を発表した。同計画は、漁業資源の持続可能な利用の観点を出発点とし、海洋牧場を推進することを、漁業資源の持続可能な利用と生態環境の保護との間の矛盾を解かず主な方策として認識している。本計画は、中国の海洋牧場の建設に存在する問題点を指摘し、海洋牧場の建設の内容と地理的配置が含まれる全体的な構想を明文化した。そのなか、海洋牧場の建設に関する数値目標の制定においては、2015年から2016年にかけて、すでに設立した42箇所の海洋牧場モデル区を含め、2025年までに全国において178箇所の国家レベルの海洋牧場モデル区を設立する目標を掲げている。さらに、本計画は、海洋牧場の建設がもたらす生態的効果、社会的効果、経済的効果を分析し、これらの効果を保障するための措置も明示した。

²³ 「国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017—2025）」の全文翻訳は、本報告書の参考資料編を参考されたい。

第8章 韓国における海洋政策の動向

東、西、南の三面が海に接する韓国の海岸線の長さは 13,509km である。領海の面積は 86,891km²、EEZ の面積は 475,469km²、国土面積は 100,210km² である。西海岸は潮の干満の差が大きい¹ため干潟が広い。人口は 51,515,399 人（2015 年調査）である。

韓国の海洋政策は最上位関連法である海洋水産発展基本法の下で策定された海洋水産発展基本計画を最上位計画とする。同計画の下で、各分野の長期計画と中期計画、そして年度別の施行計画に基づき実施されている。

2017 年は韓国の国内政治事情により、予定より早い大統領選挙が実施された。これによって同年 5 月、文在寅政権が誕生した。5 年任期の大統領制国家であるがゆえに、政権交代に伴う海洋政策の変遷も激しかったものの、今回の政権交代が例外的な政治状況の急変であったゆえに海洋政策の大きな変化はまだ見当たらない。海洋に関わる最も目立つ変化は、海洋警察庁の復活である。2014 年のセウォル号事故の後、国民安全処所属の海洋警備安全本部に変更されていた海洋警察庁は、新政権発足直後の 2017 年 7 月、海洋警察庁として新設された。

グローバル化した国際海洋秩序および持続可能な沿岸管理のための施策は継続され、各部門別に中長期計画の策定と施行が行われている。また、近年では北極政策の策定と推進における顕著な動きが見られる。とりわけ、文政権の対外政策として掲げた「新北方政策 (New Northern Policy)」では、北極海の解放に備えた海運、造船、水産業を中心とした北極海沿岸国との協力が重視されている。

韓国は国連海洋法条約 (UNCLOS) の締約国 (1996 年 1 月 29 日批准) である。

1. 海洋 (基本) 法令

(1) 海洋水産発展基本法

韓国の海洋政策に関する基本法令は海洋水産発展基本法である。2002 年に制定された同法は、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全および開発・利用と海洋産業の育成のために必要な政府の基本政策と方向を定めることを目的とする (第 1 条)。海洋水産に関する他の法律を制定、または改定する際には、同法の目的と基本理念に従うことが規定されている (第 4 条)。また同法は、上記の目的を効率的に達成するため、海洋および海洋資源の合理的な管理・保全、開発・利用および海洋産業の育成に関する中長期的な政策目標と方向を設定し、大統領令の規定により 10 年ごとに海洋水産発展基本計画を策定し、施行することを明記している (第 6 条)。2017 年 4 月 18 日には、海洋政策と水産政策の連携強化を目的とした一部改正が行われた (施行は同年 10 月 19 日)。今回の改正は①海洋水産分野のバランスの取れた発展のために海洋産業等の言葉を変更、②海洋における安全管理の強化を図る

¹ 大潮時の干満差が約 6-8m に達する

ために海洋水産発展基本計画に含まれる内容、および海洋水産発展委員会の審議事項に海洋安全増進に関する事項を追加、③水産業の育成と漁村開発等に関する国および地方自治団体の施策設けの義務を規定、④海洋水産分野に関する効率的な管理のために、海洋科学調査計画を策定して施行、⑤海洋水産分野の統計を作成・管理することができる根拠を整備するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点が改善・補完された。

2. 海洋政策推進体制

(1) 海洋水産発展委員会

海洋水産発展委員会は、海洋水産発展基本計画および重要海洋政策等の審議機構である。2014年行われた海洋水産基本法の一部改正により、同委員会の委員長を海洋水産部長官から国務総理へ格上げし、委員も次官級から長官級公務員へ変更された(第7条、8条)。また同委員会の審議事項として、従来には除外されていた水産分野関連事項を追加した(第9条)。

(2) 第二次海洋水産発展基本計画(OCEAN KOREA 21、2011～2021)

韓国の海洋政策を推進するための最上位計画として、海洋水産発展基本法第6条に定められた「第二次海洋水産発展基本計画」がある。同計画は10年ごとの政策方針と目標を策定する中長期計画であり、通称「OCEAN KOREA 21」と呼ばれる。同計画は韓国の領海および管轄海域、そしてグローバルな海洋開発の牽引役として、必要によっては沿岸域までを計画の対象範囲にする。

同計画は計画策定に関連するすべての政府組織²が参画し、海洋水産発展委員会と国務会議の審議を経て策定した海洋水産分野における国家総合計画である。

第二次計画では国連海洋法条約の発効以降、「海洋の自由利用時代」から「海洋分割管理時代」への転換が行われる中、国家間の海洋境界の画定問題、資源管轄権の確保問題が重視されるようになった。同計画は2020年までに「世界を主導する先進海洋強国の実現」することを目標として掲げている。そのために、①持続可能な海洋環境の管理と保全、②新海洋産業の育成と伝統的な海洋産業の高度化、③新海洋秩序を能動的に発揮できる海洋領域の拡大を三大目標と定めた。

²参画組織は企画財政部、教育科学技術部、外交通商部、統一部、国防部、行政安全部、文化体育観光部、農林水産食品部、知識経済部、環境部、雇用労働部、国土海洋部、気象庁、海洋警察庁。組織名は計画策定時であった2010年12月のものであり、その後一部変更があった。とりわけ、海洋水産業務を担当してきた農林水産食品部と国土海洋部は、2013年の政府組織改編により海洋水産部として統合された。

(3) 海洋水産発展施行計画

海洋水産発展施行計画は、海洋水産発展基本計画を具体化するための年度別の詳細計画である。同計画は海洋水産部、環境部など関係中央行政機関で推進している海洋関連事業を総合し、海洋水産部主管のもと、海洋水産発展委員会が毎年策定する。韓国政府は、毎年基本計画の主な内容と当該年度の施行計画と前年度施行計画の推進実績に関する報告書を国会に提出しなければならない。同計画の策定・施行を通じて、海洋開発と保全の調和をなし、海洋産業が飛躍的に発展することを期待する。推進目標としては①海洋の持続可能な開発が可能で、将来の世代にも海洋を引き続き利用することができるよう、海洋の管理を強化、②海運港湾、造船業などの伝統的な海洋産業の振興はもちろん、海底鉱物産業、海洋観光産業、海洋バイオ産業など高付加価値の海洋産業の創出を図ることを掲げた。具体的な推進計画として、海洋水産発展のための 26 個の重点課題、222 個の実践課題を定めている。

3. 領海等の管理（法令、計画等）

(1) 沿岸管理法

1999 年に制定された沿岸管理法は、沿岸の効率的な保全と利用および開発に必要な事項を規定することで、沿岸環境を保全し、沿岸の持続可能な開発を図ることで、沿岸を快適で豊かな生活空間として醸成することを目的とする。同法は第 3 条において沿岸管理が以下の基本理念に基づいて保全・利用および開発されるべきであると定めている。

- ・ 公共の利益に相応し生態的・文化的・経済的価値が調和し共存できるように、総合的で未来志向の観点に立つ保全・利用、および開発をすること
- ・ 沿岸の利用および開発は沿岸環境の保全と調和・均衡を図ること
- ・ 国民の沿岸環境の保全・管理に対する政策参加と健全な利用機会を拡大すること
- ・ 気候変化による津波、侵食等に対応し、海岸を効率的に管理すること
- ・ 沿岸総合管理を実現するために南北韓国協力および国際協力を増進すること

また、沿岸の総合管理のために海洋資産部長官を中央沿岸管理審議会の審議を経て 10 年ごとに沿岸統合管理計画を策定することを規定している（第 6 条）。各地方自治体は管轄沿岸の効率的な保全・利用および開発のために必要な地域に対して、沿岸総合管理計画の範囲における沿岸管理地域計画を策定することが可能である（第 9 条）。また海洋資産部長官は、地域計画の体系的な策定と管理のために必要な指針を策定し、各地方自治体の長に通達することができる。他にも同法は沿岸用途海域の指定と管理（第 3 章）、沿岸整備事業（第 4 章）、沿岸管理審議会（第 5 章）、沿岸の効率的な管理（第 6 章）に関して規定している。

2017 年 4 月 18 日、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善及び補完するための一部改正が行われた（施行は 2017 年 10 月 19 日）。

主な改正内容は①海洋政策と水産政策の連携強化を通じた海洋水産分野の調和のとれた発展のために、海洋産業などの用語を変更し、②海洋での安全管理を強化するために、海洋水産発展基本計画に含まれるべき内容と海洋水産発展委員会の審議事項に海洋安全増進に関する事項を追加し、③漁業育成及び漁村開発等に関する国および地方自治体の施策設け義務を規定し、④海洋水産分野に関する効率的な管理のために、海洋科学調査計画を策定して施行するようにし、海洋水産分野の統計を作成・管理することができる根拠を用意するなどである。

(2) 第二次沿岸統合管理計画 (2011～2021)

前節で述べたように、沿岸管理法第6条は10年ごとの沿岸統合管理計画の策定を規定している。2000年に第一次沿岸統合管理計画が策定され、現在は2011年から2021年を施行期間とする第二次沿岸統合管理計画が実施されている。第二次計画は、第一次計画の懸案事項であった「環境保全と開発との調和と均衡」に加えて、「気候変化と災害対応」を包括する管理計画を図った。そのために沿岸海域を4つの用途に区分・管理する沿岸用途海域制、海岸の計画的な管理のための自然海岸管理目標制と基本政策等を提示した。また沿岸管理の状況変化を反映して、5年ごとに妥当性を検討し沿岸統合管理計画を修正するように定めた。

同計画は、計画の実効性確保のために沿岸区分および沿岸管理地域計画の策定・施行することにした。とりわけ、第一次統合計画の「圏域」の限界であった、執行体系の一致性が不十分であることと執行力の限界を克服することができるよう、行政区域を中心に区分した。具体的には海洋の自然環境および海洋経済の特性、沿岸陸地部の社会経済的類似性を考慮して部分調整し、地域区分の名称を「圏域」から「沿岸」に変更した。

(3) 領海および接続水域法

韓国は1978年、領海法を制定し、韓国の領海を基線から12海里までと定めた。1996年、同法は領海および接続水域法に改定され、接続水域を基線の外側24海里までの水域のうち韓国の領海を除外した水域と定めた。ただし、大統領令が定める場合、一定水域においては基線から24海里以内において接続水域の範囲を別途規定することができる。



図 1：「韓国の第二次沿岸統合管理計画」で紹介されている韓国管轄海域の範囲

4. 排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）

（1）排他的経済水域法

韓国は、国連海洋法条約が認めている排他的経済水域（EEZ）の範囲を設定し、排他的経済水域の中で韓国の主権的権利と管轄権、および外国人に許可する海洋利用の自由を定めるために排他的経済水域法を制定した。

同法は韓国の EEZ の範囲を領海基線から 200 海里までの水域のうち領海を除外した水域と定めた。ただし韓国と隣接する、または対抗する国家との EEZ に関する境界は、国際法に基づいた関係国との合意により画定することとした。

（2）排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律

EEZ における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律は国連海洋法条約の発効に伴う国際海洋秩序と韓国周辺水域の漁業環境変化に効率的に対応し、韓国の EEZ における漁業資源の保存・管理のために、外国人による漁業活動を規制するために作られた。具体的には、外国人が韓国の EEZ における漁業活動を行う際には、水産業法の規定に関わらず、同法の規定を適用することを原則とする。外国との協定による別の規定がある場合はその協定に従うことを明記した。他にも韓国の EEZ の漁業資源の保護などのために、外国

人の漁業活動が禁止される特定の禁止区域の設定根拠を設けるなど、EEZ における韓国の権利と資源を保護する法的措置を定めている。

2010 年代からは、EEZ における外国漁船の不法漁業活動が増加したため、より強力な制裁装置を取るよう法律の一部改正を行なっている。2016 年 12 月 8 日の国会において、EEZ における無許可漁船に賦課する担保金の上方修正(最高2億ウォンから3億ウォンに)、無許可の外国漁船に対する現行の没収規定を任意規定から強行規定に修正した一部改正案が可決された。

5. 持続可能な開発目標 14

韓国における持続可能な開発目標を達成するための取り組みは環境部所管で推進されている。その主な法令として、持続可能開発法、低炭素グリーン成長基本法がある。

(1) 持続可能開発法

韓国は 1992 年のアジェンダ 21 を受け、持続可能な発展のための国家的戦略を策定した。1996 年 3 月には各分野別に関連省庁が参加して「アジェンダ 21 国家行動計画」を策定し、2000 年 6 月には、総合計画である「ミレニアム国家環境ビジョン」を宣言した。また、持続可能な発展の効果的な実施のため、2000 年の持続可能な開発委員会が発足した。

そして、2007 年 8 月に「持続可能な開発基本法」が制定・公布された³。同法は国家と地方知事団体による持続可能な発展戦略を策定・推進し、持続可能な発展のための国際社会の取り組みへ参画するため作られた。同法に基づき、国家および地方自治体は持続可能発展の基本戦略とその履行計画を策定・推進し、その制度的な根拠を備えることになった。とりわけ国連が採択した持続可能な発展に関連する主要原則を明記し、持続可能な発展の概念を確立した。同法は、持続可能な発展のためのビジョンと目標、それからこれを達成するための戦略と原則などを盛り込んだ国家持続可能な開発の基本戦略を 20 年ごとに策定し、地方自治体の長は、これと調和をなす地方持続可能な開発の基本戦略を 20 年単位で樹立・推進することを定めている。

その推進のため、①中央行政機関の長は、国家持続可能な開発の基本戦略を実行するための国家実施計画を 5 年単位で策定・推進し、②国家持続可能開発委員会は、2 年ごとに国の履行計画の推進状況を点検し、③地方自治体の長は、地方持続可能な開発の基本戦略を実行するための地方実施計画を 5 年単位で策定・推進し、④地方の持続可能開発委員会は、2 年ごとに地方実施計画の推進状況を点検するようにした。

そして同法は持続可能な開発指標と持続可能性の評価・公表を規定し、国と地方自治団体が作成した持続可能性指標に基づいて国の持続可能な開発委員会および地方持続可能な開発委員会は、2 年ごとに国と地方公共団体の持続可能性を評価して、国家と地方自治体の持続可能性報告書を作成・公表することとしている。

³ 同法は 2010 年 1 月 13 日「持続可能開発法」へ改正された。

(2) 低炭素グリーン成長基本法

2008年、グリーン成長が新国家発展パラダイムが提示され、2009年には大統領所属のグリーン成長委員会が発足し、グリーン成長国家戦略が策定された。そして2010年に「低炭素グリーン成長基本法」が制定され、先述した「持続可能開発基本法」は、「持続可能開発法」に改正され、これに持続可能な開発委員会も大統領所属から環境部長官所属へ転換されて運営されている。

同法は、経済と環境の調和のとれた発展のために、低炭素グリーン成長に必要な基盤を造成し、グリーン技術とグリーン産業を新たな成長動力として活用することにより、国民経済の発展を図り、低炭素社会の実現を通じ、国民の生活の質を高め、国際社会で責任を果たす成熟した先進一流国家に跳躍するために寄与することを目的とする。

(3) 第3次持続可能開発基本計画（2016～2035年）

低炭素グリーン成長基本法は、国の持続可能な発展を促進するために計画期間を20年とする持続可能開発基本計画を策定・実行することを定めている（第50条）。同計画は持続可能な開発の現状と環境の変化と展望に関する事項を含め、5年ごとに策定・施行の規定されている。現在、2016年1月に策定・公表された。第3次持続可能開発基本計画（2016～2035年）が実施されている。

同計画は環境・社会・経済の調和のとれた発展というビジョンのもと、環境、社会、経済、国際分野の4大目標、部門別14個の戦略、50の履行課題で構成されている。とりわけ、第3次計画では、国連持続可能な開発目標（SDGs）を国内の環境に合わせて反映するよう試みられた。SDG14に関しては14個の基本戦略の中、「1-2生態系サービスの価値拡大」として実行される。その下位戦略である「1-2-③沿岸生態系の保護と持続可能な利用」は海洋水産部より実施される。主な推進方向は下記の通りである。

① 沿岸・海洋汚染源の管理強化

- ・環境管理海域（9箇所）への沿岸流入汚染物質の管理を強化し、特別管理海域には、沿岸の汚染総量管理の拡大を推進
- ・陸上廃棄物海洋排出禁止区域、廃棄物海洋排出海域（3ヶ所）の海洋環境モニタリング（底生生物、堆積物等）の実施など、廃棄物の海洋汚染防止
- ・主な広域汚染堆積物の浄化復元のために、海洋廃棄物回収・処理、海洋ごみ総合処理場設置を推進

② 沿岸・海洋保護区域の拡大

- ・海洋生物資源の保全のために保全価値の高い沿岸・海洋保護区の指定とラムサール湿地登録を拡大

③ 破壊された干潟の復元事業の推進

- ・優先復元対象地を選定し、干潟の復元事業を実施、単純な復元からエコツーリズムと干潟漁業を連携させた複合型の復元へ転換

- ④ 海洋水産生態系の健康性を維持・保全
 - ・ 保護対象海洋水産生物の保護と生物学的・化学的脅威の最小化など、海洋水産生態系の主要な要素別体系の管理の実施
 - ・ 国家レベルの海洋水産生命資源の確保・管理システムの構築と活用基盤構築
 - ・ 水産資源保護区の生態系に影響を与える諸要因を総合的に考慮して体系的に管理
 - ・ 海洋環境の管理と海洋生態系の多様性の保全のための技術開発
- ⑤ 持続可能な漁業のための資源管理システムの革新
 - ・ 近海漁業構造改善推進に伴う近海漁業の許可の管理と適切なレベルの水産資源量を維持
 - ・ 水産資源管理と助成政策拡大の推進
 - ・ 周辺沿岸国との漁業協力の拡大

6. 海洋保護区 (MPA)

韓国では海洋空間の体系的な管理のための法制がまだ定まってない。海洋空間に管理に関する従来の法律として、2007年制定された「海洋生態系の保全および管理に関する法律」があり、これに基づいて海洋生態系の保全・管理の基本計画を、10年ごとに策定し、実施してきた。海洋水産部は2018年1月の業務計画報告において、海洋空間統合管理のための「海洋空間計画法」を本年中に制定することを明らかにした。また同法の施行に伴い南海岸を対象に海洋空間計画に着手することを計画している。

7. その他 – 新北方政策による海洋政策の推進

文在仁大統領は2017年9月ウラジオストックで開かれた東方経済フォーラムでの演説において「新北方政策」を発表した。ロシア、ユーラシア国家との経済協力の深化を求める同政策は天然ガス、鉄道、港湾、電力、北極航路、海運、労働、農業、そして漁業の9つを協力分野として定めた「NINE BRIDGE」を提示し、これらを対象とする経済協力を推進する。その推進体制として、2017年12月には大統領所属の「新北方経済協力委員会」が発足した。

同政策と関連し、海洋水産部は、極東地域における水産物流加工複合団地へ投資することで新しい韓国ーロシア間の水産協力モデルを創出し、高付加価値漁業への進出拡大方策を模索している。また、北極資源・エネルギーの開発と連携した物流量の確保に国内海運物流企業の北極航路の輸送への参加を推進する一方、ロシアとのコンテナ船定期航路の共同研究を進めている。

第9章 フィリピンの海洋政策の動向

フィリピンは7,100を超える島嶼地域から成り、海岸線は約1万8千kmにおよぶ島嶼国家である。国土(30万km²)に比して、領海や排他的経済水域の面積(220万km²)は7倍で、人口9600万人のうち約6割が沿岸域に居住する¹。海域は島嶼間および国際海上交通にとり重要であり、また、水産物という食料供給や多様な海洋生物の生息地として重要である。フィリピンの水産生産高やフィリピン船籍の数などは国際的に上位に位置し、海上貨物輸送の要所となっている。

フィリピンは、国連海洋法条約(UNCLOS)の締約国である(1984年5月8日批准)。

1. 海洋基本法令

フィリピンの領海は、1935年の憲法²第1部でアメリカとスペインの間で締結された1898年のパリ条約および1900年のワシントン条約、ならびに1930年の米英条約に基づきフィリピン政府が主権を行使する地域と規定されている。その後の1973年および1987年の改正憲法では、こうした条約への直接的な言及はないが、憲法の解釈では、こうした国際条約を根拠にフィリピンの領土・領海が規定されていると考えられている³。

こうした条約で確定された領海の外に、フィリピンはスカボロ環礁(Scarborough Shoals)、カラヤン諸島(Kalayaan Island Group)、サバ(Sabah)において主権を行使する。領海基線は基線法⁴という国内法(共和国法⁵)により規定され、1961年の基線法は、1968年、2009年と改正されてきた。排他的経済水域については、1978年に大統領令で規定している⁶。

フィリピンは管轄権を行使できる海域が中国、日本、台湾、マレーシア、ベトナム、インドネシア、パラオという7つの国と地域の領域と接している。漁業調査や情報共有、共同監視等で隣国と協力することはあるものの、フィリピンは海域の境界線について隣国と協定を有していない。

大陸棚については、2008年にフィリピンはその北東部のベンナム・ライズ(Benham Rise)と呼ばれる海域に関し、延長大陸棚申請を行い、申請は2012年に承認されている。2017年5月には、この海域を「食料供給排他的区域(Protected Food Supply Exclusive Zone)」と指定した他、鉱物や石油探査を禁止する保護区としている⁷。一方、中国はこの区域へのフィ

¹ Department of Environment and Natural Resources (DENR). 2014. The Fifth National Report to the Convention on Biological Diversity. <https://www.cbd.int/doc/world/ph/ph-nr-05-en.pdf>. (2018年2月10日アクセス)

² 1935 Constitution of the Philippines

³ Palma, M.A., 2009. The Philippines as an Archipelagic and Maritime Nation: Interests, Challenges, and Perspectives. <http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2014/07/WP1825.pdf>. (2018年2月10日アクセス)

⁴ Republic Act No 3046, An Act to Define the Baselines of the Territorial Sea of the Philippines, 17 June 1961

⁵ Republic Act (RA)3046 of 1961 amended by RA5446 of 1968.

⁶ Presidential Decree No.1599. Establishing an Exclusive Economic Zone and for Other Purposes. 11 June 1978

⁷ Eaglenews.ph. Duterte declares PHL Rise as Protected Food Supply Exclusive Zone. May 11, 2017.

<http://www.eaglenews.ph/duterte-declares-phl-rise-as-protected-food-supply-exclusive-zone/>. (2018年2月15日アクセス)

リピンの管轄権に異議を主張する一方、2018年1月には中国科学院が海洋調査を行い、2018年2月には、国際水路機関（IHO）が中国から提案された海山の名称を承認している⁸。

2. 海洋政策

1994年に国連海洋法条約が発効した年に、フィリピン政府は国家海洋政策（NMP⁹）を採択している。このNMPは、沿岸および海洋の統合的管理および持続可能な開発を目指すもので、管轄権や海洋経済、海洋生態系保全などを規定し、国連海洋法条約の条項に沿うものとなっている。具体的には、① 政策と管轄権、② 海域開発と保全、③ 海洋安全保障、④ 海域規制と履行確保を中心的課題と位置付けている。

沿岸域管理については、フィリピン環境天然資源省がアメリカ開発援助庁の支援を受け、1996～2004年に「沿岸資源管理プロジェクト」を実施し、その制度整備の基盤が形成された。2016年7月に提出された沿岸域総合管理法案（ICM Bill¹⁰）は、天然資源委員会が継続して審議を行っている。2017年2月に国家経済開発庁（NEDA¹¹）理事会で承認された「フィリピン開発計画 2017-2022」は、沿岸・海洋分野について、① 自治体管理水域境界の徹底履行、② 沿岸・海洋域の法執行と管理強化、③ 海洋保護区の特定とネットワークの合理化、④ 沿岸・海洋生息地と資源に関する調査推進を規定している。

3. 海洋政策推進体制

現在、国家海洋政策は外務省が所管している。当初は、ハイレベルの政府横断組織である海事・海洋閣僚委員会（CCMOA）¹²が存在したが2001年に廃止された。その後、外務省（DFA）¹³内の海事・海洋センター（MOAC）¹⁴として再構築された。2007年には、大統領室直轄の海事海洋委員会（CMOA）¹⁵が設置されたが、これは、2011年に廃止されている。2011年には、国家沿岸監視システム（NCWS）¹⁶および国家沿岸監視評議会¹⁷が設置され、廃止されたCMOAの任務の一部委譲を受けている。NCWSおよび評議会は、フィリピン沿岸警備隊の下での国家沿岸監視センター（NCWC）¹⁸が連携して職務を遂行している。そ

⁸ フィリピン国内では、フィリピン領海内の海領を中国名にすると中国の動きに抗議すべきとの批判の声が上がると報道された。

⁹ National Marine Policy

¹⁰ An Act to Adopt Integrated Coastal Management as a National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Coastal and Marine Environment and to Establish Supporting Mechanisms for Its Implementation.

https://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=17&q=SBN-423. (2018年2月10日アクセス)

¹¹ The National Economic and Development Authority

¹² The Cabinet Committee on Maritime and Ocean Affairs (CCMOA)

¹³ Department of Foreign Affairs (DFA)

¹⁴ The Maritime and Ocean Affairs Center (MOAC)

¹⁵ The Commission on Maritime and Ocean Affairs (CMOA)

¹⁶ The National Coast Watch System (NCWS)

¹⁷ The National Coast Watch Council

¹⁸ The National Coast Watch Center (NCWC)

の他、海事・海洋分野では 20 を超える組織¹⁹が関与している。

(1) 保全と持続可能な利用に向けた海洋資源の管理

世界有数の生物多様性の宝庫であるフィリピンの海域・沿岸の生物資源の保全はフィリピンにとり重要な政策課題である。環境天然資源省 (DENR²⁰) がマングローブ林やサンゴ礁の保全を図る施策を実施しているが、こうした自然資源は開発や汚染、海水温上昇など様々な要因で減少し、危機にさらされている。

魚種の保全については、1998 年の漁業法により自治体管轄沿岸水域の 15 パーセントを禁漁区とすることが義務付けられる一方、2004 年の海洋禁漁区戦略では、2020 年までにサンゴ礁のある海域の 10 パーセントを禁漁海洋保護区²¹とする目標が掲げられたが、現段階では海洋保護区は自治体管轄沿岸域の 5 パーセントにとどまり、禁漁海洋保護区は 0.5 パーセントとなっている。国家総合保護区システムの下で、28 の海洋保護区が設定されており、自治体が管轄する沿岸域では 1,000 を超える小規模な海洋保護区が設定されている。各自治体が沿岸資源総合管理計画を策定し、80 の自治体のうち、63 が海洋保護区管理計画や生物多様性保全プロジェクトを実施している。

(2) 南シナ海とフィリピン政府

2016 年 7 月 12 日にハーグの常設仲裁裁判所が下した判決では、中国が主張する九段線には国際法上の根拠がないとして、実質的にフィリピン側の勝訴となる判決が下された。仲裁手続きは、ベニグノ・アキノ 3 世前フィリピン大統領政権時の 2013 年 1 月にフィリピン政府が中国政府を相手に国連海洋法条約付属書 VII に基づいて付託したものであった。仲裁判決が下される前月にあたる 2016 年 6 月に着任したロドリゴ・ドゥテルテ大統領の政権は、この南シナ海問題に関し、前アキノ政権とは異なる動きを示している。2016 年 10 月 26 日に北京で行われた最初のドゥテルテ・習近平首脳会談では、南シナ海に関する政策対話を実施することが合意された。2017 年 11 月 11 日、APEC 首脳会議に合わせて開催されたドゥテルテ・習首脳会談では、南シナ海の平和を保つよう両国で協力することが確認されている。2 国間政策対話は「二国間協議メカニズム (BCM²²)」として、第 1 回会合が 2017 年 5 月に貴州省貴陽市で、第 2 回会合が 2018 年 2 月 13 日にマニラにて開催されている。南シナ海におけるフィリピン・中国合同海底地下資源開発の案は過去にも議論された経緯があるが、合同開発となれば、中国側が仲裁裁判の判決を受け入れることを認めることになるため中国側が難色を示すのではないかと、また、フィリピン側でも開発収入の 6 割を合同開発の最低基準と規定していることから、開発収入を折半とする案はフィリピン側でも受けられないのではない

¹⁹ The Department of Environment and Natural Resources (DENR), National Coast Watch System (NCWS), Department of Agriculture (DOA), Department of Transportation and Communication (DOTC), Department of National Defense (DND) 等多様な政府機関が関与している。

²⁰ The Department of Environment and Natural Resources (DENR)

²¹ The Philippines Marine Sanctuary Strategy (2004)

²² The Meeting of China-Philippines Bilateral Consultation Mechanism on the South China Sea (BCM)

かなど、この2国間交渉の行方については各種報道がなされている²³。

2017年8月5日にマニラで開催されたASEAN外相会談では、コミュニケが発表され、そこで、南シナ海問題について、非軍事化や自制の重要性や2002年に採択された「南シナ海における関係国の行動宣言（DOC²⁴）」の全面かつ効果的な実施の重要性が確認されている。その上で、南シナ海の平和、安定および繁栄に資する行動規範（COC²⁵）の策定を目指すことが合意され、海上衝突回避規範（CUES²⁶）の遵守に関する共同声明の運用を目指すことが確認されている。

2017年11月13日にマニラで開催されたASEAN-中国サミットには中国側は習近平主席に代わり李克強首相が出席したが、議長声明で南シナ海に関する行動規範²⁷の早期策定の重要性を確認し、作業部会と上級実務者会議を設置する他、行動宣言の実施に関するASEAN-中国合同作業部会を2018年にベトナムで開催することが盛り込まれた。

4. 持続可能な開発目標 14

(1) 主要施策

ドゥテルテ大統領は就任にあたり、「社会経済開発 10 課題」を発表した。10 課題はマクロ経済政策推進の他、税制改革、競争力強化、公共事業投資の拡大、農村振興、土地所有・利用権の安定化、人材育成、科学・技術振興、社会保障、保健といった課題を提示し、SDGs と大きく連動する内容となっている。

フィリピン政府は、2011-2016 年の中期計画の後継施策として、2017-2022 年開発計画を今次の中期計画として策定した。フィリピン政府はこの中期計画を SDGs 実施推進のための施策と位置付けている。具体的には、国民中心で清浄で効率的なガバナンス、格差是正、人的資源開発の加速化、個人や家族の脆弱性の低減、安全で安心な地域社会の構築などを掲げている。

また、フィリピン政府は長期国家開発計画として、「ナショナルビジョン 2040²⁸」を策定し、向こう 5 年間のフィリピンおよびフィリピン国民の姿を提示している。安定した快適で安心な暮らし、貧困のない繁栄した中流階級を中心とした社会、長く健康な人生、賢明で革新的な人づくり、信頼できる社会の実現を目指すことなどが掲げられている。この他、分野別施策としては、公共投資計画、予算優先枠組み、労働雇用計画、国家健康目標といった施策が立案され、実施が進められている。

²³ Australian Strategic Policy Institute. Duterte's push for joint exploration in the South China Sea. 31 Jan 2018. <https://www.aspistrategist.org.au/dutertes-push-joint-exploration-south-china-sea/>. (2018年2月10日アクセス)

²⁴ 2002 Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea

²⁵ ASEAN. An Code of Conduct in the South China Sea (COC). 4 Nov. 2002.

²⁶ The Code for Unplanned Encounters at Sea

²⁷ ASEAN, 脚注 24 に同じ。

²⁸ NEDA. AmBisyon Natin 2040 or Vision 2040

(2) 実施体制

SDGs については、大統領府が主導し、国家経済開発庁（NEDA²⁹）が中核的役割を担っている。財政については財務省および予算管理省が、この他、分野別課題については、保健省、社会福祉開発省、労働雇用省、農業省、教育省、環境天然資源省、貿易産業省、公共事業高速道路省、情報通信技術省、観光省、科学技術省などが施策実施を進めている。

実施推進体制としては、省庁間連携組織が立ち上げられている。人間開発貧困削減閣僚会議、社会開発委員会、国際開発コミットメント分野横断委員会、気候変動適応緩和閣僚会議などがある。この他、フィリピン持続可能な開発理事会は 1992 年の国連環境開発会議以降、持続可能な開発課題に関する政策対話を行っている。

この他、ミンダナオでは州レベルでの SDGs の実施体制の構築が NEDA の地域事務所を中心に構築されている。

SDGs のモニタリングについては、NEDA と共に、フィリピン統計局（PSA³⁰）が中心的役割を担う。

(3) 個別目標

フィリピンにおける SDGs 推進に向け 2017 年に発表された政策文書である「ビジョン 2040」³¹では、国民の繁栄、健康、教育、公正・公平な社会、家族と地域社会といった課題を中心に施策が記載されている。また、SDGs の実施を推進するために、資金供与、効果的開発協力、能力構築・人材育成、技術普及などがあげられている。

また、今後の SDGs 実施推進に向けては、SDG 実施ロードマップの策定が掲げられており、SDGs 実施のための施策の実施やその効果などを広域的に把握するためのデータの収集法の改良に向けたロードマップが策定され、現在、それに関する普及・啓発活動や関連団体との連携強化が進められている。

こうした目標達成を評価する指標については、今後更に各省庁間で協議し、PSA と連携し、利用する指標の確定とその利用を進める必要がある。

この他、SDGs の長期・中期開発計画への統合、啓発・当事者意識の向上、資金計画を含めた実施計画の策定などが重要視されている。

(4) SDG14 に関する取り組み

フィリピン政府は、国連海洋会議における演説で① 海洋汚染、特にプラスチックやマイクロプラスチック汚染対策、② 沿岸・海洋生態系管理プログラムの実施、③ NGO との連携、④ 国連海洋法条約の遵守を強調した。

フィリピン政府は、フィリピン環境天然資源省が中心となり実施する「沿岸海洋生態系管

²⁹ The National Economic and Development Authority (NEDA)

³⁰ Philippine Statistics Authority

³¹ NEDA, 脚注 28 に同じ。

理プログラム (CMEMP³²)」を自発的約束として登録している³³。CMEMP は具体的に沿岸域総合管理、連携構築、保護・管理・履行確保、エコツーリズム・持続可能な観光、コミュニケーション・教育・啓発および生態系サービス評価を規定している。

具体的には下記の目標を 2020 年末までに実現するために取り組みを行うことが表明されている。

- ① 特に MPA 指定区域における科学に基づく沿岸生息地の状況の実質的な改善、
- ② 沿岸域における海洋汚染の実質的な削減、
- ③ 重要海洋生物多様性区域における MPA ネットワークの確立 (200 万 ha)、
- ④ フィリピン・ライズ海底を MPA として指定する (ベンナム・バンク 0.17 万 ha、全フィリピン・ライズ海底 2,500 万 ha のうちの 200 万 ha)

5. 海上人道措置と海上保安

(1)海上人道処置

フィリピン沿岸警備隊はフィリピン交通省管轄下にあり、海上保安、人命や船舶等の救助・救護、海洋環境や資源の保護などを行っている。人命救助を任務の一つとしているが、所有する警備艇の中で、病院船として救護のみを目的とする船舶はない。海難事故に巻き込まれた漁船の救助などで応急措置を取ることが実施されている。

(2) 海上保安を巡る近年の事例

フィリピン沿岸警察隊については、これまで近隣国船籍に対する発砲による死傷者が発生するなどして外交問題となっている事例が複数ある。

2017 年 9 月 23 日には、ルソン島沖でベトナム船籍漁船がフィリピン沿岸警備隊から発砲を受け漁民 2 人が死亡し、漁船が拿捕されている³⁴。報道では、同漁船がフィリピン海域で漁獲活動を行っており、沿岸警備隊に発見、追尾されたところ、ベトナム漁船がフィリピン警備艇に体当たりを試みたため、フィリピン警備隊が発砲した。その後、同月、ニューヨーク国連総会出席のためにニューヨーク入りしていたファム・ビン・ミン ベトナム副首相兼外相はアランピーター・カイトノ外相との現地での会談で、漁民への武力行使に反対する意向を伝えるとともに事件調査をフィリピン側に要請していた。カイトノフィリピン外相は、遺族に哀悼の意を示すとともに、身柄を拘束されているベトナム人漁民の 5 人を人道的に取り扱うと共に、慎重かつ公平な捜査を実施する意向を表明している。死亡したベトナム

³² The Coastal and Marine Ecosystems Management. Program (CMEMP)

³³ オーシャンアクション 17929

³⁴ Rappler. 2 Vietnamese fishermen killed in West PH Sea incident. Sep 24, 2017.

<https://www.rappler.com/nation/183206-vietnamese-fishermen-killed-west-philippine-sea-south-china-sea>. (2018 年 2 月 11 日アクセス)

ム人漁民2人の遺体は10月7日にベトナム側に移送されていたが、2か月後の11月29日、ドゥテルテ フィリピン大統領がベトナム リ・クウ・トゥアン 駐フィリピンベトナム大使の同席を得て、拿捕されていたベトナム漁船の帰航の式典に立ち会い、ベトナム高官の要請を受け、人道的かつ両国の友好を志向する観点からベトナム漁船の帰航を認める声明を発表し、拿捕されていたベトナム人漁民5名は解放された³⁵。

(3) 海上保安を巡る国際協力

フィリピン沿岸警備隊を巡っては、国際的な支援の提供も顕著となっている。日本は2013年の岸田外務大臣のフィリピン訪問以降、南シナ海警備強化の観点からフィリピンへの警備艇供与の調整を進めてきており、昨年9月のドゥテルテ大統領訪日の際に、安倍首相との会談の中で日本側による警備艇供与を通じたフィリピンの海上保安能力強化支援の意向が確認されている³⁶。日本の円借款による警備艇の供与は、1隻目が昨年8月に供与されており、全長40メートルの巡視船、計10隻が供与されることとなっている。円借款の合計は187億円となる³⁷。この他、日本政府は国連薬物犯罪事務所（UNODC、本部ウィーン）と連携し、過激派組織アブサヤフによるフィリピン沖での海賊行為取締を強化する方針を示している。

一方、中国政府はフィリピンと海上警察協力に関する覚書を締結し、その実施に向けた調整を2018年2月より両国間の協議を本格化している。麻薬密売、海上救護、捜査救助、環境保護などを目的に両国が協力をすすめることを目的としている。

³⁵ ABS-CBN. Duterte sends off another group of Vietnamese fishermen. Nov. 29, 2017. <http://news.abs-cbn.com/news/11/29/17/duterte-sends-off-another-group-of-vietnamese-fishermen>. (2018年2月11日アクセス)

³⁶ 外務省「日・フィリピン首脳会談」平成28年9月6日
http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page4_002318.html. 2018年2月26日参照

³⁷ 産経ニュース「比に日本供与の巡視船到着、対中国 南シナ海での警備強化」2016年8月18日
<http://www.sankei.com/world/news/160818/wor1608180017-n1.html>. (2018年2月12日アクセス)

第10章 太平洋島嶼国の海洋政策の動向

太平洋の面積は1億8千万km²にも及び、地球の海の半分、地球の表面の3分の1以上を占める重要な地域である。この海域に約200もの火山島や隆起石灰岩島があるほか、2,500もの海拔3メートル未満の環礁島がある¹。この地域では、1962~1986年の間の各国の独立を経て、現在14か国および8の地域が存在する²。

14か国は小島嶼開発途上国（SIDS）と称され、14か国は地形面のみならず、社会経済的状況も多様である。人口は、約2,000人のニウエから760万人のパプアニューギニアまでと大きな違いがある。14か国の人口は総計で約1,000万人となる。14か国の領海・EEZの総面積は約2,000万km²となり、9万5000km²である14か国の陸域面積の和の200倍に値する。陸域面積は小さいものの、管轄する海域が大きいことから、太平洋小島嶼国は広範な海洋を管轄する重要な役割を担っている。

14の太平洋小島嶼開発途上国は、1982年12月にフィジーが最初に国連海洋法条約（UNCLOS）を批准して以降、順次、批准・加入の手続きを進め、2009年のツバルの加入により14か国全てがUNCLOSの締約国となっている。

1. 太平洋島嶼国に関わる地域機関の取り組み

(1) 太平洋島嶼フォーラム（PIF）

太平洋島嶼国を中心とした海洋政策の立案・実施母体として重要視されているのが、太平洋島嶼フォーラム（PIF）³で、フィジー・スバに所在する太平洋島嶼フォーラム事務局（PIFS）⁴がその活動を牽引する。PIFは太平洋小島嶼国の他にオーストラリア、ニュージーランド、仏領ポリネシア、ニューカレドニアなど18か国がメンバーとなっている他、トケラウは準メンバー、米領サモアやグアムはオブザーバー、東チモールは特別オブザーバーとなっているなど、多数の国や地域、国際機関が関わっている。その設立は1971年に遡り、島嶼は南太平洋フォーラムと称していたが、2000年に太平洋島嶼フォーラムと名称を変更している。日本や中国のアジア各国や欧州諸国などとの閣僚級政策対話を実施するなど、国際的な連携を拡充してきている。事務局はフィジーのスバに所在し、事務局長が統括する。

¹ World Bank.n/d. The Ocean to Pacific Island People. <http://siteresources.worldbank.org/INTPACIFICISLANDS/Resources/3-chapter+1.pdf>. (2018年2月10日アクセス)

² DevpolicyBlog. Relationship between politics and administration in Pacific island governmental systems. Sep. 8, 2017. <http://www.devpolicy.org/relationship-politics-administration-pacific-island-governmental-systems-20170908/>. (2018年1月25日アクセス)

³ Pacific Islands Forum

⁴ Pacific Islands Forum Secretariat

(2) 太平洋海洋コミッショナー (POC)

キリバスによって提案され、のちに PIF のリーダーらが承認した太平洋海洋空間枠組み (FPO) ⁵ の実施を促す目的で、地域海洋コミッショナーの役職を創設することが提唱された。2011 年の PIFS の年次総会で PIFS の事務局長を「太平洋海洋コミッショナー (POC) ⁶」と指名することが決定された。

POC の任務としては、(i) 海洋ガバナンスの強化、(ii) 地域の課題に関する理解の向上、(iii) 海洋の持続可能な開発、管理、保全の地域的取り組みの支援、(iv) 地域内・域外連携を含む関係者間の調整と協力の強化、(v) FPO および関連する施策実施に向けた進捗の評価が規定された。POC の任務遂行に関しては、太平洋共同体事務局 (SPC)、フォーラム水産庁 (FFA)、太平洋地域環境プログラム事務局 (SPREP)、南太平洋大学 (USP) が太平洋地域機関幹部理事会 (CROP) 海洋分野作業部会 (MSWG) の支援を得て実施することが規定された。

2012 年 8 月に PIFS 事務局長のトゥイロマ・ネロニ・スレード氏が、初代 POC に指名された⁷。2014 年 7 月にメグ・テイラー氏が第 2 代の POC として指名されている⁸。

(3) 太平洋地域機関理事会 (CROP)

太平洋地域の持続可能な開発推進に向けた政府間地域機関の協力、調整、協働を進める目的で太平洋島嶼フォーラムは「太平洋地域機関理事会 (CROP) ⁹」を 1988 年に設立している。PIFS 事務局長が CROP の議長を務め、CROP に関連する事項につき、関係国首脳や政府に報告することとなっている。CROP に参加する地域機関は、フォーラム水産庁 (FFA) ¹⁰、太平洋島嶼開発プログラム (PIDP) ¹¹、太平洋共同体事務局 (SPC) ¹²、太平洋地域環境プログラム (SPREP) ¹³、南太平洋観光機構 (SPTO) ¹⁴、南太平洋大学 (USP) ¹⁵、太平洋電力協会 (PPA) ¹⁶、太平洋航空安全事務所 (PASO) ¹⁷ の 8 機関が参加し、各機関の長によるハイレベルな調整や助言、進捗評価、専門的知見等を共有し、重要課題に取り組む組織として機能している。

⁵ メグ・テイラー氏が 2014 年より事務局長を務める (現職)。

⁶ Pacific Ocean Commissioner

⁷ スレード氏は、それ以前、サモア検事長、駐ニューヨーク国連サモア大使、国際刑事裁判所判事を歴任した。

⁸ テイラー氏は、それ以前はパプアニューギニアの駐米大使や世界銀行グループの遵守顧問オンブズマン副会長を歴任した。

⁹ Council of Regional Organisations of the Pacific

¹⁰ The Pacific Islands Forum Fisheries Agency (FFA)

¹¹ Pacific Islands Development Programme (PIDP)

¹² The Pacific Community (SPC)

¹³ The Secretariat of the Pacific Regional Environment Programme (SPREP)

¹⁴ The South Pacific Tourism Organisation (SPTO)

¹⁵ The University of the South Pacific (USP)

¹⁶ The Pacific Power Association (PPA)

¹⁷ The Pacific Aviation Safety Office (PASO)

(4) 太平洋連合 (Pacific Ocean Alliance)

FPO の実施推進に向け、2014 年の第 3 回国際小島嶼開発途上国会議 (SIDS 2014) で、「太平洋海洋連合 (POA) ¹⁸」が立ち上げられた。POA は、FPO や海洋に関連する施策実施のための調整や協力を促進させることを目的としており、参加資格に制限のない自発的な情報共有と調整のための組織である。インターネット・ホームページや対面での会合などを通じて情報共有を図ることを目的としており、事務局は PIFS が兼ねている。

2. 主要な地域施策

(1) 包括的な海洋政策

ミクロネシア・チャレンジはミクロネシア地域の国々が採択した海洋および森林資源の保全を目的とした政府間の取り組みで、対象とする海域は太平洋の 5%、海岸線の 7% を網羅する。30% の沿岸・沖合の資源の 30% および陸域の 20% の保全を 2020 年までに実現することを目標として掲げている。

太平洋 2020 チャレンジ (Pacific Ocean 2020 Challenge) は環太平洋の国々と連携団体が海洋保全に向けた取り組みを進めることを謳い、具体的には太平洋 2020 戦略の策定や太平洋信託基金の設立を目標として掲げ、2020 年までに持続可能で健全な太平洋を実現することを目指している。

(2) 海洋生態系保全

パプアニューギニアおよびソロモン諸島は越境型広域サンゴ礁保全に向けた取り組みである「コーラル・トライアングル・イニシアチブ (Coral Triangle Initiative)」に参加し、インドネシア、マレーシア、フィリピン、東チモールと共にサンゴ礁保全の取り組みを進めている。サンゴ礁保全区域としては、世界で重視されている区域であり、イニシアチブの下で 1 億 2 千万人が暮らす 570 万 km² の海域でのサンゴ礁の保全が進められている。

(3) 海洋保護区

太平洋小島嶼国は海洋保護区設定に向け先進的な取り組みを進めている。

クック諸島は 110 万 km² の海洋公園 (Marine Park) を設定している。海洋公園は国家管轄権のおよぶ海域の半分を占め、世界最大ともいわれている。海洋公園は、観光、漁業、海底資源など目的別に区域分けがなされ、持続可能な形で実施される活動のみが許可される。経済的利益と海洋における生物多様性の保全の両立を図る持続可能な開発推進のための枠組みとして注目されている。

キリバスでは、フェニックス諸島保護区が 408,250 km² の広さで排他的経済水域 (EEZ) に設定されており、EEZ の 11% を占める。コンサベーション・インターナショナルとニュ

¹⁸ Pacific Ocean Alliance

ーイングランド水族館が協力し、保護区の持続性確保を支援する目的でフェニックス島自然保護区保護基金（PIPA 信託基金）が設置され、キリバス政府に対し、入漁料収入の減少の補填が行われている。

2014年にキリバスと米国の間で締結されたフェニックス海洋アーク¹⁹は、両国が共同で実施する施策である。同施策は、フェニックス諸島保護区（PIPA）と米国の太平洋遠隔島嶼海洋ナショナル・モニュメント（PRIMNM）²⁰における海洋資源の保全・管理を強化する目的で提唱されたもので、沿岸や深海底生物の保全を図るため、調査研究の推進、法の強化、放置難破船の撤去、海鳥の保全、移入種の対策などの取り組みを含む。対象海域は80万km²に及び、世界最大の島嶼地域の越境型自然保護の取り組みである。

パラオ共和国（以後、パラオ）では2009年にEEZ内での商業的サメ漁の禁止し、世界最大のサメ禁漁区を創設した。パラオのサメ禁漁区の設定の後、バハマ、コロンビア、ホンジュラス、モルジブ、マーシャル諸島、メキシコ、ミクロネシア及びパラオの8か国は2011年9月に領海・EEZ内でのサメの商業漁獲を禁じる禁漁区の設定を支援する宣言を採択した。この際、ニュージーランド領・トケラウはそのEEZでのサメ、クジラ、カメの禁漁を宣言している。2015年にはEEZの8割を海洋保護区とする法律を制定した²¹。

(4) 漁業協定

南太平洋はマグロの重要な供給海域で、この海域に所在するミクロネシア連邦、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、パラオ、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ツバルの8か国は、ナウル協定を1982年に策定し、共同でマグロの保全と持続可能な利用を目指している²²。8か国は世界のマグロの25-30%、太平洋中西部のマグロの60%を管理しており、2010年10月には、締約国はそれらの領海・EEZでのマグロ漁を行う漁業権を付与する条件として、ナウル協定締約国に囲まれる450万km²の公海でのマグロ漁を行わないとの合意を求め、公海でのマグロの禁漁措置を導入している。

3. フィジー共和国

フィジー共和国（以下、フィジー）は、1万8,270平方キロメートル、人口約89.2万人の南太平洋の島嶼国であり、300以上の島から構成されている。フィジーの海岸線は合計1,130kmにおよぶと推計されている。2017年6月に海洋・海洋資源の保全及び持続可能な利用に焦点を当てた持続可能な開発目標（SDG）14の実施推進を目的として開催された「国連海洋会議」においては、フィジーはスウェーデンとともに共同議長をつとめるなど、太平洋地域のみならずグローバルなレベルでの海洋政策の推進に向けた舵取り役を引き受けて

¹⁹ Phoenix Ocean Arc

²⁰ The Pacific Remote Islands Marine National Monument

²¹ The Palau National Marine Sanctuary Act

²² The Parties to the Nauru Agreement (PNA), <http://www.pnatuna.com/>（2018年3月20日アクセス）

きており、その動向が注目されている。

フィジーは UNCLOS の締約国（1982 年 12 月批准）である。

(1) 海洋（基本）法令・政策および海洋政策推進体制

1978 年の Marine Spaces Act は、フィジーの主権の及ぶ群島水域および領海ならびに排他的経済水域（EEZ）の範囲を画定している。基線から 200 カイリにわたるその EEZ において、フィジーは天然資源の探査・開発および保全・管理に関して、主権的権利を有している（第 9 条 1 項）。また、同法は EEZ における外国船舶の操業許可を含む、漁業資源の保全・管理についても規定している。

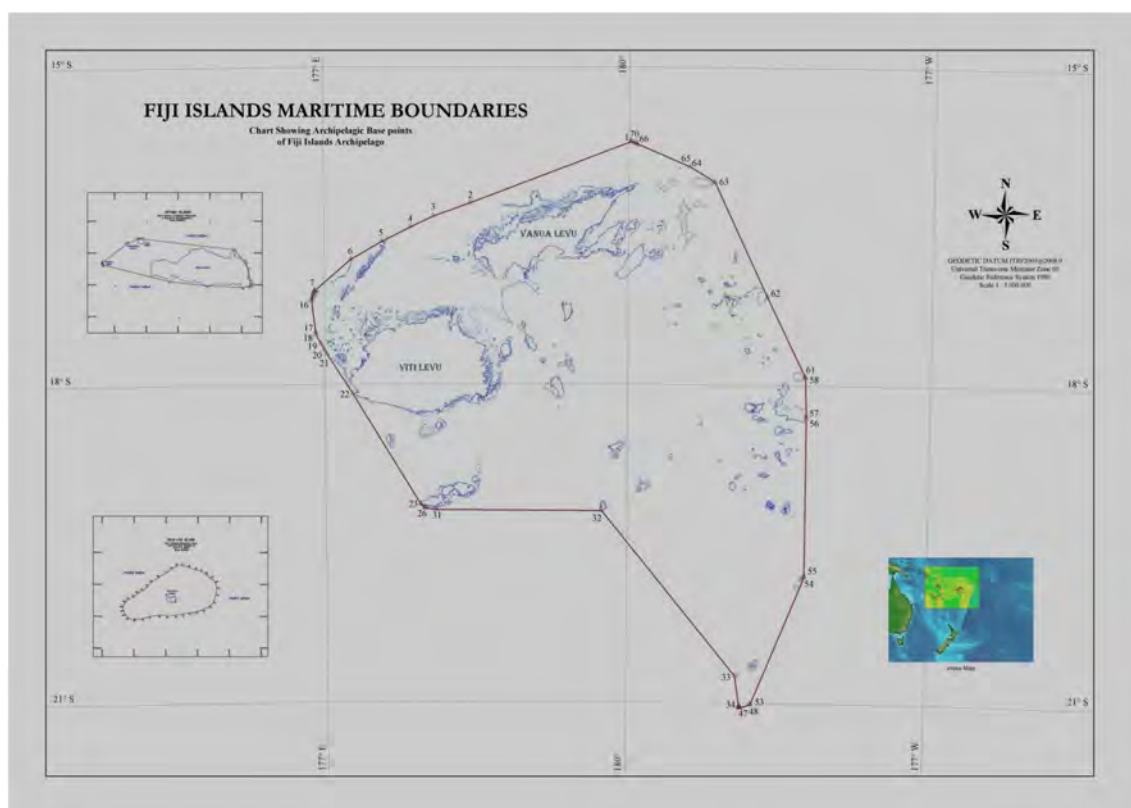


図 1：フィジーの海洋境界線（出典：MACBIO, *Establishing the geospatial information accurately for Fiji's Maritime Boundaries*²³）

フィジーの主権の及ぶ範囲において、フィジー政府は排他的な立法管轄権を有している。2005 年の Environmental Management Act は、「天然資源の持続可能な利用および開発」および「環境に関連した国家的重要事項の特定」を目的とした、EEZ を適用範囲に含む法律である。同法は、国家環境評議会（National Environment Council）に沿岸域管理計画を策

²³ <http://macbio-pacific.info/wp-content/uploads/2017/08/Maritime-Boundary-Powerpoint-27112014.pdf>（2018 年 3 月 22 日アクセス）

定するための委員を任命する権限を与えている（第8条3項）。

1942年のFisheries Actは漁業省を実施機関とする、主としてフィジー近海の漁業活動を規律する法律である。他方で、2012年に制定されたOffshore Fisheries Management Decreeは、沖合における商用漁業資源の管理・持続可能な開発について規定している。

2014年に戦略計画・国家開発・統計省は環境、社会および経済政策を3つの柱とする「緑の発展枠組み（Green Growth Framework）」を策定し、環境の柱の下に「持続可能な島嶼および海洋資源（Sustainable Island and Ocean Resources）」を位置づけた。後者に関しては、持続可能な開発のためのリーダーシップやネットワークの欠如、フィジーの広大な海洋生態系の重要性を認識する必要、環境・資源状態に関するデータへのアクセスの確保等が主要な課題とされ、能力構築を含む短期的対応策や投資承認過程における環境監査の主流化を含む中期的対応策等が規定されている。

(2) 領海・排他的経済水域（EEZ）等の管理（法令、計画等）

フィジーの領海およびEEZにおける活動は上記の一般的な法令や政策の規律に服するが、沿岸域における活動についてはさらに2011年に策定されたIntegrated Coastal Management Framework (ICM Framework)が指針を提供している。それは特に、地方レベルでのICM計画の策定、浸食を特に受けやすい沿岸地域、マングローブ地帯における変化および海洋外来種等に関する知識を含む主要なデータや情報の特定といった将来の活動のための勧告を提示している。

(3) 海洋保護区（MPA）

Fisheries Act第9条にしたがい、漁業森林大臣が、漁業資源の維持および開発の妨げとなりうる漁法や漁具の採用を禁止することや、禁漁期の設定、漁獲可能なサイズ等を規定することを目的とした規則（Regulation）²⁴を制定することができる。その他、フィジーには法令の根拠のない、地方の資源所有者によるイニシアティブの下に管理されているFiji Locally Managed Marine Areasと呼ばれるサイトが216あり、フィジーの漁場の約三分の一を占めると報告されている（2011年時点）。

フィジー政府は、2005年にモーリシャスで開催されたSIDSカンファレンスにおいて、2020年までに自国の水域の30%を海洋保護区として管理する目標を示した。他方で、2011年の報告によると、フィジーに属する水域の0.06%しか保護されていないのが現状である。

²⁴ 例えば、Fisheries (Wakaya Marine Reserve) Regulations 2015 (L. N. No. 40 of 2015)などがある。

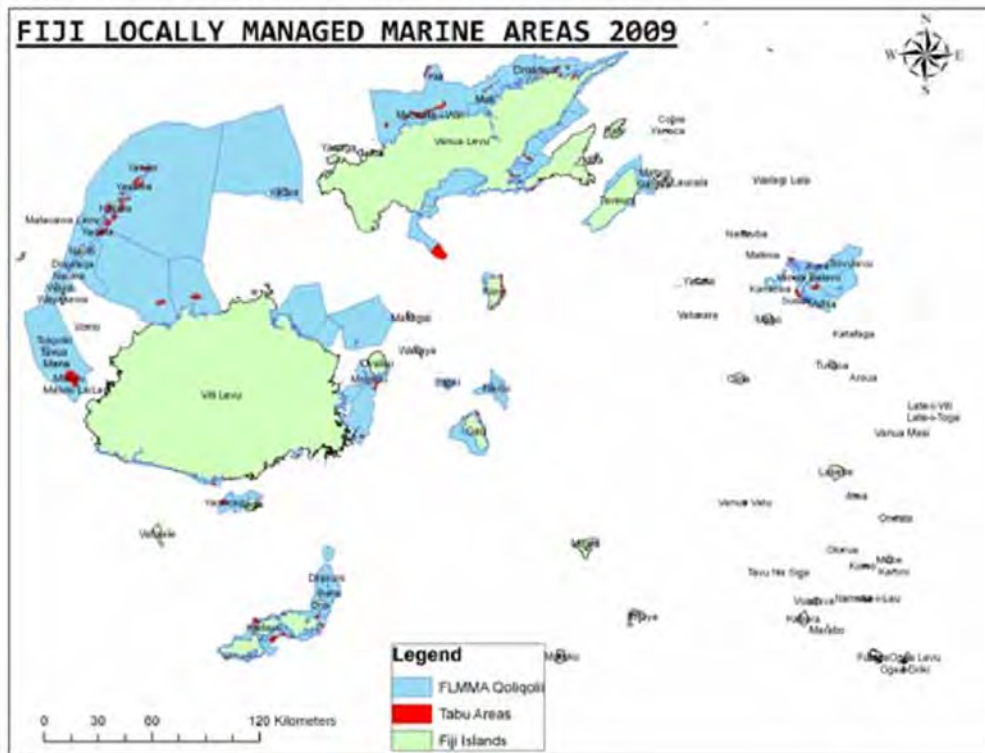


図2：Fiji Locally Managed Marine Areas 分布図（出典：Research Gate）

4. キリバス共和国

キリバス共和国（以下、キリバス）は33の環礁島からなる面積約811平方キロメートル、人口約103,500人の南太平洋に位置する島嶼国である。国連海洋法条約（UNCLOS）の発効とともに広大なEEZを有するに至ったキリバスは、自国のEEZへの多数国間・二国間アクセス協定を他国と多数締結し、現在ではこれらに基づくアクセス料が同国の最大の収入源となっている。

キリバスはUNCLOSの締約国（2003年2月批准）である。

(1) 海洋（基本）法令・政策および海洋政策推進体制

1983年のMarine Zones (Declaration) Actは、基線から12カイリの範囲の領海および200カイリの範囲のEEZを定めている。

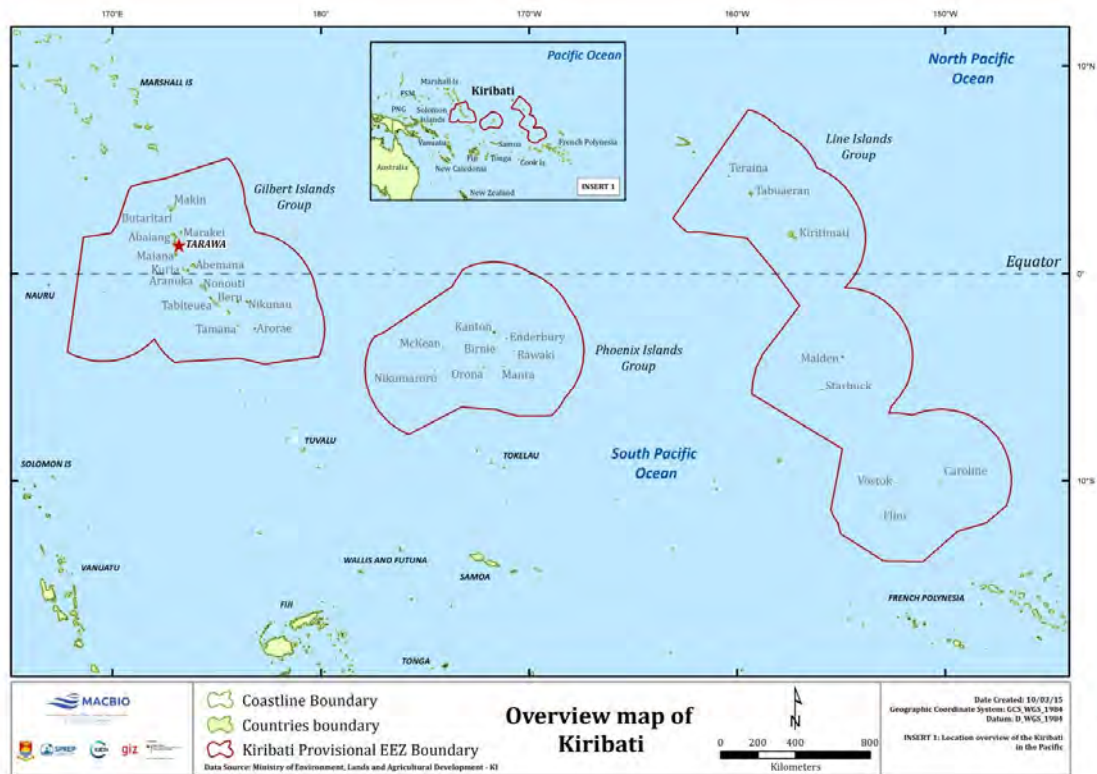


図3：キリバスの海洋境界線（出典：MACBIO ホームページ）

漁業海洋資源開発省（MFMRD）が、2010年の Fisheries Act および Marine Zones (Declaration) Act の下で、基線から3～11カイリの範囲の海域における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している一方、各島評議会が1984年の Local Government Act の下で、基線から3カイリ以内の範囲における漁業およびその他の資源の利用・管理に責任を有している。

MFMRDに加え、他の多くの中央政府機関がキリバスの海洋資源の利用・管理に関して責任を共有している。例えば、保健省は、漁業資源について安全性の観点からの検査を行っており、環境・土地・農業省（MELAD）は環境に悪影響を与えうる活動に許可を与えるための審査を行う。MELADの環境保全部は、1999年の Environment Act の下で、海洋生態系にかかわる生物多様性の保全に責任を有している。また、内務省は各島評議会との連絡・調整役を務めている。

Local Government Act は、各島評議会に海洋資源に関する2次立法と基線から3カイリ以内の水域での活動に許可を与える権限を認めている。各島評議会は許可や管理に関する助言を得るため、MFMRDからのアシスタントを受け入れていたが、MFMRDの予算規模縮小等のため、このような慣行は見られなくなってきた²⁵。

²⁵ B. Campbell and Q. Hanich, *Fish for the Future: Fisheries Development and Food Security for Kiribati in an era of Global Climate Change* (2015).

(2) 持続可能な開発目標 14

キリバスでは4年ごとに財務経済開発省が「キリバス開発計画 (Kiribati Development Plan)」を策定しており、現行のものは「キリバス開発計画 2016-2019」である。これは、キリバスが国際約束の下で負っている義務を考慮に入れて策定されるものとされており、現行の計画は持続可能な開発目標 (SDGs) の実施を目的の一つとしている。

キリバスはSDG14の実施促進を目指す国連海洋会議の場で、「自主的コミットメント」として、サメおよび関連する生態系保護を目的とする”Shark Sanctuary”の取組みを提案した。また、「キリバス開発計画」の中では「環境」目標として、「生態系保護のアプローチによって持続可能な開発を促進し、環境破壊の減少を支援するとともに、気候変動の影響に適応し、かつ緩和する」ことを挙げ、具体的に、気候変動の適応・緩和策としてのマングローブの植林や過剰漁獲対策の強化などが謳われている。

(3) 海洋保護区 (MPA)

キリバス政府は、2007年に改定された Environment Act 第43条1項にしたがい、規則を通じて海洋保護区を自国の海域に設定することができる。なかでも2006年に生物多様性条約締約国会議の場で宣言され、2008年の規則によって正式に設定されたフェニックス諸島保護区はキリバスにおけるEEZの約11.3%の広さに相当する408,250平方キロメートルの面積を誇り、当時最大の海洋保護区として注目され、その文化的重要性から、2010年にUNESCO世界遺産に登録されている。



図4：フェニックス諸島保護区の位置（出典：Government of Kiribati, *Phoenix Islands Protected Area Draft Management Plan 2010-2014*）

2007年には、NGOを含めた利害関係者と政府機関との間での協議の結果、フェニックス諸島推進委員会によって管理計画が承認された。2008年に規則が制定されて以降、キリバス政府および南太平洋大学からの代表者によって構成されるフェニックス諸島保護区管理委員会によって同海域が管理されている。

5. マーシャル諸島共和国

マーシャル諸島共和国（RMI）は2百万km²の海域に散在する26の環礁と5つのサンゴ島により構成される。5万3千人の人口のほとんどは首都があるマジュロ環礁と米軍施設があるクワジャラン環礁に集中する。1979年に憲法を制定し、自治政府を樹立し、1991年には国連に加盟し、アメリカと自由連合盟約（通称：コンパクト）を維持する関係で、外交上一定の制約があるものの、独立国として国際社会の承認を得て、現在に至っている。コンパクトの下で、マーシャル諸島はアメリカの財政支援を仰ぐものの、その支援は2023年で終了することが見込まれている。また、マーシャル諸島共和国は台湾の経済支援を仰いでおり、財政上、重要な国家収入となっている。

(1) 海洋法令と政策

マーシャル諸島共和国は、1984年に国家環境保護法（NEPA）を策定し、環境の保護と管理を目的とし、環境保護局（EPA）を設立している。海洋を含む海洋保護区の管理はEPAが所轄するものの、漁業については、海洋資源局が所轄している。また、分野横断的な環境に関する政策調整は、環境立案・政策・調整室（OEPPC）が担当している。

領海については、1984年の海域法で規定し、その後、太平洋共同体（SPC）が実施するワークショップなどを通じて、境界線の確定作業を行い、2016年5月に国連に寄託している。

2014年6月に策定された2015-2017年国家戦略計画では、(i) 社会、(ii) 環境・気候変動への対応力、(iii) 経済を柱として掲げ様々な施策を提示している。海洋に特化した課題は個々では明示的に設定されていないが、気候変動については、国家気候変動政策枠組み（2011年）、気候変動ロードマップ（2010年）を策定している他、防災計画や生物資源管理に関する計画を各種策定している。そのうち、レイマンロック国家自然保護計画（2008年）は具体的に海洋、沿岸、陸域の環境保全を進める行動計画を策定している重要な政策文書である。同計画については、2012年に同計画実施のためのフィールドガイドを策定するなど、具体的な取り組みを後押しする文書が策定されている。

海洋政策については、2017年4月に国家海洋サミットをマジュロで開催し、(i) 気候変動、(ii) 持続可能な漁業、(iii) サンゴ礁と海洋保護区、(iv) 海洋汚染を主要な課題として議論した。今後そうした課題に関し、これまでの取り組みの評価と将来的課題についての議論がおこなわれた成果を踏まえ、新たな政策文書が立案されることが期待されている。

(2) 海洋政策推進体制

マーシャル諸島共和国は、1997年の法律で海洋資源庁（MIMRA）を設立した。水産資源管理等についてはMIMRAが所管する。海洋保護区については、資源開発省が所管する。海洋汚染や水質検査、環境影響評価については環境保護庁が所管する。

(3) 保全と持続可能な利用に向けた海洋管理

① サメ禁漁区

マーシャル諸島共和国においては、2011年10月に200万km²の海域をサメの禁漁区として指定している。これによりサメの漁獲が禁じられ、混獲されたサメは放流されなければならないと義務付けられている。

② 2015年自然保護区ネットワーク法

マーシャル諸島共和国議会は、2015年9月29日に「保護区ネットワーク法」を制定した。この法律は、陸域・沿岸域・海域を自然保護区として指定することができ、それらのネットワーク化をはかることが目指されており、画期的な法律として見られている。

具体的には、第3条で保護区は資源・開発省が指定した場合に、この法律に基づき支援が受けられると規定されている。保護区の分類は第4条で、自給的活動のみが許される類型Ⅰと禁漁が義務付けられる類型Ⅱが規定されている。

制度としては、資源開発省内に「保護区ネットワーク室（PAN Office）」が設立され（第7条）、技術諮問委員会が併せて設立され、この委員会が助成申請を審査することが規定されている（第8条）。注目される点としては、地域社会資源委員会が地域社会により選任された4名のメンバーにより構成され（第10条）、保護区管理計画を策定することが規定されている（第11条）点である。また、「保護区ネットワーク基金」の設立が規定されている点も注目される（第16条）。

この保護区ネットワーク法が成立した翌年、大統領選挙が行われ、カステン・ネムラ氏が大統領として1月4日に選出されたが、1月26日に不信任案が可決され、翌日27日にヒルダ・ヘイネ氏を大統領に選出するといった政治的混乱が一時期見られ、国内政策の推進が一時期停滞していたが、以後は政策実施が着実に進められているとみられている。しかしながら、保護区ネットワーク法の実施については、顕著な進展がみられていない。

(4) 持続可能な開発目標 14

① 主要施策

2016年1月に就任したヒルダ・ハイネ大統領の下で発表された「アジェンダ2020」は、持続可能な開発推進のための施策として2016-2019年末までの行動計画を規定している。この中では、(i) 経済・雇用・民間部門の成長、(ii) 2023年のアメリカ財政支援（コンパクト）終了後への準備、(iii) マジュロにおける保健サービスの向上など10課題を挙げてい

る。特記すべき点としては、(v) 気候変動への適応と災害リスクの削減、(vi) 水、エネルギー、食料安全保障の強化、(vii) エベイおよびクワジェラン島の生活改善、(vii) 離島地域社会の福利向上が掲げられている点である。

また、分野別施策は前政権から継承されているものもあり、「気候変動適応と災害リスク管理統合国家行動計画（2014-2018）」や「自然保護区域ネットワーク法（PAN Act、2015年10月制定）」などがあげられる。

② 個別目標

アジェンダ 2020 で規定されている①マジュロにおける保健サービスの向上、②気候変動への適応と災害リスクの削減、③ 水、エネルギー、食料安全保障の強化、④ エベイおよびクワジェラン島の生活改善、⑤ 離島地域社会の福利向上などは優先課題としての今後の取り組みを注視するとともに、国際協力が期待されている分野と考えられる。

③ SDG14 に関わる取り組み

2017年6月の国連海洋会議では、マーシャル諸島共和国ジョン・シルク外務大臣が演説を行った。シルク大臣は、EEZ が国家管轄権の大部分を占めるマーシャル諸島共和国にとり、海洋ガバナンスが非常に重要であることを強調しつつ、歴史的事実を踏まえれば、第二次世界大戦や冷戦の中で、沈没艦船や不発弾、核実験による汚染等負の遺産に苛まされている点を強調した。さらに、環礁島嶼国として気候変動には極めて脆弱であり、気候変動に対する国際社会の団結とより堅実な取り組みや、各国が共有する海洋保全に向けた国際社会のより緊密な協力と取り組みの強化を求め、未来世代のための海洋の保全と持続可能な利用を進める政治的な決意を具体化することの重要性を強調する発言を行った。

具体的には、湾内における船舶由来の海洋汚染、外洋における船舶由来の漏油海洋汚染監視および法規範の履行確保、海洋ごみ・プラスチック・船舶備品廃棄対策を重要課題として国際社会に呼び掛けるとともに、外国漁船の漁業権収入の3パーセントを「海洋課徴金(Blue fee)」と称し、これを基金として海洋汚染対策を進める案を模索している旨述べている。

④ 自発的約束

マーシャル諸島共和国政府は2017年6月の国連海洋会議との関連で4つの自発的約束を登録している。

(i) 海洋資源局は「太平洋共同体漁業超船舶監視制度と広域協力への参加」と称し、衛星監視制度を通じたIUU対策を推進していくことを掲げている（オーシャンアクション21572）。

(ii) 「西中央太平洋漁業委員会(WCPFC)における保全管理措置を通じた海洋廃棄物・投棄漁具問題の検討」としてWCPFCと共に海洋ごみ・投棄漁具問題についての取り組みを強化すること記述している（オーシャンアクション21512）。

(iii) 海外団体との連携事業として、JICA「太平洋島嶼国一般廃棄物管理知地域イニシアチブ (J-PRISM) フェーズ II」で廃棄物管理の人的・制度的能力構築を目指している (オーシャンアクション 17962)。

(iv) もう一つ、海外団体との連携事業として、「太平洋小島嶼開発途上国における海洋保護区と持続的、気候に対し対応力のある、海洋に立脚した経済」をイタリア政府が発表し、招聘研究生制度 (フェローシップ) や能力構築プログラムの他、対応力ある持続的経済の支援などを規定している (オーシャンアクション 20009)。

⑤ 具体的取り組み

GEF 支援の「沿岸域総合管理プログラム (Ridge to Reef)」に関与し、実施計画の立案を進めている。

第 1 1 章 持続可能な開発目標 (SDG) 14 実施に係る国際動向と各国関連政策の比較分析

2015 年 9 月、ニューヨーク国際連合本部において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加の下、その成果文書として「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ¹」が全会一致で採択された。2030 アジェンダには、「持続可能な開発目標 (SDGs)²」と宣言文が含まれており、前文には人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップという 5 つの要素がキーワードとして掲げられた。国連に加盟するすべての国は、2030 アジェンダに基づき、2015 年から 2030 年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、海や陸の生態系保全、平和など、持続可能な開発のための諸目標を達成することを目指す。

SDGs は 17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットから成り、232 のグローバル指標等によってこれらのレビューやフォローアップを行っていくこととされている³。また、グローバルなレビューやフォローアップのための主要な役割を果たす場として「ハイレベル政治フォーラム (HLPF)⁴」が設けられている。

SDGs は、2000 年から 2015 年までに達成すべき目標を定めた「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継として位置づけられており、目標・ターゲット・指標の 3 つの要素と、それらの進捗状況をモニタリングし評価することで目標達成につなげようとする基本構造は、MDGs と同様である。その一方で、MDGs が開発途上国を主な対象とし、主要な目標が貧困削減と社会開発に関するものであったのに対して、SDGs は全世界共通の普遍的目標である点、さらに、社会・経済的課題に加えて、気候変動や森林・海洋などの環境側面の目標を複数含み、持続可能性をより重視し、より包括的に諸課題に取り組んでいるという点で、SDGs は、これまでに前例のない革新的な枠組みである。

本章では、そのなかの目標 14「海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」(SDG14) に着目し、最新の国際動向を紹介するとともに各国の関連政策の比較分析を行う。

¹ A/RES/70/1, Transforming Our World: the 2030 Agenda for Sustainable Development, at <<https://sustainabledevelopment.un.org/post2015/transformingourworld>> (2018 年 3 月 1 日アクセス)

² Sustainable Development Goals.

³ SDGs の「目標 (ゴール)」とは、重要項目ごとの到達先を示したグローバルな目標を指す。「ターゲット」は、グローバルな目標を踏まえつつ、達成時期や数値を含むなど、より具体的な到達点ないし経過点を意味する。目標とターゲットの達成状況を確認するためのグローバル指標は、2017 年 7 月の国連総会にて採択された (A/RES/71/313)。なお、グローバル指標は毎年見直され、2020 年と 2025 年に国連統計委員会にて包括的なレビューを受ける。また、各国又は各地域は、独自の地域別/国別ターゲットや指標を作成しグローバルなターゲットや指標を補完しうる。

⁴ High Level Political Forum on sustainable development(HLPF).

1. SDG14 とは

(1) SDGs をめぐる国際交渉と「海洋」

SDGs の前身である MDGs の 8 つの目標の中に、海洋は含まれていなかった。環境保全の観点から MDGs 目標 7「環境の持続可能性の確保」に現れており、そのなかに指標として「7.6 保護対象となっている陸域と海域の割合」が含まれていたものの、目標やターゲットの中で海洋は明示されていなかった。MDGs は海洋の課題をごく部分的にしか捉えられていなかったのである。SDG14 は海洋の課題を包括的に定めており、MDGs の状況からは飛躍的な進歩といえる。

では、誰が、どのように、SDG14 を定めたのだろうか。SDGs に係る交渉の端緒は、2012 年に開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」の準備プロセスにおけるコロンビア政府の提案までさかのぼる⁵。準備プロセスにて議論が重ねられた結果、リオ+20 の成果文書「我々の求める未来」において、SDGs を MDGs の後継として作成し「ポスト 2015 年開発アジェンダ」に統合することや、SDGs に関する政府間交渉プロセスの立ち上げなどが合意され⁶、これにしたがって設立された作業部会（OWG⁷）において、SDGs の内容を詰める議論が進められた。

OWG の交渉過程を見ると、海洋は、森林・生物多様性などとともに、第 8 回 OWG において検討テーマとしてとりあげられ、パラオやモルディブなどの小島嶼開発途上国（SIDS）や NZ 等から、海洋の独立した目標が必要との主張がなされたようである⁸。これに対して、海洋と森林をあわせて一つの生物多様性に係る目標をつくるべきという意見もあった。議論の詳細は公開文書からは必ずしも明確ではないが、それらの議論を受け、同会合後の 2014 年 2 月に公表された（SDGs が）「焦点を絞る領域」に関する文書において、19 の領域の中に「海洋資源及び海」が選ばれ、同年 8 月に国連総会に提出された「SDGs に関する OWG 提案」文書において、「持続可能な開発のための海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」が目標 14 として含まれることになる⁹。後に、これがそのまま SDG14 として採択された。

SDGs の 17 の目標は以下の図表のとおりである。MDGs の中心的課題であった貧困削減を SDGs でも目標 1 に据え、「持続可能な開発」概念の 3 本の柱である「社会・経済・環境」を包括的に且つバランス良く含む構成となっている。

⁵ 詳細な交渉経緯等については、蟹江憲史（編）『持続可能な開発目標とは何か』（ミネルヴァ書房）2017 年 3 月参照。

⁶ The Future We Want, paras.245-251.

⁷ Open Working Group. 5 つの地域グループを通じて国連加盟国から指名された国々が 30 座席を各座席につき 3 か国で分け合う形式をとった（日本、イラン、ネパールの 3 か国で 1 座席）。2013 年から 2014 年にかけて計 13 回の OWG が開催された。

⁸ <http://enb.iisd.org/download/pdf/enb3208e.pdf>（アクセス 2018 年 3 月 1 日）

⁹ A/68/970 のちの議論で、19 の領域のうち、「インフラストラクチャー」は産業化（目標 9）に、「雇用」は経済成長（目標 8）に統合され、最終的に 17 の目標となった。

表 1 : SDGs の 17 の目標一覧

目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
目標 6	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



図 1 : SDGs のロゴ（日本語版）

(2) SDG14 の概要

SDG14「持続可能な開発のための海洋・海洋資源保全と、持続可能な利用」は10のターゲット：海洋汚染の防止・削減（14.1）、海洋・沿岸生態系保全（14.2）、海洋酸性化への対処（14.3）、水産資源の持続可能な利用・管理（14.4）、海洋保護区の設定（14.5）、有害な漁業補助金の撤廃（14.6）、小島嶼開発途上国（SIDS）・後発開発途上国（LDCs）の支援（14.7）、科学的知見の増進・海洋技術移転（14.a）、小規模漁業者への支援（14.b）、UNCLOS に反映されている国際法の実施（14.c）で構成されており、現在、各ターゲットにつき一つずつのグローバル指標が設定されている（表2参照）。

表2： SDG14 の各ターゲット及び指標¹⁰

ターゲット	指標
14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	14.1.1 沿岸富栄養化指数（ICEP）及び浮遊プラスチックごみの密度
14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	14.2.1 生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度（PH）の平均値
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合
14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10%を保護する。	14.5.1 海域に関する保護領域の範囲
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	14.6.1 IUU 漁業と対峙することを目的としている国際的な手段を実施する中における各国の進捗状況
14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続可能な利用による便益を増大させる。	14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及びすべての国々の GDP に占める持続可能な漁業の割合

¹⁰ 総務省政策統括官ウェブサイト「指標仮訳（最終更新日：2017年8月8日）」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdfを当研究所にて加工（SDG14 日本語訳部分のみ抜粋）

<p>14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。</p>	<p>14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合</p>
<p>14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。</p>	<p>14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的/規制/政策/期間の枠組みの適用についての各国の進捗</p>
<p>14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。</p>	<p>14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために UNCLOS に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関の枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数</p>

2. 国際動向

2017 年は、国連海洋会議（6 月、於米ニューヨーク、主催：国際連合）をはじめとして、「私たちの海洋」会議（10 月、於マルタ、主催：欧州連合）、「持続可能な海洋サミット 2017」（12 月、於加ハリファックス、主催：世界海洋協議会（WOC）¹¹）など、SDG14 の達成に係るグローバルな会議が世界各地で開催され、SDG14 実施のための「行動元年」といえるような年となった。

ここでは、国連の動きを中心に、SDGs 実施に向けた最新の動向を概観する。まず、国連の SDGs 進捗報告書やグローバル持続可能な開発報告書の示す世界の海洋の現状を見た上で、HLPF における国家のレビューの状況と、各国政府を中心にあらゆる関係者を巻き込む仕組みを創設した国連海洋会議の取組を紹介する。さらに、民間セクターの国際動向として、国連グローバル・コンパクトの取組を紹介する。

(1) 世界の海洋の現状－SDGs 進捗報告書とグローバル持続可能な開発報告書

① SDGs 進捗報告書

2017 年 5 月、「SDGs 進捗報告書 2017 年版（進捗報告書 2017）」¹²が公表された。2030 アジェンダの第 83 段落において、国連事務総長が毎年作成・公表する旨定められていること

¹¹ World Ocean Council. 海洋の持続可能な開発利用、科学、管理（stewardship）における産業界のリーダーシップ及び協働を前進させるため 2008 年に設立された国際 NGO。世界の 35,000 以上の海洋関係の企業、メディア、関係者が参加。

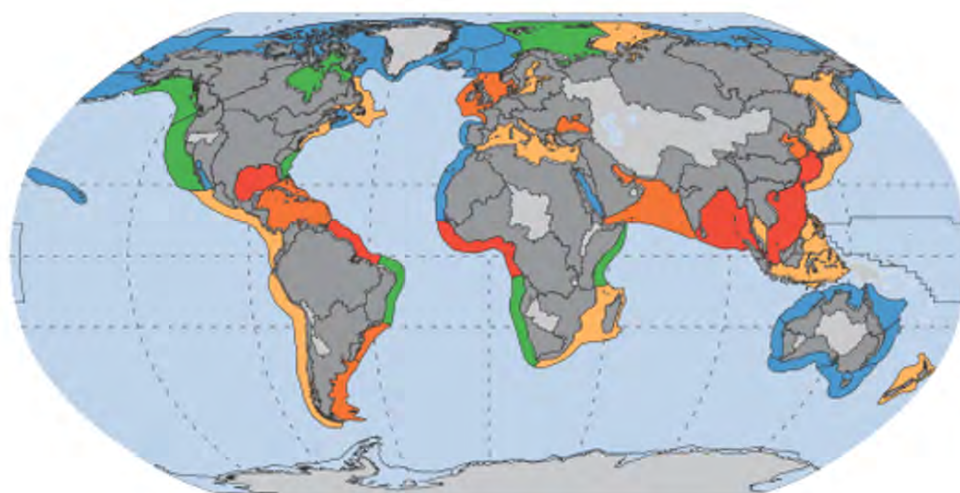
¹² The Sustainable Development Goals Report 2017 <<https://unstats.un.org/sdgs/report/2017/>> (2018 年 3 月 1 日アクセス); Progress towards the Sustainable Development Goals, E/2017/66.

を受けてのもので、SDGsの実施に向けて、世界の現状を把握し HPFL に情報提供することを目的とする。同報告書では、グローバル指標枠組みの中からデータが入手できる主な指標について分析を加えている。

SDG14 に関しては、2017 年 HPFL に提出された国連事務総長報告 (E/2017/66) 第 18 段落において「増加する気候変動の悪影響 (海洋酸性化を含む)、過剰漁獲及び海洋汚染が、保護が増進した分を台無しにしている」と警告している。また、上記報告及び SDG 進捗報告書 2017 年版において、以下の 5 つの課題について、指標の達成状況等を報告している。

—富栄養化 (関連ターゲット : SDG14.1)

国際越境水域評価プログラム (TWAP¹³) によると、富栄養化に関して評価を行っている 63 の広域海洋生態系のうち、16% (西欧、南アジア、東アジア、メキシコ湾周辺など) が「高い」または「もっとも高い」リスクのカテゴリーに分類されており、2050 年までに 21 パーセントまで増加すると予測されている。



● もっとも低い ● 低い ● 中位 ● 高い ● もっとも高い ● データなし

この図はイメージであり、いかなる国、領域または境界画定の法的地位に関しても意見の表明を意図していない。

図 2 : 広域海洋生態系の富栄養化リスク (予測、2050 年まで)

—海洋酸性化 (関連ターゲット : SDG14.3)

海洋が大気中の二酸化炭素を吸収することにより海洋の酸性化が進んでおり、産業革命以降、海面の酸性度は 26% 増加 (PH は 0.1 低下) している。このまま大気中の CO₂ が増加し続ければ、2100 年までに 150% 近く酸性化 (PH は 0.4 近く低下) する (進捗報告書 2017)。

¹³ Transboundary Water Assessment Programme. 地球環境ファシリティ (GEF) の資金援助を受けて実施されている国際プロジェクト。世界の水域システムを評価し、人間活動の影響に対する脆弱度をランク付けしている。

—過剰漁獲（関連ターゲット：SDG14.4 等）

世界の海洋漁業資源のうち、生物学的に持続可能な水準にあるものの割合は、1974 年の 90%から 2013 年時点では 69%へと低下している（進捗報告書 2017、但し 2016 年版と同内容）。

—小規模漁業（関連ターゲット：SDG14.b 等）

92 か国及び欧州連合（EU）に対する調査によると、70%の回答者が小規模漁業者を特に対象にした規制、法律、計画、戦略等を導入又は策定中と回答した（E/2017/66 第 18 段落）。

—海洋保護区（関連ターゲット：SDG14.5）

2017 年時点で、地球上の海域の 5.3%（国家管轄権内（沿岸から 200 海里以内）区域のうち 13.2%、国家管轄権外区域では 0.25%）が保護域となった。2000 年時点では 1.7%が保護されていたにすぎず、大きな進捗がみられる。これには、豪州、チリ、NZ、パラオ、米国等の沿岸域が追加的に保護域に指定された影響が大きいとみられる（進捗報告書 2017）。

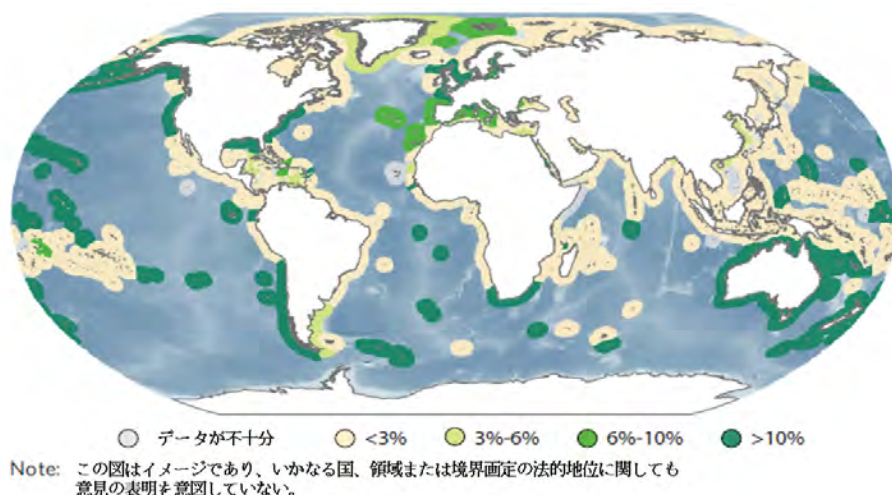


図 3：国家管轄権内区域（200 海里以内）の海洋保護区の割合

②グローバル持続可能な開発報告書

前述の SDG 進捗報告書と並んで、HLPF に情報提供する媒体として定められているのが「グローバル持続可能な開発報告書（GSDR）¹⁴」である。同報告書は、SDG 進捗報告書と比べてより科学的かつ分析的であり、科学と政策の相互作用を強化することを目的として作成される。GSDR はこれまでに 3 回公表されており（2014、2015、2016 年）、2016 年版では 2016 年 HLPF のテーマに合わせて「誰も取り残さないことを確保」することの意味を検討し、インフラ・不衡平・強靱性（レジリエンス）の連関や、テクノロジーや組織の分野横断的側面などの観点から分析をおこないつつ、「GSDR は次期報告書から新しいフェーズに

¹⁴ Global Sustainable Development Report. <<https://sustainabledevelopment.un.org/globalsdreport>>（2018 年 3 月 1 日アクセス）

入る」ことを予告している。

2016年 HLPF で採択された閣僚宣言によれば、今後、GSDR の公表は4年に1度となり、15名の専門家から成る科学者グループ及びそれを支援するタスクチームによって起草され、世界中の科学者との対話を経て作成されることとなる¹⁵。次回の GSDR (2019年公表予定) の策定に向けた動きが注目される。

(2) 2017年ハイレベル政治フォーラム (HLPF)

持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム (HLPF) は、2030年アジェンダとSDGs 実施に関し、フォローアップとレビューを行うグローバルな話し合いの場である。HLPF は、各国政府をはじめとする関係者が実施状況等の情報を共有し、進捗状況を確認することで、SDGs の目標達成に向けた動きを促進することを目的としている。

HLPF は、国連総会の下での首脳会合を4年に一回 (次回は2019年)、経済社会理事会 (ECOSOC) の下での自発的国家レビュー (VNR¹⁶) 等の一連の会議を年に一回開催することとなっており、2017年は「変化する世界における貧困の撲滅と豊かさの促進」をテーマに、7月10～19日 (大臣会合は17～19日) にかけて開催された。重点的に扱う目標として、SDG1 (貧困)、SDG2 (食料)、SDG3 (健康)、SDG5 (ジェンダー)、SDG9 (インフラと革新)、SDG17 (実施手段) とともに SDG14 が対象となった。

VNR を行った43か国¹⁷は、内陸国を除くすべての国 (我が国も含む) が何らかの形でSDG14に係る実施状況等を報告した。多くの国が組織間・省庁間連携のもとでの実施の重要性に言及したほか、課題としては人的・財政的資源の不足、データ不足、データ管理上のギャップ、制度・規則の不存在、モニタリング、監視、査察等のための資源の不足、組織間の連携不足などを挙げた。例えば、ケニア政府の報告書には海洋環境管理のためのベースライン・データの不足が課題として示されるなど、多くの途上国で進捗をはかるためのデータ整備に係る能力が不足していると考えられ、この点の能力構築が急務である。その一方で、アゼルバイジャン、ベリーズ、マレーシア、ナイジェリア、トーゴ及びウルグアイが、SDG14のために国内の制度、法または政策枠組みを変更ないし強化したことを報告するなど、先進国・途上国ともに、国内の実施体制や基本法制の構築を報告する国が多く見られた。

(3) 国連海洋会議

2017年6月に開催された国連海洋会議 (於ニューヨーク国連本部) はフィジーとスウェ

¹⁵ E/HLS/2016/1 (Annex)

¹⁶ Voluntary National Review.

¹⁷ アフガニスタン、アルゼンチン、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、ブラジル、チリ、コスタリカ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルバドル、エチオピア、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、イタリア、日本、ヨルダン、ケニア、ルクセンブルク、マレーシア、モルディブ、モナコ、ネパール、オランダ、ナイジェリア、パナマ、ペルー、ポルトガル、カタール、スロベニア、スウェーデン、タジキスタン、タイ、トーゴ、ウルグアイ、ジンバブエの43か国。なお、2016年のHLPFでは中韓仏独スイス等を含む22か国がレビューを受けた。

ーデンが共同でホスト国を務め、政府、国連・国際機関、NGOs、市民社会、学術機関、科学コミュニティ、民間セクター等から約 4000 人の参加の下で開催された。同会議においてコンセンサスで採択された全 14 段落の宣言文「行動の要請」¹⁸では、前半部分で海洋の現状（第 1~3 段落）、気候変動（第 4 段落）、海洋生態系の劣化（第 5 段落）等の諸問題に対する懸念等を示した上で、第 13 段落において具体的な取組を列挙し、あらゆる関係者とともに喫緊の課題としてそれらに取り組むことを約束している。

表 3：「行動の要請」第 13 段落に列挙されている取組

(a) SDG14 のターゲット間の重要な相互関連性や、SDG14 と他の目標とのシナジーを考慮した、総合的かつ調整された手法による SDG14 の実施
(b) あらゆるレベルにおける組織間の協力の強化
(c) 官民連携を含む実効性・透明性あるマルチステークホルダー・パートナーシップ構築
(d)-(e) 海洋に関連する普及啓発・教育推進
(f) 海洋調査、データ共有、研究への資源配分
(g) 海洋汚染防止・減少のための方策の実施
(h) 廃棄物の防止・最小化の促進、3R（削減、再使用、再利用）の採用
(i) プラスチック・マイクロプラスチック（特にビニール袋等）使用削減の長期戦略実施
(j) 空間の管理ツールの利用促進（海洋空間計画(MSP)、沿岸域総合管理(ICM)、MPAs の設定等）
(k) 気候変動緩和策・適応策の実施
(l) 持続可能な漁業管理の強化（最大持続生産量のレベルまでの資源回復など）（IUU 漁業の撲滅、小規模漁業の強化、漁業補助金の適正化）
(m) 有害な漁業慣行及び IUU 漁業の撲滅
(n) 水産物のトレーサビリティ強化
(o) 小規模・零細漁業者の能力開発・技術援助の強化
(p) 有害な漁業補助金禁止のための行動
(q) SIDS・LDCs 等の海洋産業、経済の振興
(r) 開発途上国による SDG14 実施のための手段を動員する努力の増加
(s) 「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）」交渉への積極参加
(t) 自らがおこなった自発的約束の実施
(u) HLPF への SDG14 実施状況インプットを含む、2030 アジェンダのフォローアップ及びレビュープロセスへの貢献
(v) SDG14 の効果的かつ時機にかなった実施に向けたさらなる手法の検討

¹⁸ A/RES/71/312, Annex "Our Ocean, our future: call for action"

また、国連海洋会議では、実施確保の手段として、あらゆる主体から「自発的約束(Voluntary Commitment)」を登録してもらい、それをウェブサイト上のプラットフォームで公開するという仕組みが整えられた。自発的約束とは、各国政府、国連・国際機関、NGO、市民社会、学術機関、民間セクターなどのあらゆる関係者がSDG14実施のための取組やイニシアチブを自発的に実行することを約束するもので、「行動の要請(Call for Action)」に書き込まれた取組の実現手段でもある。2018年1月時点で1400件を超える自発的約束が登録されており、自発的約束の実行状況の報告や知見共有のためのプラットフォームが国連海洋会議のウェブサイト上に設立されるなど、フォローアップの動きも始まっている。

自発的約束のステークホルダー別に見ると、政府が約43% (616件) を占めてもっとも多く、続いてNGOが約20%、国連・国際機関が約13%、民間セクターが約6.1%、市民社会が約5.9%などとなっている。また、SDG目標14のターゲット別に見ると、14.2(生態系の保全)、14.1(海洋ごみ等の海洋汚染防止)、14(a)(科学・研究の推進と技術移転)の順に多くそれぞれ500件を超える約束が登録されている(複数のターゲットに関わる約束もあり、その場合は重複してカウント)。

国連海洋会議は、「行動の要請」と「自発的約束」の2つを組み合わせることによって、SDG14の達成に向けてあらゆる関係者の具体的行動を支援するための柔軟で透明性の高い仕組みを創設した。すなわち、「行動の要請」に示された理念や指針の下、各々が自主的に行う取組を登録・実施し、その取組の進捗状況や成果を報告しあう。さらに、国連が知見共有の場の提供等を通じてフォローアップしていくことで、世界全体のSDG14の実施を漸進的に強化していこうという仕組みである。

国連海洋会議は今回のみの単発ではなく、2020年に第2回目の会議を開催することが予定されている¹⁹。今後長期にわたって、国連海洋会議が定期的で開催され、SDG14の着実な実施のための屋台骨となることが期待される。

(4) SDG14に係る民間企業の取組み～国連グローバル・コンパクト

SDGの実施は、各国政府とともに民間企業、市民社会等を含むあらゆるステークホルダーによって進められていく必要がある。民間企業については、「国連グローバル・コンパクト(UNGC²⁰)」の枠組みなどで取り組みの強化がはかられている。

UNGCとは、民間企業を中心とした様々な団体が持続可能な開発に向けた動きを進めていくため、民間企業等を支援することを目的に、コフィ・アナン国連事務総長(当時)のイニシアチブの下、2000年に発足した自発的な取り組みである。2018年2月現在、世界160か国以上から1万8000を超える団体(うち、民間企業は1万社弱)が参加している。

¹⁹ 国連海洋会議の閉会挨拶において、共同議長(スウェーデン)が、2020年の次回会合の共同主催国にケニアとポルトガルが名乗りを上げたことに言及し、歓迎の意を表明した。

²⁰ United Nations Global Compact

UNGC では、「SDGs の企業行動指針 (SDG Compass)²¹」や「産業別 SDG 手引き²²」などを公表し、企業等の SDG 実施を支援している。

「産業別 SDG 手引き」では、SDG の各目標は企業にビジネスの機会を提供するという理念のもと、食品・飲料・消費財、製造業、エネルギー・天然資源・化学、ヘルスケア、運輸業などの産業別に、SDGs の目標ごとの機会と優良事例を紹介している。SDG14 に関しては、以下の表 4 のとおり、海洋汚染の防止・減少のための取組や水産エコラベルの活用などがビジネスチャンスの例として挙げられるとともに、欧米の企業の取組が優良事例として紹介されている。

表 4：「産業別 SDG 手引き」SDG14 に関する機会と優良事例一覧

産業	SDG14 ビジネスに新たな価値を創出する機会	SDG14 優良事例
食料・ 飲料・ 消費財	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業における海洋持続可能性のステュワードシップ基準 (海洋管理協議会 (MSC) エコラベル等を想定) の遵守 ・海上輸送に関する環境基準の遵守 ・海洋資源に関する専門知識の政府等との共有 ・生態系サービスの価値の研究・定量化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノル웨이水産会社 Cermaq (水産養殖セクターの持続可能性向上のための R&D 活動) ・米国飲料メーカー Keurig Green Mountain (コーヒー豆輸送用袋の沿岸生態系保全のための再利用)
製造	<ul style="list-style-type: none"> ・漏洩や海洋汚染のリスクを最小化する深海採掘向けポンプ・機械の設計、 ・海洋汚染のリスクを最小化する海洋船舶向け部品の設計、 ・海洋プラスチックごみの回収・再利用、廃棄物処理システムの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルカーペットメーカー インターフェイス社 (廃棄された漁網の回収・再利用によるフィリピン漁村の支援)
エネルギー・ 天然資源・ 化学	<ul style="list-style-type: none"> ・自然海洋資本及び生態系サービスの研究・分析・価値評価の実施およびそれらの値の意思決定への活用 ・海中採取現場等における漏出・汚濁・汚染回避のための安全対策の強化、計画策定・実施 ・海洋事故・被害の陣俗な特定・拡大阻止のための早期警告、対応準備、修復のための戦略策定 ・海洋保全区域の設定 ・廃棄物処理システムの改善 ・海上輸送に関する環境基準の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・イタリア・マルチユーティリティ企業ヘラ (リミニ海水保護計画/投資総額 1 億 5400 万€超) ・イタリア・石油ガス生産業者エニ社 (原油流出対応システムの開発) ・英国・石油サービス業者アメック・フォスター・ホイラー社の取り組み (衛星地球観測技術を用いた水域の安全性評価)

²¹ UNGC, SDG Compass, at <https://www.unglobalcompact.org/library/3101> (2018 年 3 月 1 日アクセス)

²² UNGC. SDG Industry Matrix, <https://www.unglobalcompact.org/library/3111>; グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、SDG Industry Matrix 日本語版 <http://www.uncgcn.org/sdgs/index.html> (2018 年 3 月 1 日アクセス)

ヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋資源のヘルスケアにおける価値を理解し、定量化 ・原料、医薬品、廃棄物が海洋環境に及ぼす汚染リスクの分析、予防・緩和措置の実施 ・サプライヤー、流通業者が船舶輸送の環境基準を準拠するよう働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・米医薬品企業ジョンソン・エンド・ジョンソン（Global Aquatic Ingredient Assessment(GAIA)プロトコルの開発） ・英国医薬品企業アストラゼネカ社（水環境中の微量の医薬品が存在するリスクに関する研究開発）
運輸・輸送 機器	<ul style="list-style-type: none"> ・海運および船舶解体に関する環境基準の遵守 ・船舶由来廃棄物（油、バラスト水、汚染水、ごみ）の削減 ・大気汚染物質を排出しない燃料電池など新しい動力技術の導入、排ガス削減 ・港湾の管理効率及び持続可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・オランダ・ダーメン造船所（バラスト処理装置の開発） ・カナダ・ソードンベアリング社（船舶由来潤滑油の廃絶に向けた取り組み） ・米ディズニー・クルーズライン社（廃水高度浄化システムの導入） ・海運会社スワイヤーグループ（同社船舶による海洋データ収集）
金融	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客や投資先企業における持続可能性を高める基本方針表明（ポジションステートメント）、ガイドライン及び方針の採用 ・政府や他企業と海洋リスクに関する専門知識を共有 ・マングローブの保護・回復等への投資増加を求める経済シグナルを送るため、生態系サービスの価値の研究・定量化（被保険リスクの低減） 	<ul style="list-style-type: none"> ・英国スタンダードチャータード銀行（海洋環境に配慮した基本方針表明の策定） ・スイスの再保険会社スイス・リー社（沿岸域のリスクモデルやマップへの自然資本の適応策（グリーンインフラ）の組み入れ）

ただし、他の目標と比べて、SDG14 に対する企業の関心は相対的に低いという調査結果が出ている。UNGC は加盟企業 9400 社へのアンケートを実施しており、そのなかの「どの目標を対象として活動に取り組んでいるか」、「ビジネスはどの目標にもっとも影響をもたらさうか」という問いに対する回答において、SDG14 はともに最下位であった²³。

国連海洋会議においても、民間セクターによる自発的約束の登録数は 89 件（約 6.1%）にとどまる（2018 年 3 月時点）。

²³ 2017 United Nations Global Compact Progress Report: Business Solutions to Sustainable Development, p.33, at <https://www.unglobalcompact.org/docs/publications/UN%20Impact%20Brochure_Concept-FINAL.pdf>

Figure 11: Which of the following Global Goals do your activities target?

49% GOAL 8: GOOD JOBS AND ECONOMIC GROWTH
 49% GOAL 3: GOOD HEALTH AND WELL-BEING
 45% GOAL 5: GENDER EQUALITY
 42% GOAL 4: QUALITY EDUCATION
 40% GOAL 12: RESPONSIBLE CONSUMPTION
 39% GOAL 9: INNOVATION AND INFRASTRUCTURE
 37% GOAL 13: CLIMATE ACTION
 35% GOAL 7: CLEAN ENERGY
 32% GOAL 10: REDUCED INEQUALITIES
 32% GOAL 6: CLEAN WATER AND SANITATION
 30% GOAL 11: SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES
 29% GOAL 17: PARTNERSHIP FOR THE GOALS
 24% GOAL 1: NO POVERTY
 23% GOAL 16: PEACE AND JUSTICE
 19% GOAL 2: ZERO HUNGER
 18% GOAL 15: LIFE ON LAND
 12% GOAL 14: LIFE BELOW WATER

図 4 : UNGC 参加企業の活動が対象としている SDGs (企業へのアンケート集計結果)

Figure 12: Which of the Global Goals do you believe business can have the Greatest Impact on?

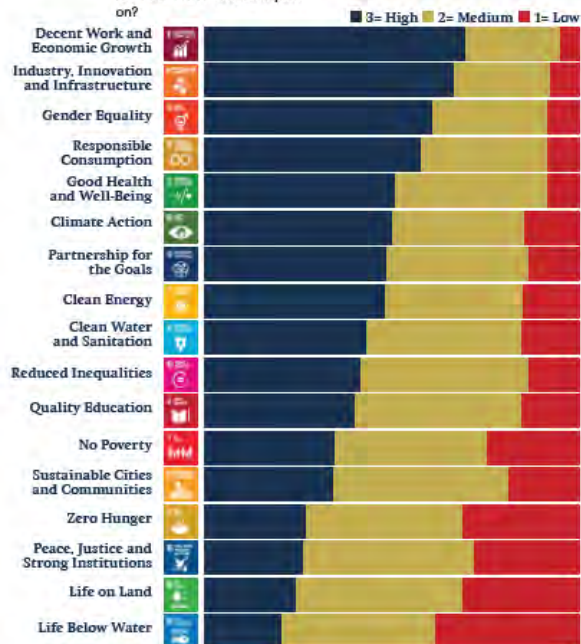


図 5 : UNGC 参加企業のビジネスによって大きな影響を与えられる SDGs (企業へのアンケート集計結果)

そのようななか、2018年2月、UNGCは民間セクターの具体的行動を促すことを目的として、ノルウェー政府の協力の下「海洋のためのビジネス行動プラットフォーム (Business Action Platform for the Ocean: BAPO)」(3か年計画)の設立を発表した。SDG14の実施における民間セクターの役割は重要であり、今後、ますます多くの水産業者・海運業者等をはじめとする関係者が国連海洋会議やUNGCに参加し、海洋業界のSDG14に係る取り組みの実施とその見える化が進むことが期待される。

3. 各国の関連政策の比較

(1) 各国の実施体制・基本政策・重点課題等

本報告書第1部第2章から第10章に示されたSDG14に係る各国の実施体制、基本政策、重点課題等について、次頁以降のとおり一覧表にまとめた。

多くの国で、SDGsの実施推進のための省庁横断の会議体や組織の設立など、省庁横断的なアプローチが採用されており、SDG14についても、主管省庁の下で省庁横断的ないし地方自治体(州政府)と中央官庁が協力して取り組みを進めることが志向されている。

表5 各国のSDG14に係る政策の概要

	日 本	米 国	カナダ
1. SDGs実施体制	(省庁横断的組織) SDG推進本部：2016年5月、閣議決定により総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置。 関係省庁一体となって取り組む、とされている。	(省庁横断的組織) 省庁横断的会合：2015年6月、ホワイトハウスを通じて設置。	所管) 環境気候変動省： 持続可能な開発やSDG全体を管轄。 持続可能な開発は政府全体で取り組むものとし、他の省庁は戦略策定や環境気候変動省と協力する。
2. SDGs(基本)政策	(指針) 実施指針(2016)： SDG推進本部において策定。	—	(法律) 持続可能な開発法(2008) (戦略) カナダ連邦持続可能な開発戦略(FSDS)： 持続可能な開発法に基づき策定。 2016年、第3次戦略(2016-2019)を公表。
3. SDGsに係る戦略・優先課題	SDG全体の8つの優先課題の一つとして、 「優先課題6 生物多様性、森林、海洋等、環境の保全」	SDG14の中では、寄港国措置を含む漁業対策・漁業管理に主眼がある。	SDG全体の13の野心的長期目標の一つとして、「健康な沿岸と海洋」 (所管：水産海洋省) (達成のための優先事項) 海洋保護区(MPA)の指定、汚染からの保護、持続可能な漁業(科学に基づく予防アプローチ・生態系に基づくアプローチの適用、地方・先住民漁業、遊漁への支援強化等)、海洋・淡水科学への支援強化など。
4. SDGハイレベル政治フォーラム(HLPF)自発的的国家レビュー(VNR) (法令、計画等)	VNR：2017年6月に実施。 VNR報告書において、SDG14については、漁業資源の持続可能な利用促進等を報告。	VNR：未定	VNR：2018年に実施予定。
5. 国連海洋会議(政府による自発的約束の登録状況等)	自発的約束：11件 14.1(海洋汚染防止)、14.2(海洋・沿岸生態系の保全)、14.a(科学的知見や技術移転を通じた途上国支援)に関連する約束が多い。	自発的約束：なし	自発的約束：17件 14.2(海洋・沿岸生態系の保全)、14.5(海洋保護区の設定)、14.a(科学的知見や技術移転を通じた途上国支援)に関連する約束が多い。
6. SDG インデックス&ダッシュボード報告書2017年版	SDGs達成度：11位(80.2点) SDG14達成度：59.0点	SDGs達成度：42位(72.4点) SDG14達成度：45.8点	SDGs達成度：17位(78.0点) SDG14達成度：54.9点
7. その他	2017年から策定が進んでいる第5次環境基本計画(案)においてSDGsの考え方の活用が検討されている。	米国政府公式ウェブサイト「US National Statistics for SDGs」においてSDG関連情報を公開。	—

この表は、本報告書の他章執筆者(樋口講師(米国・豪州)、前川主任研究員(フランス)、角田主任研究員(NZ)、高研究員(中国)、黄研究委員(韓国)、小林主任研究員(フィリピン、太平洋小島嶼国)、村上研究員(太平洋小島嶼国))の情報提供の下で作成した。

フランス	豪州	N Z	中国
(省庁横断的組織) 持続可能な開発のための省庁代表者会議 (DIDD)	(主管) 外務貿易省及び首相・内閣省	横断組織等はないものの、SDGsに関する決定をサポートする省庁横断メカニズムのもと、各省庁の既存施策のレビュー等が行われている	(主管)なし ※国務院・外交部がSDG関連国際会議の調整や政策の作成・公表を行う。
(法律) 多年度開発国際社会連帯政策法 (2014)	なし	(指針) 持続可能な開発行動計画 (SDPOA) (2003) ※国家持続的開発戦略 (NSDS) の作成が内閣で合意された (2001年) ものの、未策定。	(政策) 「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダに関するポジションペーパー」 (2016年4月) 「中国の持続可能な発展のための2030アジェンダの実施に関する国別方案」 (2016年9月)
SDG14所管: 生態系社会団結省 SDG14の中心戦略: ①海洋汚染削減、②生物多様性保護、③持続可能な漁業、④海洋・沿岸域生態系利用と保全のバランス、⑤酸性化を含む気候変動の海洋への影響の抑制	(SDG14主管) 環境エネルギー省	—	SDG全体における優先課題は目標1「貧困の撲滅」 SDG14主管: 国家海洋局 SDG14に関する提唱: ①ブルー・パートナーシップ構築 ②ブルーエコノミーの発展 ③海洋生態文明建設の推進
VNR: 2016年7月に実施。	VNR: 2018年に実施予定。	VNR: 未定	VNR: 2016年7月に実施。
自発的約束: 9件	自発的約束: 20件 14.2(海洋・沿岸生態系の保全)、14.7(小島嶼国や開発途上国)、14.a(科学的知見や技術移転を通じた途上国支援)、14.c(国際法)に関するコミットメントが多い。14.b(小規模・伝統的漁業者)以外の全ての項目に対して約束を登録。	自発的約束: 22件 島しょ国での持続可能な漁業支援や南極ロス海の漁業管理、沿岸域の海洋保護区の法制検討などが示されている。	自発的約束: 5件 持続可能な海洋経済の発展、アジア太平洋地域における国際海洋協力の推進、科学技術イノベーションとその国際協力の強化、海洋保全と早期警戒と防災・減災能力の構築、海洋生態環境保全の強化。
SDGs達成度: 10位 (80.3点) SDG14達成度: 58.5点	SDGs達成度: 26位 (75.9点) SDG14達成度: 59.9点	SDGs達成度: 20位 (77.6点) SDG14達成度: 51.8点	SDGs達成度: 71位 (67.1点) SDG14達成度: 31.1点
—	—	—	—

表5 各国のSDG14に係る政策の概要

	日本(再掲)	韓 国	フィリピン
1. SDGs実施体制	(省庁横断的組織) SDG推進本部：2016年5月、閣議決定により総理大臣を本部長、全閣僚を本部員として設置。 関係省庁一体となって取り組む、とされている。	(所管)持続可能な発展委員会 環境部所属 (2000年大統領所属として発足、2010年環境部所属へ変更) ※国家持続可能発展基本戦略および国家持続可能発展履行戦略の策定および変更を審議、国家履行計画の評価等	(主管)大統領府、国家経済開発庁(NEDA) (省庁横断組織) 人間開発貧困削減閣僚会議 社会開発委員会 国際開発コミットメント分野横断委員会 気候変動適応緩和閣僚会議など
2. SDGs(基本)政策	(指針) 実施指針(2016)： SDG推進本部において策定。	(法律)持続可能開発法(2007年、2010年改正) 低炭素グリーン成長基本法(2010年) (政策)持続可能開発基本計画：2016年1月、第3次計画(2016～2035年)を公表。	(政策) ・社会経済開発10課題： ドゥテルテ大統領就任時に公表。 ・ナショナルビジョン2040 (計画) ・2017-2022年開発計画
3. SDGsに係る戦略・優先課題	SDG全体の8つの優先課題の一つとして、 「優先課題6 生物多様性、森林、海洋等、環境の保全」	持続可能開発基本計画の「1-2-③沿岸生態系の保護と持続可能な利用」(所管：海洋水産部)	—
4. SDGハイレベル政治フォーラム(HLPPF)自発的国家レビュー(VNR)(法令、計画等)	VNR：2017年6月に実施。 VNR報告書において、SDG14については、漁業資源の持続可能な利用促進等を報告。	VNR：2016年7月に実施。	VNR:2016年7月に実施。
5. 国連海洋会議(政府による自発的約束の登録状況等)	自発的約束:11件 14.1(海洋汚染防止)、14.2(海洋・沿岸生態系の保全)、14.a(科学的知見や技術移転を通じた途上国支援)に関連する約束が多い。	自発的約束：4件 持続可能な漁業資源管理、朝鮮半島付近の海洋環境管理、太平洋小島嶼国家地域沿岸における海洋酸性化影響最小のためのキャパシティ強化、海洋水産分野へのODA提供	自発的約束:1件 沿岸海洋生態系管理プログラム(CMEMP)(実施者:フィリピン環境天然資源省)を登録。
6. SDG	SDGs達成度:11位(80.2点) SDG14達成度:59.0点	SDGs達成度:31位(75.5点) SDG14達成度:49.7点	SDGs達成度:93位(64.3点) SDG14達成度:50.7点
7. その他	2017年から策定が進んでいる第5次環境基本計画(案)においてSDGsの考え方の活用が検討されている。	—	—

この表は、本報告書の他章執筆者(樋口講師(米国・豪州)、前川主任研究員(フランス)、角田主任研究員(NZ)、高研究員(中国)、黄研究委員(韓国)、小林主任研究員(フィリピン、太平洋小島嶼国)、村上研究員(太平洋小島嶼国)の情報提供の下で作成した。

太平洋小島嶼国			
<p>【キリバス】 キリバス開発計画2016-2019 【マーシャル諸島】 アジェンダ2020</p>			
<p>【フィジー】 2019年実施予定。 【キリバス】 VNR：2018年実施予定。 【マーシャル諸島】 VNR：未定</p>			
<p>【フィジー】 自発的約束：17件 スウェーデンとともに共同ホスト国 【キリバス】 自発的約束：1件（サメ及び関連生態系保護） 【マーシャル諸島】 自発的約束：2件</p>			
<p>SDGs達成度:-位(-点) SDG14達成度:-点 ※データ不足(指標に係るデータがフィジー23%、キリバス44%、マーシャル諸島51%不足している)</p>			
<p>フィジーは2017年11月の気候変動枠組条約第23回締約国会議（UNFCCC/COP23）においてホスト国を務め、UNFCCCにおける海洋主流化のためのイニシアチブ「Ocean Pathway」を発表。</p>			

(2) 各国の実施状況

① グローバル指数に基づく評価

本章第2節で紹介したとおり、既に年に一度のペースでSDG進捗報告書の公表やHLPFにおける各国政府からの実施状況の報告が始まっているが、SDGsの達成度ををはかるグローバル指標が正式に採択された2017年4月から間もないこともあり、指数に基づく達成度の確認は部分的にしかなされておらず、また、多くの国のVNRの報告が自国の実施体制や優良事例の紹介等にとどまっていることから、現時点では、国連の公式情報等に基づく地球規模及び各国におけるSDGsの達成度の包括的な把握は難しい状況である。

ただ、国連の枠外において、精力的にSDGsの達成度の報告がなされており、参考にすることができる。「SDG イデックス&ダッシュボード報告書²⁴」がその一つである。この報告書は、ドイツ・ベルテルスマン財団と「持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (SDSN)²⁵」等が共同で作成・発表している報告書で、2016年に初めて作成され、2017年7月には2回目となる2017年度版報告書が公表された。2017年度版では、157か国の評価対象国のSDGsの達成状況を、様々な公開データをもとに99の指標によって独自に評価し、スコアと達成度ごとに色分けしたダッシュボードで示している²⁶。

以下の表6は、同報告書において各国に与えられたSDG14の実施状況に対する評価を一覧にまとめたものである。この評価は、①生物多様性にとって重要な区域が保護域となっている割合(%)、②海洋健全度指数(OHI)²⁷における生物多様性目標の達成度(生物種・生息地の保全の成功率合い)(100点満点)、③OHIにおける海洋汚染(きれいな水)に関する目標の達成度(国家管轄権区域内の海水の汚染度合い)(100点満点)、④OHIにおける持続可能な漁業目標の達成度(最大持続生産量(MSY)と比較の上、現存の資源量に基づいて計算される漁業活動の持続可能性の度合い)(100点満点)、⑤EEZ内において乱獲又は枯渇している漁業資源の割合(%)の5つの指標に基づいて行われている。

²⁴ SDG Index and Dashboards Report, <http://sdgindex.org/> (2018年3月1日アクセス)

²⁵ Sustainable Development Solutions Network. 2012年8月国連事務総長の下で設立された、SDGsやパリ協定の実施を含む持続可能な開発推進のためのネットワーク。

²⁶ 指標ごとに、閾値に適合していると緑色、課題が残っていると黄色一橙色、重大な課題があると赤色の4段階評価。SDGの目標ごとの達成状況を示すダッシュボードでは、各目標ですべての指標が緑色の場合は緑色、赤色の指標がある場合は赤色となる。

²⁷ Ocean Health Index. 世界の沿岸国の海の健全度を0~100点で数値化したもので、コンサベーション・インターナショナル等の組織のパートナーシップと65名以上の専門家の協力により作成・公表されている。

表 6 : SDG14 の国別実施状況

SDG イデックス&ダッシュボード報告書 2017 年度版をもとに筆者作成

SDG14 の実施状況				
	緑色	黄色	橙色	赤色
OECD 諸国		フィンランド、ノルウェー	ベルギー、カナダ、エストニア、日本、韓国、ラトビア、メキシコ、スウェーデン	豪州、チリ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、NZ、ポーランド、ポルトガル、スロヴェニア、スペイン、トルコ、英国、米国
東アジア・南アジア			イラン、マレーシア、タイ、東ティモール、ベトナム	バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ミャンマー、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ
東欧・中央アジア			クロアチア、ジョージア、リトアニア、ロシア、ウクライナ	アルバニア、ポスニアヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、マルタ、モンテネグロ、ルーマニア
中南米カリブ海			アルゼンチン、コスタリカ、エクアドル、ガイアナ、ニカラグア、パナマ、スリナム	バルバドス、ベリーズ、ブラジル、コロンビア、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ペルー、トリニダードトバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
中東・北アフリカ			クウェート、レバノン、オマーン、サウジアラビア、UAE、イエメン	アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、モロッコ、カタール、スーダン、シリア、チュニジア
サブ・サハラ・アフリカ		ガンビア、南アフリカ共和国	マダガスカル、タンザニア	アンゴラ、ベニン、カメルーン、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ジブチ、ガボン、ガーナ、ギニア、ケニア、リベリア、モーリタリア、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ
注) 用いられている指標				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護されている生物多様性重要海域 (%) (情報源 : パードライフインターナショナル他 (2017)) ・ 海洋健全度指数 - 生物多様性 (0-100) (情報源 : Ocean Health Index 2016) ・ 海洋健全度指数 - きれいな水 (0-100) (情報源 : Ocean Health Index 2016) ・ 海洋健全度指数 - 漁業 (0-100) (情報源 : Ocean Health Index 2016) ・ 乱獲又は枯渇している漁業資源 (%) (情報源 : Hsu et al. (2016)) 				

これをみると、開発途上国のみならず先進国（OECD 諸国）においても同報告書の定める指標に完全に適合している（緑色）の国はなく、80 を超える国が重大な課題がある（赤色）とカテゴリズされている。総合成績（17 の SDGs 全体）における最上位層であるスウェーデン（100 点満点中 85.6 点、第 1 位）、フィンランド（84.0 点、第 3 位）、ノルウェー（83.9 点、第 4 位）など北欧諸国においても、SDG14 の達成度が「緑色」にならないのは、海洋汚染や漁業に関する指標の閾値を満たしていないことが要因である。日本も含む多くの先進国において、漁業・漁業資源に関する指標の評価の低さが、SDG14 に係る達成度の低さにつながっている（ただし、5 つ目の指標である乱獲又は枯渇している漁業資源の割合については、情報源となるデータが 2010 年時点のものであり、最新データではない）。

他方、途上国においては、5 つの指標すべての達成度が低い傾向にあるが、太平洋小島嶼国などデータ不足によって達成度が測れない国も多いことに留意が必要である。SDG14 実施支援において、データ整備・集積のための能力開発も今後重要になると考えられる。

SDG14 に係る指標ごとの評価は以下の表 7 のとおり。

表 7：SDG14 の指標とその達成状況

SDG イデックス&ダッシュボード報告書 2017 年度版をもとに筆者作成

	国数	平均	標準偏差	最小	最大	日本
保護されている生物多様性重要海域 (%)	134	43	31.4	0	100	75.5
海洋健全度指数 - 生物多様性 (0-100)	147	89	5.8	74.4	98.1	91.5
海洋健全度指数 - きれいな水 (0-100)	147	57.4	13.7	24.4	94.3	51.4
海洋健全度指数 - 漁業 (0-100)	147	47.7	18	16.6	96.1	52.8
乱獲又は枯渇している漁業資源 (%)	112	32.1	25.4	0	95	68.3
SDG14						59.0
総合						80.2 (11 位)

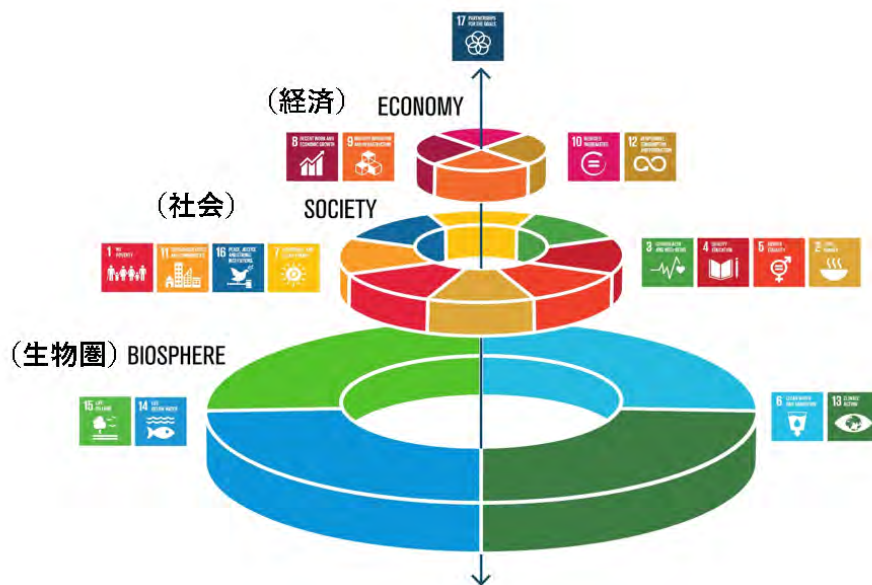
	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド	米国	カナダ	フランス
保護されている生物多様性重要海域 (%)	57.6	56.5	57.7	38.3	30	79.7
海洋健全度指数 - 生物多様性 (0-100)	94.7	92.9	95.1	85.4	94.3	91.4
海洋健全度指数 - きれいな水 (0-100)	63.5	77.6	69.5	74.6	94.3	49.1
海洋健全度指数 - 漁業 (0-100)	63.8	49.2	90.1	55.1	36.5	53.1
乱獲又は枯渇している漁業資源 (%)	-	3.8	2	51.6	40.7	20
SDG14	59.9	65.6	76.0	45.8	54.9	58.5
総合	85.6 (1 位)	83.9 (4 位)	84 (3 位)	72.4 (42 位)	78 (17 位)	80.3 (10 位)

	ドイツ	豪州	NZ	中国	韓国	フィリピン
保護されている生物多様性重要海域 (%)	86.4	68.2	71.8	18.8	26.8	58.3
海洋健全度指数 - 生物多様性 (0-100)	92.9	94.9	92.6	81.1	92.4	84.2
海洋健全度指数 - きれいな水 (0-100)	50.8	81.5	79.1	34.8	64	57.2
海洋健全度指数 - 漁業 (0-100)	44.8	57.4	37.6	38.2	40.8	44.1
乱獲又は枯渇している漁業資源 (%)	66	62.1	68.2	14.9	20.4	8.6
SDG14	49.3	59.9	51.8	31.1	49.7	50.7
総合	81.7 (6位)	75.9 (26位)	77.6 (20位)	67.1 (71位)	75.5 (31位)	64.3 (93位)

4. まとめ

海洋は地球の表面の3分の2を占め、地球上の水分の97%を含み、地球上でもっとも豊かな生物多様性の貯蔵庫である。また、海洋は気候システムの欠くべからざる一部分を構成し、温室効果ガスの最大の吸収源でもある。ここで強調するまでもなく、海洋の持続可能な利用と保全は、世界全体の持続可能な開発にとって不可欠である。

ストックホルム・レジリエンス・センターが公表している以下のイメージ図が、SDGsの相関関係をよく表している。この図では、SDGsをウェディングケーキに見立て、ケーキの土台となる部分にSDG14を含む環境・生物多様性に関わる目標が位置づけられ、その上に社会と経済に関わる目標がのっている。これは、17のSDGsすべてが互いに（間接的に又は直接的に）関連しており、気候変動の緩和・適応や海洋・陸域生態系の保全などの地球環境問題への対応こそが、人間社会や経済の持続可能な発展の根幹であることを表している。



図：SDGsの「ウェディングケーキ」²⁸

²⁸ Johan Rockström and Pavan Sukhdev, Stockholm Resilience Centre,

既に多くの報告書等が示すように、SDGsの根幹であるSDG14は、SDG13（気候変動）やSDG15（陸域生態系）などとともに、開発途上国のみならず先進国においても達成のための課題の多い目標である。その一方、民間セクターではSDG14への関心の低さ、すなわち、経済活動による海洋環境・資源への影響や、海洋環境・資源の悪化による社会・経済への影響の大きさへの理解不足があるとも考えられ、今後、民間セクターを含むすべての関係者へのSDG14の重要性等に係る普及啓発や、官民連携の取組の推進が急務である。

また、SDG14以外にも、海洋に関連している目標、ターゲットは多数存在する。SDG14のターゲットどうしの実施の相互作用のみならず、他の目標とシナジーにも着目した、SDGの総合的な実施こそが重要である。

第12章 主要国の海洋安全保障活動

2017年は、朝鮮民主主義人民共和国（以後、北朝鮮）による核実験の強行や度重なる弾道ミサイル発射などを起因とし、海洋安全保障問題に世界中の衆目が集まった年となった。経済制裁を含む国連決議などをはじめとし、国際世論の批判の声が高まる中、それを無視するかのように振る舞う北朝鮮に対しては、米国が空母3隻を同時に東アジア海域に展開するという異例の対応を見せた。

また、南シナ海での人工島建設と軍事拠点化を進めている中国に対しては、従前どおり、米海軍が「航行の自由作戦」を複数回実行しただけでなく、英国も新造の空母「クイーン・エリザベス」を、領有権問題などが存在する南シナ海に派遣することをほのめかした。

このように、近年では、海洋安全保障環境の変化への対処として空母が利用されるケースが散見されるようになった。これらの動向から言えることの一つは、海洋安全保障における軍事的なパワー（海軍力）の目に見える役割の大きさである。すなわち、米ソ冷戦構造が象徴的であるが、国家間の軍事的対立を基軸とし、核戦争の脅威を頂点とした海洋安全保障である。こうした海軍力と戦争をめぐる諸事象を中心概念とする海洋安全保障研究は「戦略研究」と呼ばれ、第二次世界大戦後から冷戦時代に盛んとなったが、現在では「伝統的安全保障」と呼ばれるようになった。国家外交の一つの手段として、海軍力の象徴とも言える空母が活用されることは、伝統的安全保障の考えから言えば、極めて妥当である。

その一方で、海洋安全保障が受け持つ領域は、後に述べるとおり拡大傾向にある。それが、従来の軍事的概念とは異なる「非伝統的海洋安全保障」の議論である。この非伝統的安全保障の考え方が登場したことで、従来の軍事面に重きを置く戦略研究などは伝統的安全保障として対置されることとなった。近年では、安全保障研究において、伝統的安全保障と非伝統的安全保障とを大別し、議論ないし実践する動きが一般化している。

繰り返しとなるが、伝統的安全保障とは、一国の領土的保全や政治的独立を脅かすような軍事的脅威に対し、軍事力を中心としたハードパワーを用いていかに対処するかに焦点が当てられる。それに対し、非伝統的安全保障とは、端的に言えば伝統的安全保障に含まれない非軍事的脅威に対し、政治的、経済的、社会的側面から対処する領域を指す¹。構造から言えば、非伝統的安全保障の登場によって、それまで一般的に安全保障と言われてきたものが、伝統的安全保障とカテゴリー化されている。この動きを安全保障の「拡大と深化」だと捉える考え方があるが、この「拡大と深化」の動きは海洋安全保障でも同様である。

従来の、すなわち伝統的な海洋安全保障は、スパイクマン²やマッキンダー³に代表され

¹ 福田保（2011）「第7章 アジア太平洋地域における非伝統的安全保障と地域協力」『平成22年度外務省国際問題調査研究・提言事業報告書「アジア太平洋における各種統合の長期的な展望と日本の外交」』、日本国際問題研究所, pp.137-152.

² Nicholas J. Spykman、地政学者、生年（1893年 - 1943年）

る伝統的な地政学概念に立脚した上で、ミアシャイマー⁴らのリアリズム的な戦略論の貢献によって、国家間の対立構造を解き明かすことを基本としてきた。しかし、非伝統的な海洋安全保障では、災害対応、テロ対策、海賊対処といった地政学や戦略論とはことなる視点での分析などが求められる。海洋安全保障研究において我々には、大きなパラダイムシフトが求められる時代となったといえる。

そこで本稿では、海洋安全保障を伝統的海洋安全保障と非伝統的海洋安全保障とに大別し、それぞれの分野における主要国の動向について取りまとめる。

1. 伝統的海洋安全保障分野

(1) 主要国の空母（航空母艦）保有状況

はじめに、主要国の空母の保有状況について概観しておきたい。空母は航空機を多数搭載し、海上における航空基地の役割を果たす軍艦⁵であり、第二次世界大戦において艦隊の主力艦として攻撃力の中軸を担った。その後、遠距離から目的地を高精度で攻撃可能なミサイルや、秘匿性に優れ、かつ強力な魚雷などを発射できる潜水艦の開発が進んだことで、航空機を敵地近くまで運ぶことを主任務とする空母の存在意義が問われたこともあった。しかし、実際の海洋での戦闘には依然として戦闘機に代表される各種航空兵力が必須であり、海洋のどこにでも進出できる機動性や、通常戦や核戦争から平時におけるプレゼンスに至る様々な場面に対処できる柔軟性を有している⁶ことから、空母は依然として海軍力の中心的存在の地位を保持していると言えよう。

とは言え、空母の保有（建造・運用）には多額のコストがかかる。例えば、2017年7月22日に就役した米海軍の最新型空母「ジェラルド・R・フォード」の建造費は、130億米ドルだとされる⁷。世界一の経済規模と、年間6,112億ドル（2016年）の国防費を支出する米国ですら、議会予算局から、同級空母の建造を2番艦で中止することで、178億ドルが節約できると指摘される⁸ほどである。したがって、今後、空母を一定数保有できるのは、各国の経済規模を勘案すれば、米国と中国、そして日本ということになる。

³ Sir Halford John Mackinder、政治学者、生年（1861年 - 1947年）

⁴ John J. Mearsheimer、政治学者、生年（1947年 - ）

⁵ 防衛学会（1980）『国防用語辞典』、朝雲新聞社、p.80.

⁶ 同上

⁷ 「特別レポート：トランプ大統領が誇る米空母戦略の『落とし穴』」、ロイター通信、2017年3月15日

<https://jp.reuters.com/article/usa-trump-carriers-idJPKBN16M0IA>

⁸ 「海外艦艇ニュース 米議会予算局による国防費削減案」、『世界の艦船』、2014年3月号

表1： 主要国の空母保有状況

国名	種類（推進力・規模）	活動隻数
米国	ニミッツ級 (原子力・満載排水量 95,413 t - 102,000 t) ジェラルド・R・フォード級 (原子力・満載排水量 101,600 t)	10隻 1隻 (1隻建造中)
ロシア	アドミラル・クズネツォフ級 (非原子力・満載排水量 59,100 t)	1隻
英国	クイーン・エリザベス級 (非原子力・満載排水量 65,000 t)	1隻 (1隻建造中)
フランス	シャルル・ド・ゴール級 (原子力・満載排水量 40,600 t)	1隻
中国	001型 (遼寧) (非原子力・満載排水量 67,500 t)	1隻 (数隻建造中)
日本 (参考)	ひゅうが型護衛艦 (非原子力・満載排水量 19,000 t) いずも型護衛艦 (非原子力・満載排水量 26,000 t)	各2隻

出典：筆者作成

この表を見ても明らかなおおり、伝統的安全保障の中核の一つとなる空母戦力は、米国一強の状況である。では、なぜ米国は多額の建造・運用コストをかけてまで空母を保有しているのか。その最大の目的は制海権の獲得と保持にある。したがって、空母の任務は、①経済航路・軍事航路の防護、②海兵水陸両用部隊の防護、③国家的関心地域におけるプレゼンスの構築の3点に集約されるよう⁹。

この点について、米海軍将官は、空母および空母を中心に構成される艦隊を空母打撃群と呼び、その具体的な存在意義について次の4点を指摘¹⁰し、空母保有の必要性を主張している。

- ①今日、米国の安全保障環境は、今まで以上に、空母打撃群を求めている。空母打撃群は、多様な脅威や自然災害にまで迅速に対応し、国家指導者にオプションやプ

⁹ 河津幸英 (2007) 『図説 21 世紀のアメリカ海軍 新型空母と海上基地』 三修社 p.196.

¹⁰ Admiral's View: The Case for Aircraft Carriers and Air Wings, *Military.com*, 11 Aug 2015
<https://www.military.com/dodbuzz/2015/08/11/admirals-view-the-case-for-aircraft-carriers-and-air-wings>

レゼンスやアクセスを提供している。

- ②脅威度が高いエリアに置いても、空母打撃群はその戦力構成や機動性を生かして生存性を高め、また、その航空戦力の総合力は、高い兵力投射力により世界中で平和や安定の鍵としての機能を果たしている。
- ③空母打撃群は、空母と搭載航空戦力、ミサイル巡洋艦、ミサイル駆逐艦、補給艦等で構成され、その組織的総合力を持って世界の共通財産である航行の自由の理念を確保している。
- ④従って、空母打撃群が現在提供している外交や経済を支える機能を、すぐさま代替出来る物はない。アクセスが限られ、外交ルートでは対応に時間が必要な事象に対し、敵対者の意図を拒否し、行動の自由を確保し、同盟国や友好国の航行を確保することも、空母打撃群の役割である。

これら指摘される空母の任務や存在意義の源泉は、多数の戦闘機などを艦載した空母を物理的に機動させ、関係国ないし関係海域の眼前に示すという海軍力である。したがって、空母は、その存在自体が海軍力の象徴であり、伝統的安全保障の象徴でもあると言えよう。

(2) 伝統的安全保障における空母活用状況

冒頭で触れたように、2017年は伝統的安全保障の諸問題に対し、空母がその対応策として活用されることが目立った年であった。

一つは、世界一の空母戦力を有する米海軍所属空母の動向である。2017年10月25日、米海軍当局は、原子力空母「ニミッツ」の艦隊が、神奈川県横須賀市を拠点とする第7艦隊の管轄海域のインド洋に入ったことを明らかにした。同艦隊は、米本土ワシントン州のキトサップ海軍基地を母港にしているが、今回は駆逐艦などとともに中東海域で「イスラム国（IS）」の掃討作戦を終えた後、インド洋に移動した。この時、インド洋には既に、同じく原子力空母の「ロナルド・レーガン」と「セオドア・ルーズベルト」が展開しており、米海軍が保有する空母11隻のうち3隻が、第7艦隊が管轄する西太平洋・インド洋海域に集結することになった。

この空母の動向は、北朝鮮が度重なる国際世論からの非難や警告にも関わらず、2017年8月にミサイル発射を、同年9月3日には6回目とされる核実験に踏み切った事に対し、米国のトランプ大統領が目に見える形での軍事的圧力を北朝鮮に加える目的で実施したものである。「軍事的脅威に対し、軍事力を中心としたハードパワーを用いていかに対処するか」という伝統的安全保障の定義に合致するものである。

2017年の伝統的安全保障の象徴として、英国の動向が挙げられる。英国では、2010年2月にクイーン・エリザベス級空母の1番艦である「クイーン・エリザベス」を起工し、建造が開始されていた。設計時に艦載機として予定されたF-35Bの開発・製造の遅れや英国

国家予算の逼迫などの諸事情により、様々な計画変更が持ち上がったものの、結果として、試験航行を終えた後の2017年12月7日に正式に就役した。

それに先立つ7月27日、豪州シドニーで開催された英豪外務・防衛閣僚協議に参加したマイケル・ファロン英国防相は、南シナ海における「航行の自由作戦」の実行の意志を発表した。同国防相は、協議後の記者会見において「2隻の巨大空母を建造し、アジア太平洋地域に派遣。航行の自由作戦を実行する」と今後の計画を述べ、「クイーン・エリザベス」と、2011年に起工し現在建造中の2番艦「プリンス・オブ・ウェールズ」の2隻を、近い将来南シナ海に派遣し、航行の自由作戦に投入することを明らかにした。この英国の空母の活用方針は、米国対北朝鮮のような明確な軍事的脅威を前提としたものではない。しかし、相手国に対して何らかの軍事的ないし外交的圧力を加える目的で空母を利用するという点では同じである。

2016年7月にオランダ・ハーグの常設仲裁裁判所が、中国が主張する九段線¹¹とその囲まれた海域に対する歴史的権利について、「国際法上の法的根拠がない」とする判断を下して以降も、中国はスカボロー礁など南シナ海の複数の岩礁の拠点化を継続している。既に米国は、南シナ海にイージス艦などの軍艦を派遣し、それら岩礁近くの海域を航行することで、国際法に基づかない過剰な海洋権益の主張を牽制する目的で、いわゆる航行の自由作戦を実施している。英国が、米国の考えや行動に同調し、中国の南シナ海での海洋権益主張に対して国家的対処の必要性から空母の派遣を検討していることは、伝統的安全保障における海軍力の活用を意味する。

一方で、南シナ海問題の最大の当事国である中国も、2017年に空母「遼寧」を南シナ海問題などへの対処策の一つとして活用している。「遼寧」は、旧ソ連で設計されたアドミラル・クズネツォフ級航空母艦「ヴァリヤーク」の未完成の艦体をウクライナから入手し、その後、独力で空母として完成させたものである。同艦は、2011年8月3日に完成式典が大々的に行われ、同月10日は試験航行を行うため出航した¹²。その後、同艦は試験航行を繰り返し、2012年9月25日には人民解放軍海軍への引渡式が執り行われた。

そして2017年1月12日、「遼寧」は、南シナ海で訓練を終え母港である大連に戻る途中、台湾海峡を北進し通過した。これにより、同艦は長期にわたる航行で台湾を一周したことになるが、これは、同時期に米国経由で外交関係のある中米4カ国を訪問中の蔡英文・台湾総統に対する圧力だとされる¹³。中国も、米国や英国と同様に、海軍力の象徴である空母を関係国への圧力として利用している。

¹¹ 九段線とは1953年から中華人民共和国が地図上の南シナ海部分に引いている9本の破線であり、同国は同破線で囲まれた全域にわたる権利主張を行っている。なお、同国の発行するパスポートの査証欄にも、2012年5月15日から九段線が印刷されている。

¹² 「中国初の空母ワリヤークが大連港出港 試験航行を開始」、asahi.com(朝日新聞社)、2011年8月10日

<http://www.asahi.com/international/update/0810/TKY201108100104.html>

¹³ 「中国空母『遼寧』台湾海峡を通過」、毎日新聞、2017年1月12日

<https://mainichi.jp/articles/20170112/k00/00e/030/180000c>

空母「遼寧」の通過したとみられるルート



出典：時事通信¹⁴

最後に日本の状況について取り上げる。日本（海上自衛隊）は、先程提示した「航空機を多数搭載し、海上における航空基地の役割を果たす軍艦」という空母の定義を満たす艦船は保有していない。ただし、複数の回転翼機（ヘリコプター）などを同時に運用可能な全通飛行甲板を有する「ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）」を、ひゅうが型 2 隻、いずも型 2 隻の合計 4 隻を運用中である。両型艦の船体の大きさが、従来のいわゆる軽空母を上回ることから空母の一種として誤解される場合もあるが、現時点では対潜回転翼機や大規模災害発生時の救援などを中心に運用されており、空母が本質的に持つ海軍力の顕示性は有さない。

ただし、2017 年 12 月 25 日には、共同通信が、防衛省が将来的にいずも型護衛艦にステルス戦闘機 F-35B の導入を検討している旨を報じた¹⁵。この計画が本格化、ないし、実現した場合、上述したような空母の機能などを勘案すると、海上自衛隊の部隊運用のみならず我が国の伝統的海洋安全保障に多大な影響が生じることが予想される。

2. 非伝統的海洋安全保障分野

冒頭で述べたように、現在の海洋安全保障は、相手国に海軍力を顕示する伝統的海洋安全保障だけでなく、災害、疾病、テロ、海賊といった非軍事的な脅威に対応する非伝統的

¹⁴ 「【図解・国際】空母「遼寧」の通過したとみられるルート（2017 年 1 月）」、jiji.com（時事通信）、2017 年 1 月 12 日

https://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_int_china20170112j-03-w420

¹⁵ 「『空母』運用機を本格検討」、共同通信、2017 年 12 月 25 日

海洋安全保障からも成り立っている。ここでは、後者の非伝統的安全保障について取り上げる。改めて定義すれば、非伝統的的海洋安全保障とは、海洋に関する非軍事的脅威に対し、政治的、経済的、社会的側面から対処すること、である。艦船技術の向上や海軍が有する可能性の向上と多様化もあり、非伝統的的海洋安全保障に関する海軍の活動も多岐にわたるようになってきた¹⁶。ここでは、主要国の病院船活動と海賊対処活動に絞って検証していきたい。

(1) 主要国の病院船保有状況

まずは、先程の空母の時と同様に、主要国の病院船（hospital ship）の保有状況について確認する。病院船の定義は、ジュネーブ条約によって定められている¹⁷。すなわち、疾病者や難船者に援助を与え、治療と輸送を唯一の目的として国が建造・整備した船舶である。また、病院船の外観についても、すべての外面の白色塗装と視認性の高い赤十字マークの表示、攻撃用兵器の非搭載などが定められている。これら規定を遵守し、使用前に紛争当事国に詳細を通告した非武装の病院船に対しては、攻撃や拿捕を行ってはならず、これに違反する行為は戦争犯罪行為となる¹⁸。

主要国の病院船の保有状況を取りまとめたものが下表である。各国とも、特定の艦船に疾病者への治療機能などを持たせた広義の病院船を保有しているが、フランスと日本は、上述したような外観の規定まで従った純粋な病院船、すなわち狭義の病院船は保有していない。

表 2： 病院船保有状況

国名	種類（規模）	隻数
米国	マーシー型病院船（病床数・1,000） （Mercy class hospital ship）	2隻
ロシア	オビ型病院船（病床数・100） （Г о с п и т а л ь н о е С у д н о п р . 3 2 0 А）	3隻
英国	アーガス型傷病兵収容艦（病床数・100） （Primary Casualty Receiving Ship）	1隻

¹⁶ 例えば『平成 29 年版防衛白書』では、①国際テロリズム対応、②海賊対処支援、③大規模災害への対応、④感染症への対処能力の向上、⑤地域コミュニティとの連携、などが取り上げられている。

¹⁷ 「昭和 10 年 3 月 8 日付官報」

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958931/1>

¹⁸ 三戸恵一郎・内田剛史・渡辺千之（2012）「わが国の病院船とその構想」『東亜大学紀要』、第 15 号、pp.1-12.

フランス	純粋な病院船は保有していない (揚陸艦に医療機能を持たせている)	
中国	920 (南康) 型病院船 (病床数・300) (一般的には「和平方舟 (Peace Ark)」と呼称)	2隻
日本	純粋な病院船は保有していない。 (複数の護衛艦などに高度な医療機能を配備)	

出典：筆者作成

病院船の保有状況に差が見られるのは、①病院船要員の確保、②体制整備、③医療行為に対する制約など、といった事情が関係していると考えられる。

例えば、世界最大の病院船である米国のマーシー型病院船は、医療設備として、1,000床のベッドと12室の手術室を持つ。通常は、航行に必要な最低限の要員のみで運用可能であるが、有事の際や災害対応の際の出動時には、1,000人を超える軍と民間の医療スタッフを乗せ、出港することになり、要員確保と動員体制の整備が必要となる。しかも、病院船の活動は自国沿岸部に限定されたものではなく、場合によっては遠洋での活動も想定され、1,000人を超える医療スタッフを長期間にわたり派遣することは、国内の医療体制などに大きな影響を及ぼすことになる。

さらに、病院船に陸上の病院と同等の機能を持たせ運用するには、法的な制限もある。例えば、日本では医療法などの規定により病室を窓の設置できない地階などに設けることは出来ない。しかし、病院船の場合、その船舶構造上、すべての病室に窓を設置できることは限らない。こうした現行法との調整も、特に狭義の病院船の保有には必要である。

(2)各国の病院船の活動状況

現時点で、多数の負傷者が海上で発生するような大規模な戦争・紛争は発生していない。そのため、現在、各国の病院船の活動は、医療機能を有した「軍艦」というその本来的任務から離れ、非伝統的海洋安全保障に関する活動に主軸をおいている。このことから、病院船の活動範囲はグローバル化しており、必要に応じ世界中に派遣されている。

特に、2007年から開始され、米国が主導するパシフィック・パートナーシップ (Pacific Partnership) は、米海軍を主体とする艦船が環太平洋地域の各国を訪問し、医療活動や文化交流などを行い、その際に各国政府、軍、国際機関、NGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図るものである。米国は、同活動の目的を3点挙げている。すなわち、①活動を多国間での災害対応訓練とみなし、米軍が将来発生しうる環太平洋地域での災害対応能力の評価を行う、②米軍が活動国の災害対応能力に見合う、そしてそれを高める活動を提供し、活動国のケイパビリティ向上を図る、③活動を通じ、

米国と活動国とのパートナーシップを強化する、である¹⁹。日本の自衛隊もパシフィック・パートナーシップに参加しており、こうした多国間枠組みの活動が実施される点が、非伝統的海洋安全保障の特徴だと言える。なお下表は、主要国の病院船の近年の活動状況を取りまとめたものである。

表 3 : 主要国の病院船の活動状況

	日時		活動国
米国	20-Jan-2010	USNS Comfort Begins Work in Haiti, Prepares To Expand Medical Capability	ハイチ
	2-May-2010	Pacific Partnership 2010	ベトナム カンボジア インドネシア 東ティモール
	13-Apr-2011	Navy Hospital Ship Arrives in Jamaica	ジャマイカ
	4-May-2012	Pacific Partnership 2012	インドネシア フィリピン ベトナム カンボジア
	13-Nov-2013	Harris Activates Hospital Ship to Support Philippines	フィリピン
	15-Jul-2014	USNS Mercy Nursing Staff Visit Medical Simulation Center at University of Hawaii	米国（ハワイ）
	31-Mar-2015	USNS Comfort Deploys In Support of Continuing Promise 2015	ラテンアメリカ諸国 カリブ海諸国
	9-Jun-2015	Pacific Partnership 2015	フィジー パプアニューギニア フィリピン ベトナム
	8-Jun-2016	Pacific Partnership 2016	フィリピン ベトナム マレーシア インドネシア

¹⁹ 木場紗綾・安富淳（2016）「防衛省・自衛隊による能力構築支援の課題：『パシフィック・パートナーシップ』における米軍の景観から学ぶ」、『国際協力論集』、24（1）、pp.103-123.

	15-May-2017	Pacific Partnership 2017 Partners with Project HOPE	スリランカ マレーシア ベトナム
	7-Oct-2017	USNS Comfort Holds Medical Summit in San Juan	プエルトリコ
	10-Oct-2017	Puerto Rican Resident Experiences Life at Sea on Comfort	プエルトリコ
	14-Oct-2017	Seabees Complete Mission aboard Comfort	ラテンアメリカ諸国 カリブ海諸国
	29-Nov-2017	US Navy Doctors Bring Medical Care to Amazon	ブラジル
ロシア	6-Jun-2017	Irtysk hospital ship of the Pacific Ocean Fleet came back to Vladivostok	地中海
英国	11-Jul-2014	RFA Argus at work in Sierra Leone	シエラレオネ
中国	22-Oct-2011	Chinese Hospital Ship "Peace Ark" Sets Sail for Indian Ocean, Gulf of Aden, Africa to Provide Medical Assistance, Exchange	インド洋 アデン湾 アフリカ
	16-Sep-2011	PLAN Hospital Ship "Peace Ark" ("和平方舟"号医院船) Embarks on 3-Month Navy Medical Service Mission in Caribbean	カリブ海諸国
	22-Oct-2011	Chinese Navy Hospital Ship Visits Cuba, Caribbean	キューバ カリブ海諸国
	26-Nov-2013	Yolanda' victims get treatment aboard China's 'Peace Ark'	フィリピン
	14-Aug-2014	"Peace Ark" hospital ship arrives in Tonga for visit and medical services	トンガ
	24-Aug-2014	China assists Fiji in fight against dengue outbreak	フィジー
	25-Aug-2014	China's Peace Ark hospital ship delegation visits Fijian government agencies	フィジー

	2-Sep-2014	PLA Navy hospital ship arrives in Vanuatu	バヌアツ
	17-Sep-2014	Chinese naval servicepersons visit primary school in Papua New Guinea	パプアニューギニア
	12-Oct-2015	Hospital ship Peace Ark wraps up visit to Australia	オーストラリア
	22-Oct-2015	Chinese naval hospital ship pays maiden visit to French Polynesia	仏領ポリネシア
	28-Nov-2015	China's naval hospital ship arrives in Barbados for service, visit	バルバドス
	7-Dec-2015	Chinese naval hospital ship pays first visit to Grenada	グレナダ
	21-Dec-2015	China's naval hospital ship arrives in Peru for medical service	ペルー
	28-Aug-2017	Chinese naval hospital ship Peace Ark provides free medical services in Djibouti	ジブチ
	20-Sep-2017	Chinese naval hospital ship Peace Ark to offer free medical services in Sierra Leone	シエラレオネ
	18-Oct-2017	Chinese naval hospital ship wraps up visit to Republic of Congo	コンゴ
	27-Oct-2017	China's naval hospital ship assists 6,000 people in Angola	アンゴラ
	15-Nov-2017	China's Peace Ark concludes humanitarian mission in Mozambique, wins wide acclaim	モザンビーク
	27-Nov-2017	Chinese naval hospital ship Peace Ark concludes humanitarian mission in Tanzania	タンザニア
日本	15-Jul-2010	パシフィック・パートナーシップ 2010	ベトナム カンボジア
	11-Mar-2011	東日本大震災	日本
	11-Mar-2011	東日本大震災における日米共同作戦	日本

	14-Jul-2011	パシフィック・パートナーシップ 2011	東ティモール ミクロネシア
	24-Jul-2012	パシフィック・パートナーシップ 2012	フィリピン ベトナム
	5-Jul-2013	パシフィック・パートナーシップ 2013	トンガ パプアニューギニア
	26-Nov-2013	フィリピン国際緊急援助活動	フィリピン
	15-Jul-2014	パシフィック・パートナーシップ 2014	ベトナム カンボジア フィリピン
	14-Aug-2015	パシフィック・パートナーシップ 2015	フィジー パプアニューギニア フィリピン
	24-Aug-2016	パシフィック・パートナーシップ 2016	東ティモール ベトナム パラオ インドネシア
	5-May-2017	パシフィック・パートナーシップ 2017	スリランカ マレーシア ベトナム
	1-Sep-2017	「防災の日」首都直下地震を想定し合同訓練	日本

出典：筆者作成

(3)海賊対処活動

病院船活動と並び非伝統的海洋安全保障において中心的な活動であるのが、海賊対処活動である。そもそも海賊問題は、古代から中世を経た長い歴史があり、世界の海運の歴史とともに常に存在してきた。

しかし、19 世紀中期以降、各国が制海権を確立すると、規模の小さいものを除き、海賊はほとんど消滅し、さらに 20 世紀に入り国際的物流を担う海運の役割が大きくなると、船舶の安全な運航のための国際法律の整備も進み、海賊問題は沈静化したかに見えた。

ところが、20 世紀末の 1990 年に入ると、マラッカ海峡に代表される主に東アジア海域で海賊行為が多発するようになり、世界の海運で大きな問題となった。これに対し、世界各国が同海域の海賊対処活動に力を入れたため、海賊行為の発生件数は減少した。ところが、対策が徹底されている東アジア海域に比べ体制が手薄なソマリア沖・アデン湾などを含むアフリカ近海で、2010 年前後より海賊件数が増大することとなった。この非伝統的

海洋安全保障の脅威に対して、国連安全保障理事会は 2008 年以降、毎年決議を行い、海賊抑止のための協力の呼びかけを行っている。

そこで各国は、2009 年に「ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）」を設立し、海軍艦船をソマリア沖・アデン湾海域に派遣して、合同で海賊対処活動を実施することとなった。それた努力により、同海域での海賊行為は、概ね沈静化しつつある。

表 4： ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
海賊等事案発生件数	111 件	218 件	219 件	237 件	75 件	15 件	11 件	0 件	2 件	9 件
乗っ取られた船舶数	42 隻	47 隻	49 隻	28 隻	14 隻	2 隻	0 隻	0 隻	0 隻	3 隻
拘束された乗員数	815 名	867 名	1,016 名	470 名	250 名	34 名	0 名	0 名	0 名	39 名

出典：国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）公表資料などをもとに筆者作成

上述したように海賊問題の歴史は古いが、ここでは、ソマリア沖・アデン湾、そして近年海賊行為が増加傾向にあるギニア湾近海における主要国の海賊対処活動を取り上げる。

近年、海賊問題は、その凶暴化などもあり、より強力な火器を所有・使用できる海軍が対処することが主流である。また、海賊行為が発生する海域は、世界経済を支える海上輸送にとって重要な場所であることから、多くの国々の海軍が海賊対処活動に従事している。

特に、ソマリア沖海域が日本の石油輸入ルートにあたることから、日本政府も海賊対策活動に積極的に参画している。2011 年 6 月からは、派遣部隊を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ国際空港北西地区に活動拠点を整備し、運用を開始している。

表 5： 主要国の海賊対処活動の状況

	日時		活動海域
米国	8-Jan-2009	New Counter-Piracy Task Force Established	ソマリア沖・アデン湾
	15-Jan-2009	Deterring Piracy at Sea	
	17-Jan-2009	Coalition Forces Work to Deter Piracy in Gulf of Aden	
	21-Jan-2009	Navy, Coast Guard Boarding Teams Train Together to Combat Piracy	

	3-Mar-2009	Suspected Pirates Medical Care a Priority While in U.S. Custody	
	2-Apr-2010	Combined Maritime Forces Flagship Intercepts Somali Pirates	
	22-Jan-2012	USS Halsey Gives Aid to Yemeni Dhow	
	27-Mar-2013	CTF-151, Indonesian Navy Conduct First Joint Exercise at Sea	
	23-May-13	CTF 151, Yemeni Navy Cooperate in Counter piracy operations	
	25-Aug-2013	US, China Conduct Counter Piracy Exercise	
	25-Oct-2013	Africa Command Helps Partners Promote Maritime Security	
	19-Sep-2014	SECNAV Hosts Gulf of Guinea Maritime Security Dialogue	
	17-Mar-2016	Multi-National Maritime Security Cooperation for Africa	
	17-Mar-2016	Dakar Launches "Obangame / Saharan Express 2016", a Multinational Maritime Exercise	ギニア湾
	17-Mar-2017	Cote d'Ivoire set to host the 2017 Obangame Express Maritime Security Exercise	
	23-Mar-2017	US Military, Navy, Others to Conduct Operations in Nigerian Waters, Gulf of Guinea	
ロシア	28-May-2017	Russian oceanographic research vessel Admiral Vladimirov is escorting the sailing ship Nadezhda in the Gulf of Aden	ソマリア沖・アデン湾
	1-Sep-2017	Russian destroyer Vice-Admiral Kulakov escorting Chinese tanker through Gulf of Aden	

	9-Nov-2017	Vice-Admiral Kulakov ASW ship escorted convoy through Gulf of Aden	
	22-Nov-2017	Corvette Soobrazitelny, Baltic Fleet, perform some training missions in piracy affected areas in Gulf of Aden	
英国	23-Sep-2013	Counter Piracy Task Forces meet to combat Somalia pirates	ソマリア沖・アデン湾
	18-Nov-2014	British and US navies carry out counter piracy training	
	12-Dec-2017	G7, Gulf of Guinea Nations Join Forces Against Maritime Crimes	ギニア湾
中国	21-Mar-2014	PLAN escort taskforce holds anti-piracy tactics consultation with EU CTF-465	ソマリア沖・アデン湾
	23-Sep-2014	First China-Iran joint military exercise attracts attention	
	11-Dec-2014	Chinese, US taskforces to conduct joint anti-piracy drill in Gulf of Aden	
	15-May-2015	Navy destroyer escorts eight Chinese ocean fishing vessels	
	30-Nov-2015	Chinese, Danish naval ships hold joint exercise in Gulf of Aden	
	3-May-2016	Navy and ASEAN take part in drill	
	31-Aug-2016	EU and Chinese naval escort taskforces meet at Sea in the Gulf of Aden	
	27-Apr-2017	China to continue escort mission against pirate threats	

日本	14-Mar-2009	海上警備行動の発令を受け、麻生太郎内閣総理大臣の訓示のち、第4護衛隊群第8護衛隊所属の護衛艦2隻（さみだれ、さざなみ）、人員約400名が出発。	ソマリア沖・アデン湾
	2009-2017	第2次から第29次の派遣海賊対処水上部隊が派遣される。	

出典：筆者作成

このように、現在、非伝統的海洋安全保障は、病院船活動や海賊対処活動に顕著なように、各国家が単独で取り組むのではなく、複数の国家が協働して取り組むことが主流となっている。

特に、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動では、多国籍部隊（米国、カナダ、デンマーク、フランス、オランダ、パキスタン、イギリス、オーストラリア、日本などが参加）である第151合同任務部隊（Combined Task Force 151：CTF-151）が組織されているが、同部隊司令官には、これまで2015年と2017年の2回、日本の海上自衛官が任命されている。自衛官が訓練以外で実際の多国籍部隊の司令官に着任したことはこの2回以外になく、同海域での海賊対処活動は、日本にとって最大の非伝統的海洋安全保障への貢献であると同時に、部隊運用上の大きな責任を伴う重要な活動でもある。

今後も海洋安全保障の非伝統的な領域は継続ないし拡大していくことが見込まれ、各国にとって、それへの対応は大きな課題となる。伝統的と非伝統的の両輪をいかにスムーズに回していくのが、海洋安全保障の喫緊の課題である。

第2部

国際社会における海洋問題への対応

第1章 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) 準備委員会

1. BBNJ 準備委員会第3回会合 (BBNJ PrepCom3) への参加

2017年3月27日から4月7日の日程で、ニューヨークの国連本部において「国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) 準備委員会」の第3回会合が開催された。

笹川平和財団海洋政策研究所は、国連の協議資格を持つ NGO として、第1回会合 (2016年3月28日-4月8日)、および第2回会合 (2016年8月26日-9月9日) に参加し、サイドイベントや議場での発言等を通じて、既存の枠組み機関における活動実績等のインプット、および国際的議論動向の把握を行い、議論の成果について国内向けの発信を行ってきた。

第3回会合においては、国際的議論の動向を把握するため、引き続き BBNJ 準備委員会へオブザーバー参加を行ったほか、第2回会合において IUCN と共催したサイドイベントの成果をまとめたブローチャーの配布を行い、既存の枠組み等における議論の成果について発信を行った。

(1) 会議概要

場所：国際連合本部 (ニューヨーク、アメリカ合衆国)

日程：2017年3月27日から4月7日

第3回会合では、議長が Eden Charles 氏 (トリニダード・トバゴ) から Carlos Sobral Duarte 氏 (ブラジル) に交替した。

会議進行は前回までと同様、議長自らが議論や論点を整理する全体会議 (Plenary) と、各テーマについてそれぞれのファシリテーターが議論をリードする非公式作業部会 (Informal Working Group) によって行われた。非公式会合の各ファシリテーターは、以下のとおり。

Janine Coye-Felson (ベリーズ) : 海洋遺伝資源 (MGRs)、

Alice Revell (ニュージーランド) : 区域型管理ツール (海洋保護区を含む) (ABMTs)

René Lefeber (オランダ) : 環境影響評価 (EIAs)

Rena Lee (シンガポール) : 能力構築および技術移転 (CB&TT)

Duarte 議長: 分野横断的事項 (cross-cutting issues)

(2) 議論動向

全体的な議論の動向としては、議論の素材となる文書が豊富に用意されたことで、論点が可視化されたほか、既存の取組について具体的な言及がなされた回であった。また、クリアリングハウスの機能に注目が集まり、その機能についての見解がまとまった。

議論の素材となる文書について、議長ノンペーパー (Chair's non-paper) や、第2回会合後に公表された議論のまとめ (Chair's overview) および議長の論点表 (Chair's indicative

suggestions) については各国からの評判がよく、各テーマの論点の所在やその種類などが可視化され、議論の基礎となった。これら議長による文書が議論の進展に大きく寄与したことから、以降の国連における条約作成の主流となる可能性がある。

各非公式会合の論点は、おおむね以下のとおり。

①海洋遺伝資源 (MGRs) : 定義、アクセス、利益配分、適用原則、知的財産権、クリアリングハウスメカニズム

②区域型管理ツール (海洋保護区を含む) (ABMTs) : 目的、原則&アプローチ、提案・監視や評価、協議プロセス、遵守確保のシステム、3段階アプローチ

③環境影響評価 (EIAs) : 地理的範囲、トリガー[あるいは threshold]、コスト、クリアリングハウスメカニズム

④能力構築および技術移転 : 射程、様式、クリアリングハウスメカニズム、資金、監視や評価プロセス

⑤分野横断的事項 : 射程[地理的範囲]、制度的取り決め[3段階アプローチ]、評価、監視、遵守、責任、紛争解決

(3) 第2回会合からの議論の進展

①全体的な議論の具体化、具体的な機関や前例への言及

各国の代表のステートメントにおいて、ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC-UNESCO) における技術移転ガイドラインや能力構築ストラテジー2015、海洋バイオグラフィック情報システム (OBIS)、また、FAO の地域リーダーフェローシップ、当財団における笹川フェローシップの存在が言及されるなど、具体的な既存の取組みについての言及が増加した。

②国連機関や RFMOs との連携強化

各国からステートメントにて、IOC-UNESCO に対して次回準備委員会までに報告書の提出が請われるなど、一定の活動を行っている機関と参加国代表の連携が見られた。他の国連機関や RFMOs が各団体と共催するサイドイベントにも、主催者/参加者双方に、各国の政府代表団が積極的に参加していた。

③制度設計の論点の深化

特に ABMTs のテーマにおける制度設計の問題として、従来は水平的/垂直的アプローチという2段階の分類が、今回はグローバル/ハイブリッド/地域的モデル (あるいはアプローチ) という3段階の分類へと進んだ。「ハイブリッド」モデルは従来の2段階分類の双方の妥協点として位置づけることが可能であり、具体的には意思決定機関・諮問機関や実施措置機関をグローバル~地域へ段階的に配分しながら制度設計を行う。だが、具体的なハイブリ

ッドモデルに対する意見の収斂はみられなかった。

④クリアリングハウスへの意見の収斂

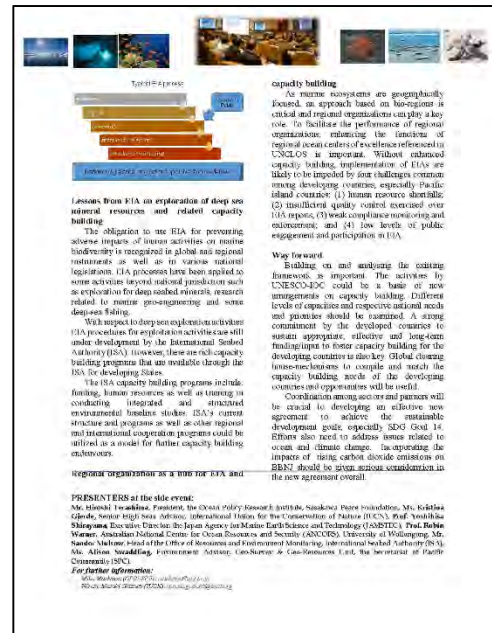
全ての論点でクリアリングハウスメカニズムの必要性が強調された。

例えば MGRs のセッションでは、取得したサンプルの情報、分析結果、遺伝情報、特許の取得状況、遺伝情報のトレース等のために必要な手段と主張された。ABMTs のセッションでは、各国が実施した ABMTs 措置情報、ABMTs 措置の進行状況や評価・レビュー、根拠となる科学的知見の共有のために必要な手段として主張されていた。EIAs のセッションでは、各国の行った EIAs の結果・評価等の公表、EIAs の最善実行の共有、科学的知見の共有等のために必要な措置であるとされ、能力開発および技術移転のセッションでは、途上国のニーズの把握、途上国向けの情報公開、能力開発や技術移転の実施プログラム公表、実施の結果公表や有効性審査の結果公表等のツールとしてクリアリングハウスが有効なものであるとの主張があった。

(4) ブローシャの配布

第3回会合では、第2回会合において IUCN 等と共催した、能力構築と EIAs に係るサイドイベントの結論をまとめたブローシャを各代表団および議長・事務局に配布した。

配布ブローシャ (左・右: 表・裏)



同配布物の概要は、以下のとおり。

● 第2回準備委員会にて開催されたサイドイベント (9/1) の結果、以下のメッセージについて十分考慮されねばならない。すなわち、

- (1) 底生生物多様性が優先されるべき

- (2) 費用対効果の考慮
- (3) 既存の情報や知見を活用することの重要性
- (4) 地域的機関の重要性
- (5) 能力構築のためのクリアリングハウスメカニズムが必要である。

ブローチャーは本会議における EIA の議論、および能力構築および技術移転の議論に合わせて配布された。



写真：本会議場（Conference Room2）の様子

2. BBNJ 準備委員会第 4 回会合への参加とサイドイベントの開催

2017 年 7 月 10 日から 21 日の日程で、ニューヨークの国連本部において「国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) 準備委員会」の第 4 回会合が開催された。

当該準備委員会は、国連総会に条文案の要素に関して実体的な勧告を行うためのものであり、2015 年 6 月の国連総会決議 (A/RES/69/292) によって設置されたものである。

笹川平和財団海洋政策研究所は、国連の協議資格を持つ NGO として、第 1 回会合 (2016 年 3 月 28 日-4 月 8 日)、および第 2 回会合 (2016 年 8 月 26 日-9 月 9 日)、第 3 回会合 (2017 年 3 月 27 日-4 月 7 日) に参加し、サイドイベントや議場での発言、配布物等を通じて、既存の枠組み機関における活動実績等のインプット、および国際の議論動向の把握を行い、議論の成果について国内向けの発信を行ってきた。

準備委員会最終回となる第 4 回会合においては、国際的議論の動向を把握するため、引き続き BBNJ 準備委員会へオブザーバー参加を行ったほか、グローバルオーシャンフォーラム、ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC-UNESCO) 等との共催で、サイドイベント「ABNJ における能力開発：経験、レッスンそして前進のための選択」を主催した。

(1) 会議概要

場所：国際連合本部 (ニューヨーク、アメリカ合衆国)

日程：2017 年 7 月 10 日から 7 月 21 日

第 4 回会合では、第 3 回会合に引き続き、Carlos Sobral Duarte 氏 (ブラジル) が議長を務めた。また、会議進行は前回までと同様、議長自らが議論や論点を整理する全体会議 (Plenary) と、各テーマについてそれぞれのファシリテーターが議論をリードする非公式作業部会 (Informal Working Group) によって行われた。非公式会合の各ファシリテーターに変更はなく、第 3 回会合と同様、以下のとおり。

Janine Coye-Felson (ベリーズ) : 海洋遺伝資源 (MGRs)、

Alice Revell (ニュージーランド) : 区域型管理ツール (海洋保護区を含む) (ABMTs)

René Lefeber (オランダ) : 環境影響評価 (EIAs)

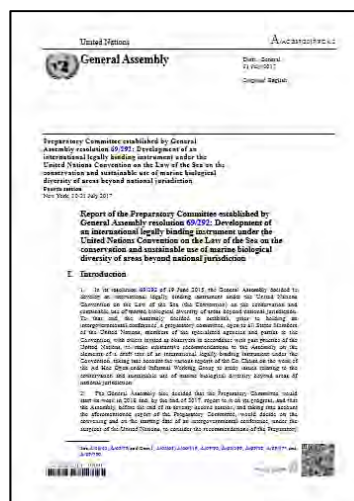
Rena Lee (シンガポール) : 能力構築および技術移転 (CB&TT)

Duarte 議長: 分野横断的事項 (cross-cutting issues)

(2) 議論動向と成果 (勧告文案)

準備委員会を設置する 2015 年の国連総会決議 (A/RES/69/292) に従えば、準備委員会の追加的開催を行うことも不可能ではなかったものの、全体的に今回の第 4 回会合を最終回とし、国連総会への勧告案をまとめることに議論の主眼が置かれた。このため、意見の収斂が難しい論点では、妥協点の模索および議論の先送りが多く見られた。

第2週目には、1週目の議論を踏まえ、本会議および政府間の非公式協議にて、国連総会へ送致する勧告の具体的内容が協議された。7月16日付で議長による勧告案の第1案が作成され、最終日には、国連総会へ送致する文書案 (Report of the preparatory Committee) が作成された。



成果文書 (A/AC.287/2017/PC.4/2)

(3) 勧告案に関する議論状況

①議長による文書

前回に引き続き、議長による文書が議論の基礎となった。会合に先立っては57ページの簡略版議長ノンペーパー (Chair's Streamlined Non-Paper) と13ページの議長提案 (Chair's indicative suggestions) が提出され、議論の素材となった。

第4回会合では概ね議長提案の項目に沿って議論が進められたものの、簡略版議長ペーパーと比べて内容が大きく簡略化されていたため、このプロセスで除外された概念について、改めて明示を求めた国家も多くあった。

②国連総会への実質的な勧告案 (政府間会合の開催時期)

各国の代表により国連総会への実質的な勧告案を考慮する本会議の段階では、政府間会合の開催時期等についての提案について大きく意見が対立した。政府間会合の開催時期は2018年中に開催すべきとする代表もいた一方で、政府間会合の開催を決定するのはあくまで国連総会であるとして、準備委員会における勧告に政府間会合の開催時期について盛り込むことに慎重な意見が出され、最終的に、準備委員会における勧告には、「総会ではできるだけ早く決定を下す」という表現で勧告がなされた。

③勧告に盛り込まれた条文草案の要素

2015年の国連総会決議では、当該準備委員会の用意する「条文草案の要素」については各国のコンセンサスによって決定される旨が明記されていた。この「コンセンサスによる決定」については、各国の間で激しい意見対立が存在した。

このため、勧告全体の構成を説明する段における説明では、「いずれもコンセンサスを反映したものではない」との前置きの上、「単なる参照のために記載される」との念押しがな

されている。内容としては、セクション A にはおおむね各国の妥協が成立した要素が、セクション B には未だ各国との間に見解の相違のある要素が記載されている。

(4) サイドイベントの開催

7月17日(月)、笹川平和財団海洋政策研究所は、グローバルオーシャンフォーラム、IOC-UNESCO、国連食糧農業機関(FAO)等との共催で、サイドイベント「ABNJにおける能力開発：経験、レッスンそして前進のための選択」を主催した。

サイドイベントの概要は以下のとおり。

日時：2017年7月17日

場所：Conference Room2

題名：“Capacity Development in Areas Beyond National Jurisdiction: Experiences, Lessons, and Possible Ways Forward” (ABNJにおける能力開発：経験、レッスンそして前進のための選択)

主催：Global Ocean Forum/ICO, FAO, WCMC, IOC-UNESCO & Sasakawa Peace Foundation

同イベントでは、GEFやUNEPなどの主要な国際機関を代表する登壇者らによって、既存の能力構築および海洋技術移転に関する国際的な枠組みによる成果や取り組むべき課題の発信を行ったほか、PrepComのファシリテーターであるAlice Revell氏やRena Lee氏、さらに政府代表など、会議の重要な参加者を招いて具体的な議論を行った。

同サイドイベントについては、英文の報告書がグローバルオーシャンフォーラムおよびFAOのウェブサイトにおいて、国際的に発信されている。



報告書 (Summary and Outcomes) 表紙

■ ウェブサイト URL

グローバルオーシャンフォーラム, <https://globaloceanforum.com/2017/07/26/side-event-on-capacity-development-in-abnj-at-bbnj-prepcom-4/>

FAO, <http://www.fao.org/in-action/commonoceans/news/detail-events/en/c/1025714/>

第2章 国連 海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第18会期

「気候変動の海洋への影響」をテーマとする、国連の「海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス第18会期」(Open-ended Informal Consultative Process on Oceans and the Law of the Sea, ICP18)が、2017年5月15日～19日に、ニューヨークの国連本部において開催され、海洋政策研究所の角田智彦主任研究員と中村修子研究員の2名が参加した。

ICPは、1999年の国連総会決議(A/RES 54/33)により導入された会議であり、政府間および機関間のレベルで協調・協力がなされるべき分野の特定に焦点をあて、①海洋および海洋法に関する国連事務総長報告を検討し、②国連総会で検討すべき問題を提案することによって、海洋分野の議論を促進することを目的としている。

これまでの17の会期でも、海洋の持続可能な開発を基調に、科学界から提起された海洋酸性化やプラスチックごみのなどの新たな課題から能力構築に至る多様なテーマを分野横断的に議論してきている。

表1： 国連「海洋と海洋法に関する国連非公式協議プロセス」のテーマ

2000年	責任ある漁業／海洋汚染	2009年	協議プロセスの結果の実施
2001年	海洋科学と技術移転／海賊	2010年	海洋問題における能力構築
2002年	環境保全／統合的海洋管理	2011年	持続可能な開発関連会議のレビュー
2003年	航海の安全／生態系の保護	2012年	海洋再生可能エネルギー
2004年	新たな海洋の持続可能な利用	2013年	海洋酸性化
2005年	持続可能な開発への漁業の貢献、海ごみ	2014年	食糧安全保障上の海産物の役割
2006年	生態系アプローチと海洋	2015年	海洋と持続可能な開発
2007年	海洋遺伝資源	2016年	プラスチックを含む海ごみ
2008年	海上警備と安全保障	2017年	気候変動の海洋への影響

1. ICP18の概要

今次会合は、キプロスの Kornelios Korneliou 氏とペルーの Gustavo Meza-Cuadra 氏を共同座長とし、その進行のもとで、会議が開始された。まず、初日(4月15日)の開会にあたって、国連の Stephen Mathias 氏 (Assistant Secretary-General for Legal Affairs) などが挨拶を行った。挨拶では、17年間の ICP がタイムリーな議論をしてきたことや国連の年次レビューに貢献したこと、また、今次の海洋の温暖化や酸性化の課題は、海面上昇や海洋生態系、漁業にも影響することを示すとともに、国連海洋法条約や気候変動に関するパリ協定、

IPCC¹、WOA²のプロセスなどの重要性が示された。更に、後発開発途上国（LDCs）や小島嶼開発途上国（SIDS）へのサポート、海洋保護区（MPA）設置等の課題が挙げられるとともに持続可能な開発目標（SDGs）の重要性が強調された。

続いて、プレナリーにおける議題の採択が行われるとともに、Peter Thomson 国連総会議長（当時）による挨拶が行われた。挨拶では、気候変動と海洋の問題の重要性や 2017 年 6 月の国連海洋会議の重要性が強調された。その中で、SDGs の目標 14「海洋・海洋資源の保全と持続可能な利用」（SDG14）を単に“beautiful collection of words”で終わらせないための行動が求められていることなどが訴えられた。また、各国代表による一般的意見交換が行われ、気候変動が海洋に与える影響として、温暖化、酸性化、海面上昇、生態系、漁業への懸念や、パリ協定などの重要性や人材育成・技術移転等の必要性が示された。更に、二酸化炭素の排出削減（緩和策）や適応策、MPA 設置に係る取組紹介のほか、気象の極端現象や海面上昇に起因する災害（高潮等）への懸念が提起された。



図：プレナリーでの Peter Thomson 国連総会議長挨拶の様（出典：国連のウェブページ）

その後、4月15日の午後から18日午前までパネル討議が行われ、世界中の科学者などが最新の知見について報告するというセッションがもたれた。最後に、今次会合の総括を行うとともに、最終日の19日には、12月の国連総会でどのようなテーマを扱うかについて、事務局案をもとにして議論が行われた。事務局案では気候変動の一般的事項についても多く言及していたことを受けて、本会合が気候変動枠組条約（UNFCCC）ではなく ICP であるこ

¹ 気候変動に関する政府間パネル

² 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された第 70 会期国連総会では、同時に「第 1 回世界海洋評価(World Ocean Assessment I)」が公表され、そのサマリーが採択された。この世界海洋評価(WOA)は、「レギュラープロセス」と呼ばれる海洋の状態に関する科学的情報の世界的報告メカニズムによる初めての報告書である。

「レギュラープロセス」は、「2004 年までに、国連の下で、既存の地域的評価枠組みに基づいた、現在および予見可能な海洋環境の状態評価(社会経済的側面を含む)および世界規模の報告体制を構築する」と示した 2002 年の「ヨハネスブルグ実施計画」の第 36 条(b)をもとに設置された。

とを踏まえて、より海洋に着目するようといった意見が出されるなど、ICP の役割を踏まえた議論が展開された。また、SDGs との連携の必要性が示される一方で、SDGs のプロセスとの二重化を避けるべきとの意見などが提起された。

2. パネル討議

「気候変動の海洋への影響」及び「気候変動対応のための協力と連携」の2つのテーマにて、4月15日の午後から18日午前までパネル討議が行われ、世界中の科学者が最新の知見について報告を行った。

(1) パネル1：気候変動の海洋への影響

15日の午後のセッションは、IPCCのKo Barrett氏による報告から開始された。科学ベースであるといった特徴を踏まえたIPCCの概要紹介の後、最新の第5次評価報告書で挙げた、海水温上昇や海中酸素減少、酸性化、漁業への影響等について紹介するとともに、2022年に予定されている第6次評価報告書に向けた、「海洋と雪氷圏に関する特別報告書」を含めたプロセスなどが紹介された。これに続いて、中国やメキシコ、コロンビアでの各国での取組みや課題などが紹介された。メキシコのElva Escobar Briones氏の報告では、沿岸域での経済コストを踏まえた高潮対策の取組みを紹介するとともに、モニタリングや科学ベースの政策決定の重要性が強調された。

16日には、海洋酸性化の課題についても提起され、米国のElizabeth Jewett氏からは、米国西海岸での養殖カキの課題³を踏まえ法律が作られたこと、全球モニタリングネットワークであるGOA-ONが現状把握に貢献していることが報告された。また、適応策として、藻場による海中の二酸化炭素の低下や耐性種の育成、栄養塩抑制等が示された。このほか、貧酸素化の課題やブルーカーボンの推進などについて報告が行われた。

また、スペインのCarlos Garcia Soto氏の報告を皮切りに、水産資源への影響についても報告が行われ、カナダのWilliam Cheung氏からは、パリ協定が示す気温上昇幅(1.5℃)で抑えるならば水産資源の減少は10%で済むという計算結果を踏まえ、パリ協定の重要性が示された。このほか、サハラ以南のアフリカでの小規模漁業への影響や、北極圏においては魚種によって「勝ち組」と「負け組」が生じることなどが報告された。更に、気候変動による生息域の移動に応じた資源管理として、動的に設定する海洋保護区(Dynamic MPA)という考え方などについて議論が行われた。

(2) パネル2：気候変動対応のための協力と連携

パネル2の議論では、ユネスコ政府間海洋学委員会(UNESCO-IOC)のVladimir Ryabinin

³ 米国では、2005年から4年間、西海岸のオレゴン州およびワシントン州において養殖されているカキ幼生の大量死が生じたことにより、海洋酸性化に関連する課題が顕在化し、2009年に「連邦海洋酸性化研究・モニタリング法(FOARAM Act)」が可決された。

氏からの海洋科学モニタリングのグローバルネットワークや、2021年～2030年を海洋科学の10年間とし、海洋科学をメインストリームにしていきたい旨の報告など、冒頭で海洋科学分野での連携状況の報告が行われた。また、国連環境計画による地域海計画（Regional Sea Programme）の取組みや、国連食糧農業機関（FAO）による漁業や養殖への影響把握や適応策に関する取組み、地球環境ファシリティ（GEF）の Ocean climate finance による支援の取組みなどが紹介された。また、地域におけるベストプラクティスとして、西太平洋の Coral Triangle での6カ国が連携した取組みや、インドネシアでの Climate Field School の取組みなどが報告された。インドネシアの取組みでは、Andi Eka Sakya 氏から、多様な科学情報（予報・警報等）が国レベルで公開されているなか、その情報の受け手となる市民の科学理解が進まなければ、それらは適切に伝達されないという課題を踏まえて開始された Climate Field School の取組みが成功し、副産物として収穫増などの好影響が出ていることや、太平洋域の SIDS との連携などが行われていることが報告された。

最後に、気候変動による海面上昇等の課題に対する海洋境界への影響（国土が無くなることにより EEZ が消滅する可能性）について国際法の立場からの議論が展開された。

第18会期の ICP で議論が行われた「気候変動の海洋への影響」は、2016年のパリ協定発効を受けたタイムリーなテーマ設定であり、海洋の温暖化や酸性化の進展を受けて、生態系への影響や海面上昇などの課題が、国際法を含む様々な観点から議論された。

2018年の第19会期のテーマは「海中雑音」である。科学界からは、海洋に係る新たな課題が次々と提起されており、これらの海洋の課題について、国連の場でも議論が進められている。ICP での議論は、新たな課題の把握や関係者にとどまらず、これら課題への対応を検討するうえでも有益である。適切にフォローするとともに、テーマによっては積極的に関与していくことも必要と考えられる。

第3章 国連海洋会議 (The Ocean Conference)

1. 国連海洋会議の概要

2015年12月の国連総会において「SDG14の実施を支援するためのハイレベル国連会議：持続可能な開発のための海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用」を開催することが決定された。これが、いわゆる国連海洋会議である。翌2016年9月の国連総会決議において会議の骨格が定められ、フィジーとスウェーデンが共同でホスト国を務めること、SDG14の実施に係るすべての関係者（政府、国連・国際機関、NGOs、市民社会、学術機関、科学コミュニティ、民間セクター等）を含めること、会議のテーマを「我らの海、我らの未来：SDG14実施のための提携」とすることなどが決められた。同決議に基づき、2017年2月に開催された準備会合では、会議の成果物として採択する「行動の要請(Call for Action)」に含めるべき要素や、会議の一部として実施される「パートナーシップ対話」で扱うべきテーマについて検討が行われ、その後3月から5月にかけて、関係者間で「行動の要請」草案の調整が行われた。

6月5日～9日にニューヨークの国連本部で開催された国連海洋会議では、バイニマラマ・フィジー首相とイザベラ・レビン・スウェーデン副首相が共同議長（Co-President）を務めた。会議には、政府（国家元首、大臣等のハイレベル含む）、国連・国際機関、NGOs、市民社会、学術機関、科学コミュニティ、民間セクター等から約4000人が参加し、メインの会議体である「全体会合（プレナリー）」（全8回）、「世界海の日」特別イベント、7つのテーマのパートナーシップ対話（①海洋汚染、②海洋・沿岸生態系保全等、③海洋酸性化、④持続可能な漁業、⑤小島嶼開発途上国（SIDS）・後発開発途上国（LDCs）、⑥科学技術・能力開発、⑦国連海洋法条約等の施行）などの正式会合とともに、150を超えるサイドイベントも開催された。



（左写真）閉会プレナリーの様子¹



（右写真）ピーター・トムソン国連総会議長²

パートナーシップ対話は、それぞれ、共同議長2名、モデレータ1名、パネリストが壇上にあがり、まず、共同議長による基本姿勢の表明の後、モデレータの進行により、各パネリストがプレゼンを行い、その後ディスカッションという形式で行われた。たとえばパ

¹ UN Photo/Evan Schneider

² UN Photo/Kim Haughton

ートナーシップ対話2（海洋・沿岸域生態系保全）では、MPAs 設定等について様々な意見が出され、海洋空間計画（MSP）といった手法を用いることの重要性などが議論された。パートナーシップ対話7（国際法の実施）では、法的なギャップや実施ギャップが指摘され、分野横断的アプローチで解決していくべき等とされた。海洋政策研究所からは、人材育成事業や自らが事務局を務める、島嶼国と国際社会の多様な関係者が自主的に集まって協働して島と周辺海域の保全と管理に取り組む国際ネットワーク「島と海のネット（IO ネット）」について紹介し、これらによってSDG14 達成に貢献する旨述べた。

最終日の全体会合では、各国政府、国連・国際機関、NGOs、民間セクター、科学コミュニティ等の様々な関係者より1380件の「自発的約束³」が登録されたことが発表されるとともに、準備会合から調整が行われていた宣言文「行動の要請」がコンセンサスにて採択された。閉会挨拶において、ピーター・トムソン国連総会議長（当時）は、本会議はSDG14のみならず17のすべての目標実施のためのモメンタムを引き起こしたとして本会議を「変革を生む会議(game-changing conference)」として評価したうえで、すべての関係者に対し、今こそ行動する時であるという力強いメッセージを送った。

今後は、2020年に第2回目の国連海洋会議の開催が予定されている⁴。自発的約束の実行状況の報告や知見共有のためのプラットフォームが国連海洋会議のウェブサイト上に設立されるなど、フォローアップの動きも既に始まっている。

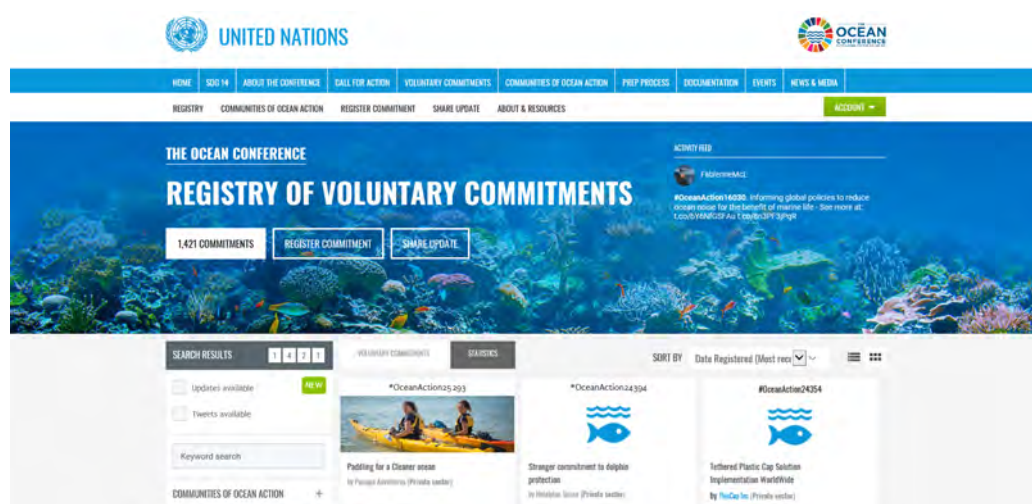


図1：国連海洋会議ウェブサイト（自発的約束の登録）⁵

³ SDG14 実施のための取組やイニシアチブを実行することの自発的な約束。各主体がみずからの約束を会議事務局に登録すると、当該約束はウェブ上で公開される。2018年1月時点で1400件超の登録がある。

⁴ 国連海洋会議の閉会挨拶において、共同議長（スウェーデン）が、2020年の次回会合の共同主催国にケニアとポルトガルが名乗りを上げたことに言及し、歓迎の意を表明した。

⁵ <http://oceanconference.un.org>（2018年3月1日アクセス）

2. 我が国からの参画

我が国からは、外務省、環境省、水産庁等からなる日本政府代表団が参加し、全体会合においてステートメントを行った。当該ステートメントにおいて、日本政府は、海洋ごみ、海洋酸性化、持続可能な漁業、SIDS への支援を重点課題として挙げるとともに、日本として 11 件の自発的約束を登録したことを発表した。

笹川陽平・日本財団会長は、全体会合においてステートメントを行い、海洋問題を国際的に総合管理するための政府間パネルを設置するよう提案⁶するとともに、「世界海の日」特別イベントにおいても、ピーター・トムソン国連総会議長等と並んで海のキーパーソンの一人として登壇するなど、存在感を発揮した。笹川会長は、6月6日に UNESCO-IOC が主催したサイドイベントにおいて、アメリカ海洋大気庁のクレイグ・マククリーン長官補、モロッコのララ・ハスナ王女などとともに、海洋科学分野での顕著な功績を称えて「海洋の 8 人 (Ocean's 8)」に選出され、表彰された。受賞スピーチの中で、笹川会長は、2030 年までに海底地形図の完全版を作成する、大洋水深総図指導委員会 (GEBCO General Bathymetric Chart of the Oceans) との共同プロジェクト「NF-GEBCO Seabed2030」を進めていくことを表明した。また、日本財団より、国連海洋法課 (DOALOS) と協働で行う新たな人材育成事業が登録された。

笹川平和財団海洋政策研究所からは、寺島海洋政策研究所長 (当時)、古川海洋調査部長など計 7 名が参加し、サイドイベントの開催や、パートナーシップ対話⁷におけるステートメントなどで会議に参画した。世界海洋フォーラム (GOF) 等とともに主催したサイドイベント「SDG14 の実施に向けて必要なこと：海洋と気候とブルーエコノミーを語る」では、「海洋と気候に関する行動計画 (ROCA)」(GOF、ユネスコ政府間海洋学委員会 (UNESCO-IOC)、OCEANO AZUL 財団等とともに作成し、気候変動枠組条約第 22 回締約国会合において発表したもの。) の実施にむけて結束して行動していくことを確認した。

また、自発的約束として、IO ネットの活動を登録した。GOF によって登録されている ROCA の実施に関する約束にも実施主体の一つとして参加している。



(写真) サイドイベントの様子

⁶ https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/26131Nippon_Foundation.pdf

3. 会議から得られた示唆

本会議では、SDG14を基盤として海洋に係る問題を総合的に取り扱い、世界中の海洋科学・政策等に関わる関係者が一堂に会した。会場では、海洋の諸課題（海洋ゴミ等による海洋汚染、IUU漁業や乱獲による漁業資源の減少・枯渇、気候変動影響など）が深刻であること、それによって世界中の人々、特に小島嶼開発途上国・後発開発途上国の人々の暮らしにも悪影響が出ていることについて繰り返し言及され、危機認識が共有されていた。さらに、そのような深刻さを受け、「行動に移るときは今だ」という意識も共有されたように思われる。

自発的約束の仕組みは、実施の機運を高めるのに一役買っていた。気候変動枠組条約の下でのパリ協定の「プレジアンドレビュー」制度との類似性も感じる、興味深い試みである。実施プロセスの透明性を高め、従来の国際条約上の義務と比べて法的拘束力はないものの高い柔軟性を持つ。さらに、国連海洋会議の自発的約束の仕組みは、政府だけでなくあらゆる関係者が参加できるという点で、パリ協定よりも広範で多様なステークホルダーの参加を促す機能を持つ。

「行動の要請」については、SDG14の表現から大きく変わらない書きぶりの部分もあるが、その一方で、たとえば①海洋ごみに関して、ビニール袋等のプラスチック使用削減のための長期戦略の実施（第13段落(i)）や、②気候変動に関して、気候変動緩和策・適応策の実施（同(k)）など、SDG14と比べて具体的になった又は追加された部分もある。「気候変動緩和策実施」そのものはSDGs本体には（気候変動に関する目標13含めて）入っていないが、パリ協定採択を受けて一步踏み込んだ表現になったものと思われる。なお、第4段落では（米国の脱退表明が会期中にあったが）パリ協定の重要性が確認されてもいる。SDG14と他の目標との強い相互関連性が再確認されたと言えよう。

2020年の第2回国連海洋会議開催も予定され、海洋の関係者間では世界が一丸となって海洋の諸課題に取り組んでいこうとする機運が高まっている。海洋政策研究所としても、自らが関わる自発的約束のフォローアップや国連海洋会議についての日本国内における普及啓発などによって、今後も国連海洋会議の取組への積極的参画を続けていくことで、国内外のSDG14実施促進により貢献していくことができよう。

第4章 第4回「私たちの海洋」(Our Ocean) 会議

1. 第4回「私たちの海洋」(Our Ocean) の概要

開催期間：2017年10月5日～6日

場所：マルタ共和国（欧州連合主催）

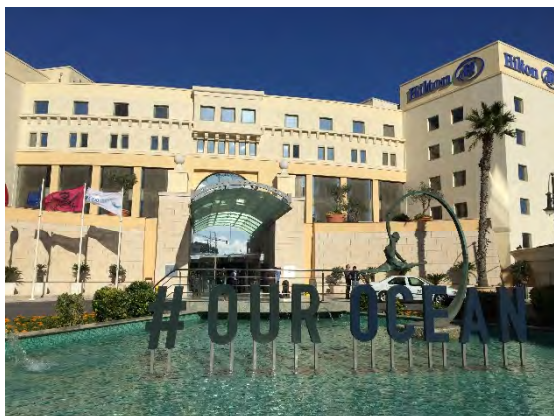
笹川平和財団からの参加者：海洋政策研究所 角南篤所長、前川美湖チーム長・主任研究員

「私たちの海洋」会議は、オバマ政権下の米国ジョン・ケリー国務長官（当時）が主導し、2014年6月にワシントンDCにおいて、海洋汚染、海洋酸性化、持続可能な漁業の3つを主要テーマとして第1回会議が開催された。その後、第2回は、2015年10月にチリ、第3回は2016年9月にワシントンDC、第4回目は欧州連合主催で2017年10月5日から6日までマルタ共和国にて開催された。以後は、インドネシア・バリ（2018年10月）、ノルウェー（2019年）、パラオ（2020年）が開催国として名乗りをあげている。

2. 会議の概要と成果

この会議の特徴は、海洋に携わる国際的なリーダーが招待され、参加者は定量的な目標を掲げたコミットメントを携えて会議に出席する。今年のテーマは、①海洋汚染、②海洋保全、③海洋の安全保障、④ブルーエコノミー、⑤持続可能な漁業、⑥気候変動であった。これらのテーマを掲げたパネル・セッションで、有識者によるパネル討論が行われ、会場の参加者からの具体的なコミットメントが特設ステージから発表されるという形式であった。

主催国 EU の意向から、この会議では、従来の漁業と環境保全という枠組みをこえて、ブルーエコノミーや気候変動という多様なテーマも扱ったことが特徴的といえる。今回、海洋分野への取り組みに437の施策が打ち出され、72億ユーロの資金拠出が誓約された。また、250万km²の海洋保護区（MPA）を追加的に設置する目標が発表された。企業からは約100の誓約がなされた。



図：私たちの海洋会議場外観（左）、会議場内の様子（右）



図：チャールズ英皇太子（左）、ヴェッラ環境・海事・漁業担当欧州委員（右）

開会式でスピーチした、英・チャールズ皇太子は、「バランスのある文明が構築できるか人類は試されている」と力強く呼びかけた。ムスカットマルタ首相、ジョン・ケリー氏、アルベール 2 世公（モナコ大公）、ヌール・アル＝フセインヨルダン王妃らも登壇し、強い覚悟とメッセージを発した。日本からは山下雄平内閣府大臣政務官（海洋政策）が出席し、日本の取り組みを紹介し注目を集めた。政府、NGO、企業等の代表らを含む約 1,000 人が参加した。

今回の会議でもっとも耳目を集めたのは、海洋ごみ・マイクロプラスチックおよびブルーエコノミーであったと思う。海ごみ関連のコミットメントとして紹介された具体例は、ムンバイでの世界最大規模の海ごみ清掃活動、河口に海ごみ回収機を設置する取り組み、米・シアトルでプラスチック・ストロー使用が禁止されること、豪・ホバートで使い捨てビニール袋使用が禁止されたことなど。民間企業の積極的な取り組みも多く表明された。

全コミットメントの一覧は、「私たちの海洋」ウェブサイトにて公開されている。今後は、蓄積されたコミットメントのモニタリングや検証も課題であろう。熱い思いとともに発表された多くの誓約が、今後は着実に実現されていくことが、「私たちの海洋」会議の成功の試金石になるであろう。

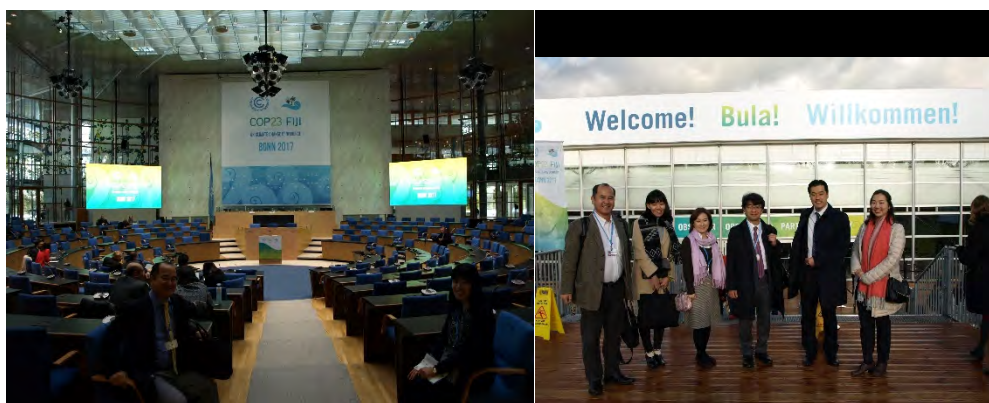
海洋政策研究所の展望としては、当研究所による海洋に関わる取り組みを「私たちの海洋」会議のコミットメントとして登録するなど、今後はより積極的な関わり方について検討すべきと考える。全体として、日本からの参加者による当該会議への貢献度はあまり高いとは言えず、日本政府や他の海洋関係の団体等とも連携し、日本による取り組みについて世界的により積極的に発信することが望ましいのではないか。そのような動きの中で当研究所の果たす役割も大きいであろう。2018 年の次回会議は、インドネシア・バリで開催されることもあり、会議開催に関わる様々な支援や助言という意味でも日本に期待されている役割は小さくないであろう。



図：プラスチック削減を訴える環境 NGO（左）、角南所長、Dr. Awni Behnam, Ms. Antonella Vassallo, 国際海洋研究所（IOI）、前川主任研究員（右）

第5章 国連気候変動枠組条約第23回締約国会合（COP23）

2017年11月6日から17日まで、ドイツ・ボンで気候変動枠組条約(UNFCCC)第23回締約国会議(COP23)が開催された。2016年の世界平均気温および海面温度が史上最高を更新されるなど、気候変動の及ぼす影響は世界的により深刻化している。COP23は、2016年11月に発効した2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」の実施について議論する場となり、UNFCCC締約国や地域の代表、国際機関、NGO等から約31,000人が出席した。具体的にはパリ協定の実施指針（2018年に採択予定）に定めるべき内容についての交渉が継続されるとともに、2018年から開始されるパリ協定実施前に締約国に温室効果ガス削減目標の上積みを促す促進的対話（「タラノア対話」）の概要が決定された。



図：COP本会場の様子（左）、ボンゾーン（サイドイベントゾーン）の外観（右）

1. 「オーシャンズ・アクション・イベント at COP23 ボン」

2017年11月11日（土）、海洋の重要性を踏まえてパリ協定を実施することを目的として、「オーシャンズ・アクション・デー」が、UNFCCC世界気候行動計画（GCAA¹）策定の取組の一環として、COP23会場ボン・ゾーンにおいて開催された。

【開催概要】

日程：2017年11月11日（土）9:30-21:00

場所：会議場「ボン・ゾーン」

主催：国連食糧農業機関(FAO)、グローバル・オーシャン・フォーラム(GOF)、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC-UNESCO)、IUCN、海洋・気候プラットフォーム、笹川平和財団海洋政策研究所、オセアノ・アズール財団

協力：コンサベーション・インターナショナル、未来の海洋連合(Future Ocean Alliance)、

¹ Global Climate Action Agenda

チリ政府、グレナダ政府、セイシェル政府、国際赤十字赤新月社連盟、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)、プリマス海洋研究所、海洋・気候行動計画(ROCA)、スクリプス海洋研究所、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー、デラウェア大学、世界銀行

【参加者・登壇者】

- ・(登壇者) ピーター・トムソン国連海洋特別大使、 トミー・レメンゲサウ パラオ大統領、アノテ・トン 前・キリバス大統領、各国の政府機関、国際機関、学術関係者等 80 名以上
- ・(参加者) 政府機関、国際機関、学術機関、NGO 関係者等、400 名以上。

海洋政策研究所からは、角南海洋政策研究所長、スワーツ海洋環境部長、前川主任研究員、角田主任研究員、小林主任研究員、高原研究員、藤井研究員の計 7 名が参加。

【内容】

COP23 では、非政府主体の参加者数が政府主体の参加者数を上回った。パリ協定実施のためには、中央政府のみならず自治体や企業、研究機関、非政府組織、市民組織等、幅広いアクターの関与が不可欠である。そして、COP 会場でも実に多様な参加者によって 400 件以上のサイドイベントが開催され、最新の研究成果の発表や気候変動に関連する取り組みの紹介、政策提言、ネットワーク・連帯の形成等の場となった。

なかでも、笹川平和財団海洋政策研究所は、海洋・気候行動計画 (ROCA) の取り組みの一環として、11 月 11 日 (土)、グローバル・オーシャン・フォーラム、UNESCO 政府間海洋学委員会 (IOC) 等と共に海洋と気候問題に関する政策イベント「オーシャンズ・アクション・デー」を開催した。ROCA は、密接に関連する海洋と気候の課題に取り組むことを目的として打ち上げられた 37 の政府、国際機関、学術団体、非政府組織等によるイニシアチブであり、自ら提言する「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ：2016-2021」の実現を目指して様々な働きかけを行っている。この政策イベントは、モロッコ・マラケシュの COP22 において、2020 年までの非政府主体の行動を強化するために設立された「グローバルな気候行動に関するマラケシュ・パートナーシップ」に位置付けられており、主要テーマの一つである「海洋・沿岸域」分野の推進役を担っている。

イベントの当日は、世界各国から気候変動と海洋の課題に関わる首脳その他、政府、NGO、研究機関、国際機関などから 80 名が登壇し、約 400 名の参加を得て、総合戦略、科学研究、水産資源管理、ブルーカーボン (海洋炭素)、資金、生態系適応、移民・移転などの課題について議論を行った。まず、イニア・セルイラトゥ フィジー農業・農村・海洋・国家災害管理大臣／気候変動行動ハイレベル・チャンピオンが議長国を代表して挨拶をし、海水温上昇、酸性化、海面上昇、暴風雨などが脆弱な小島嶼開発途上国の人々の生活を脅かしてい

るとの警鐘を發した。続いて、カルメル・ヴェッラ欧州委員会環境・海事・漁業担当委員、ヨッヘン・フラスバルト 独連邦環境省事務次官などが登壇した。なかでも、エルネスト・ペニャス・ラド 欧州委員会海洋・漁業局政策立案調整課長は、気候変動に起因する海洋環境の変化により、漁業資源の生息地や回遊経路が変化していることから、漁業権配分などの制度的変更が必要になっていると指摘した。インガ・アンダーセン 国際自然保護連合（IUCN）事務局長は、自然を活かした沿岸域における防災機能の強化が多面的便益をもたらし地域社会の長期的利益につながると指摘し、優良事例の共有などの重要性を指摘した。

さらに、7つの主要セッションの一つである「移民・移転」のセッションでは、海洋政策研究所 前川主任研究員および米国環境法研究所 カール・ブルック氏が共同議長を務め、エネレ・ソポアガ ツバル首相が、海洋問題を気候変動と一体として議論し、気候変動に起因する人々の移住に対応する法的枠組みの整備を進める重要性を強調した。



図：午後開催された全体会議の様子（左：ピーター・トムソン国連海洋特別大使、中：トミー・レメンゲサウ パラオ大統領、右：アノテ・トン 前・キリバス大統領）



図：午後の全体会議 角南篤 笹川平和財団海洋政策研究所長

閉会式では、トミー・レメンゲサウ パラオ大統領が健全な海洋と安全な気候、そしてそれらに依拠する地域社会のために国際社会が総合的に議論を進めていくことを呼びかけた。角南篤 海洋政策研究所長は、科学に基づく海洋保全と持続的利用に向けた研究推進とそう

した成果に基づく政策実装の重要性を指摘した。ピーター・トムソン国連海洋特使は、SDG14の達成に向けた取り組みの強化を呼びかけた。そして最後に、イギリス、フィンランド、ホンジュラス、ルーマニア政府代表により海洋に関する持続可能な開発目標の実現と海洋に関する緊急行動を呼びかける「ビコーズ・ザ・オーシャン宣言」が署名された。

2018年のUNFCCC第24回締約国会議(COP24)は、ポーランド・カトヴィツェで開催される。

2. 「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」

「海洋と気候に関する戦略的行動ロードマップ 2016-2021」²では、6つの主要課題、気候における海洋の中心的役割(Central Role of Oceans in Climate)、緩和(Mitigation)、適応(Adaptation)、移転(Displacement)、資金調達(Financing)、能力開発(Capacity Development)について、それぞれ以下の内容が反映された提言が行われている。

- ・現状分析（根拠となる科学的知見）
- ・UNFCCCの枠組での諸課題に対する取り組み
- ・今後5年間、UNFCCC枠組の中で利用可能な機会や方策
- ・諸課題に取り組むために、UNFCCC外で利用可能な機会や方策
- ・資金的枠組み

以上を踏まえた提言のうち、主要なものは以下のとおり。

緩和 (Mitigation)	海洋の利用に関する気候変動の影響の緩和策。特に海洋生態系の保全については、各国が提出する自国が決定する貢献(NDCs)の中で考慮されるべきとされる。
適応 (Adaptation)	沿岸国・島嶼国の気候変動における海洋の変化に対する脆弱性に対応するための適応策。特に海洋保護区等のネットワークの効果的運用等を含む。
移転 (Displacement)	将来的に気候変動による海面上昇等を理由として沿岸域・島嶼の住民が居住地を失い、難民・国内避難民として移転・移住を余儀なくされるリスク対策。移転が大規模な問題に発展する前に資金メカニズムを構築すること等を含む。
資金調達 (Financing)	適応策、緩和策、移転対策等には資金調達が公正かつ安定的に行なわれるための、資金調達の枠組みや望ましい制度内容。既存の費用評価手法の見直し、資金追跡メカニズムの構築等を提言。
能力開発 (Capacity Development)	海洋と気候変動に関する緩和適応措置の実施のため、特に小島嶼開発途上国等の実施主体の能力開発についての提言。開発途上国における海洋政策センターの設置あるいは機能強化や教育枠組の拡大等。

² 同行動計画の全文は、昨年度の報告書参考資料編に記載。

以上の提言に関して、今後 UNFCCC の枠内外において提言内容を達成するため、具体的な手順を明示していくこと、優先して取り組むべき行動を明確化すること、ハイレベルな指導者グループや条約交渉プロセス等における重要人物巻き込んでいくこと、有志連合を組織し定期的な会合の場を設けること等が ROCA 主催者らにより合意されている。

3. 国連公式サイドイベント「海洋と気候：明らかになった事実 (“The Ocean and Climate: the evidence unwrapped”）」への登壇

日 時：2017年11月12日（日）16：30～17：45

場 所：世界自然保護基金（WWF）パビリオン

主 催：英国プリマス海洋研究所（Plymouth Marine Laboratory）

イベント概要：

COP23 会場ボンゾーンの世界自然保護基金（WWF）パビリオンにおいて開催された国連公式サイドイベント「海洋と気候：明らかになった事実（Ocean and Climate: the evidence unwrapped）」（主催：英プリマス海洋研究所）において、角南篤海洋政策研究所長と角田智彦主任研究員が登壇し、当研究所の沿革や、温暖化・海洋酸性化等についての活動業績を紹介するとともに、ブルーエコノミーの実現に向けて今後とも取り組んでいくことを表明した。



海洋酸性化について発表する角田主任研究員（左）パネル討論の様子（右）

4. アノテ・トン（Anote Tong）前キリバス大統領との面談

日 時：2017年11月14日（火）13：00～

場 所：COP23 会場ボンゾーン カフェテリア

参加者：（先方）Anote Tong 前キリバス大統領、Ross Maitinnara 氏（Executive Assistant）他1名、笹川平和財団 海洋政策研究所 前川美湖主任研究員、藤井麻衣研究員、高原聡子研究員

概要：

・前川主任研究員より、オーシャンズ・アクション・デー出席への感謝を表明し、笹川平和財団のパンフを手交のうえ当財団や海洋政策研究所の事業等を紹介するとともに、気候変動影響に伴う島嶼国からの移民・移転問題などについて意見交換を行った。

・トン前大統領からは、笹川会長の国連海洋会議でのプレゼンスや当研究所の活動実績への賞賛の言葉があり、島嶼国の抱える様々な課題を解決するためには調査研究を促進し科学的情報を蓄積することが求められること、国際支援を受けるだけでなく島嶼国側からの動き出しも重要であること、それらを進めるうえでは資金動員が必要であることなどが強調された。また、(今後の当研究所との協力可能性について話が及んだところ)、当研究所としては、大学などの研究機関との協力・連携が重要である旨伝えた。

・トン前大統領は、外からの支援獲得だけでなく、島嶼国自身で状況を打破することにも重きをおいて、島嶼国の学術機関等による科学研究の促進なども重視している。その口ぶりは力強く、強い熱意を感じた。今後は、現政権との関係構築にも注力しながら、関係者との連携を進めていくことが望ましいと考える。



トン前大統領（左）と前川主任研究員（右）

5. 今後の展望

COP23では、フィジーが議長国を務めたこともあり、小島嶼開発途上国の課題、特に気候変動への適応、海洋問題への注目が高まったことは評価に値する。アメリカ政府によるパリ協定脱退表明後はじめてのCOPということもあり、その点にばかりメディアなどが注目したのが若干残念ではあった。しかし一方で、アメリカ州政府（約4割の州政府はパリ協定実施を支持）を含む地方自治体や企業など、グローバルに見てもいわゆるNon-partyの役割が注目された会議でもあった。実際にNon-partyの積極的な参画なくしては、パリ協定実施は困難であり、NGOの果たすべき役割も大きい。

当研究所としては、今後も引き続き、重要な国際会議であるUNFCCC COPを、気候変動における海洋の位置付けの強化、当研究所の研究成果や提言の発信の貴重な機会と促え、今まで以上にUNFCCC COPにおける当研究所の貢献を強化していく方向性が打ち出され

ている。ちなみに、2018年のCOP24は、パリ協定実施指針が採択されることもあり2020年のパリ協定約束期間前の重要なCOPとなる。

全体的にCOPにおける海洋コミュニティの主張をより効果的に発信できる仕組みと組織的なネットワークが形成されつつあるが、今後の課題としては、本交渉への貢献という意味では、交渉プロセスのより丁寧なフォロー、締約国への個別の働きかけ、発信という出口を常に意識した通年での研究活動等、当研究所を含む「オーシャンズ・アクション・デー」主催者として取り組むべきことも多い。「オーシャンズ・アクション・デー」が、UNFCCCの公式な「世界気候行動」の8つのテーマの一つである「海洋」の中で位置付けられたことは、評価すべきことであるが、「世界気候行動」の取り組みの一環としてUNFCCC事務局に提出した様々な政策ペーパーがタイムリーに交渉担当者の手元に届かなかったというUNFCCC事務局側が抱える組織上の課題もあることから、交渉への働きかけは、従来通り多様なチャンネルを駆使し行うことが望ましい。

当研究所としても、日本政府との連携や協力についてもより積極的に働きかけていくことが重要である。また、当研究所として、UNFCCC科学・技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)等への参加も検討するなど、当研究所による研究事業活動とも関連させ、年間を通じて気候と海洋のテーマをより深めていくべきと考える。

參考資料編

資料 1 . 【中国】「一带一路」建設海上協力構想

「一帯一路」建設海上協力構想

2013年、中国の習近平国家主席は「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」の構築という重大な提案を相次いで打ち出した。2015年、中国政府の『シルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの共同建設の推進に向けたビジョンと行動』において、政策面の意志疎通、施設面の連結、スムーズな貿易、資金の融通、人々の心の通じ合いを主な内容とし、共に話し合い、共に建設し、共に分かち合うという原則を堅持し、「一帯一路」建設を積極的に推進していくことが提起されると、国際社会から広く注目され、肯定的な反応が得られた。

沿線国との戦略的なリンクと共同行動をさらに強化し、全方的かつ重層的で、広い分野に及ぶ「藍色（海洋）」パートナーシップの構築を推進し、海洋と海洋資源を保護し、かつ持続可能な形で利用し、人と海が調和のとれた形での発展を実現し、海洋福祉を共に深め、21世紀海上シルクロードを共に建設し、繁栄させるため、国家発展・改革委員会、国家海洋局は『「一帯一路」建設海上協力構想』を策定、発表することとした。

一、時代背景

海洋は地球最大の生態系であり、人類の生存と持続可能な開発をめぐる共通の空間であり、貴重な財産である。経済のグローバル化と地域経済の一体化の更なる発展に伴い、海洋を手段及び紐帯とした市場、技術、情報などに関する協力が日に日に緊密になり、ブルーエコノミーの発展が徐々に国際的な共通認識になりつつあり、海上をより一層重視し、それに依存して協力を発展を促す時代が既に到来している。「独行快、衆行遠（一人で道を行けば速く進むことができるが、大勢で協力して進めばより遠くへ行くことができ、より大きな事業を成し遂げることができる）」。海上協力の強化は、世界の発展の潮流と開放的な協力という大勢に順応しており、世界各国の経済連携の更なる緊密化、互惠協力の更なる深化、発展空間の更なる拡大を促す必然的な選択であり、世界各国が共に危機やチャレンジに対応し、地域の平和と安定を促進する上での重要な手段でもある。

中国政府は平和的協力、開放的寛容、学び合い、ウィン・ウィンというシルクロード精神を堅持し、国連が定めた『持続可能な開発のための2030アジェンダ』の海洋分野における実施推進に力を尽くし、21世紀海上シルクロードの沿線各国と共に全方的な、複数の分野に及ぶ海上協力を展開し、開放的かつ寛容な協力プラットフォームを共に打ち立て、積極的かつ実務的な「藍色（海洋）」パートナーシップを確立し、持続可能な開発に向けた「藍色（海洋）」エンジンを創り上げることを望んでいる。

二、協力の原則

小異を残して大同につき、共通認識を固める。国際海洋秩序を守り、沿線国の多様な海洋発展理念を尊重し、互いに配慮し、認知の差を補い、大同を求め、小異を残し、幅広く話し合い、協力をめぐる共通認識を徐々に形成していく。

開放的な協力、寛容的な発展を図る。より一層市場を開放し、投資環境の改善、貿易障壁の撤廃、貿易と投資の利便化を促進する。政治面の相互信頼を強め、異なる文明間の対話を強化し、寛容的な発展、調和のとれた共生を提唱する。

市場志向型の運営、多方面からの参加。市場の法則と国際的に通用するルールに従い、企業の主体的役割を十分発揮する。マルチステークホルダー・パートナーシップの構築を後押しし、各国政府、国際組織、民間団体、商工業界などの海上協力への広範な参加を推進する。

共に話し合い、共に建設し、利益を共有する。沿線国の発展をめぐる意志を尊重し、各当事者の利益に配慮し、各当事者の比較優位性を発揮し、共に協力について計画を巡らし、共に建設し、成果を共有し、発展途上国の貧困解消を促進し、海上協力の利益共同体の形成を推進する。

三、協力の考え方

海洋を紐帯として共通の福祉の増進、共通の利益の拡大を図り、「藍色（海洋）」空間の共有、ブルーエコノミーの発展を中心として、21世紀海上シルクロード沿線国との戦略的なリンクを強化し、各分野の実務的な協力を全方位的に推進し、スムーズかつ安全で高効率な海上通路を共に建設し、海上協力プラットフォームの構築を共に推進し、「藍色（海洋）」パートナーシップを共に発展させ、グリーンな発展、海に依拠した繁栄、安全保障、スマートイノベーション、協力的ガバナンスという人と海の調和のとれた発展の道に沿って共に進み、沿線各国の人々に幸福をもたらす。

21世紀海上シルクロードの重点的な方向性に基づき、「一帯一路」建設の海上協力は、中国沿海経済ベルトを柱とし、沿線国との協力を密にし、中国-インドシナ半島経済回廊に接続し、南シナ海を経て西に向かいインド洋に入り、中国・パキスタン、バングラデシュ・中国・インド・ミャンマー経済回廊につなげ、中国-インド洋-アフリカ-地中海ブルーエコノミー通路を共に建設する。南シナ海を経て南に向かい太平洋に入り、中国-オセアニア-南太平洋ブルーエコノミー通路を共に建設する。北極海を経て欧州につながるブルーエコノミー通路の共同建設を積極的に推進する。

四、協力の重点

ウィン・ウィンの「藍色（海洋）」パートナーシップの構築をめぐり、協力モデルのイノベーションを図り、協力プラットフォームを構築し、いくつかの行動計画を共に策定し、モデル性、先導性を備えた協力プロジェクトを実施し、グリーンな発展の道を共に歩み、海に依拠した繁栄の道を共に創造し、安全保障の道を共に構築し、スマートイノベーションの道

を共に創造し、協力的ガバナンスの道を共に探る。

(一) グリーンな発展の道を共に歩む

海洋の健康の確保は最も包摂的な民生福祉であり、「功在当代、利在千秋（その努力は当代だけでなく、これから先の未来にも利益をもたらすものである）」。中国政府は、沿線国と共同で海洋生態環境保護行動を開始し、より多く優れた海洋生態系サービスを提供し、グローバルな海洋生態系の安全を確保することを提案する。

海洋生態系の健康と生物多様性の保護。海洋生態系の保護と修復、海洋絶滅危惧種の保護などの分野における実務的な協力を強化し、効果が持続する協力メカニズムの構築を推進し、クロスオーバーな海洋のエコロジカル・コリドーを共同で構築する。マングローブ林、海草藻場、サンゴ礁など典型的な海洋生態系の監視モニタリング、健康評価及び保護・修復を共同で展開し、島嶼生態系と沿海湿地を保護し、沿海湿地国際フォーラムを開催する。

地域の海洋環境の保護推進。海洋環境汚染、海洋ごみ、海洋酸性化、赤潮のモニタリング、汚染緊急対応などの分野における協力を強化し、海洋汚染防止対策及び緊急対応協力メカニズムの構築を推進し、海洋環境評価を共同で展開し、海洋環境状況レポートを共同で発表する。中国-ASEAN 海洋環境保護協力メカニズムを構築する。中国-ASEAN 環境協力戦略・行動計画の枠組みの下で、海洋環境保護協力の展開を推進する。沿線国がグリーンシルクロード使者計画を共に呼び掛け、実施することを提唱し、沿線国の海洋環境汚染防止対策能力を引き上げる。

海洋分野の気候変動対応協力の強化。海洋分野の循環・低炭素の発展・応用モデルの展開を推進する。中国政府は沿線の小規模島嶼国の地球規模の気候変動対応を後押しし、海洋災害、海面上昇、海岸浸食、海洋生態系の退化などへの対応について技術援助を提供し、沿線国による島嶼、海岸帯の状況の調査及び評価の展開を支援したいと考えている。

ブルーカーボンをめぐる国際協力の強化。中国政府は 21 世紀海上シルクロードブルーカーボン計画の開始を提案し、沿線国と共同で海洋及び海岸帯のブルーカーボン生態系モニタリング、基準・規格及び二酸化炭素吸収源の研究を展開し、21 世紀海上シルクロードブルーカーボンレポートを共同で発表し、国際ブルーカーボンフォーラム・協力メカニズムの構築を推進する。

(二) 海に依拠した繁栄の道を共に創造する

発展を促進し、貧困をなくすことは、沿線各国の人々の共通の願いである。各国の比較優位性を発揮し、海洋資源を科学的に開発・利用し、相互接続を実現し、ブルーエコノミーの発展を促進して、素晴らしい生活を共有する。

海洋資源の開発・利用をめぐる協力強化。沿線国と協力して資源調査を展開し、資源リストと資源バンクを構築し、沿線国による海洋資源開発利用計画の編成に協力するとともに、必要な技術援助を提供する。企業が秩序正しく海洋資源開発プロジェクトに参加するよう導く。海洋関連の国際組織が展開する海洋資源調査・評価に積極的に参加する。

海洋産業をめぐる協力水準の向上。沿線国と共同で海洋産業パークと経済・貿易協力区を

建設し、中国の海洋関連企業が産業パークの建設に参加するよう導く。ブルーエコノミー協力モデルプロジェクトを実施し、沿線の発展途上国の海水養殖の発展を後押しし、生活水準を改善し、貧困を減らす。沿線国と共同で海洋観光ルートを計画・開発し、優れた海洋観光商品を打ち出し、観光情報交流共有メカニズムを構築する。

海上の相互接続の推進。国際的な海運協力を強化し、沿線国間の水上運輸サービス網を整備し、国際的及び地域的な水上運輸センターを共同で構築する。友好港又は姉妹港協定の締結、港湾同盟の結成などの形式を通じて、沿線港湾の協力を強化し、中国企業による様々な方式での沿線港湾の建設及び運営への参加を後押しする。海底光ケーブルプロジェクトの共同計画・建設を推進し、国際通信の相互接続水準を高める。

海運の利便性水準の引き上げ。関係国とのコミュニケーション・調整を強化し、国際輸送市場の規範化、輸送の利便性水準の向上などをめぐる緊密に協力する。関係国との港・検問所の監督の管理をめぐる相互承認、法執行をめぐる相互支援、情報交換などの面における協力を加速する。

情報インフラの接続推進。21世紀海上シルクロードを網羅する情報の伝送・処理・管理・応用体系及び情報基準・規格体系並びに情報安全保障体系を共同で構築し、ネットワークの相互接続、情報資源の共有に向けた公共プラットフォームを提供する。

北極の開発・利用への積極的な参加。中国政府は、各当事者と共同で北極航路の総合科学視察調査を展開し、北極沿岸 AIS 観測所を協力して設立し、北極の気候と環境の変化及びその影響を研究し、航路予報サービスを展開したいと考えている。北極海周辺国の北極航路の輸送条件の改善を後押しし、中国企業による北極航路の商業化利用への関与を奨励する。北極の関係国と協力して北極地域の資源ポテンシャル評価を展開することを希望しており、中国企業が秩序正しく北極の資源の持続可能な開発にかかわることを奨励し、北極の国々とのクリーンエネルギーをめぐる協力を強化する。北極関連の国際組織の活動に積極的に参加する。

(三) 安全保障の道を共に構築する

海上の安全の確保は、ブルーエコノミーの発展を図る上での重要な保障である。互いに利益がある協力によるウィン・ウィンの海洋をめぐる共通の安全観を提唱し、海洋公共サービス、海事管理、海上捜索救助、海洋防災・減災、海上法執行などの分野における協力を強化し、防備・防衛リスク能力を高め、海上の安全を共に守る。

海洋公共サービスをめぐる協力の強化。中国政府は21世紀海上シルクロードの海洋公共サービスの共同構築・共有計画の提案し、沿線国が海洋観測モニタリング網及び海洋環境の総合調査・測量の成果を共同で打ち出し、共有することを提唱し、沿線の発展途上国の海洋観測・モニタリングインフラをめぐる技術及び設備に関する援助を拡大する。中国政府は北斗衛星測位システム及びリモートセンシング衛星システムの海洋分野における応用による国際協力を強化し、沿線国に衛星測位及びリモートセンシング情報の応用・サービスを提供したいと考えている。

海上航行の安全をめぐる協力の展開。中国は相応の国際義務を負い、二国間・多国間の海上航行の安全・危機管理・制御メカニズムに関与し、海上犯罪の取り締まりなど非従来型の安全分野の活動を共同で展開し、海上航行の安全を共に確保したいと考えている。

海上での合同捜索救助の展開。国際条約の枠組みの下で、中国政府は相応の国際義務を負い、沿線国との情報交流及び合同捜索救助を強化し、海上捜索救助部隊の相互訪問、捜索救助情報の共有、捜索救助要員の交流・研修及び合同訓練に関する制度を構築し、災害処置、旅行の安全など、海上での突発事件に対する共同の緊急対応・行動能力を高めたいと考えている。

海洋防災・減災能力の共同での向上。南シナ海、アラビア海、アデン湾などの重点海域の海洋災害早期警戒システムの共同構築、海洋災害早期警戒製品の共同研究開発を行い、海上輸送、海上護衛、災害防御などに向けたサービスを提供することを提案する。南シナ海の津波早期警戒センターの実務運用を後押しし、周辺国に津波早期警戒サービスを提供する。沿線国との海洋防災・減災協力メカニズムの共同構築を推進し、研修・訓練拠点を設立し、海洋災害リスクに対する防備、巨大災害への対応をめぐる協力に関する研究及び応用モデルを展開し、沿線国に技術援助を提供する。

海上法執行をめぐる協力の推進。沿線国との対話を強化し、意見の相違をコントロールできる範囲内に管理、コントロールし、二国間・多国間の枠組みの下で海上法執行をめぐる協力を推進し、海上での合同法執行、漁業法執行、海上での反テロ・暴力行為防止などの協力メカニズムを構築・整備し、海上法執行連絡ネットワークの構築を推進し、突発事件の事前対策を共同で策定する。沿線国の海上法執行部門との交流・協力を強化し、海上法執行に関する研修・訓練に必要な支援を提供する。

(四) スマートイノベーションの道を共に創造する

イノベーションは海洋の持続可能な開発をリードする原動力である。海洋科学研究、教育・研修、文化交流などの分野における協力を深め、海洋に対する認知を高め、科学技術成果の応用を促進し、海上協力の深化に向けて民意の基盤を固める。

海洋科学研究と技術協力の深化。沿線各国と共同で海洋科学技術協力パートナー計画を開始し、21世紀海上シルクロードの重点海域と通路の科学調査・研究、モンスーン-海洋の相互作用に関する観測研究及び異常の予測と影響評価などの重大プロジェクトを共同で展開する。海洋調査、観測設備、再生可能エネルギー、海水淡水化、海洋バイオ製薬、海洋食品技術、海上無人機、無人船などの分野における協力を深め、海洋技術標準体系のリンクと技術譲渡をめぐる協力を強化し、科学研究機関と企業による海外技術モデル・普及拠点の共同構築を後押しする。

海洋科学技術協力プラットフォームの共同構築。沿線国と海洋研究インフラ及び科学技術資源相互接続・共有プラットフォームを共同で構築し、海洋科学技術協力パークを協力して建設する。アジア太平洋経済協力会議（APEC）海洋の持続可能な開発センター、東アジア海洋協力プラットフォーム、中国-ASEAN 海洋協力センター、中国-ASEAN 海洋学院、中国-東

アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）沿岸帯の持続可能な管理協力センター（CPC）、中国・マレーシア海洋合同研究センター、中国・インドネシア海洋・気候センター、中国・タイ気候・海洋生態系合同実験室、中国・パキスタン合同海洋研究センター、中国・イスラエル海水淡水化合同研究センターなどの建設を推進し、海洋科学技術の革新能力を共に高める。

スマート海洋応用プラットフォームの共同構築・共有。国家間の海洋データと情報製品の共有を共に推進し、海洋データセンター間の協力メカニズムとネットワークを構築し、海洋データの再分析・研究・応用を共同で展開し、21世紀海上シルクロード海洋・海洋気候データセンターを建設する。海洋ビッグデータとクラウドプラットフォーム技術の共同研究開発を行い、サービス経済・社会の発展に寄与する海洋公共情報共有サービスプラットフォームを構築する。

海洋教育と文化交流の展開。中国政府の海洋奨学金計画を引き続き実施し、沿線国から中国を訪れる要員に対する研修・訓練の規模を拡大する。海洋に関する知識と文化の交流・理解計画の実施を推進し、中国の沿海都市と沿線国の都市が友好都市となることを後押しし、沿線国の海洋に関する公益団体及び科学普及機関との交流・協力を強化する。媽祖（まそ）海洋文化を発揚し、媽祖海洋文化センターの建設を推進し、海洋文化遺産の保護、水中考古学と発掘などの方面における交流・協力を促進し、沿線国と海洋文化年、海洋芸術祭を相互に開催し、21世紀海上シルクロードの友好・協力の精神を伝承、発揚する。

海洋関連文化の伝播の共同推進。メディアとの協力を強化し、国境を跨いだ取材活動を展開し、21世紀海上シルクロードのメディアフレンド圏を共同で構築する。革新伝播方法のイノベーションを図り、多くの国の文明を体現し、多くの言語が融合したメディア形態を共同で作上げる。海洋関連の文芸創作を協力して展開し、沿線各国の風土と人情、友好的な交わりを表現する文芸作品を共同で制作し、民意の基盤を固める。

(五)協力的ガバナンスの道を共に探る

緊密な「藍色（海洋）」パートナーシップの構築は、海上協力を推進する上での有効な方法である。戦略的なリンクと対話・協議を強化し、協力をめぐる共通認識を深め、政治的相互信頼を増進し、二国間・多国間協力メカニズムを構築し、海洋ガバナンスに共に関与し、海上協力の深化に向けて制度的保障を提供する。

海洋をめぐるハイレベル対話メカニズムの構築。沿線国と重層的かつ複数ルートのコミュニケーション・協議・対話メカニズムを構築し、政府間、部門間の海洋協力に関する文書の締結を推進し、協力計画、実施プラン及びロードマップを共同で策定し、重大プロジェクトの実施を共同で推進する。21世紀海上シルクロードの沿線国ハイレベル対話メカニズムの構築を推進し、行動計画の実施を共同で推進し、海洋をめぐる重大な問題に共同で対応する。中国-小規模島嶼国海洋大臣円卓会議、中国-南欧国家海洋協力フォーラムを確実に開催する。

ブルーエコノミー協力メカニズムの構築。グローバル・ブルーエコノミーパートナー・フ

フォーラムを設立し、ブルーエコノミーの新たな理念と新たな実践の普及を図り、産業リンクと生産能力をめぐる協力を推進する。ブルーエコノミーの統計分類の国際標準を共同で制定するとともにその普及を図り、データ共有プラットフォームを構築し、21世紀海上シルクロードの沿線国のブルーエコノミー評価を展開し、ブルーエコノミー発展レポートを作成・発表して、成功経験をシェアする。海洋関連の金融公共財を打ち出し、ブルーエコノミーの発展を後押しする。

海洋計画の研究と応用の展開。「藍色（海洋）」の成長促進を目標とする国・地域の境界を跨いだ海洋空間計画、実施に当たっての共通の原則と基準・規格の制定を共同で推進し、最良の実践及び評価方法をシェアし、利害関係者を含む海洋空間計画国際フォーラムの構築を推進する。中国政府は沿線国に対して海洋発展計画に関連する研修・訓練及び技術援助を、また海洋発展計画の策定に向けた支援を提供したいと考えている。

多国間メカニズムとの協力強化。アジア太平洋経済協力会議（APEC）、一連の東アジア協力首脳会議、中国・アフリカ協力フォーラム、中国・太平洋島嶼国経済開発協力フォーラムなど多国間協力メカニズムの下での海洋協力のメカニズムと制度・ルール構築を後押しする。ユネスコ（国連教育科学文化機関）政府間海洋学委員会（IOC）、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）、環インド洋連合（IORA）、国際海洋研究所（IOI）などが役割を發揮するよう後押しし、重大な計画及びプロジェクトの共同で手配し、推進する。

シンクタンクの交流・協力の強化。沿線国のシンクタンクの対話・交流を推進し、戦略、政策のリンクに関する研究を協力して展開し、重大な提案を共同で示し、21世紀海上シルクロードを共同で建設するために、知的サポートを提供する。中国政府は国内のシンクタンクが沿線国の関連機関及び国際的な海洋組織と戦略的協力パートナーシップを構築することを後押しし、21世紀海上シルクロードシンクタンク同盟の設立を推進し、協力プラットフォームと協力ネットワークを構築する。

民間組織の協力強化。沿線国の民間組織と海洋公益サービス、学術研究、文化交流、科学技術協力、知識伝播などの活動を展開することを奨励し、民間組織の協力と政府間協力の相互促進を推し進め、海洋ガバナンスに共同で関与する。

五、積極的な行動

中国政府は関係国との海上協力を非常に重視し、戦略的コミュニケーションを強化し、協力プラットフォームを構築し、一連の協力プロジェクトを展開しており、全体的に順調に進展している。

首脳による指導・推進。中国は関係国の首脳が証人として立つ中で、タイ、マレーシア、カンボジア、インド、パキスタン、モルジブ、南アフリカなどの国と海洋分野における政府間協力協定、協力覚書、共同声明に署名し、多くの沿線国と戦略的なリンクを展開し、広範な海洋協力パートナーシップを構築している。

協力プラットフォームの構築。アジア太平洋経済協力会議（APEC）、一連の東アジア協力

首脳会議、中国-ASEAN 協力枠組みなどのメカニズムの下、ブルーエコノミーフォーラム、海洋環境保全シンポジウム、海事協議、海洋協力フォーラム、中国-ASEAN 海洋協力センター、東アジア海洋協力プラットフォームなどの協力メカニズムが構築されている。また、21世紀海上シルクロード博覧会、21世紀海上シルクロード国際芸術祭、世界媽祖（まそ）海洋文化フォーラムなど、一連の21世紀海上シルクロードをテーマとしたイベントを相次いで開催し、理解の増進、共通認識の形成、海上協力の深化を図る上で重要な役割を發揮している。

資金投入の拡大。 中国政府は国内資金を全面的に計画・手配し、中国-ASEAN 海上協力基金及び中国-インドネシア海上協力基金を設立し、『南シナ海及びその周辺の海洋国際協力枠組計画』を実施する。アジアインフラ投資銀行、シルクロード基金は重大な海上協力プロジェクトに資金サポートを提供している。

国内外のリンクを推進。 中国政府は環渤海、長江デルタ、海峡西岸、珠江デルタなどの経済区と沿海港湾都市が地方の特色を發揮し、開放度を拡大し、沿線国との実務的な協力を深めることを奨励する。福建省の21世紀海上シルクロード中核エリア、浙江省の海洋経済発展モデルエリア、福建省の海峡ブルーエコノミー実験区と舟山群島海洋新区の建設を後押しし、海南省の国際観光島の開放・開発度を拡大する。海洋経済革新発展モデル都市の建設を推進し、海洋経済発展モデルエリアの建設を実施する。

プロジェクトの完了促進。 マレーシアのマラッカ臨海パークの建設の推進に力を入れる。パキスタンのグワダル港の運営能力を引き上げ、港湾自由区の建設、企業誘致活動を着実に推進する。ミャンマーのチャウピュ港の「港湾+産業パーク+都市」総合一体化開発を進展させる。スリランカのコロンボ港ポートシティ、ハンバントタ港二期事業を秩序正しく推進する。エチオピア・ジブチ鉄道が開通、ケニアのモンバサ・ナイロビ鉄道が間もなく開通する。ギリシャのピレウス港は既に重要なハブ港となっている。中国とオランダの洋上風力発電共同開発プロジェクト、中国とインドネシア、カザフスタン、イランなどの国との海水淡水化協力プロジェクトが実施推進中である。海底通信の相互接続水準が大幅に向上し、アジア・パシフィック・ゲートウェイ (APG) が正式運用に入った。中国・マレーシアの欽州-関丹「両国ダブルパーク」、カンボジアのシハヌーク港経済特区、エジプトのスエズ経済・貿易協力区などの海外の産業パークの建設で顕著な成果が見られた。

未来を展望して、中国政府は自信と誠意をもって沿線各国と「一带一路」建設の海上協力を共に推進し、チャンスを共有し、チャレンジに共に向き合い、発展を共に追求し、共に行動し、海洋を大切に共有し、「藍色（海洋）」という故郷を守り、21世紀海上シルクロードという壮大な青写真の実現を共に推進していくことを願っている。

資料 2. 【中国】全国海洋經濟發展「第 13 次 5 年」計畫

『国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017-2025）』の印刷・配布に関する農業部の通知

日付：2017-11-01 00:00 公布機関：農業部漁業局 出所：

沿海各省、自治区、直轄市及び計画単列市漁業主管庁（局）：

国の生態文明の構築と海洋強国戦略の関連要求事項を徹底的に実行し、『中国水生生物資源保護行動綱要』『海洋漁業の持続的かつ健全な発展の促進に関する国務院の若干の意見』における海洋牧場の発展に関する配置・手配を実行に移し、国家級海洋牧場モデル区の総合的な効果とモデル・促進効果をより確実に発揮し、全国の海洋牧場の建設について未来の一時期において新たな飛躍的進歩を獲得できるよう後押しし、発展させ、さらに新たな段階に進めるようにするため、当部は『国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017-2025年）』の編成を手配した。ここに印刷・配布する。真摯に実施を手配していただきたい。

農業部

2017年10月31日

国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017-2025年）

まえがき

中国の海域は広く、島嶼が多く、海岸線は曲がりくねって延々と続き、良好な天然海域の生態環境条件と豊富な水生生物資源を有する。しかしながら、中国の経済・社会の急速な発展と人口の絶え間ない増加に伴い、環境汚染、工事・建設及び過剰な漁獲など様々な要因の影響を受け、中国の近海漁業資源は著しく衰退し、水域の生態環境は日に日に悪化し、水域の砂漠化が日に日に目立つようになり、中国の海洋生物資源の保護と持続可能な利用に深刻な影響を及ぼしている。海洋牧場の建設は海洋漁業資源の持続可能な利用と生態環境の保護の矛盾を解決する上での重要なカギであり、海洋漁業の発展方式を転換する上での重要な模索であり、海洋経済の発展と海洋生態文明の構築を促進する上での重要な措置でもある。海洋牧場の発展を通じて、海洋生物資源を有効に保護し、海域生態環境を改善できるだけでなく、より多くの上質かつ安全な水産物を提供し、養殖のグレードアップ、漁獲の構造転換、加工のレベルアップ、第1～3次産業の融合を推進し、産業リンクを効果的に拡大し、海洋漁業がグリーン（エコ）、調和、持続可能といった方向へ発展するよう推進することもできる。目下のところ、中国の海洋牧場の建設はある程度の規模に達しているものの、発展の過程において、全面的な計画・手配及び基礎研究の不足、モデル・誘導及び体制・メカニズムの構築不足などの問題が依然として存在し、海洋牧場

の総合的な効果の発揮を制約している。国の生態文明の構築と海洋強国戦略の関連要求事項を徹底的に実行し、『中国水生生物資源保護行動綱要』『海洋漁業の持続的かつ健全な発展の促進に関する国务院の若干の意見』における海洋牧場の発展に関する配置・手配を実行に移し、国家級海洋牧場モデル区の総合的な効果とモデル・促進効果をより確実に発揮し、全国の海洋牧場の建設について未来の一時期において新たな飛躍的な進歩を獲得できるよう後押しし、発展させ、さらに新たな段階に進めるようにするため、特に本計画を編成した。

一、建設の必要性

海洋牧場は、水生生物資源の保護、水域生態環境の修復を図る上での重要な手段であり、漁業の発展空間の拡大と有効な配置、海洋漁業の産業配置の最適化、漁業方式の転換・構造の調整の加速、近海漁業の持続可能な開発の促進を図る上での有効な措置でもある。国家級海洋牧場モデル区の高い基準・高い起点での建設を通じて、モデル区の漁業資源の保護と持続可能な利用における重要な役割を發揮できるだけでなく、模範を示し、リードすることによって、中国の海洋牧場の全体的な建設及び管理水準の向上を推進することもできる。

(一) 漁業産業構造の調整に役立ち、漁業の転換・グレードアップを実現

現在、資源の衰退、環境の悪化などの問題は既に漁業の発展を制約する「ボトルネック」となっている。漁業の発展に対する外部の資源環境の制約がますます大きくなり、発展空間が制限される一方で、過剰な漁獲と不健全な養殖方法などの漁業行為もまた海洋生態環境を破壊している。現代漁業の発展を図るには、グリーン（エコ）及び持続可能という開発理念を受け継ぎ、産業の発展と資源環境の保護の協調という原則を堅持し、保護の中での開発、開発の中での保護を実現しなければならない。海洋牧場は海洋の漁獲強度を引き下げ、海水の養殖密度を減らすと同時に、養殖のグレードアップ、漁獲構造の転換、加工のレベルアップを推進し、レジャー漁業の発展を促進し、産業リンケージを効果的に拡大し、海洋漁業の付加価値を高めることができる。また、より多くの上質かつ安全な水産物を提供し、漁業の従来の「規模・数量型」から「品質・効果型」への転換を推進し、中国の海洋漁業の転換・グレードアップ及び持続的かつ健全な発展を促進することができる。

(二) 上質な動物性タンパク質の提供に役立ち、住民の食事構造を改善

世界銀行の予測によると、2025年までに36ヵ国・14億人が食料不足の危機に陥り、2030年までに全世界で食料需要が50%以上増加する。水産物は国際的に広く認められている上質な動物性タンパク質の源である。水産物はまた中国の食料供給の重要な構成部分でもあり、海洋水産物の年間生産量は全国の肉類及び家禽・卵類の年間総生産量の30%に相

当し、中国の都市と農村の住民の食事の栄養において1/3近くの上質な動物性タンパク質を提供しており、既に中国の食料供給における重要な源になっており、中国の食料安全保障の確保における新たなルートでもある。現在、耕地が減少し、食料需給のバランスが崩れ、世界の食料価格が変動する中で、海洋牧場の発展を図り、「藍色（海洋）」食料庫の建設を推進することは、都市と農村の住民の食事構造の改善、上質なタンパク質の摂取という切実な需要を満たす上で役立ち、国の食料安全保障の海洋漁業の発展に対するニーズを満たす上でも有益である。

（三）海洋生物資源の保護に役立ち、海域の生態環境を改善

目下のところ、海洋漁業資源の衰退、生態環境の悪化といった状況に抜本的な変化は見られず、海洋生態系の保護を取り巻く情勢は依然として非常に厳しい。海洋生態系の安全の確保は、国の生態安全保障戦略の重要な構成部分であり、保護と修復の両面から同時に推進していく必要がある。海洋牧場は主に工学的手段を利用し、生物と環境が相互に作用する海洋生態系の原理に基づき、水生生物の繁殖、生息及び成長に適した漁場環境を作ることで、水生生物資源の自然な繁殖と補充を実現し、海洋生態系の改善と修復を促進する。人工魚礁の科学的な投入、海草・藻類の移植及び栽培、水生生物の増殖など系統的な措置を通じて、海域の生態環境を効果的に改善し、近海の漁業資源を保護し、海洋生物多様性を高め、海洋生態系の安全を確保することができる。また、海洋牧場は上質な水産物を産出すると同時に、炭素固定・窒素除去作用も発揮することができ、水質の浄化、海域の富栄養化の程度の緩和に役立つ。

（四）海洋経済の成長推進に役立ち、海洋強国戦略を後押し

中国共産党第18回全国代表大会では、生態文明の構築が「五位一体（訳注：経済、政治、文化、社会、生態文明が一体となること）」の全体的な配置に組み込まれると同時に、海洋強国の建設をめぐる重大な手配が示された。習近平総書記は中国共産党中央政治局第8回グループ学習の際に、海洋に関心を寄せ、海洋を認識し、海洋について方策を立ててこれを維持することをさらに強調し、海洋の開発と保護をめぐる「4つの転換」を提起した。漁業は海洋経済の発展、海洋生態文明の構築を図る上での重要な構成部分であり、沿海地域の経済・社会の発展における重要な一部でもある。海洋経済の発展とその他の新たなタイプの海洋産業の急速な成長に伴い、中国の海洋漁業が海洋総生産額に占める割合は相対的に低くなっており、海洋経済に対する寄与度は低下傾向を示している。海洋牧場は海洋漁業における非常に大きな優位性を持つ分野として、従来型の海洋漁業の発展を促進すると同時に、漁業機能を広げ、漁業における増殖、生態系の修復、レジャー・エンターテインメント、観光・旅行、文化の伝承、科学の普及・宣伝及び飲食・グルメなどを有機的に融合し、海洋関連の第2、3次産業の発展を効果的に促進し、海洋漁業経済の

新たな成長ポイントを形成し、海洋経済全体の健全で、持続可能な発展及び海洋強国の建設にも新たに貢献することができる。

二、発展の現状

30年余りの発展を経て、中国の沿海では北から南まで、人工魚礁の投入、海草・海藻の移植・栽培、海鮮珍味の人工増殖、エビ、カニ、頭足類の繁殖・放流などを主な内容とする一連の海洋牧場が建設されてきた。概算統計によると、2016年までに、全国で投入された海洋牧場の建設資金は55億8,000万元に上り、200余りの海洋牧場が建設されており、そのうち国家級海洋牧場モデル区は42カ所、関連海域面積は850平方キロメートル超、投入された魚礁は6,000万空立方メートル超に上る（詳細は付属文書1を参照）。目下のところ、全国の海洋牧場の建設は既にある程度の規模を備えており、経済的効果、生態的効果及び社会的効果は日に日に増している。推計によると、建設済みの海洋牧場による年間の直接的な経済的効果は319億元、生態的効果は604億元に上り、年間の炭素固定量は19万トンで、窒素、リンがそれぞれ1万6,844トン、1,684トン減少している。また、統計によると、海洋牧場と海上観光旅行、レジャー・海釣りなどを結び付けることで、年間の受け入れ可能な観光客数は延べ1,600万人超に達している。中国沿海の多くの地域において、海洋牧場は既に海洋経済の新たな成長ポイントになっており、第1～3次産業の融合を図る上での重要な拠り所、沿海地域の海洋生物資源の保護、海域生態環境の修復、漁業の転換・グレードアップの実現を目指す上での重要な注力点となっている。

（一）黄海・渤海エリアの建設の現状

概算統計によると、2016年までに、黄海・渤海エリアで投入された海洋牧場の建設資金は44億5,200万元に上り、148の海洋牧場が建設され、関連海域面積は346.7平方キロメートル、投入された人工魚礁は1,805万4,000空立方メートル、人工魚礁エリアの整備面積は157.1平方キロメートルに達し、海鮮珍味増殖型の人工魚礁、魚類の保護礁、藻礁、海藻場及びアワビ、ナマコ、ウニ、貝、魚並びにレジャー漁業が一体となった複合モデルが形成され、物質循環型-マルチ栄養レベル-総合増殖開発などの特徴を有し、海鮮珍味の産出を中心に、レジャー・海釣り機能を兼ね備えており、主に増殖型及びレジャー型の海洋牧場に属する。

（二）東シナ海エリアの建設の現状

概算統計によると、2016年までに、東シナ海エリアで投入された海洋牧場の建設資金は3億8,300万元に上り、23余りの海洋牧場が建設され、関連海域面積は235.7平方キロメートル、投入された人工魚礁は70万空立方メートル、人工魚礁エリアの整備面積は206.2平方キロメートルに達し、機能型の人工魚礁、ケルプベッド（海藻（草）場）及び沿岸島

礁の魚類、甲殻類並びにレジャー漁業が一体となった立体複合型の増殖開発を展開する海洋牧場モデルが形成されており、保護型及びレジャー型の海洋牧場に属する。

(三) 南シナ海エリアの建設の現状

概算統計によると、2016年までに、南シナ海エリアで投入された海洋牧場の建設資金は7億4,500万元に上り、74余りの海洋牧場が建設され、関連海域面積は270.2平方キロメートル、投入された人工魚礁は4,219万1,000空立方メートル、人工魚礁エリアの整備面積は256.6平方キロメートルに達し、生態型的人工魚礁、海藻場及び経済貝類、熱帯・亜熱帯の上質な魚類並びにレジャー・観光が一体となった海洋生態系の改良及び増殖開発型の海洋牧場モデルが形成され、生態系の保護及び魚類、甲殻類、貝類の産出を中心に、レジャー・観光機能を兼ね備えており、主に保護型の海洋牧場に属する。

三、存在する問題

中国の海洋牧場の建設は一定の成果を上げているものの、海洋生態文明の構築と海洋漁業の転換・グレードアップの要求事項とはまだ比較的大きな差が存在している。

まず、全面的な計画・手配に欠け、科学的な配置を強化する必要がある。海洋牧場は一つの科学的なシステムエンジニアリングであり、建設前に真摯に、踏み込んだ調査を行うとともに、それを踏まえて科学的な計画を打ち出す必要がある。一部の海洋牧場は計画配置、礁域の場所選定、建設規模及び人工魚礁の工事設計などの面で科学的な論証と全面的な計画・手配が不足しており、配置が合理性に欠ける。また、一部の海洋牧場は明確な機能の位置付けが欠けており、経済的効果を過度に強調する一方で生態的効果を軽視しており、こうしたことがいずれも海洋牧場の全体的な機能と効果の発揮を制約している。

次に、地域の発展がアンバランスで、資金の投入が全体的に不足している。各地域の重視の度合いと資金サポートに比較的大きな差が存在するため、目下のところ、全国の海洋牧場の発展は不均衡である。海洋牧場の建設に対する財政からの資金投入は全面的に不足しており、有効な規模の形成は難しく、中国の海洋牧場の建設は、数が多いものの、規模は小さく、特に生態系の保護を主な目標とする保護型の海洋牧場の発展が制約を受けるといった状況を招いている。これに加えて、海洋牧場の運営と管理をめぐり、関連資金が不足しており、海洋牧場の総合的な効果の十分かつ持続的な発揮が困難となり、海洋牧場の実際の効果に深刻な影響を及ぼしている。

さらに、法律・法規が不完全で、体制・メカニズムが不健全である。海洋牧場の建設と運営は、政府、企業、漁民など複数の利益主体にかかわり、全面的な計画・手配、総合的な管理が必要である。専門の規則制度が不足し、一部の海洋牧場の建設、経営及び監督管理の責任主体が不明確で、海洋牧場の財産権がはっきりしないため、管理の混乱を招いている。また、一部地域では海洋牧場に対する海域使用料の徴収基準が高過ぎたり、その資

源の増殖・保護機能を軽視したりしているほか、海域の使用許可期間が短すぎるなど、いずれも海洋牧場の建設に向けた積極性を一定程度くじいている。一部の地域ではさらに重複建設、管理の軽視といった現象や、後続のモニタリングや管理監督の不徹底、管理目標の偏り、経済的効果と短期的な利益の一方的な追求なども存在しており、こうしたことも海洋牧場の総合的な効果の発揮を制約している。

最後に、科学研究基盤がもろく、科学技術によるサポートが発展ニーズに追い付いていない。海洋牧場の建設は一つのシステムエンジニアリングであり、海洋物理学、海洋化学、海洋地質学、海洋生物学、建築工学など多くの学科にかかわる。目下のところ、中国では海洋牧場の研究に従事する機関と専門人材が不足しており、海洋牧場に対する系統的な研究が欠けている。海洋牧場の関連技術、環境最適化技術の研究について明らかに力強さが足りない。海底構造、湾・入り江の環境、魚類の回遊行動の観測などの分野の研究を早急に強化する必要があり、海洋牧場の基礎研究の進捗の遅れが海洋牧場の科学的発展を大きく制約している。

四、全体構想

(一) 指導理念

中国共産党第18回全国代表大会、第19回全国代表大会の精神と習近平総書記の一連の重要講話の精神を全面的かつ徹底的に実行し、「革新、協調、グリーン（エコ）、開放、共有」という五大発展理念をガイドとし、漁業資源の持続可能な利用という観点から出発し、国家級海洋牧場モデル区を注力点とし、人工魚礁と海藻場の建設を手段とし、繁殖・放流を補足とし、管理の現代化と情報化を保障として、計画による誘導、科学技術サポート、投入サポート、モデルの提示・指導及び制度面での保障を強化し、海洋牧場を主な形式とする漁業資源生態系の修復と地域的な漁業総合開発の推進に力を入れ、漁業の供給側の構造的改革を推し進め、漁業方式の転換・構造調整を加速し、現代漁業の転換・グレードアップを促進する。

(二) 基本原則

1. 全面的な計画・手配の双方に配慮、生態系を優先

海洋牧場の水生生物資源の保護、水域生態環境の修復、海洋水産物の産出、レジャー漁業の発展など各機能について全面的に計画・手配・考慮し、海洋牧場の建設と管理の生態学的な合理性の確保を経済的な合理性に優先し、生態、経済、社会の三大効果を含む総合的な効果の最大化を追求し、生態学的資本の維持と上昇を基礎とする保護型の海洋牧場を重点的に発展させ、海洋漁業と資源環境の持続的な調和のとれた発展を実現する。

2. 科学的な配置、重点的なモデルの提示

中国の黄海・渤海、東シナ海及び南シナ海の水生生物資源と天然の環境、生態系の修復需要、生産品目の変更・転業状況及び漁業産業の発展の特徴を総合的に考慮し、科学的な計画、合理的な配置を図る。国家級海洋牧場モデル区の建設を注力点とし、点を面に広げ、面から区域の促進を図り、徐々に推進し、海洋牧場の建設と管理の規範化を絶えず図り、中国の海洋牧場の発展の全体的な規模、レベル、水準を引き上げる。

3. 明確な位置付け、分類管理

それぞれタイプが異なる海洋牧場の機能の位置付けを明確にし、人工魚礁と海藻（草）場の建設、貝類の人工増殖、漁業資源の繁殖・放流、レジャー漁業の開発などの配置モデルを合理的に設計し、建設の規模と内容を科学的に確定し、相互間のリンクと補完を重視し、後続の管理・モニタリングを強化し、アウトプットコントロールを強め、海洋牧場の実際の効果を科学的に評価する。

4. メカニズムの調整、多様な投入

海洋牧場の関連規則制度を整備し、海洋牧場の建設と管理の規範化を図り、「所有権の帰属が明瞭、責任が明確で、管理が規範に合っており、保障が力強く、運営が高効率で、公平に利益が得られる」海洋牧場の建設及び管理体制・メカニズムを構築する。市場の資源の配置における基礎的な役割を十分に発揮し、各方面の積極性を引き出し、複数のルートから、重層的かつ多面的に建設資金を集め、海洋牧場の多様な投入メカニズムを構築する。

（三）計画目標

2025年までに、全国に地域の代表性が高く、生態系機能が際立ち、典型的なモデル及び影響・促進機能を持つ国家級海洋牧場モデル区178ヵ所を創設し、全国の海洋牧場の建設と管理の科学化、規範化を推進する。全国において投入済みの人工魚礁5,000万空立方メートル超、海草藻場の面積330平方キロメートルをそれぞれ達成し、近海の「一带三区（一带：沿海一带。三区：黄海・渤海エリア、東シナ海エリア、南シナ海エリア）」という海洋牧場の新たな構造を形成する。全国の海洋牧場モニタリング網を構築し、海洋牧場情報モニタリング・管理システムを整備し、海洋牧場の建設と管理の現代化、標準化、情報化を実現する。比較的整った海洋牧場の建設をめぐる管理制度と科学技術サポート体系を構築し、資源の節約、環境に優しい、高効率な運営、持続的な産出といった海洋牧場の発展をめぐる新たな局面を形成する。

（四）主な建設内容

国が海域の機能区画と環境保護計画に適合し、適当な自然条件を備えた海域における国家級海洋牧場モデル区の建設を後押しする。主な建設内容には、人工魚礁の設計・建造及

び投入、関連船舶、管理・保護プラットフォーム、モニタリング・管理システムなどの施設・設備、海草藻場の移植・修復などが含まれる。

五、全体配置

中国の近海海域の地理・環境状況により、『中国水生生物資源保護行動綱要』と『海洋漁業の持続的かつ健全な発展の促進に関する国務院の若干の意見』の関連手配に基づき、全国の沿海各省（自治区、直轄市）の海洋牧場の建設及び発展計画を踏まえて、2025年までに、全国で178カ所の国家級海洋牧場モデル区（2015-2016年に建設済みの42カ所を含む）を建設する。具体的な配置は以下のとおり。

（一）黄海・渤海エリア

2025年までに、黄海・渤海エリアに国家級海洋牧場モデル区計113カ所（2015-2016年に建設済みのものを含む）を建設する。モデル海域の形成面積は1,200平方キロメートル、うち人工魚礁エリアの整備面積が600平方キロメートル余りで、投入する人工魚礁は3,400万空立方メートル余り、海草藻場の形成面積は160平方キロメートル。

主な分布区域：渤海市遼東湾、渤海湾、莱州湾、秦皇島-灤河河口海域、大連市近海海域、山東半島沿岸海域、南黄海などの海域。うち、遼東湾は主に綏中県、葫芦島市、営口市近海などの海域に分布。秦皇島-灤河河口海域は主に秦皇島市近海、南戴河近海、昌黎県近海、唐山市唐山湾、仏手島などの海域に分布。渤海湾は主に天津市南港工業区海域、滄州市海域、濱州市無棣県近海海域、東営市河口エリア近海などの海域に分布。莱州湾は主に東営市黄河河口エリア、竜口市肥嶋島などの海域に分布。大連市近海海域は主に大長山島・小長山島海域、黄海の（大連市金州区）大李家街道海域、海洋島、平島、石城島、王家島などの海域に分布。山東半島沿岸は主に煙台市南北隍城海域、南長山島・北長山島、崆峒島、砣磯-喉磯-高山島、廟島群島東部、蓬萊市東部、芝罘島東部、養馬島、四十裏湾、牟平区金山下寨、金山港東部、海陽市琵琶口、土埠島東部、大閭家海域、威海市双島湾、五墨島湾、小石島、劉公島、五渚河～茅子草口、靖海湾東部、乳山市白沙湾海域、栄成市臨洛湾、栄成湾、蘇山島、愛倫湾、俚島湾、王家湾海域、青島市五丁礁、田横島南部、齋堂島、崂山湾、竹岔島、朝連島、鳳凰島海域、日照市北部近海、黄家塘湾、劉家湾、前三島、海州湾北部などの海域に分布。南黄海海域は主に江蘇省南通市近海海域に分布。

（二）東シナ海エリア

2025年までに、東シナ海エリアに国家級海洋牧場モデル区計20カ所（2015-2016年に建設済みのものを含む）を建設する。モデル海域の形成面積は500平方キロメートル余り、うち人工魚礁エリアの整備面積が160平方キロメートルで、投入する人工魚礁は500万空立方メートル余り、海草藻場の形成面積は80平方キロメートル。

主な分布区域：主に浙江、福建近海海域に分布。うち、浙江は主に（舟山市）普陀区朱家尖鎮白沙海域、台州市椒江区大陳海域、臨海市東磯列島海域、温嶺市積絡三牛海域、玉環県鷄山島群海域、温州市洞頭などの海域に分布。福建は主に寧徳市霞浦海域、福州市連江、福清、平潭海域、莆田区秀嶼、泉州市晉江海域、アモイ市白哈礁、漳州市竜海、東山海域。

（三）南シナ海エリア

2025年までに、南シナ海エリアに国家級海洋牧場モデル区計45ヵ所（2015-2016年に建設済みのものを含む）を建設する。モデル海域の形成面積は1,000平方キロメートル余り、うち人工魚礁エリアの整備面積が300平方キロメートル余りで、投入する人工魚礁は1,100万立方メートル余り、海草藻場の形成面積は90平方キロメートル。

主な分布区域：広東、広西及び海南近海海域に分布。うち、広東は主に汕頭市菜蕪海域、揭陽市神泉、前詹海域、汕尾市陸豊市碣石湾金廂南シナ海海域、惠州市大辣甲、紅海湾、大星山海域、湛江市江洪、硃洲、烏石、煙竈海域、深セン市楊梅坑、東冲-西冲海域、珠海市廟湾、外伶仃海域、江門市烏猪洲、沙堤海域、陽江市山外東、青洲島、紅魚排、海陵島海域、茂名市大放鷄島、第一灘海域、吳川市博茂漁港西南部などの海域に分布。広西は主に北海近海海域、欽州市三娘湾などの海域に分布。海南は主に三亜市近海の三亜湾、蜈支洲島、崖州海域、陵水県近海海域、万寧市洲仔島海域、瓊海市馮家湾海域、文昌市海域、臨高県頭洋湾海域、儋州市峨蔓、海頭、磷槍石島海域、楽東県鶯歌海海域、西沙永楽群島などの海域。

六、効果分析

（一）生態的効果

海洋牧場は水生生物の生息地及び漁場環境の修復、漁業の個体群資源の増殖、海域生態系サービス機能の向上、生物多様性の維持などの面で総合的な生態的効果を有する。海洋牧場の建設で形成される人工魚礁エリアは大型藻類、付着生物などに付着基質を与え、礁域内で形成される多様な流れ場と流動様式は各種水生生物に生息、繁殖、成長、天敵回避などに必要な生息空間を提供する。藻類の移植及び海藻藻場の整備は、海底生態環境の修復、海の砂漠化問題の解決に大きな意義があり、水質の浄化、改善底質の改善が可能だけでなく、温室効果を低減し、赤潮の発生を防ぐこともできる。海洋牧場モデル区の建設を通じて、モデル区及びその周辺海域の漁業資源の補充量と生物多様性の回復及び向上、海域の生態環境質の改善、海域の生態系サービス機能の向上、海洋漁業の持続的かつ健全な発展の促進を図ることができる。

（二）社会的効果

海洋漁業資源を保護するため、中国の海洋漁獲業は現在、減船・漁業種類の転換を実施している。海洋牧場の建設は減産・生産品目変更政策に密接に関わる。減らされて不用になった漁船は無害化处理された後、魚礁材料とすることが可能で、廃品が宝に変わる。同時にまた、建設された海洋牧場は漁獲を行う漁民に生産品目の変更・転業という活路を提供することもでき、生産品目を変更した漁民や転業した漁民の収入の安定、漁区社会の調和・安定の保障に有益である。このほか、海洋牧場の建設と繁殖・放流活動を基盤とし、政府による誘導、社会・メディアによる広報、市民参加の拡大などの手段を利用し、海洋生態系の保護に関する広範な広報及び啓発を強化し、「人と海の調和、人と魚の調和」という理念を提唱し樹立することで、社会全体の水生生物資源の保護と水域生態環境の保護に対する意識を高め、海洋生態環境の保護、海洋資源の合理的な利用をより一層深く人々の心に入り込ませることができる。

(三) 経済的効果

国内外の海洋牧場の建設をめぐる経験によると、人工魚礁エリア 1 空立方メートル当たりの漁獲量は、魚礁を投入していない通常の海域に比べて年平均で 10 キログラム多くなる。これに基づいて計算すると、本計画期間内に投入される人工魚礁 5,000 万空立方メートルについて、生産量は毎年平均約 50 万トン増える。主な漁獲品種の価格を 2 万元/トンで計算すると、本計画において、人工魚礁のみで、その完成後に漁業生産額が毎年 100 億元増えることになる。これに、水生生物の繁殖・放流及び海藻の移植による経済的効果を合わせると、控え目に見積もっても、完成後の国家級海洋牧場モデル区によってもたらされる経済的効果は毎年 150 億元を超え、10 年間で 1,500 億元を超えるものとみられる。このほか、海洋牧場の建設はさらに沿岸地域の水産物の稚魚・幼魚の繁殖育成、養殖、加工、貿易、交通輸送、レジャー・魚釣り、飲食・観光などの関連産業の発展も効果的に促進し、海洋経済の発展に向けて新たな貢献をすることができる。

七、保障措置

(一) 組織・指導及びコミュニケーション・調整の強化

沿海の各級漁業主管部門は、国家級海洋牧場モデル区の創設を注力点とし、海洋牧場の建設の程度を拡大し、海洋牧場と海水養殖、レジャー漁業、漁獲を行う漁民の生産品目の変更・転業、漁船の更新・改造及び漁業関連の「三無（船名無し、船舶番号無し、証書無し）」船舶の取り締まり、水生生物保護区の建設並びに繁殖・放流などの漁業関連産業又は活動との協調・協力について全面的に計画・手配し、かつそれらを確実に実行し、海洋漁業方式の転換・構造の調整及び転換・グレードアップを加速し、海洋漁業の持続的かつ健全な発展を促進することを重視しなければならない。また、関係部門と積極的にコミュニケーションをとり、海洋牧場の建設とその他の業種による海洋利用の関係を適切に調整し、既存の機能区画と環境保全に関する要求事項の衝突を回避すべきである。同時にま

た、海洋牧場計画又は建設区域を漁業機能区域に組み込むよう積極的に努め、海洋牧場の発展に向けて十分な余地を残さなければならない。

(二) 海洋牧場の建設及び管理体制・メカニズムの整備

海洋牧場の関連法律、法規、規則制度及び規範的文書の制定・策定・改正・修正を加速推進し、海洋牧場の建設及び管理に関する規則を整備する。海洋牧場の建設及び管理体制・メカニズムについて革新を図り、それぞれ異なるタイプ及び機能の位置付けに基づき、より一層の確な分類管理を実行する。海洋牧場の投資と収益がマッチした制度を構築・整備し、海洋牧場の建設主体、経営主体及び所在海域の漁民の海洋牧場の経営、開発、管理及び維持・保護における権利、責任及び義務を明確にし、海洋漁業資源と生態環境の適切な保護を確実に保証することを前提として、各投入当事者が合理的な収益を得られるようにする。

(三) 多様な投入支援メカニズムの構築

漁業に関する既存の支援政策の整合を図り、関連プロジェクトと資金の手配において、海洋牧場の建設に重点的にシフトする。中央財政は、漁業の石油価格をめぐる補助金政策の調整を通じて、海洋漁業資源と水域生態環境の修復、最適化を主な目標とする国家級海洋牧場モデル区の建設の展開を後押しする。各地における海洋牧場の建設に対する支援の程度の拡大を奨励するとともに、海域使用に関する費用の減免、審査・許可手続きの簡素化、及び融資、税制、保険などの面で政策シフトを行う。複数ルート、重層的かつ多面的で長期的に有効な投入メカニズムの構築を積極的に推進し、「投資した者が責任を負い、利益を得る」という原則に従い、生態補償資金、金融資本及びその他の社会資本の海洋牧場の建設への関与を奨励し、海洋牧場の大規模発展を推進する。

(四) 科学技術支援・サービスの強化

海洋牧場分野の専門人材の育成・導入を強化し、重層的な人材育成メカニズムを構築し、安定的かつ高効率な海洋牧場の技術研究・支援チームを形成し、海洋牧場計画の建設、技術標準、効果評価、管理制度、支援政策などの面で技術支援・サービスを提供する。関連する科学技術力を結集し、産業の発展を方向性とし、海洋牧場の場所選定、礁体の設計、礁域の配置、礁体の投入、海草藻場の構築、増殖種の選択、漁業資源の管理などの分野の重要技術・共通技術の難題に合同で取り組み、海洋牧場の建設を科学的に指導する。国家級海洋牧場モデル区の典型的なモデル及び影響・促進機能を十分に発揮し、実用技術と成功経験の普及に力を入れ、海洋牧場の全面的かつ健全な発展を導く。

(五) 海洋牧場の後続の管理・モニタリングの強化

海洋牧場のリアルタイムモニタリングシステムと意思決定補助技術情報プラットフォームを構築し、海洋牧場の生態環境、資源状況に対して追跡・モニタリングを適時行う。海洋牧場の長期的なエコ・エコノミー及び社会的効果評価メカニズムを確立し、海洋牧場の建設で得られた効果について全面的な総括、科学的評価、総合分析を行い、後続の管理、開発利用及び継続的な建設に向けて、意思決定支援を提供する。海洋牧場の場所選定、設計、論証、実施などの重点分野及び重要な段階の審査を強化し、入札、品質管理、技術監督などの重要な段階をしっかりと押さえ、海洋牧場の建設の質を確保する。法執行の監督管理を強化し、動的な監督管理体系及び総合審査・評価体系を確立し、海洋漁業資源の有効な保護と持続可能な利用を確実に保証する。

付属文書：1. 2015-2016 年国家級海洋牧場モデル区建設済みリスト

2. 2017-2025 年国家級海洋牧場モデル区計画建設表

資料3.【中国】「国家級海洋牧場モデル区建設計画（2017 - 2025）」の
印刷・配布に関する農業部の通知

付属文書

全国海洋經濟發展「第 13 次 5 力年」計画

国家發展・改革委員会

国家海洋局

2017 年 5 月

1

目 次

まえがき	5
一、全体的な要求事項	6
(一) 発展の成果	6
(二) 直面する情勢	7
(三) 指導理念	8
(四) 基本原則	8
(五) 発展目標	8
二、海洋経済の発展に向けた配置の最適化	10
(一) 北部海洋経済圏	10
(二) 東部海洋経済圏	11
(三) 南部海洋経済圏	13
(四) 島嶼の開発と保護	15
(五) 深海・遠洋の空間開拓	16
三、海洋産業の最適化・グレードアップの推進	16
(一) 従来型海洋産業の調整・最適化	17
(二) 新興海洋産業の育成・発展	18
(三) 海洋サービス業の開拓・レベルアップ	19

(四) 産業クラスター化に向けた発展促進	21
四、海洋経済革新の発展促進	
(一) 海洋関連の重大な科学技術革新の支援	23
(二) 海洋科学技術成果の実用化の推進	23
(三) 海洋経済の発展に向けた試みの深化	23
(四) 海洋人材体制・メカニズムのイノベーション	24
五、海洋生態文明の構築強化	24
(一) 海洋生態系の保護・修復の強化	24
(二) 海洋環境総合対策の強化	25
(三) 海洋資源の集約・節約利用	25
(四) 海洋産業の低炭素発展の促進	26
(五) 海洋防災・減災能力の向上	26
六、海洋経済協力の発展加速	27
(一) 海上の相互接続整備の推進	27
(二) 海洋産業の有効なリンクの促進	27
(三) 海洋経済をめぐる交流・協力の推進	27
(四) 対外協力支援体制の整備	28
七、海洋経済体制改革の深化	29

(一) 現代海洋経済市場体系の整備	29
(二) 海洋産業の発展に向けた体制・メカニズムの調整	29
(三) 海洋経済の投融资体制改革の加速	29
(四) 海洋情報資源の共有推進	30
八、保障措置	30
(一) マクロ的指導の強化	30
(二) 制度体系の完全化	30
(三) 政策調整の強化	31
(四) モニタリング評価の展開	31
(五) 実施メカニズムの整備	32

まえがき

海洋は中国の経済・社会の発展にとって重要な戦略的空間であり、新産業を育み、新たな成長を牽引する重要な分野であり、国の経済・社会の発展全体における地位と役割が日に日に際立ってきている。共産党中央、国務院は、海洋経済の発展を非常に重視し、中国共産党第18回全国代表大会では、海洋強国の構築という重大な戦略的配置が打ち出された。海洋経済を発展させ、藍色（海洋）の発展空間を広げることは、「2つの百年（訳注：共産党創立百年＝2021年と、中華人民共和国建国の百年＝2049年）」に向けての努力目標の実現、中華民族の偉大なる復興という中国の夢の実現に重大な意義を持つ。

「第12次5ヵ年計画」期に、中国の海洋経済は全体的に良好な発展状況を維持し、構造調整の歩みが加速し、発展空間の拡張、生態文明の構築、動力の転換加速、経済の持続的かつ安定的な成長の維持において、重要な役割を發揮した。

「第13次5ヵ年計画」期は、中国の海洋経済の構造の更なる調整、発展方式の転換加速という重要な時期であり、陸海の全面的な計画・手配を堅持し、「一帯一路」建設という重大なチャンスをしっかりつかみ、海洋経済の持続的かつ健全な発展を推進していかなければならない。

『中華人民共和国国民経済・社会発展の第13次5ヵ年計画綱要』に基づき、本計画を編成した。計画の関連地域には中国の管轄海域及び海洋経済の発展の拠り所となる関連陸域（香港・マカオ・台湾地域を含まず）が含まれる。計画期間は2020年までとする。

一、全体的な要求事項

「第 12 次 5 ヶ年計画」期は、中国の海洋経済の発展について、顕著な成果が見られた。「第 13 次 5 ヶ年計画」期に、中国の海洋経済の発展は重大なチャンスとチャレンジに直面する。

(一) 発展の成果

海洋経済の全体的な実力の更なる向上 「第 12 次 5 ヶ年計画」期に、中国の海洋経済は、全体的に安定した発展状況を引き続き維持し、年平均成長率は 8.1%で、やはり国民経済の発展を牽引するエンジンであった。2015 年の海洋経済総量は 6 兆 5,000 億元近くに上り、「第 11 次 5 ヶ年計画」期末に比べて 65.5%増加した。海洋総生産額が域内総生産（GDP）に占める割合は 9.4%に達した。海洋関連の就業者数は 3,589 万人で、「第 11 次 5 ヶ年計画」期末に比べて 239 万人増加した。

海洋経済の配置の更なる最適化 「第 12 次 5 ヶ年計画」期に、環渤海、長江デルタ及び珠江デルタの牽引機能が発揮され、北部、東部、南部の 3 つの海洋経済圏が一通り形成され、一部の内陸省の海洋経済が徐々に発展し、浙江省の舟山群島、広州の南沙、大連の金普、青島の西海岸などの国家級新区や、福建省の平潭、珠海の横琴、深センの前海などの重要な海洋関連機能プラットフォームが相次いで認可、設立された。山東、浙江、広東、福建、天津など全国海洋経済発展試行地区の活動で顕著な成果が得られ、重点分野における先行試験で良好な効果が見られ、海洋経済の影響・促進力が更に強まった。海を跨いだ地域間の融合発展、海洋経済の配置について、最適化が更に進んだ。

海洋経済の構造調整の加速 「第 12 次 5 ヶ年計画」期に、海洋産業構造の調整にプラスの変化が見られ、海洋経済の第 1～3 次産業構造は 2010 年の 5.1:47.7:47.2 から、2015 年には 5.1:42.5:52.4 に調整された。従来型の海洋産業の転換・グレードアップが加速し、海洋石油・ガスの探査・開発が深海・遠洋に向けて更に広がり、海水養殖の比率が更に高まり、ハイエンド船舶と特殊船舶の竣工量が増加した。新興海洋産業が比較的速い発展スピードを維持、年平均成長率は 19%に達した。海洋サービス業の顕著な成長傾向を示し、海浜観光業の年平均成長率は 15.4%に達し、大型定期客船・遊覧船などの観光業態が急速に発展し、海洋関連金融サービス業も素早く前進し始めた。

海洋科学の技術革新と応用における新たな成果の獲得 「第 12 次 5 ヶ年計画」期に、海洋関連の基幹技術について、多くの重大なブレークスルーを達成した。「蛟竜（みずち）」号有人潜水艇、遠隔操作式深海無人潜水艇作業システムの海上試験に成功したほか、海洋深水事業の重大設備及び関連事業、水深 3,000 メートルの半潜水型掘削プラットフォームが検収に合格、南極の氷床コアボーリングで 1 回目の試掘に成功した。海洋科学技術の成果の実用化率は 50%を超え、海水淡水化設備の国産化率が顕著に上昇し、メガワット級の海洋潮流エネルギー設備について正式な発電・送電が始まり、200 キロワットの波力エネルギー設備が遠洋の島礁に対する応用能力をひと通り備えるようになった。

海洋管理・公共サービス能力の更なる向上 初の全国海洋経済調査が正式に始まり、海洋

生態環境の保護と修復で顕著な成果が得られた。海域の使用管理が更に進み、海域空間資源によって沿海地域の経済・社会の発展が全面的に保障された。海洋公共サービス能力が顕著に向上し、海洋予報区域が中国の近海から地球全体の大洋及び南極と北極まで延び、海洋災害の早期警戒発令頻度が顕著に増加し、海洋漁業生産安全及び海上捜索救助・環境保障サービスシステムの試験運用が始まり、管轄海域の巡航・法執行の時間的・空間的カバー率が更に向上した。暴風雨災害に対する防御能力が更に強まり、防波堤約 1 万 4,000 キロメートルが完成した。

海洋経済の対外開放の絶え間ない拡大 「第 12 次 5 ヶ年計画」期に、上海、天津、広東、福建自由貿易試験区が相次いで設立された。海洋関連企業は、対外投資による港湾建設、海洋事業プロジェクトの請負、海洋関連企業の買収などの方式を通じて、海洋産業協力をめぐるモデルと分野を広げた。「一帯一路」建設戦略が順調に実施され、中国は「21 世紀海上シルクロード」沿線国とインフラ整備、経済・貿易協力、環境保護、人文交流、防災・減災などの分野で実務的な協力を展開し、対外貿易と直接投資が顕著に増加した。

(二) 直面する情勢

「第 13 次 5 ヶ年計画」期に、海洋経済の発展は重大なチャンスを迎える。グローバル・ガバナンス体系に本質的な変革が起こり、生産要素のグローバルな再編と流動が更に加速し、今まさに新たなラウンドの科学技術革命と産業変革が起きており、中国の海洋経済の転換・グレードアップと「海外進出」に向けて良好な条件と重要な下支えが提供され、「一帯一路」建設戦略の実施が加速し、中国の海洋経済がより一層広範囲かつ深いレベルで国際競争・協力に関わる上で新たな空間が広がった。中国経済の長期的な見通しの良さという基本に変化はなく、総合国力の着実な向上、科学技術力な顕著な増強が海洋経済の加速度的な発展に向けて強力な下支えを提供した。経済発展方式が加速度的に転換し、新たな成長動力が生まれ、形成されており、製造業の実力が顕著に向上し、サービス業の成長の勢いが目立ち、海洋産業の加速度的な転換・グレードアップに向けて重要な基礎が定まった。改革の持続的な推進を全面的に深化させ、「大衆創業・万衆創新（大衆による起業・万人によるイノベーション）」政策を更に踏み込んで実施し、海洋経済の発展に向けて新たなエネルギーと活力を注入する。

同時にまた、世界経済は依然として程度の高い調整期にあり、グローバル経済は今なお低迷から脱却しておらず、国際市場の需給は相変わらず力にかけ、地政学的関係は複雑で変わりやすく、中国の海洋経済関連分野の対外投資、海洋経済の発展空間の拡大に多くの不確実性をもたらしていることにも目を向ける必要がある。中国経済の発展は新常态（ニューノーマル）に入り、海洋経済の発展の不均衡、不調和、非持続可能性といった問題は依然として存在している。海洋経済の発展に向けた配置について最適化を図る必要があり、海洋産業の構造調整と転換・グレードアップに関する圧力は増している。一部の海洋産業には過剰な生産能力という問題が存在し、自主的イノベーションと技術成果の実用化能力の向上が待たれる。海洋生態環境に対する圧力は拡大し続けており、海洋生態環境は退化

し、陸海協同による保護を強化する必要がある。海洋災害と安全生産のリスクが日に日に際立っており、保障海洋経済の発展を保障する体制・メカニズムが未完全である。これらの要素が依然として中国の海洋経済の持続的かつ健全な発展を制約している。

(三) 指導理念

中国共産党第 18 回全国代表大会及び中国共産党第 18 期中央委員会第 3、4、5、6 回全体会議の精神を全面的に貫き、習近平総書記の一連の重要講話の精神を徹底的に貫徹し、「五位一体」の全体的な配置の推進と「4 つの全面（訳注：「小康（ややゆとりのある）社会の全面的建設」「改革の全面的深化」「全面的な法による国家統治」「全面的な厳しい党内統治）」戦略の配置の調和がとれた推進の全面的な計画・手配を中心に据えて、革新、協調、グリーン（エコ）、開放、共有という新たな発展理念を堅持し、海洋経済のグローバルな配置観を打ち立て、海洋経済の発展の新常態（ニューノーマル）に自発的に適応するとともにそれをリードし、供給側の構造的な改革を加速し、海洋経済の地域配置の最適化に力を入れ、海洋産業の構造とレベルを引き上げ、海洋科学の技術革新能力を高め、海洋生態文明の構築を推進し、海洋の開発と保護を科学的かつ全面的に計画・手配し、海洋経済分野の開放的な協力を拡大し、海洋経済のスピード・規模型からクオリティ・効果型への転換を推進して、ブルーエコノミー空間の拡大、海洋強国の建設に向けてより一層大きく貢献していく。

(四) 基本原則

改革・革新、質と効果の向上 革新を手段として市場の活力を呼び起こし、海洋経済体制・メカニズム改革の推進に力を入れ、海洋新技術の実用化・応用及び海洋新産業、新業態の形成を導き、「スマート海洋」事業などを拠り所として、海洋経済の成長に向けた新たな動力を育成し、海洋経済の発展の質と効果を高める。

陸海の全面的な計画・手配、調和のとれた発展 陸海資源の配置、産業配置、生態系の保護、災害防止対策をめぐる調和のとれた発展に向けた全面的な計画・手配、沿海各地域間の海洋産業の分業と配置をめぐる調和のとれた発展に向けた全面的な計画・手配、海洋経済の建設と国防建設の融合発展に向けた全面的な計画・手配をそれぞれ図る。

グリーンな発展、生態系優先 開発と保護を共に重視することを堅持し、海洋資源の集約・節約利用に力を入れ、海洋環境の汚染源制御を強化し、海洋生態環境を確実に保護する。

開放拡大、協力共有 国際的な海洋経済協力を積極的に関わり、利益共同体を構築して、中国の海洋産業のグローバル・バリューチェーンにおける地位と役割を徐々に高める。国民の福祉の増進を目的として、海洋経済の発展の成果を共有する。

(五) 発展目標

2020 年までに、中国の海洋経済の発展空間を拡大し続け、総合的な実力及び質と効果を更に高め、海洋産業の構造と配置をよりいっそう合理的なものにし、海洋科学技術の下支えと保障能力を更に強め、海洋生態文明の構築で顕著な成果を上げ、海洋経済をめぐる国

際協力で重大な成果を獲得し、海洋経済のコントロール能力と公共サービス能力を更に引き上げ、陸海の全面的な計画・手配、人と海の調和の取れた海洋発展という新たな構造を形成する。

表1 「第13次5ヵ年」海洋経済発展主な目標

指標名称	2015	2020	指標属性	
総合的な 実力	海洋総生産額の年平均成長率 (%)	8.1	7	予測的
	海洋総生産額が域内総生産 (GDP) に占める割合 (%)	9.4	9.5	予測的
科学技術 革新	海洋研究・試験の発展経費の投入強度 (%)	2	>2.5	指導的
	海洋科学技術成果の実用化率 (%)	>50	>55	予測的
産業 構造	新興海洋産業の付加価値の年平均成長率 (%)	19.8	(>20)	予測的
	海洋サービス業の付加価値が海洋総生産額に占める割合 (%)	52	>55	予測的
社会 民生	海洋関連就業者の新規増加人数 (万人)	[239]	[250]	予測的
	海洋科学の普及・教育拠点 (ヵ所)	[206]	[400]	指導的
資源 環境	沿岸海域の優良水質 (一、二類) の比率 (%)	68	70	制約的
	大陸の天然海岸線保有率 (%)	—	>35	制約的

注：[]内は5年間の累計値、()内は5年間の平均値。

二、海洋経済の発展に向けた配置の最適化

全国海洋主体機能区計画に従い、地域及び海域別の天然資源、生態系の環境容量、産業基盤及び発展潜在力に基づき、地域の発展の全体的な戦略及び「一帯一路」建設、北京・天津・河北の協同発展、長江経済ベルトの発展に向けた重大戦略を牽引役として、中国の北部、東部、南部の3つの海洋経済圏の配置の更なる最適化を図り、島嶼及び近海域に対する保護の度合いを強め、重要な島嶼を合理的に開発し、深海・遠洋をめぐる地域配置を推進し、ブルーエコノミー空間の拡大を加速し、海洋経済をめぐるグローバル配置の新たな構造を形成する。

(一) 北部海洋経済圏

北部海洋経済圏は遼東半島、渤海湾、山東半島沿海及び海域からなる。当該区域の海洋経済の基盤は厚く、海洋科学研究・教育の優位性が際立っており、中国の北方地域の対外開放の重要なプラットフォームであり、中国が経済のグローバル化に関わる上での重要な区域であり、グローバルな影響力を備えた、先進的な製造業拠点、現代サービス業拠点、全国の科学技術革新・技術研究開発拠点である。

遼東半島沿海及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、東北地域の対外開放の重要なプラットフォーム、東北アジアの重要な国際水上運輸センター、全国の先進的な設備製造業及び新型原材料拠点、重要な科学技術革新・技術研究開発拠点、重要な海洋エコロジカルレジャー・観光目的地、生態環境に優れ人々の生活が豊かな居住に適したエリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、深水養殖カゴなどの沖合養殖の積極的な開拓、循環水養殖のファクトリー化の後押し、人工漁礁及び海洋牧場の整備強化である。東北アジアの国際海洋島嶼観光、海浜避暑・リゾート観光エリアの整備を重点的に推進し、大型定期客船観光の発展・育成に力を入れ、東北アジア地域の大型定期客船観光拠点を構築する。港湾資源の配置・分布の最適化を図る。大連、盤錦、葫蘆島にハイテク船舶及び海洋事業の産業拠点を構築する。海洋バイオテクノロジーの研究開発と成果の実用化を強化する。大連に海水淡水化・综合利用モデルエリアを設け、海水利用について、沿海の産業拠点、沿海都市部における応用を推進する。海に流れ込む汚染物質の総量を厳しく規制し、遼河流域及び沿岸海域の汚染防止対策を強化する。海洋保護区体系の構築を強化して完備なものにし、海洋生態レッドライン制度を構築、実施する。

渤海湾沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、北京・天津・河北の協同発展と環渤海の協力発展の重点地区、地域全体の協同発展改革の牽引エリア、全国のイノベーションドライブ、経済成長の新たなエンジン、生態系の修復・環境改善モデルエリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、北京・天津・河北の協同発展と天津自由貿易試験区の構築という優位性を拠り所として、港湾資源の配置と統合の最適化に力を入れ、集散・分散体系の整備、現代水上運輸サービス業の発展加速、天津の北方国際水上運輸中核エリアの構築の加速推進を図る。高付加価値観光を積極的に発展させ、天津に北方国際大型定期客船観光センターを構築する。渤海の石油・ガス資源開発を着実に推進

し、既存の石油・ガス田の回収率を高め、エコロジカルな石油化学産業拠点の構築を推進する。天津の滨海新区、河北省の曹妃甸海水淡水化・総合利用拠点の構築を推進する。海塩化学工業を積極的に発展させ、海洋向けのハイエンド船舶及び設備製造業の発展を加速させる。水上運輸関連金融の発展を図り、全国的なファイナンスリース資産プラットフォームと北方（天津）水上運輸取引所を構築する。国家海洋博物館、極地海洋館などの施設を拠り所として、国家海洋文化集中展示エリア及びクリエイティブ産業モデルエリアを構築する。渤海・入り江海域の汚染防止対策を強め、陸源汚染に対する規制を強化し、厳格な海洋生態レッドライン制度を実施し、海洋生態環境の整備と修復を推進する。

山東半島沿海及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、比較的高い国際競争力を備えた現代海洋産業クラスターエリア、世界的な先進水準を備えた海洋科学技術教育中核エリア、海洋経済改革開放先行エリア、全国の重要な海洋生態文明モデルエリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、「海上穀物倉庫」の構築、漁業資源の保護・修復、良種の育成・繁殖、健全な養殖、高付加価値加工、遠洋漁業産業リンケージの育成・整備である。水産遺伝子バンクプロジェクトを実施し、海洋分野の総合的なサンプル・資源・データセンターを構築する。近代的な港湾群の構築、港湾物流サービス網の整備、東北アジアに立脚し、「一带一路」建設に寄与する水上運輸ハブの構築に力を入れる。国際海浜レジャーリゾート、大型定期客船・遊覧船、マリンスポーツなど、付加価値が高い海洋観光業を発展させる。海洋設備の自主開発化、ハイエンド化、スマート化、集積化に向けた発展を加速推進する。海洋由来の医薬品とバイオ製品、海洋新エネルギー、海水利用など新興海洋産業の規模を拡大し続け、全国的に重要な海洋ハイテク産業拠点を構築する。青島ブルーバレーの構築、威海の国家浅海総合試験場の整備を推進する。海洋エネルギー・深水養殖カゴによる養殖の総合利用を推進する。萊州湾、膠州湾などの湾・入り江の汚染対策と生態環境の修復を推進し、赤潮、緑潮などの海洋災害を効果的に防止する。

（二）東部海洋経済圏

東部海洋経済圏は、江蘇、上海、浙江沿岸及び海域からなる。当該区域の港湾水上運輸体系が整っており、海洋経済の輸出指向型の程度が高く、「一带一路」建設と長江経済ベルト発展戦略が交わりエリアであり、中国が経済のグローバル化に関わる上で重要なエリア、アジア太平洋地域における重要な国の門戸、全世界への影響力を備えた先進的な製造業拠点及び現代サービス業拠点でもある。

江蘇沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」の重要な合流点、新ユーラシア・ランドブリッジ経済回廊の重要な戦略的節点、陸海の全面的な計画・手配を行うエリア及び川と海の連動的な発展の先行エリア、東部・中部・西部地域の協力モデルエリア、生態環境に優れ人々の生活が豊かな居住に適したエリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、「一带一路」重要な合流点に位置するという江蘇省特有の位置的優位性を十分に発揮し、実施陸海の全面的な計画・手配、川と海の連動を図り、連雲港、南通港及び川沿い（主に長江沿岸）

の主要港湾を主要ハブとし、投融資、水上運輸取引サービス、機能を管理・調整する現代水上運輸サービス体系を網羅することである。海洋向けのハイエンド船舶及び関連設備を積極的に研究開発する。砂州資源を合理的に利用し、その土地の事情に適した措置を講じて砂州の農林業を適度な発展を図る。洋上風力発電開発の配置を最適化する。海洋由来の医薬品とバイオ製品、海水利用産業、海洋観光業の発展を推進し、海洋文化をめぐるクリエイティブ産業を積極的に育成する。陸海の環境の保護と対策について全面的に計画・手配し、海洋生態系の整備を強化し、沿海湿地、海州湾、呂四漁場の海洋生態系の修復と保護を拡大する。

上海沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、国際経済、金融、貿易、水上運輸及び科学技術革新センターである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、上海国際水上運輸センターの構築の加速推進、「21世紀海上シルクロード」沿線国との交流・協力の強化、国際中枢港の長江流域に対するサービス能力の向上、現代水上運輸集散・運輸体系の最適化を図り、上海を「21世紀海上シルクロード」の重要な節点にするよう努めることである。上海自由貿易試験区の改革・革新を拠り所とし、船舶のファイナンスリース、水上運輸保険、海事仲裁、水上運輸コンサルティング、水上運輸情報サービスなどの水上運輸をめぐる現代サービス業体系を整備し、国際水上運輸発展総合試験エリアの構築を推進する。大型定期客船・遊覧船経済の発展を加速し、大型定期客船・遊覧船の出入国管理などをめぐる政策的試みを後押しする。海洋事業向け設備や大型定期客船などのハイテク船舶の設計・建造を発展させる。大型定期客船の製造・サービス関連の産業リンクを整備し、上海の大型定期客船産業の国際的な地位と競争力を更に高める。長江口、杭州湾近海海域の汚染総合対策及び生態系保護を強化し、奉賢、崇明島、大金山島の生態系の整備・修復を強化する。

浙江沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、中国の重要な大口商品国際物流センター、海洋島嶼開発の開放改革モデルエリア、現代海洋産業の発展モデルエリア、海洋漁業の持続可能な開発モデルエリア、海洋生態文明及びクリーンエネルギーモデルエリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、舟山の河川・海洋連絡輸送センターの構築推進、寧波-舟山の中枢港を拠り所とした大口商品備蓄・加工取引拠点及び国際海事水上運輸サービス拠点の整備、総合交通運輸体系の構築を図り、「一带一路」及び長江経済ベルトの戦略的支店の構築に努めることである。舟山自由貿易港区を拠り所として、舟山のグリーン（エコ）石油化学産業拠点の構築を推進する。大洋と深海の科学研究開発拠点の構築を強化し、深海設備の研究・製造の展開を後押しする。遠洋漁業を着実に発展させ、耐風・耐浪養殖カゴによる深水養殖を積極的に推進し、海洋バイオテクノロジーの研究を強化し、国内の重要な遠洋漁業拠点、漁業転換・発展先行エリア及び海洋バイオ産業拠点を構築する。ハイテク船舶及び海洋事業設備の研究・開発・製造を加速する。海水利用業を積極的に発展させ、国内トップクラスの水準を備えた海水資源開発利用事業研究プラットフォーム、製品のプリテスト・産業化拠点を構築する。海洋潮流エネルギー資源

を積極的に開発し、舟山の国家潮流エネルギー試験場の構築を推進する。海洋文化デーを引き続き確実にを行い、中国の有名な海洋文化及びレジャー・観光目的地を作り上げる。陸海の環境保護・汚染防止対策を全面的に計画・手配、マングローブ林と湿地の保護・修復事業の整備を強化し、重点港湾、湿地の流体力と生態環境を維持し保護する。

(三) 南部海洋経済圏

南部海洋経済圏は、福建、珠江口及びその両翼、トンキン湾、海南島沿岸及び海域からなる。当該区域は海域が広く、資源が豊富で、戦略的地位が際立つ、中国が対外開放を実施し、経済のグローバル化に関わっていく上で重要な区域であり、グローバルな影響力を備えた先進的な製造業拠点及び現代サービス業拠点であり、中国が南シナ海の資源の保護・開発を図り、国の海洋権益を確保する上での重要な拠点でもある。

福建沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、兩岸（中国大陸と台湾）の人民の交流・協力先行試験区域、「21世紀海上シルクロード」建設の中核エリア、東部沿海地域の先進製造業の重要な拠点、中国の重要な自然及び文化・観光の中心地、生態試験エリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、「21世紀海上シルクロード」沿線国・地域との交流・協力を強化し、「海上シルクロード観光」「海峡観光」ブランドを全面的に高め、海洋漁業、港湾、水上運輸などの分野の全方位的な協力を深化させることである。福建・台湾の海洋経済協力を深め、兩岸（中国大陸と台湾）の海洋開発をめぐる高いレベルの協力プラットフォームを構築する。現代漁業の発展を加速し、現代種子産業と海洋牧場を構築し、健康モデル養殖場の構築を推進し、遠洋漁業を着実に発展させる。港湾資源の統合度合いを拡大し、沿海の大型深水専用バース、公共航路の建設を強化し、ハイエンド水上運輸サービス業クラスターエリアを整備し、アモイ東南国際水上運輸センターを構築する。海洋由来の医薬品とバイオ製品業及び海洋再生可能エネルギーの育成を図り、海水利用産業の発展に力を入れる。国家深海海底生物資源バンク及びサービスプラットフォームを構築する。アモイの大型定期客船観光業の発展を加速し、大型定期客船・遊覧船の研究開発・製造を強化する。海洋関連金融サービス業の発展を加速する。海洋文化をめぐるクリエイティブ産業を積極的に育成する。重点流域の環境整備を強化し、沿岸の河口、湾・入り江、島嶼などの生態系及び海洋自然保護区における縦横に交差する生態学的パターンを構築する。

珠江口及びその両翼沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、全国の新たなラウンドの改革開放先行地、中国の海洋経済の国際競争力中核エリア、「21世紀海上シルクロード」重要ハブ、海洋科学技術の革新・成果の高効率な実用化を促進するクラスターエリア、海洋生態文明構築モデルエリア、南シナ海の資源の保護・開発の重要拠点、海洋総合管理先行エリアである。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、香港・マカオと共同で広東・香港・マカオ「粵港澳（広東・香港・マカオ）大湾区」を打ち立てること、開放的かつ寛容な世界レベルの都市群の整備を加速することである。マリンスポーツ、大型定期客船・遊覧船を積極的に発展させ、海上シルクロード観光専用ルートを開拓する。

珠江デルタの港湾の調和のとれた発展推進に向けて全面的な計画・手配を行い、世界レベルの港湾群を整備し、現代水上運輸サービス体系を構築する。深海の石油・ガス資源の探査・開発及び総合加工利用を加速する。循環水養殖のファクトリー化と耐風・耐浪養殖カゴによる深水養殖の発展に力を入れ、遠洋漁業の海外配置を推進する。海洋船舶及び海洋事業向け設備産業の配置を最適化し、広州、江門に船舶関連拠点を、珠海、東莞、中山などに遊覧船製造拠点をそれぞれ構築する。南シナ海の海洋生物資源の優位性を十分に活用し、海洋由来の医薬品とバイオ製品の重点的な発展を図る。海洋波力エネルギー資源を積極的に開発し、万山の国家波力エネルギー試験場の建設を推進する。沿海地域の電力、化学工業、鉄鋼などの業界が循環冷却水などの工業用水として海水を直接利用することを推進する。広域珠江デルタ地域の海洋汚染防止対策を加速し、地域を跨いだ協力・共同防衛メカニズムを整備し、海洋生物多様性及び重要な海洋生息環境の保護を強化し、夏季の休漁・禁漁期、禁漁区制度、及び海洋環境汚染事故緊急対応メカニズムを整備する。

広西チワン族自治区トンキン湾沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、西南地域から東南アジア諸国連合（ASEAN）に向けて沖に出るメインルート構築、西南・中南地域の開放・発展をめぐる新たな戦略的支点的構築、「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」を有機的につなげる重要な門戸の形成である。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、現代漁業の発展向上、海洋漁業の集約・節約の推進、高付加価値型への転換、国家級海洋牧場モデルエリアの整備推進、「南珠（訳注：北海市合浦県産の上質の真珠を指す）」ブランドの知名度アップである。遠洋漁業をめぐるエコ養殖・漁港経済区を積極的に発展させ、水産物の高付加価値加工及びコールドチェーン・倉庫貯蔵の能力を引き上げ、国家級水産物加工貿易の集散センターを構築する。「21世紀海上シルクロード」沿線国との海洋交流・協力を深め、遠洋漁業拠点の構築を加速し、広西チワン族自治区のトンキン湾港を ASEAN に向けた地域の国際水上運輸ハブにする。重層的な海洋観光優良商品を積極的に開発し、大型定期客船及び遊覧船産業を発展させ、中国-ASEAN 海洋観光協力圏を構築する。国内船舶の修造及び海洋事業向け設備の製造を手掛けるリーディングカンパニーを誘致し、ハイエンド船舶の修造及び海洋事業向け設備製造業の発展を図る。トンキン湾盆地の石油・ガスに対する探査・開発度合いを引き続き強化し、石油・ガスの加工・貯蔵能力を高める。沿岸海域の汚染防止対策を積極的に推進し、船舶汚染対策を強め、希少・絶滅危惧種、水産遺伝資源及び沿海マングローブ林、海草藻場、河口、湾・入り江、沿海湿地などの保護を強化する。

海南島沿岸及び海域 当該区域の発展をめぐる機能の位置付けは、中国の観光業の改革革新の試験エリア、世界一流の島嶼レジャーリゾート観光の目的地、全国の生態文明建設モデルエリア、国際的な経済協力と文化交流の重要なプラットフォーム、南シナ海の資源開発及びサービス拠点、国の熱帯現代農業拠点である。「第13次5ヵ年計画」期における重点は、特色を備えた海浜観光の上質化・強化、大型定期客船観光の発展加速、帆船、遊覧船観光の積極的な開発である。漁業構造の最適化及び転換・グレードアップを全面的に推

進し、漁港のインフラ整備を強化し、深水養殖カゴによる養殖の発展に力を入れ、海洋牧場、レジャー漁業、遠洋漁業、熱帯の水産種苗及び水産物の高付加価値加工の発展を図る。港湾埠頭の整備と機能の完全化を推進し、国際物流及び保税物流の発展を加速する。石油・ガスの探査・開発度合いを引き続き強化し、石油・ガス加工貯蔵能力を高める。エネルギー探査、生産、加工、取引、備蓄、輸送及び関連埠頭の建設を推進し、大型石油備蓄・中継拠点を形成する。海洋由来の医薬品とバイオ製品、海水利用、海洋再生可能エネルギー産業などの新興海洋産業の発展を推進する。海洋生態レッドラインを定め、海口湾、三亜湾、洋浦などの沿岸湾口に対する汚染総量規制と動的モニタリングを強化し、マングローブ林、サンゴ礁、水産遺伝資源、海草藻場などの保護を強め、海洋保護区の選択・画定及び整備の度合いを拡大する。

（四）島嶼の開発と保護

重点島嶼の開発整備の推進 浙江省の舟山群島新区、福建省の平潭総合実験区及び広東省横琴島の開発整備を引き続き推進する。浙江省の舟山群島新区について、港湾物流業、ハイエンド船舶及び海洋事業向け設備製造業、海洋観光業、海洋資源総合開発利用産業、現代海洋漁業及び海洋観光業の重点的な発展を図り、舟山自由貿易港区とグリーン（エコ）石油化学産業パークの建設を加速推進し、中国の大口商品貯蔵・運輸・中継・加工取引センター、東部地域の重要な海上開放の門戸、重要な現代海洋産業拠点、海洋島嶼の総合的な保護・開発モデルエリア、陸海の発展に向けた全面的な計画・手配先行エリアを構築する。福建省の平潭総合実験区について、観光業、ハイテク産業、海洋産業及び現代サービス業の重点的な発展を図り、兩岸（中国大陸と台湾）の人文交流、相互接続、産業協力、社会の融合を積極的に展開し、兩岸（中国大陸と台湾）共通の故郷が全力で構築し、平潭国際観光島、海峡西岸ハイテク産業拠点、現代サービス業クラスターエリア、海洋経済モデル拠点、国際的に有名な島嶼観光レジャー目的地の整備を加速する。広東省の横琴島について、観光・レジャー・ヘルス、ビジネス金融サービス、文化・科学教育、ハイテクなどの産業を重点的に発展させ、文化・教育開放先導エリア及び国際ビジネスサービス・レジャー・観光拠点を整備し、マカオ経済の適度かつ多様な発展を促進する新たな担い手を生み出す。

沿岸島嶼の合理的な開発 保護を中心として、沿岸島嶼資源の集約・節約利用を図り、島嶼及び周辺海域の開発規模と強度を制御し、特色を備えた島嶼について、その島の事情に適した措置を講じてエコ・エコノミーの発展を図り、島嶼の海水淡水化と総合利用事業をめぐる整備を後押しし、島嶼の太陽エネルギー、波力エネルギー、潮流エネルギーなどの再生可能エネルギーの開発を奨励し、グリーン（エコ）、循環及び低炭素分野の発展を促進する。資源環境の保護を前提として、条件を備えた島嶼の対外開放を加速推進する。

辺境の島嶼の発展支援 辺境の島礁の地理的条件と発展条件に基づき、海洋漁業、大型定期客船観光、エコツーリズムなどを発展させる。辺境の島嶼の港湾埠頭、空港、道路、通信、給水・電力供給、汚水処理などのインフラ整備や、学校、病院などの公共サービス施

設の建設を強化し、住民の生活条件と居住環境を改善する。海洋観測・科学試験ステーションを建設する。

島嶼資源の保護と開発管理の厳格化 島嶼生態系を保護し、島嶼及びその周辺海域の生態学的均衡を維持・保護し、開発利用の程度が比較的高く、生態環境が破壊されている島嶼に対して、生態系修復を実施する。島嶼の新規事業プロジェクトの規範化を図り、重点島嶼において産業参入許可ネガティブリスト制度を実施する。無人島嶼の利用活動を厳格に規範化し、開発利用が可能な無人島嶼リストを作成し、無人島嶼の有償使用に関する制度を制定・整備する。沿海各省による実状を踏まえた商業的な島嶼利用、市場化方式による払い下げの推進模索を奨励する。航行誘導、観測などの公益的施設が設けられた島嶼に対する保護と管理を強化する。

(五) 深海・遠洋の空間開拓

国際海底鉱物資源の調査・評価を持続的に展開し、新たな鉱区の申請を積極的に推進する。国際海域探査区、航行区及び典型的な区域に対する環境調査・評価を強化する。深海技術・設備能力の向上に力を入れ、「蛟竜探海（蛟竜（みずち）深海探査）」事業を実施し、深海生物資源の調査・評価を深く掘り下げて展開し、国家深海生物資源バンク及びサービスプラットフォームを構築する。深海鉱業、深海設備の製造、深海生物資源利用の産業化を推進する。国際海域管理メカニズムの革新を図り、国際海域資源の調査・開発について、国家主体から国家主導、社会の広範な参加への転換を推進する。極地の環境の総合視察調査と資源ポテンシャル評価を展開し、「雪竜探極（雪竜号による極地観測）」事業を実施する。

コラム 1 「雪竜探極（雪竜号による極地観測）」と「蛟竜探海（蛟竜（みずち）深海探査）」

北極に地上観測所を、南極に観測基地をそれぞれ新設し、先進的な砕氷船を新たに建造し、南極の航行能力を引き上げ、極地地域の陸-海-空観測プラットフォームをひと通り構築する。極地環境に適応する観測技術及び装備を研究開発し、極地の環境・資源ポテンシャル情報及び業務化・応用・サービスプラットフォームを構築する。

「竜宮一号」深海実験プラットフォームの建造をめぐる重要技術についてブレークスルーを実現し、深海の移動式及びセミサブ式実験プラットフォームを建造する。深海環境のモニタリングと活動観測が一体となった深海観測システムの研究開発を行う。深海設備応用共有プラットフォームの構築を推進する。

三、海洋産業の最適化・グレードアップの推進

従来型海洋産業の転換・グレードアップを推進し、新興海洋産業の加速度的な発展を促進し、海洋サービス業の規模と水準を高め、海洋産業クラスターの発展を促し、海洋産業

の標準化水準を引き上げ、海洋産業の国際競争力を増強する。

(一) 従来型海洋産業の調整・最適化

海洋漁業 近海の漁労強度を厳格に制御し、近海の漁労生産量のマイナス成長政策を実行し、夏季休漁制度と漁獲参入許可制度を厳格に実行する。漁業石油価格補助政策の調整・改革を加速し、漁業の減船・漁業種類の転換を積極的に推進し、国内の漁労生産能力を圧縮する。海洋牧場の構築を主な形式とする地域的な総合開発を推進し、人工漁礁を基盤とし、繁殖放流、人工増殖を手段とする海洋牧場モデルエリアを整備し、海洋漁業の持続可能な開発を実現する。遠洋漁業の発展を図り、加工、流通、補給などの関連段階を完全なものにし、産業リンケージを拡大し、遠洋漁業施設・設備の水準を高め、海外漁業総合サービス拠点を構築し、遠洋漁業企業の合併・再編による強大化を奨励する。海水養殖の配置を合理的に調整し、海水の健全な養殖の発展に力を入れ、深水養殖用の耐風・耐浪養殖カゴによる養殖と循環水養殖のファクトリー化を後押しする。種子産業向上事業を実施し、海洋漁業の育種研究を後押しし、現代良種繁殖体系を構築する。水産疫病防止・抑制体系を整備し、養殖飼料と医薬品の生産・使用の規範化を図り、水産物品質検査・測定センターを建設し、輸出水産物品質安全モデルエリアを設ける。水産物の高付加価値加工能力を引き上げ、水産物の倉庫貯蔵、輸送などのコールドチェーン物流を構築する。水産物取引市場の発展を図る。条件を備えた海浜都市で水産物先物市場を発展させ、国際的な大口水産物の価格決定権の向上を図る。多様なレジャー漁業の発展に力を入れる。公共の漁港などインフラ整備を強化し、漁港経済区と漁区都市部の融合発展を推進する。「インターネット+」現代漁業行動を展開し、海洋漁業の情報化水準を引き上げる。

海洋石油・ガス業 石油・ガス開発海洋利用協調メカニズムを構築し、近海の石油・ガス探査・開発を引き続き推進する。深海・遠洋の石油・ガス探査・開発を後押しし、海洋石油・ガス資源開発やサービスなどの総合的な保障拠点の構築を推進する。海上の重油や低浸透性石油・ガスなどの掘削が難しい石油・ガスの埋蔵量の開発に対する支援の度合いを更に拡大する。2020年までに、新規確認済み海洋石油・ガスの地質埋蔵量を比較的速い速度で増やし、海洋石油・ガス生産量を着実に増やす。国際協力を積極的に強化し、深海・遠洋の石油・ガスの共同開発を推進する。沿海のLNGの受け入れに関するキャパシティビルディングを強化し、取扱・移動・配分能力を高める。社会資本の資本参加などの形式による、海洋石油・ガス資源の探査・開発への参加を後押しする。

海洋船舶工業 海洋船舶工業の生産能力の調整を加速し、企業の合併・再編と構造転換・生産品目の変更を推進し、市場の需給を通じて、立ち遅れた生産能力を淘汰する。船舶の製品構造の調整・最適化を図り、ハイテク船舶の自主設計・建造能力を引き上げる。船舶の設計開発研究機関の能力の育成と水準の向上を図り、重点基幹企業による国内における影響力を備えた研究開発センターの設立を導き、それを後押しする。軍民船舶設備の科学研究・生産の融合発展と成果の共有を推進する。重点船舶用設備の集積化、スマート化、モジュール化に向けた発展を推進し、船舶関連業の設備加工製造からシステム集積への転

換を促進する。実力を備えた企業による海外販売サービス拠点の構築を奨励する。

海洋交通輸送業 海運企業の転換・グレードアップを推進し、合併・再編を加速し、大規模化、専門化経営を促進する。海運の船隊構造を最適化し、コンテナ定期船による輸送の国際競争力を高める。沿海港湾の配置の更なる最適化を図り、各港湾の発展規模をめぐる全面的な計画・手配・調整を行い、各港湾の発展の方向性と機能の位置付けの最適化・調整を図り、主要港湾の中核機能を強化する。地域の港湾同盟を構築し、資源の統合・最適化を推進する。専用埠頭の資源統合を強化し、公共埠頭を優先的に発展させる。港湾と都市の調和のとれた発展を促進し、港湾、海岸線、土地、海域などの資源を集約・利用する。加速水路と鉄道、道路、航空輸送の協同発展を加速し、インターモーダル輸送を推進する。港湾を中枢とする物流体系を発展させ、ワールドチェーン、自動車、化学工業などの専門物流業務を展開し、港湾情報公共サービスプラットフォームの構築を加速する。安全責任制を強化し、応急処理能力を強化する。

海洋塩業及び化学工業 原塩生産の配置を科学的に計画し、塩田の改造を加速する。海洋分野のファインケミカル工業を重点的に発展させ、シリーズ製品の開発と高付加価値加工を強化する。「水-電気-熱-塩田生物-塩-塩化」の一体化を推進し、重点海洋化学品及び塩化学工業の産業拠点を形成する。海洋防腐塗料、海洋無機機能材料、海洋高分子材料などの新製品を重点的に開発・生産し、海洋新材料の産業拠点を構築する。海藻化学工業の新製品を積極的に開発する。石油化学産業の構造調整及び最適化・グレードアップを推進し、安全、グリーン（エコ）な石油化学拠点を構築し、国際競争力を備えた産業クラスターを形成する。

（二）新興海洋産業の育成・発展

海洋設備製造業 深海・遠洋の資源開発に向けて、重要な共通技術及び事業設備の自主設計・製造を展開し、浮体式掘削生産貯蔵積出設備、液化天然ガスの浮体式生産貯蔵積出設備、浮体式液化天然ガス貯蔵・再気化設備、3,600メートル以上の超深水掘削プラットフォームなどの設備の研究開発・設計及び建造技術について重点的にブレークスルーを実現し、海洋事業設備の設計・建造能力を高め、組み立て建造能力を形成する。海洋事業向け設備のテスト拠点、海上試験場の建設を推進し、グローバルなハイエンド海洋事業向け設備の主要供給拠点を形成する。5メガワット、6メガワット以上のハイパワー洋上風力発電設備の研究・製造を強化し、沖合変電所、海底ケーブルの送電基幹技術についてブレークスルーを実現し、エネルギー貯蔵設備、スマートグリッドなど洋上風力発電関連産業を拡大し、潮力エネルギー、波力エネルギー及び潮流エネルギーの施工・据付・発電設備の研究開発力と製造能力を引き上げる。中・大規模海水淡水化事業の高効率・省エネコア設備の発展を図り、海水淡水化設備の製造拠点を構築する。

海洋由来の医薬品・バイオ製品業 自主的知的財産権を備え、市場での見通しが明るく、健全かつ安全な海洋由来の革新的な医薬品を重点的に後押しし、民族的特色を持つ用法の近代的な海洋由来の漢方製品を開発する。グリーン（エコ）、安全、高効率な新しいタイプ

の海洋生物由来の機能製品を開発し、薬物酵素、ツールエンザイム (tool enzyme)、工業用酵素、飼料用酵素などの海洋的特色を持つ酵素製剤製品、マイクロ生態製剤 (microecological preparation)、飼料添加剤、高効率バイオ肥料などのグリーン (エコ) 農業用製品、海洋バイオ・遺伝子工学製品及び海洋機能食品の重点的な発展を図る。海洋生物由来の再生医療材料、新型機能性繊維材料、薬用補助材料、バイオ繊維材料、バイオ分離材料、バイオ環境材料、バイオ防腐材料などの海洋バイオ材料を発展させる。海洋バイオテクノロジーの研究開発をめぐる優位性とバイオ産業の基盤を備えた都市において、産学研 (産業・大学・研究開発機関) 協同のイノベーション戦略同盟を組織する。

海水利用業 住民の身体の健康及び公共給水施設の安全な運用の確保を前提として、海水を淡水化した水の公共給水管網への利用を推進し、海水淡水化試験都市、産業パーク、島嶼及びコミュニティでのモデル普及活動を積極的に展開し、沿海の水が不足している都市で海水淡水化民生保障事業を実施する。海浜地区において淡水による冷却を厳しく制限し、沿海の電力、化学工業、石油化学、冶金、原子力発電など水を大量に使用する業種における海水冷却技術の大規模応用を推進する。都市における生活用水としての海水利用のモデル事業を後押しする。海水化学資源の高価値利用を推進し、海水からのカリウム、臭素、マグネシウムの抽出など、シリーズ製品の開発を加速し、モデル事業を展開する。

海洋再生可能エネルギー業 その土地の事情に適した措置を講じて、洋上風力発電産業を合理的に配置し、深海・遠洋における沖合の洋上風力発電所の建設を奨励し、風力発電のグリッド政策を調整し、洋上風力発電産業の技術規格体系と海洋利用基準を整備する。海洋エネルギーの開発応用に関するモデル事業を加速し、事業設計などのボトルネックを解消し、2~3 件のメガワット級潮流エネルギー発電モデル事業、100 キロワット級波力エネルギー発電モデル事業、及び 50 キロワット級海洋温度差発電モデル事業 1 件を実施する。島嶼マルチエネルギー相互補完モデル事業を実施する。山東省の海洋エネルギー試験エリア、浙江省の潮流エネルギー・潮力エネルギーモデルエリア、広東省の潮流エネルギー・波力エネルギーモデルエリア、南シナ海の海洋エネルギー総合利用モデル拠点などのモデル発電所の建設を重点的に強化する。

(三) 海洋サービス業の開拓・レベルアップ

海洋観光業 消費者のニーズの高まりに適応し、観光、リゾート、レジャー、エンターテインメント、マリンスポーツが一体となった海洋観光の発展を図る。エコ観光、リゾート・保養、海洋科学の普及を中心とするマリン・エコツーリズムを推進する。海沿いの地の海岸、湾・入り江、島嶼を活用し、海浜の景観・環境整備を強化し、島嶼観光の目的地、レジャーリゾートの保養拠点を計画、建設する。大型定期客船埠頭の建設について全面的に計画・手配し、外国の船員、国際大型定期客船の乗客に対して、ビザ免除又はアライバルビザ制度を実施し、上海、天津、深セン、青島における「中国大型定期客船観光発展実験区」の建設を推進する。大型定期客船経済を発展させ、大型定期客船航路を開拓する。海浜都市で遊覧船経済の発展を加速し、遊覧船埠頭の建設を推進し、遊覧船出入国管理モデルの

革新を図る。沿海地域におけるそれぞれ特色を備えた海洋テーマパークの開発・建設を後押しする。条件を備えた海浜都市に総合的な海洋スポーツセンター及びマリンスポーツ産業拠点を構築し、マリンスポーツ競技やレジャースポーツ種目を発展させる。

水上運輸サービス業 国際水上運輸センターの建設と配置を加速する。港湾同盟の構築を奨励し、港湾群の協同発展能力を強め、サービス機能を高める。上海の国際海運の中心地としての指数を豊かなものにし、指数派生商品を発展させる。企業による国際海運規格・規範の制定への関与を後押しし、水上運輸取引情報共有・サービスプラットフォームの構築を推進する。各種所有制の水上運輸サービス企業の積極的な発展を図り、自由貿易試験区において外資100%外資の船舶管理会社、外資が経営権を握る合弁海運会社などの試みを着実に推進し、国際水上運輸の発展に向けた総合試験エリアのモデル政策を更に模索する。国際水上運輸センターの発展を契機として、各種大型海洋関連企業の地域統括本部を誘致し、海洋関連の業界組織、仲介機関、高等教育機関、科学研究機関などを引き入れ、海洋サービス業クラスターエリアを構築し、海洋関連金融、水上運輸保険、船舶及び水上運輸代理、海事仲裁などの業態の発展を推進し、国際水上運輸センターの中核機能エリア及び「総部経済（訳注：Headquarters Economy、地域統括本部誘致政策及びそれによって生じる経済形態）」を形成する。

海洋文化産業 海洋意識と海洋科学技術知識の普及及び推進度合いを拡大し、基本公共文化サービス体系の構築を踏まえて、海洋科学の普及・教育モデル拠点を構築し、海洋文化の伝播を促進する。海洋文化遺産を厳格に保護し、重点海域の水中文化遺産調査及び海洋遺跡の発掘と展示を行い、「海上シルクロード」文化遺産特別調査・研究を積極的に推進する。国家水中文化遺産保護拠点の構築を推進する。世界海洋デーと全国海洋広報デー、中国海洋経済博覧会、世界媽祖文化シンポジウム、中国海洋文化祭、アモイ国際海洋週間、中国（象山）開漁祭などの活動を引き続き確実に実施する。地域の特色を備えた海洋文化を掘り起こし、海洋文化のクリエイティブ産業を発展させる。海洋的特色を持つ文化産業プラットフォームを規範に合わせて構築し、海洋的特色を持つ文化企業と重点プロジェクトの発展を後押しする。関連地域の海洋に関する伝統的な文化資源を拠り所として、「21世紀海上シルクロード」の海洋的特色を持つ文化産業ベルトの構築を重点的に推進する。

海洋関連金融サービス業 重層的で、カバー範囲が広く、持続可能な海洋経済金融サービス体系の構築を加速する。政策的金融の海洋経済を後押しする上でのモデル・牽引機能を発揮する。各種金融機関による海洋経済の金融業務の発展を奨励し、条件を備えている銀行業金融機関がリスクの制御が可能で、商業的に持続可能であるという前提の下で、海洋関連の実体経済に融資サービスを提供する。金融機関が海域使用权、海産物の倉庫証券などを抵当（担保）とする海洋関連融資商品の発展を模索することを奨励する。若干の海洋関連融資保証機関を誘致・育成するとともに、規範に合った発展を図り、水上運輸保険業務の発展を加速し、海洋環境責任保険を模索・展開する。船舶、海洋事業向け設備のファイナンスリースの成長を図り、海洋ハイエンド設備製造、海洋新エネルギー、海洋省エネ・

環境保全などの新興ファイナンスリース市場を模索し、その発展を図る。

海洋公共サービス業 インターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどの情報技術と海洋産業の深いレベルでの融合を加速し、海洋情報化体系の構築を加速し、情報資源の全面的な計画・手配・利用及び共有を推進する。海洋観測資源の全面的な計画・手配・統合を図り、中国のグローバル海洋立体観測網を構築する。海洋環境の特定項目の予報水準を引き上げ、海洋の安全生産、環境保障、気象予報など特定サービス商品を豊富にする。海洋コンサルティング・論証機関の構築を加速し、海洋事業の環境影響評価、海域使用論証、海洋事業調査などのサービス水準を高める。海洋測量事業の構築を推進し、現代海洋測量基準体系、海洋地理情報マルチレベル応用サービスシステムを構築する。海洋標準計量サービス体系を整備し、全国海洋標準情報サービスプラットフォームを構築する。海上の漁船の安全についてリアルタイムの監視・制御を実施し、海上捜索救助応急サービスの完全化を図り、捜索救助活動の二国間、多国間協力及び地域協力を積極的に推進する。

コラム2 グローバル海洋立体観測網事業

国家海洋観測（モニタリング）網の配置を全面的に計画・手配し、国家海洋環境リアルタイムオンライン監視・制御システム及び海外観測（モニタリング）拠点の構築を推進し、グローバル海洋立体観測（モニタリング）システムを徐々に形成して、海洋生態系、海流、海洋気象などについての観測研究を強化する。

（四）産業クラスター化に向けた発展促進

体制・メカニズムの革新を図り、支援の度合いを拡大し、産業クラスターを促進し、海洋経済の発展のモデルエリアを牽引役として、海洋的特色が鮮明で、地域のブランドイメージが際立ち、産業リンケージのシナジー効果が高く、コアコンピタンスを持つ、優位性を備えた海洋産業クラスター及び特色ある産業リンケージを育成、発展させる。

コラム3 重点海洋産業クラスターの育成

海洋漁業：大連、威海、煙台、青島などの沿海の適当な地域における海洋牧場の整備を後押しし、大連、威海、舟山、福建省、広西チワン族自治区などを拠り所として水産物加工業などの産業クラスターの発展を、大連、舟山、福州、北海などを拠り所として遠洋漁業クラスターの発展をそれぞれ図る。

海洋設備製造業：海洋設備産業の発展を加速推進し、大連、天津、煙台、青島を中心とする環渤海地域、上海、江蘇省中部、浙江省東部を中心とする長江デルタ地域、広州、深セン、珠海を中心とする珠江デルタ地域の三大海洋事業の設備製造業クラスターを重点的に整備する。

海洋船舶工業：海洋船舶産業の製品構造の最適化を図り、海洋ハイエンド船舶の発展を後押しし、大連、青島を中心とする環渤海地域、上海、江蘇省中部地域、舟山地域を中心とする長江デルタ地域及び広州を中心とする珠江デルタ地域の三大造船拠点を重点的に構築する。

海洋オイルガス業：天津、上海、深セン、広西チワン族自治区、海南省を拠り所として、海洋オイルガス開発拠点の整備を推進し、海洋オイルガス資源開発帯とオイルガス産業クラスターを構築する。

海洋由来の医薬品・バイオ製品業：海洋バイオ医薬品、海洋バイオ製品、海洋バイオ材料の発展に力を入れ、上海、青島、アモイ、広州を中心とする海洋バイオテクノロジー・海洋医薬品研究センターを構築する。

海洋再生可能エネルギー業：資源的優位性と技術力を拠り所として、威海、青島で海洋エネルギー設備製造拠点を、舟山、万山で海洋エネルギー試験場とモデルエリアをそれぞれ整備する。

海水利用業：天津、青島、大連、唐山、舟山などで海水の淡水化及び総合利用モデル拠点の整備を推進する。

海洋観光業：上海、天津、深セン、青島において「中国大型定期客船観光発展実験区」の整備を推進し、大型定期客船産業の発展に力を入れる。中国-ASEAN 海洋観光協力圏を構築する。

水上運輸サービス業：上海、天津、大連、アモイなどで国際水上運輸センターの整備を推進し、広西チワン族自治区のトンキン湾港を ASEAN に向けた地域の国際水上運輸のハブにする。

海洋関連の重大な基幹技術のイノベーションを強化し、科学技術成果の実用化を促進し、海洋科学技術のイノベーションのサポート力と国際競争力を引き上げ、海洋経済のイノベーション・発展に向けた試みを深化させ、海洋人材体制・メカニズムのイノベーションを推進する。

(一) 海洋関連の重大な科学技術革新の支援

深水、グリーン（エコ）、安全などの大きな需要をめぐり、海洋資源の開発、海洋経済の転換・グレードアップを図る上で早急に必要とされるコア技術及び重要な共通技術の産業化と国産化を加速推進する。深海関連の基幹技術と設備分野において、フルデプス潜水船及び有人装置の研究・製造、深海・遠洋の海上立地浮体式原子力発電施設の技術などの基幹技術について重点的にブレイクスルーを進め、深海空間ステーションを建設し、深海のエネルギーや鉱産物の開発をめぐるコア技術・設備の研究開発及び運用を展開する。深水石油・ガス資源の開発分野において、深水掘削施設、深水プラットフォームや係留などのコア・基幹技術についてブレイクスルーを実現する。海水養殖と海洋バイオテクノロジー分野において、発展深海・遠洋養殖の設備と技術を発展させ、海洋候補薬物の製薬技術の研究を強化し、海洋由来の医薬品の先導化合物の発見技術を攻略する。海水淡水化分野について、海水淡水化における逆浸透膜材料やコンポーネントなどのコア部品及び重要設備の研究・開発・応用を加速推進し、新たなタイプの海水淡水化の基幹技術の研究を展開する。船舶・海洋事業向け設備製造分野において、グリーン（エコ）な環境保全型の船舶、ハイテク船舶、海洋事業向け設備の設計・建造の基礎共通技術、コア・基幹技術、将来性がある先導的な技術の研究開発をより一層強め、船舶・海洋事業向け設備の関連システムや設備などの研究・製造を強化する。

(二) 海洋科学技術成果の実用化の推進

企業のイノベーションの主体としての地位と主導的役割を強化し、海洋関連の科学技術型中小企業の発展を後押しし、企業による海洋技術の研究開発と成果の実用化の展開を奨励する。海洋の重大な科学技術革新プラットフォームの構築を推進し、海洋科学技術資源の最適化・統合、協同革新を促進する。市場を方向性とし、金融を紐帯とし、産学研（産業・大学・研究開発機関）が相互に結び付いた海洋産業革新同盟の構築を加速する。海洋をめぐる衆創（ソーシャルイノベーション）プラットフォームの構築発展に力を入れ、新たなタイプの起業・革新サービス機構の育成を支援し、インターネットとの融合による衆創（ソーシャルイノベーション）、衆包（クラウドソーシング）、衆扶（公益機関や企業による中小零細企業・ベンチャー向け支援）、衆籌（クラウドファンディング）などの空間の構築・革新を加速する。海洋経済の革新・発展モデル活動、海洋ハイテク産業のモデル拠点及び国家科学技術海洋新興産業モデル拠点の試行活動を引き続き推進する。海洋科学技術成果の取引と実用化のための公共サービスプラットフォームを構築し、海洋関連の高等教育機関、科学研究機関、重点実験室の社会への開放を後押しし、科学研究機器・設備、科学技術成果を共有する。社会資本の国家深海生物遺伝子バンク、深海鉱産物試料バンクなどへの投資を奨励し、企業化運営を通じて、社会の科学研究と産業発展に向けてサービスを提供する。

(三) 海洋経済の発展に向けた試みの深化

全国の海洋経済の発展に向けた試みを引き続き深め、推進し、海洋経済空間の発展構造

の最適化、現代海洋産業体系の構築、海洋関連インフラ整備の強化、海洋公共サービス体系の整備、藍色（海洋）の生態学的障壁の構築、海洋総合管理体制・メカニズムのイノベーションなどの重点タスクをめぐり、条件を備えた地域を選択して海洋経済モデルエリアを構築し、海洋経済の発展に向けた配置の最適化を更に進め、海洋経済の総合競争力を高め、海洋資源の保護・開発の新たな道筋と海洋総合管理の新たなモデルを模索し、海洋経済の発展に向けた重要な成長の極を確立し、複製可能、普及可能な経験を総括し、全国の海洋経済の発展に向けて、手本、参考を提供する。

（四）海洋人材体制・メカニズムのイノベーション

海洋人材の育成モデルのイノベーションを加速し、重大プロジェクトと基幹技術のブレークスルーをしっかりと結び付け、海洋人材の連鎖と産業リンケージ、イノベーションの連鎖の有機的なつながりを導き、推進する。重層的な、複数の業種・専門を跨ぐ、海洋人材の育成を強化し、総合大学、海洋大学及び海洋関連科学研究機関による海洋科学技術革新団体の設立を後押しする。海洋関連科学研究要員の離職・起業政策を実施し、科学研究要員の双方向流動メカニズムを構築、整備する。海洋科学技術革新・人材育成メカニズムを整備し、海洋関連企業による革新人材の育成・誘致及びストックオプション・インセンティブ制度の構築を導き、それを奨励し、科学研究組織と科学研究要員による科学技術成果の実用化をめぐる収益の共有を後押しする。海洋産業人材情報サービスを高め、海洋人材資源の合理的な流動を促進する。

五、海洋生態文明の構築強化

節約優先、保護優先、自然回復を主とするという方針を堅持し、海洋環境の保護と生態系の修復度合いを強化し、海洋資源の集約・節約利用と産業の低炭素発展を推進し、海洋防災・減災能力を高め、海洋生態文明を構築する。

（一）海洋生態系の保護・修復の強化

海洋生態系の保護の強化 海洋生態系保護レッドライン制度を確立し、強制的な保護と厳格な管理・制御を実施する。沿海防護林体系の整備事業を実施し、沿海基幹林帯の整備・修復度合いを強化する。海洋自然保護区、水産遺伝資源保護区、海洋公園などの海洋類保護区の選択・区画及び整備を加速し、保護区の規範に合った整備への投入を強化・拡大し、海洋類保護区の生態系に対する監視・制御を強化し、国家級海洋類保護区に対する管理の全面的なカバーを実現する。陸海の全面的な計画・手配を行う生態系保護・修復及び污染防治対策の地域連動メカニズムの構築を加速し、環渤海、長江デルタ地域の海洋生態環境保護メカニズムを構築、整備する。海岸帯の生態系の保護・修復を強化し、海浜都市において「藍色海湾（青い湾・入り江）」事業を実施する。海洋生態系の損害と生物の侵入を防ぎ、入国船舶に対する検疫・監督管理を強化する。海洋生態環境の補償制度・メカニズムを整備し、多様な生態補償（Eco-compensation）方式を模索する。海洋生態環境の保護をめぐる責任追及・損害賠償制度を整備し、海洋生態環境の損害評価を強化し、生態環境の損

害をめぐる修復責任の徹底を図る。

海洋生態系の整備・修復の推進 湿地、湾・入り江、島嶼、河口などの重要な生息環境において、生態系の修復と生物多様性の保護を展開する。「南紅北柳（南方海浜地域のマングローブと北方海浜地域のギョリュウ）」湿地修復事業を実施し、沿海地域の生態学的障壁を構築する。実施「生態島礁（エコアイランド）」修復事業を実施し、典型的な島嶼を選んで植生、海岸線、砂州や周辺海域などの修復を展開し、損なわれた島嶼の地貌と生態系の回復を図る。

コラム4 「藍色海湾（青い湾・入り江）」整備

膠州湾、遼東湾、渤海湾、杭州湾、アモイ湾、トンキン湾などで水質汚染対策及び環境総合対策を展開し、人工の砂質海岸を増やし、自然海岸、海岸の原生の姿を回復させ、遼東湾、渤海湾などの海岸埋立地区において、補償的な環境整備と人工湿地の構築を展開する。

（二）海洋環境総合対策の強化

汚染源の監視・制御に関するデータ共有を強化し、共同防衛・共同整備を実施し、重点海域汚染物質排出総量規制制度を確立、実施し、主要汚染物質の海洋排出総量規制指標を確定する。沿海の地方政府は沿海都市部の直接海に流れる排出口に対する監督・管理を強化する必要がある。海洋の石油採掘、海水養殖、海洋船舶などによる海上汚染に対する検査・法執行を厳格に実施し、沿海地域の生活ごみの収集、貯蔵・運輸及び安全な処理を強化する。国内船舶の環境保護責任拡大制度の構築を推進する。国の海洋環境のモニタリング能力を高め、国の海洋環境リアルタイムオンライン監視・制御システムの構築を推進し、海洋環境観測網の整備を更に進める。渤海の環境総合整備を引き続き強化する。地域の海洋資源の環境収容力をめぐるモニタリング・早期警戒を展開し、沿岸海域の水質評価・審査を推進し、海上汚染物質排出許可証制度を実施し、重大事業の整備、廃棄物の海洋投棄の全プロセスに対する監督管理を展開する。海洋環境通報制度を構築し、沿海地方政府が同級の人民代表大会に海洋環境状況を報告する。沿海各級政府が海洋環境情報公開・公表制度を構築し、市民参画手続を整備する。

（三）海洋資源の集約・節約利用

『海岸埋立監視・制御規則』、『海岸埋立計画管理規則』を厳しく実施し、海岸埋立面積に対する制約的な指標管理を実行し、新規整備プロジェクトが地域の海洋利用計画の範囲内に集中するよう導き、海岸埋立管理制度を整備し、海岸埋立開発・建設に対する管理を強化する。沿海の砂州の保護と開発管理を強化するための政策的意見を打ち出す。海洋主体機能区計画を厳格に実施し、海洋機能区画、海域所有権の帰属管理、海域有償使用制度を法に従って実行し、差別化した海洋利用政策を実施し、国の重大インフラ整備、海洋関

連の新たなタイプの産業、グリーン（エコ）な環境保全型の低炭素・循環経済産業、重大民生事業などの整備プロジェクトの海洋利用ニーズを保障する。『海岸線保護・利用管理規則』に基づき、海岸線の厳格な保護・開発制限・最適化利用制度を実行し、海岸の自然属性を変更する開発利用活動を厳しく制限する。「退養還灘（養殖場を海に戻す）」、「退養還湿（養殖場を湿地に戻す）」、海岸線の整備・保護、繁殖放流、人工漁礁などの総合整備・修復事業の実施を全面的に計画・手配し、2020年までに、少なくとも海岸線2,000キロメートルの整備・修復を行う。無人島嶼の管理を厳格に実施し、島の爆破、砂や石の採集・採掘、樹木の伐採を禁止し、堤防で島をつなぐ事業などの島嶼及び周辺海域の自然生態系を損なう活動を厳しく制限する。

（四）海洋産業の低炭素発展の促進

海洋産業のエネルギー消費構造の調整を加速し、低エネルギー消費、低排出の海洋サービス業及びハイテク産業の発展を奨励し、エネルギー技術評価・環境影響評価の制約効果を強化し、海洋石油・ガス、海洋化学工業、海洋交通輸送などの高エネルギー消費産業に対する省エネ・排出削減を実施し、立ち遅れた、過剰な生産能力の淘汰を加速する。クリーンエネルギーの発展を奨励し、その土地の事情に適した措置を講じて島嶼の太陽エネルギー、海上風力エネルギー、潮力エネルギー、波力エネルギーなどの再生可能エネルギーを発展させる。海水養殖、海洋由来の医薬品とバイオ製品、海洋化学工業、海洋塩業などの分野をめぐる、循環利用モデルを引き続き展開する。海洋産業パークを拠り所として、企業間の原料、動力の総合利用を図る産業連合体の構築を促進する。海洋産業の省エネ・排出削減、低炭素発展に向けた情報コンサルティング及び技術普及活動の展開を奨励する。

（五）海洋防災・減災能力の向上

防災・減災インフラ整備と海洋災害リスク評価を強化し、危険物を生産する企業は早期警戒情報公表・報告制度を厳格に実施し、防災基準を引き上げ、海洋自然災害の損失減少から海洋自然災害リスクの引き下げへの転換実現に努める。海洋災害及び海洋気象災害のモニタリング・予報を強化し、海洋早期警戒製品の公表システムの完全化を図る。漁業生産、海洋航路、海上工事、海上捜索・救助など特定項目の予報保障能力を強化する。海洋の二酸化炭素吸収源の機能を十分に発揮し、「藍色（海洋）」二酸化炭素吸収源行動を始動する。海洋環境の災害及び重大突発事件のリスク評価体系を確立し、赤潮（緑潮）の頻発エリア、石油精製、石油・ガス貯蔵・運輸、原子力発電所などの重点区域に焦点を対象として、海洋環境リスク源の厳重チェック及び総合的なリスク評価を展開する。海洋気象の総合的な保障を強化し、海洋気象の総合観測、予報・早期警戒及び公共サービスシステムを整備し、海洋気象をめぐる防災・減災能力を高める。海上の石油探査・開発における石油流出リスクをめぐるリアルタイムモニタリング及び早期警戒予報を強化し、海上石油プラットフォーム、石油輸送管、輸送船舶などからの流出の発生を防ぎ、海上の石油流出応急事前対策体系を完全なものにし、石油流出影響評価メカニズムを構築、整備する。災害情報サービスの水準を高め、災害応急連動協力メカニズムを深化させる。専門の応急救援

チームを設け、災害対応の救援製品と特殊設備の発展を図り、海洋での応急処置・管理規則を検討、制定する。

六、海洋経済協力の発展加速

「21世紀海上シルクロード」建設をめぐり、国際海上拠点と国内海上拠点を構築し、海洋産業をめぐる投資協力と海洋分野の国際協力を強化し、海洋経済・対外投資サービス保障体系を構築、整備し、海洋経済協力の発展に向けた新たな空間を開拓する。

(一) 海上の相互接続整備の推進

国内の水上運輸港湾の整備推進 国内の沿海港湾資源を統合し、「21世紀海上シルクロード」経済ベルトの中核と対外開放の門戸を構築する。深セン、上海などの都市について、建設グローバルな海洋中心都市の構築を推進し、投融資、サービス貿易、ビジネス旅行などの分野で対外開放の水準と国際影響力を更に高め、「21世紀海上シルクロード」をめぐる手本、主力とする。環渤海、長江デルタ、珠江デルタ、東南沿海、西南沿海などの地域の港湾群の整備を引き続き推進し、国際航路と海に出るルートを開拓・拡張し、グローバルな連携・交流という大きな構造にリンクする。

海外の水上運輸港湾拠点の整備推進 国際港湾間の協力を強化し、港湾・水上運輸関連の大企業による国際化発展戦略の実施を後押しし、市場の需給を踏まえ、買収、資本参加、リースなどの方式を通じて、海外の港湾管理、航路のメンテナンス、海上救助に関わり、遠洋漁業、遠洋輸送、海外資源開発などに向けて商用サービスを提供する。

(二) 海洋産業の有効なリンクの促進

「海外進出」戦略を実施し、海洋関連企業による市場化の原則に従った、海外生産、マーケティング及びサービス網の構築を導く。海洋関連企業、科学研究機関による国外の関連機関との設計及び技術交流の展開を奨励し、産業技術革新同盟を設立し、海洋工学・建築、海洋船舶、海洋事業向け設備の製造など、海洋分野の先進製造業の対外協力を推進する。海水養殖、海水淡水化と综合利用、海洋エネルギーの開発利用などの産業の生産能力協力と技術輸出を加速推進し、漁業企業による海外での遠洋漁業及び水産物加工物流拠点の構築を後押しし、国際大型定期客船観光を展開し、周辺国と海洋観光協力ネットワークを構築し、海洋観光の利便性を促進する。海外港湾拠点の構築を拠り所として、周辺国と協力して臨港海洋産業パークを建設し、国内海洋関連企業の産業パークへの入居を誘致し、投資リスクを避け、投資効率を高め、産業リンケージの最適化を図り、関連能力を引き上げ、産業クラスターの発展を促進する。

(三) 海洋経済をめぐる交流・協力の推進

海洋科学技術教育 海洋科学技術の重点ニーズ、国際科学技術協力の全体配置を踏まえて、海外合同研究センター（実験室）の設立を後押しし、海洋と気候変動の研究及び予測評価に関する協力を展開する。国際的、地域的な海洋科学技術産業同盟の形成を推進し、海洋技術の産業化を促進する。海洋関連の職業訓練に関する協力、海洋関連資格の相互認証を

展開する。海洋科学技術教育協力メカニズムと海洋科学技術フォーラムの構築・整備を推進し、各種海洋教育研修クラスの共同で開設する。国内と国外の海洋教育機関の共同による学校運営を強化し、中国政府による奨学金を提供して国外の関連分野を専攻する学生の中国での学習を援助する。

海洋生態環境の保全 典型的な海洋生態系と生物多様性の保護、海洋絶滅危惧種の保護及び外来侵入種のモニタリング・防止をめぐる協力を展開し、海洋生物試料バンクと重要な海洋生物遺伝質資源バンクを構築する。合同の航海回数調査を開始、展開し、深海・遠洋の海洋観測能力を高める。生態系に基づく海洋総合管理研究を展開し、海洋環境の保護と生態系の修復技術の共同研究開発を行い、海洋生態系モニタリング及び環境災害管理を合同で実施する。海洋予報・早期警戒システムの開発をめぐる地域協力を広げる。海洋保護区の交流プラットフォームを構築し、海洋保護区の実務経験の交流と技術共有を展開する。

海洋防災・減災 沿海国、特に「21世紀海上シルクロード」の沿線国と海上救援をめぐる国際協力を強化し、海上救援協力メカニズムの整備を更に進める。南シナ海及びその他の重要な海域に海上救援拠点を設け、海上救援合同訓練を強化する。地域の海洋災害、海洋気象災害の観測・早期警戒をめぐる基礎能力を強化し、南シナ海地域における津波の早期警戒能力を引き上げ、「21世紀海上シルクロード」沿線国の災害情報の共有を推進する。

(四) 対外協力支援体制の整備

政府による指導とサービスの強化 重点国との政府間投資協力協定の締結を推進する。シルクロード基金、中国-ASEAN 海上協力基金、アジアインフラ投資銀行などの機能を十分に発揮し、政策性銀行による条件に適合する海洋関連プロジェクトに対する融資支援を奨励し、営利目的の投資ファンドや社会資本による国際的な海洋経済協力への共同参画を推進する。中国-ASEAN 海洋協力センター、東アジア海洋協力プラットフォームなどの機能を発揮し、海洋をめぐる対外交流・協力の水準を高める。海洋産業海外投資情報バンクを設け、各国の投資環境情報レポートを定期的に公表し、投資主体又は仲介機関による業界セグメント情報交流プラットフォームの構築を導く。沿線国の対外協力リスク評価と早期警戒メカニズムを構築し、企業の海外投資リスクを引き下げる。沿海地方による優位性の発揮を後押しし、企業による国際協力の展開を積極的に導き、「21世紀海上シルクロード」建設に広範に参加する。

市場化サービスの整備 対外投資の社会的仲介サービス体系を整備し、金融サービス、情報コンサルティング、法律コンサルティング及び援助、会計監査、税務コンサルティング、市場調査及びマーケティングコンサルティングなどのサービス機能を発展させる。海外投資保険業務を整備し、国内保険機関による実状を踏まえた海洋関連企業を対象とする海外投資リスクに関する保険の自主開発を奨励、誘導する。海外で投資を行う海洋関連企業による海外資本市場の活用を奨励し、条件に合致する多国籍海洋関連企業による返済期限が異なる債務やエクイティ（新株・新株予約権・新株予約権付社債など）の発行を推進する。

七、海洋経済体制改革の深化

市場の資源配置における決定的な役割を發揮させ、政府の役割をより一層發揮させ、海洋経済の重点分野と重要な段階・部分の改革を推進し、海洋経済の発展に有利な体制・メカニズムを形成する。

(一) 現代海洋経済市場体系の整備

統一的、開放的で、競争秩序を備えた現代海洋経済市場体系の形成を加速し、海洋経済要素の自由で秩序のある流動を促進する。帰属が明瞭で、権力・権限と責任が明確で、保護が厳格で、移転がスムーズな海洋財産権制度を確立し、沿海の中心都市における海洋財産権取引サービスプラットフォームの構築を推進し、海域使用权の担保及び取引を展開し、海洋炭素排出権取引の試行を模索し、各種海洋資源と要素の市場に基づく配置・配分を実現する。海洋分野の技術市場の育成を加速し、知的財産権の運用体系と技術移転メカニズムを整備する。海洋関連科学研究事業組織の改革の歩みを加速し、社会資本との提携を強化する。海洋公共サービス分野の開放を加速し、海洋環境の特定項目の予報、海上捜索救助サービス、海洋地理情報サービス、重大科学研究施設などの社会向けのサービス機能を拡大する。海洋公共サービス有償使用制度を確立し、調査船隊、海洋設備のテスト拠点、深海生物資源試料バンクなどの市場に基づく応用を推進する。

(二) 海洋産業の発展に向けた体制・メカニズムの調整

重点産業の構造改革を推進し、海洋産業の構造調整を加速する。各種中央財政の漁業関連の特別資金の統合・最適化を図り、漁民による減船・漁業種類の転換を導く。海水を淡水化した水の供給体制の改革を重点的に推進し、海水を淡水化した水を沿海地域の水資源の重要な補充、戦略的備蓄として、水資源の統一的な配置に組み込み、天津、青島、舟山などの沿海の水が不足している都市と島嶼において、海水を淡水化した水の供給に関する公共関連施設の全面的な計画・手配・整備・管理を行い、海水を淡水化した水の水道料金の政府による補助金政策を制定する。

(三) 海洋経済の投融资体制改革の加速

財政資金の投入方式の革新を図り、現有資金を利用して海洋産業の発展を適度に後押しし、金融資金と民間資本の海洋分野への導入を奨励、誘導し、海洋関連ハイテク中小企業の産業化段階におけるハイリターンを狙ったアグレッシブな投資や融資保証を後押しする。条件を備えた地域における各種投資主体が広範に参加する海洋産業誘致基金の設立を後押しする。政策性、開発性、商業性金融機関を分類、指導し、それぞれに重きを置いて海洋経済の発展を後押し、それに寄与する。海洋産業と重層的な資本市場とのリンクを導き、海洋関連企業の資金調達ルートを開拓する。

(四) 海洋情報資源の共有推進

分野、業界、地域を跨ぐ海洋情報共有メカニズムと軍民連動メカニズムを構築し、海洋関連部門、業界内部の海洋情報の統合と部門間のコア業務システムの相互接続を推進し、

インテリジェント化された海洋総合管理制御・開発利用・公共スマート応用サービスを開発し、海洋情報の相互接続を推進し、国の海洋情報の有効な共有を実現する。海洋データ資料の社会化された、公開性のサービスメカニズムの構築を加速し、政府の海洋データの社会に向けた安全かつ有効な開放を徐々に実現する。海洋強国の建設に関する要求事項に適応した国家海洋情報保障体系を形成する。

八、保障措置

全面的な計画・手配・調整及び意思の疎通と協力を強化し、海洋関連の法律・法規体系を整備し、財政、投融資などの政策の調整・マッチングを強化し、計画の実施・評価メカニズムを整備し、海洋経済の発展に向けた管理及び調節能力を高める。

(一) マクロ的指導の強化

全国の海洋経済の発展促進に向けた部間合同会議（省庁間会議）の役割を十分に発揮し、全国海洋経済発展計画の実施に対する指導、監督、評価を強化し、海洋経済の発展政策とメカニズムのイノベーションにおける重大な問題を協調して解決する。国务院の各関係部門が職責・分担に従って責任を負い、行政管理機能を高め、海洋経済の発展促進に向けた政策措置を定める。中央と地方の海洋経済管理業務の連動性を高め、地域を跨いだ協調メカニズムを整備し、軍民の融合発展を促進する業務メカニズムを構築する。沿海の地方政府は海洋経済の発展に対する支援の度合いを強化・拡大し、当該地域の海洋経済の発展促進に向けた政策措置を検討、制定する。企業の海洋経済分野における主導的役割を發揮し、産業集中度が比較的高い都市において、海洋関連の各種業界団体や商業連合会の設立を後押しし、業界の自律、情報交換、資源共有、産業協力を強める。

(二) 制度体系の完全化

海洋主体機能区計画の基礎的、指導的役割を確実に発揮し、沿海の省級の海洋主体機能区計画の編成と実施を加速する。海洋機能区画制度を厳格に実施し、海洋機能区画の実施に対する追跡と評価を強化する。島嶼の保護、国際海域の資源調査と開発、海洋科学技術革新、海水利用、海洋事業向け設備などの特定項目の計画を編成、実施し、特定項目の計画の環境影響評価を強化する。海洋基本法、南極に関する立法の関連業務を推進し、海洋防災・減災、海洋科学研究調査、海水利用などの方面の立法を強化し、深海海底鉱物資源開発法、海域使用管理法、海洋環境保護法、島嶼保護法、海上交通安全法、鉱産物資源法、漁業法などの法律・法規の関連制度を整備する。地方の海洋に関する立法業務に対する指導を強化し、沿海地域における制度の革新と改革の実行を後押しする。行政の意思決定手続きの整備を強化し、海洋行政許可制度を整備し、法執行の監督・検査を強化する。実施海洋監督査察制度を実施し、常態的な海洋監督・査察を展開する。海洋関連の法知識の普及・広報・啓発メカニズムを整備する。海洋品質技術監督体系を構築し、海洋をめぐる標準化、計量、検査・モニタリング及び認証・認可を強化し、海洋品質審査評価制度及び品質事故責任追及制度を確立する。

(三) 政策調整の強化

財政政策 海洋分野の省エネ・排出削減、海洋生態環境の保護、防災・減災などの経費需要を合理的に保障する。国家科学技術計画（特定項目、基金など）を通じて、条件に合致する海洋基礎科学及び基幹技術の研究開発を全面的に計画・手配し、支援する。海水利用、海水養殖、海洋再生可能エネルギー、海洋由来の医薬品とバイオ製品、海洋設備製造、海洋文化などの海洋産業の発展を積極的に後押しする。条件に合致する海洋関連の重大技術を用いる設備製造企業が、規定に従い、1台（セット）目の重大技術を用いた設備の保険料の補助金を申請することを奨励する。遠洋漁労、海水養殖、条件に合致する海水淡水化及び海洋エネルギー発電プロジェクトによる企業の所得について、企業所得税の減免を引き続き実施する。

投融资政策 多様な投資主体が海洋産業に参入することを奨励し、海洋産業投資指導目録を検討・策定し、海洋産業について、国の奨励類、制限類、淘汰類を確定する。政府、企業、金融機関、科学研究機関などの資源を統合し、海洋産業投融资公共サービスプラットフォームを共同で構築する。プロジェクト投融资メカニズムの構築を推進し、政府と社会資本の協力を通じて、産業発展基金、リスク補償基金の設立や利子補給などの方式による、社会資本と銀行の貸付資本の海洋産業への投入を促す。サービス海洋経済の発展に寄与する信託投資、株式投資、産業投資、ベンチャー投資などの各種投融资モデルを積極的に発展させ、海洋関連の中小零細企業に専門サービス、カスタマイズサービスを提供する。

海洋利用・島嶼利用政策 海域と無人島嶼の開発利用の市場に基づく配置及び流動管理制度を構築、整備し、海域使用権と無人島嶼の開発利用をめぐる入札・競売・公示払下を推進し、無人島嶼の保護・開発に関する試行の展開を後押しし、無人島嶼の開発モデルを模索する。重点養殖区と漁労区の整備をめぐる海洋利用と海岸埋立を厳格に規制し、漁業水域補償制度を整備する。海域及び島嶼使用金制度を整備し、海域の整備、保護及び管理を強化する。海域の島嶼の集約・節約利用を強化し、プロジェクトの海洋利用・島嶼利用に対する監督管理を強める。

(四) モニタリング評価の展開

海洋経済のモニタリング評価を強化し、海洋経済の管理の能力と水準を高める。国家及び省級の海洋経済の運営をめぐるモニタリングと評価のキャパシティービルディングを推進し、海洋経済発展レポート、海洋経済統計公報、海洋発展指数、海洋経済景気指数などを定期的に公表し、社会的予測を導く。海洋経済統計制度、海洋経済計算体系を整備し、国家、省（自治区、直轄市）、市の海洋経済計算業務を推進する。全国海洋経済調査を展開する。海洋経済の運営分析と海洋経済の重大な問題に関する研究を強化し、各級政府の海洋経済をめぐる制御・調整に向けてサポートを提供する。

(五) 実施メカニズムの整備

国务院の関係部門が計画実施・政策実行責任制を確立し、本計画の実施に対する指導、検査及び監督を強化する。沿海地方の各級人民政府が本計画に基づいて発展の方向性と重

点を確定し、当該地域の海洋経済発展計画を策定し、メカニズムのイノベーションを図り、責任を明確にし、指導を強化し、計画で示した各項目の任務の確実な実施を保証する。計画を実施する中での関連する重大政策、改革の試行及び建設プロジェクトについては、規定に従って別途報告し、許可を求める。国家発展・改革委員会、国際海洋局は関係部門と共同で計画評価メカニズムを構築・整備し、本計画の実施状況に対する評価を強化し、政策の確実な実施について督促・検査を行い、実施過程で生じる新たな状況、新たな問題を検討、解決し、重大な問題は速やかに国务院に報告する。

この報告書は、ポートレースの交付金による日本財団の助成を受けて作成しました。

2017年度

総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向報告書

2018年3月発行

発行 公益財団法人笹川平和財団 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル6階
TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230
<http://www.spf.org>

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN 978-4-88404-350-6

